

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第 10 条、気象業務法第 13 条、第 14 条の 2 による気象状況等の通知を受けたときから、必要に応じて洪水、津波又は高潮による危険が解消するまでの間、県下各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、ダム又は水門の操作、水防活動、水防管理団体間の協力及び応援、水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用について実施の大綱を示したものである。

第 2 節 用 語 の 定 義

1 山形県水防本部

山形県における水防を総括するために設置し、本部事務局は、県土整備部河川課に常置する。

2 山形県水防本部長

山形県知事

3 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。（法第 2 条第 2 項）

4 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。
（法第 4 条）

5 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第 2 条第 3 項）

6 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第 2 条第 5 項）

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項等の組織及び運営に関する事項等を内容とする規約等を有しているもので水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）

8 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川等について洪水、津波又は高潮によって災害が起るおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行ふ発表をいう。（法第 2 条第 8 項、第 16 条）

9 洪水予報

(1) 国の機関が行う洪水予報

気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときにその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が最上川、須川、鮭川及び赤川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。

(2) 県が行う洪水予報

知事が、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。

(法第10条第1項・第2項、法第11条及び気象業務法第13条・第14条の2)

10 指定河川

国土交通大臣及び知事がそれぞれ水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川。

(法第16条)

11 水位周知河川（水位情報周知河川）

流域面積は比較的小さく洪水予報を行う時間余裕がない河川であつて、河川の水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）に達したことを浸水想定区域の住民に周知することにより、水災時の被害軽減を図ることとした河川。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第13条）

12 水防団待機水位（通報水位）

水防団が出動のために待機する水位。

13 氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）

水防団の出動の目安となる水位。

14 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位。

15 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）

市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。

16 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

17 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。国土交通大臣及び都道府県知事が指定する。（法第14条）

第3節 水 防 責 任 等

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

2 水防管理団体の責任

その管轄区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。(法第3条)

3 気象庁長官（山形地方気象台長）の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条の1)

4 国土交通大臣（東北地方整備局長）の責任等

(1) 本編 第3章 第1節 第1項 に掲載する河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、山形地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条第2項)

(2) 本編 第3章 第1節 第5項 に掲載する河川について、氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して山形県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条第1項)

(3) 本編 第3章 第1節 第2項 に掲載する河川について、洪水により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、山形県知事（水防本部長）に通知しなければならない。(法第16条)

(4) 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。(法第32条)

ア 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除

イ 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

5 知事の責任

(1) 知事は洪水予報の通知及び水位が氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）に達した旨の通知をうけた場合においては、直ちに関係のある水防管理者に、通知しなければならない。(法第10条第3項、法第13条第3項)

(2) 本編 第3章 第1節 第6項 に掲載する河川について、氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条第2項)

(3) 国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。(法第16条)

6 量水標管理者（国、県）の責任

(1) 量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を、関係者に通報しなければならない。(法第12条第1項)

(2) 量水標の水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）をこえるときは、水位状況をこの計画に定めるところにより公表しなければならない。(法第12条第2項)

7 通信施設の優先使用

水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。(法第27条)

8 一般住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民を水防に従事させることができる。(法第24条)

9 県の水防計画書の公表

- (1) 山形県の水防計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは水防協議会の承認を得て、これを変更する。(法第7条4項)
- (2) 水防計画を変更したときはその要旨を県のホームページ等にて公表する。(法第7条第7項)

第4節 津波における留意事項

日本海では、津波の原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来することから、まずは水防団員自身の安全を確保しなければならない。

(参考)

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて設定された「最大クラスの津波」における、主要海岸での「+20cmの津波の到達時間」及び「津波最高水位」は下記のとおりである。

市町名	地区名	+20cmの津波の 到達時間	津波最高水位	備考
鶴岡市	鼠ヶ関	8分	8.8m	鼠ヶ関川
酒田市	浜中	11分	10.4m	赤川
酒田市	宮野浦	10分	9.7m	最上川
酒田市	酒田港	8分	13.3m	新井田川
遊佐町	比子	9分	11.2m	日向川
遊佐町	吹浦	9分	12.5m	月光川

(出典)「山形県津波浸水想定・被害想定結果」(平成28年3月公表)

※詳細は出典元を参照。

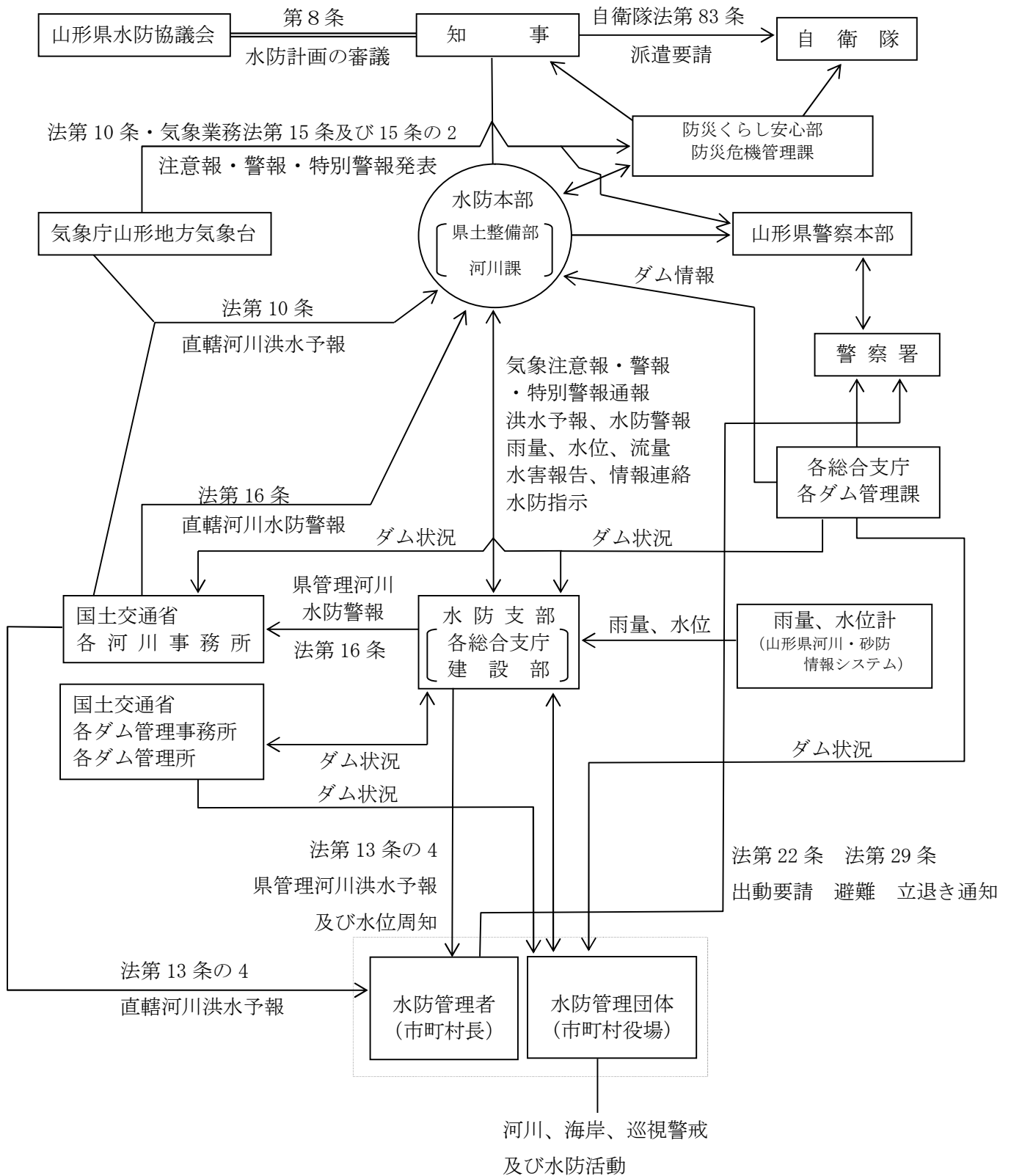
第5節 安全配慮

水防活動に当たっては、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第6節 水防関係機関系統



第2章 県における水防組織

第1節 水防体制と出動

県は山形地方気象台より気象情報（警報及び注意報を含む）をうけたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。

1 水防本部の体制

(1) 準備体制

洪水、津波、高潮注意報をうけたときは、水防要員（1班）を以て連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

(2) 注意体制

大雨、洪水、津波、高潮注意報をうけ、さらに警報に切り替わると予想される場合、又は洪水が起こる恐れがある場合〔水防団待機水位（通報水位）を越え、氾濫注意水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）に達するおそれがある場合〕は、情報収集等の水防活動ができる体制とする。

(3) 警戒体制

大雨、洪水、津波、高潮警報をうけたときは、水防要員（1～2班）を以てこれに当り、そのまま水防活動ができる体制とする。必要により自動車を待機させる。

(4) 非常体制

大津波警報、大雨、高潮特別警報、その他洪水による重大な災害発生が生ずる恐れがある場合は、水防計画に定めてある水防要員全員を以て非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。もし、事態が長びく時は水防長は適宜交代させるものとする。

2 水防支部の体制

支部長は、情報判断を適正に行い、支部の水防計画に従い水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

3 水防管理団体の体制

(1) 水防管理者は、情報判断を適正に行い、水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。

(2) 指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、万全の体制を保持しなければならない。

4 出動準備

水防管理者は、次の場合には、管下水防団又は消防機関に対し、出動準備をさせること。

(1) 水防警報が発せられたとき。

(2) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要を予測するとき。

(3) その他気象状況により、洪水、津波、高潮等の危険が予知されるとき。

5 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下水防団又は消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかななければならない。

(1) 水防警報が発せられたとき。

(2) 河川の水位が氾濫注意水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

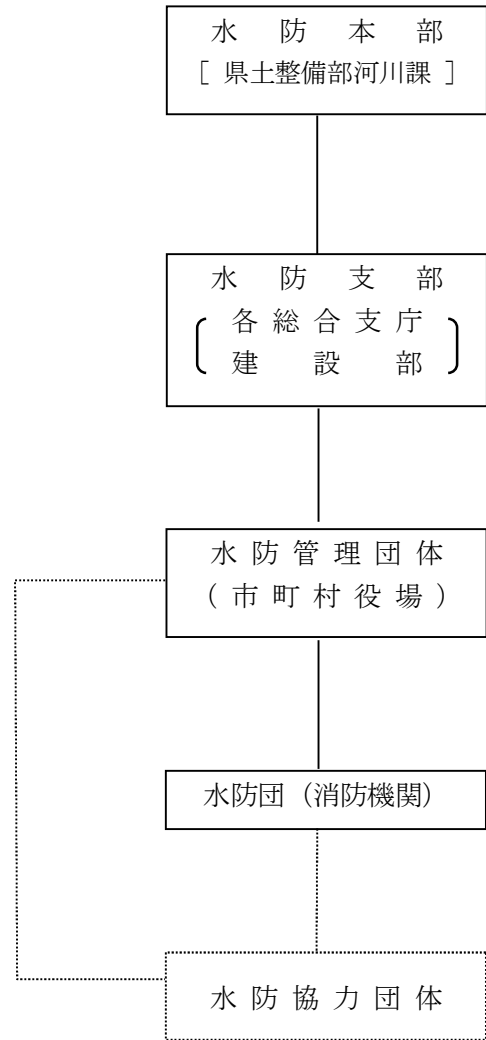
(3) 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

(4) 地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるとき。

第2節 山形県の水防組織と任務

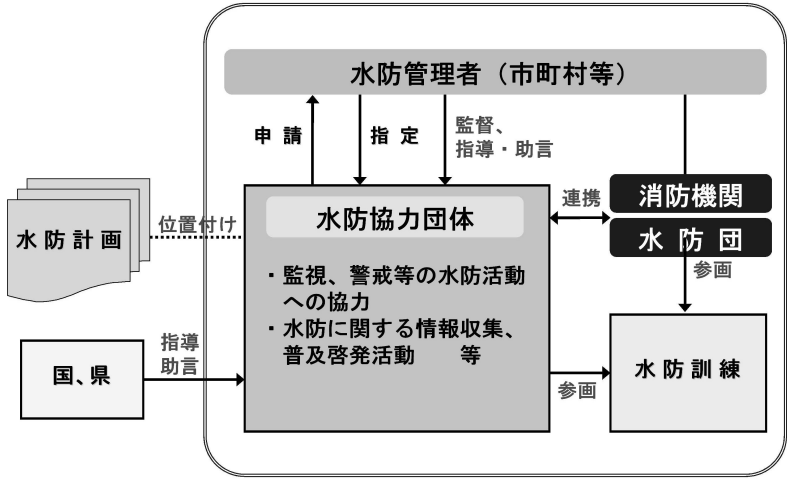
1 水防活動の組織

県の水防組織は、次のように構成する。



「注」
〔 〕 内は事務局とする。

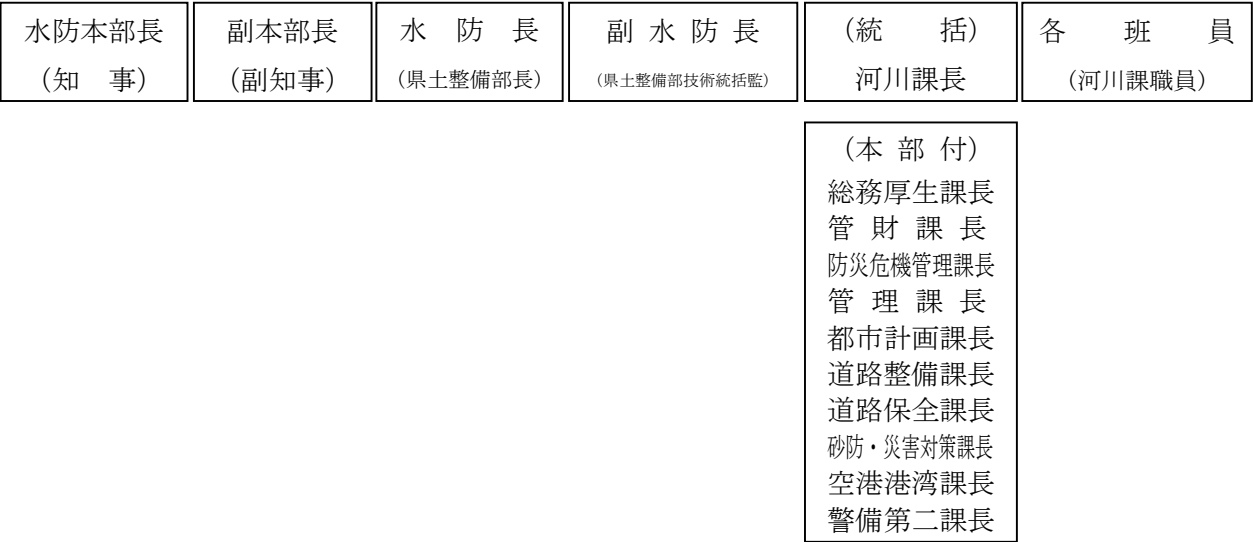
(参考) 水防協力団体制度 (第12章 水防協力団体制度)



2 水防本部の構成等

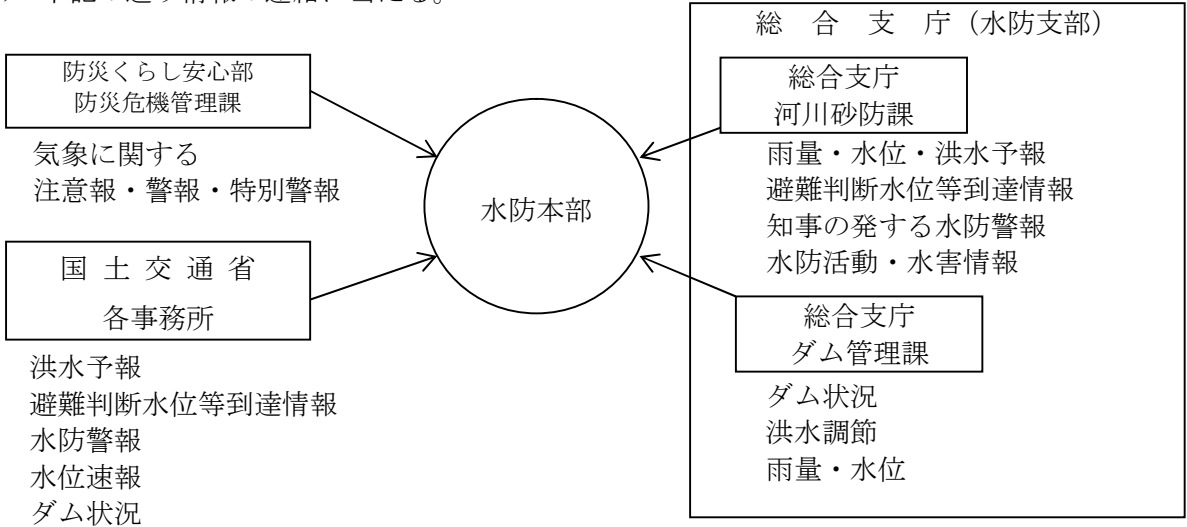
(1) 本部の組織

法第10条第1項及び気象業務法第15条第1項の規定により、水防に係りのある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、県下の水防管理団体等が行う水防の統括連絡を図るために水防本部を設置する。



(2) 水防要員は6班編成とし、任務は次の通りである。

ア 下記の通り情報の連絡に当たる。



イ 各支部、県管理ダム、国土交通省（各事務所）等より雨量、水位及び水害による情報を収集し必要に応じ関係諸機関に連絡する。

ウ 水防記録を作成して保管する。

エ 必要に応じ、一般被害状況及び水防作業実施の現地写真を収集し保管する。

オ 水防管理団体等の指導に当る。

カ 人員、資材及び器具の調達、輸送の任に当る。

キ 資材、器具輸送の機動力の確保に当る。

(3) 水防本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、県に災害対策本部が設けられた場合、この本部の組織に入り、水防事務を処理する。

3 水防支部の構成等

(1) 支部の組織

支 部 名	支 部 長	副支部長	支部水防長	支部副水防長	(統 括)
東南置賜支部	総合支庁長	総務企画部長 建設部長	建設部長 建設部次長	河川砂防課長	河川砂防課 課長補佐
西置賜支部					
東南村山支部					
西村山支部					
北村山支部					
最上支部					
庄内支部					

(2) 支部の編成は本部に準じて定め任務は次の通りとする。

ア 気象通報及び警報を受ける。

イ 知事が指定した河川について、洪水予報、氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）到達情報の発表、水防警報を発令する。

ウ 支部水防長は、県知事指定河川について避難判断水位に達したとき、又は急激な水位上昇が予想され氾濫危険水位に到達するおそれがあるときは、洪水浸水想定区域の市町村長（防災担当幹部職員）に河川の状況、水位の変化、今後の見通し等を電話（ホットライン）で情報提供を行う。

エ 水防支部は市町村長への情報の伝達状況を確認し、情報提供の内容、日時等とあわせて遅滞なく水防本部に報告する。

オ 水位、水害状況の通報、連絡に当る。

カ 水防作業状況及び水害状況の記録、写真撮影を行い保管する。

キ 水防管理団体に関する水防作業の現地指導

ク 備蓄資器材の点検、整備

ケ 人員、資材及び器具の調達、輸送に当る。

コ その他特に命ぜられた事項

(3) 地区水防連絡会の組織

各支部に地区の水防連絡会を設け、地区内の水防計画の樹立及び水防に関する事項について審議する。各支部管内の地区水防連絡会は次の通りである。（指）：指定水防管理団体を表す。

置 賜 総 合 支 庁			
東南置賜地区水防連絡会	東北地方整備局山形河川国道事務所	西置賜地区水防連絡会	東北地方整備局山形河川国道事務所 東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所白川ダム管理支所 〃 長井ダム管理支所 北陸地方整備局飯豊山系砂防工事事務所 〃 横川ダム管理支所
	置賜広域行政事務組合消防本部		西置賜行政組合消防本部
	米沢警察署 南陽警察署		長井警察署 小国警察署
	米沢市水防管理団体 南陽市水防管理団体（指） 高畠町水防管理団体（指） 川西町水防管理団体（指）		長井市水防管理団体（指） 小国町水防管理団体 白鷹町水防管理団体（指） 飯豊町水防管理団体（指）

村 山 総 合 支 庁					
東南村山地区水防連絡会	東北地方整備局 山形河川国道事務所	西村山地区水防連絡会	東北地方整備局 山形河川国道事務所 最上川ダム統合管理事務所	北村山地区水防連絡会	東北地方整備局 山形河川国道事務所 新庄河川事務所
	山形市消防本部 上山市消防本部 天童市消防本部		西村山広域行政事務組合 消防本部		村山市消防本部 東根市消防本部 尾花沢市消防本部
	山形警察署 上山警察署 天童警察署		寒河江警察署		村山警察署 尾花沢警察署
	山形市水防管理団体（指） 上山市水防管理団体（指） 天童市水防管理団体（指） 山辺町水防管理団体 中山町水防管理団体		寒河江市水防管理団体（指） 河北町水防管理団体（指） 西川町水防管理団体 朝日町水防管理団体 大江町水防管理団体		村山市水防管理団体 東根市水防管理団体 尾花沢市水防管理団体（指） 大石田町水防管理団体

最 上 総 合 支 庁	
最上地区水防連絡会	東北地方整備局新庄河川事務所
	最上広域市町村圏事務組合消防本部
	新庄警察署
	新庄市水防管理団体 金山町水防管理団体 最上町水防管理団体（指） 舟形町水防管理団体（指） 真室川町水防管理団体（指） 大蔵村水防管理団体（指） 鮭川村水防管理団体（指） 戸沢村水防管理団体（指）

庄 内 総 合 支 庁	
庄内地区水防連絡会	東北地方整備局酒田河川国道事務所 月山ダム管理所 酒田港湾事務所
	東北運輸局山形運輸支局酒田庁舎 海上保安庁酒田海上保安部
	酒田地区広域行政組合消防本部 鶴岡市消防本部
	鶴岡警察署 酒田警察署 庄内警察署
	鶴岡市水防管理団体（指） 酒田市水防管理団体（指） 三川町水防管理団体（指） 庄内町水防管理団体（指） 遊佐町水防管理団体（指）

第3節 指定水防管理団体

管内	支部	郡 市 別	管 理 団 体 名	主 要 河 川 名
置賜	東南置賜	東 置 賜 郡	高 畠 町	屋代川、天王川
		南 陽 市	南 陽 市	吉野川
		東 置 賜 郡	川 西 町	犬川
	西 置 賜	長 井 市	長 井 市	最上川、置賜野川、置賜白川
		西 置 賜 郡	白 鷹 町	最上川
		〃	飯 豊 町	置賜白川
村山	東南村山	山 形 市	山 形 市	須川、馬見ヶ崎川、立谷川、本沢川、村山高瀬川
		上 山 市	上 山 市	前川、須川、蔵王川
		天 童 市	天 童 市	最上川、立谷川、乱川、倉津川、押切川、須川
	西 村 山	寒 河 江 市	寒 河 江 市	寒河江川、沼川、最上川
		西 村 山 郡	河 北 町	寒河江川、最上川
	北 村 山	尾 花 沢 市	尾 花 沢 市	丹生川
最上	最 上	最 上 郡	真 室 川 町	真室川
		〃	鮭 川 村	鮭川、泉田川
		〃	戸 沢 村	鮭川、最上川
		〃	大 蔵 村	銅山川、最上川
		〃	最 上 町	最上小国川
		〃	舟 形 町	最上川、最上小国川
庄内	庄 内	酒 田 市	酒 田 市	最上川、赤川、京田川、新井田川、日向川 相沢川、田沢川、荒瀬川、大山川、豊川
		飽 海 郡	遊 佐 町	日向川、月光川
		鶴 岡 市	鶴 岡 市	赤川、大山川、内川、青竜寺川、藤島川、 京田川、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川
		東 田 川 郡	三 川 町	赤川、藤島川、大山川、青竜寺川
		〃	庄 内 町	最上川、立谷沢川、京田川
計			23団体	

第4節 水防団員等現況表

水防団員等現況表を資料編に示す。

第5節 大規模氾濫時の減災対策協議会

山形県における「大規模氾濫時の減災対策協議会」は以下のとおり。

【国管理河川・県管理河川】

- 最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会
- 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会
- 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会

【県管理河川のみ】

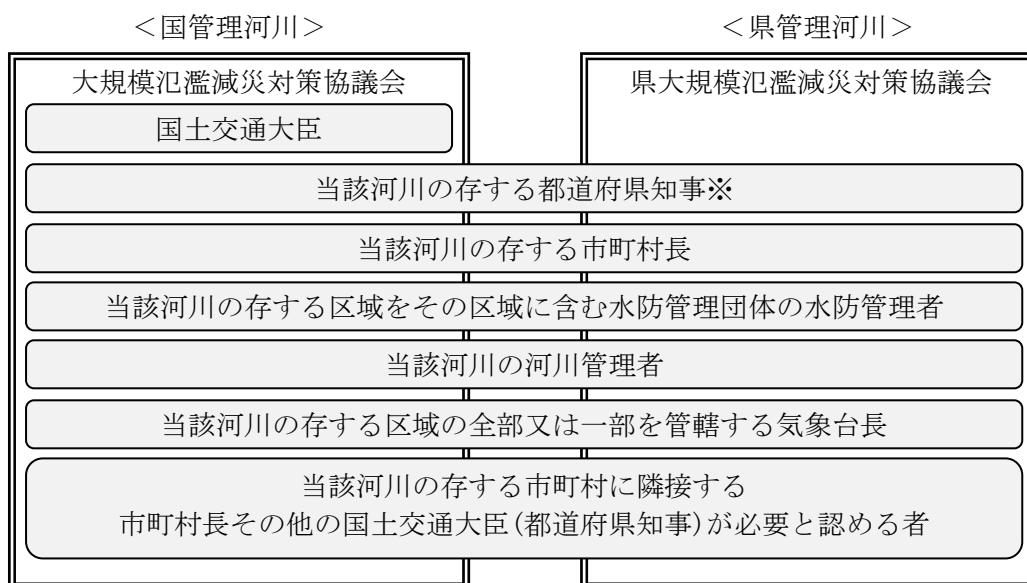
- 荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会
- 山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会

協議会の構成員

大規模氾濫減災対策協議会の法定協議会の構成員は以下のとおり。

(水防法第15条の9第2項、及び第15条の10第2項)

なお、これらの者から委任を受けた者を、構成員とすることができる。



※ 協議会の運用上、山形県知事から委任を受けた者として、各総合支庁建設部長を構成員とする。

第3章 指定河川及び水防区

第1節 指定河川等

1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第10条第2項）

河川名	区 域		延 長
最上川 上 流	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県米沢市中田町字堀立川向一21番の乙地先 山形県村山市大字田沢字小野原907の65 山形県米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地先 山形県村山市大字土生田字高橋1515の2	114,988m
須 川 下 流	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県山形市飯塚町字中河原1629番地先 最上川合流点 山形県山形市飯塚町字中河原165番地先 最上川合流点	11,647m
村山野川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県東根市大字野田シタ舟戸橋1090番地先 最上川合流点 山形県東根市大字野田シタ舟戸橋1353番地先 最上川合流点	2,000m
寒河江川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県西村山郡河北町大字溝延字稻荷原353番地先 最上川合流点 山形県寒河江市大字日田字前野27番の2地先 最上川合流点	452m
馬見ヶ崎川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県山形市大字成安字前川原2290番地先 須川合流点 山形県山形市大字成安字前川原1693番地先 須川合流点	1,200m
置賜白川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県長井市時庭字中島川原564番の9地先 最上川合流点 山形県長井市歌丸字下川原一2182番の9地先 最上川合流点	2,000m
鬼面川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県東置賜郡高畠町大字上平柳字下在家1937番の14地先 最上川合流点 山形県東置賜郡高畠町大字上平柳字北五百野1954番の9地先 最上川合流点	578m
天王川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端 最上川合流点 山形県米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端 最上川合流点	1,300m
吉野川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端 最上川合流点 山形県南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端 最上川合流点	2,000m
誕生川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端 最上川合流点 山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端 最上川合流点	2,500m
最上川 中 流	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県村山市大字田沢字小野原907番の65地先 山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯1503番3地先 山形県村山市大字土生田字高橋1515番の2地先 山形県最上郡戸沢村大字古口字柏沢外八国有林197林班く小班地先	60,000m
丹生川	左岸 右岸	自 至 自 至 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向62番地先 最上川合流点まで 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向143番地先 最上川合流点まで	2,000m

河川名	区 域		延 長
最上小国川	左岸 右岸	自至 自至 最上郡舟形町富田字矢弓14番の1地先 最上川合流点まで 最上郡舟形町長者原字長者原1257番の3地先 最上川合流点まで	2,800m
鮭 川	左岸 右岸	自至 自至 山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番の1地先の八千代橋 最上川合流点 山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3799番の2地先の八千代橋 最上川合流点	23,300m
真室川	左岸 右岸	自至 自至 山形県最上郡真室川町大字川の内字安久土2005番地先 鮭川合流点 山形県最上郡真室川町大字川の内字高沢1683番の4地先 鮭川合流点	5,000m
金山川	左岸 右岸	自至 自至 山形県最上郡金山町大字山崎字藁坊野214番の1地先 真室川合流点 山形県最上郡金山町大字山崎字三枝1615番地先 真室川合流点	7,800m
最上川 下 流	左岸 右岸	自至 自至 山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯1503番3地先 海 山形県最上郡戸沢村大字古口字柏沢外八国有林197林班く小班地先 海	31,000m
立谷沢川	左岸 右岸	自至 自至 山形県東田川郡庄内町清川字上川原4番地先 最上川合流点 山形県東田川郡庄内町腹巻野36番地先の20地先 最上川合流点	500m
赤 川	左岸 右岸	自至 自至 山形県鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 海 山形県鶴岡市中野新田字村表7番地先 海	33,016m
内 川	左岸 右岸	自至 自至 山形県鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 赤川合流点 山形県鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 赤川合流点	2,000m
大山川	左岸 右岸	自至 自至 山形県酒田市広岡新田字道東34番地先 赤川合流点 山形県東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先 赤川合流点	2,500m

2 国土交通大臣指定河川〔（水防警報河川）法第16条第1項〕

河川名	区 域		延 長
最上川	左岸 右岸	自至 自至 山形県米沢市中田町字堀立川向一21番の乙地先 海 山形県米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地先 海	205,988m
須 川 下 流	左岸 右岸	自至 自至 山形県山形市飯塚町字中河原1629番地先 最上川合流点 山形県山形市飯塚町字中河原165番地先 最上川合流点	11,647m
村山野川	左岸 右岸	自至 自至 山形県東根市大字野田シタ舟戸橋1090番地先 最上川合流点 山形県東根市大字野田シタ舟戸橋1353番地先 最上川合流点	2,000m
寒河江川	左岸 右岸	自至 自至 山形県西村山郡河北町大字溝延字稻荷原353番地先 最上川合流点 山形県寒河江市大字日田字前野27番の2地先 最上川合流点	452m

河川名	区 域		延 長
馬見ヶ崎川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県山形市大字成安字前川原2290番地先 須川合流点 山形県山形市大字成安字前川原1693番地先 須川合流点	1,200m
置賜白川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県長井市時庭字中島川原564番の9地先 最上川合流点 山形県長井市歌丸字下川原一2182番の9地先 最上川合流点	2,000m
鬼面川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県東置賜郡高畠町大字上平柳字下在家1937番の14地先 最上川合流点 山形県東置賜郡高畠町大字上平柳字北五百野1954番の9地先 最上川合流点	578m
天王川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端 最上川合流点 山形県米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端 最上川合流点	1,300m
吉野川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端 最上川合流点 山形県南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端 最上川合流点	2,000m
誕生川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端 最上川合流点 山形県東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端 最上川合流点	2,500m
丹生川	左岸 右岸	自 至 自 至 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向62番地先 最上川合流点まで 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向143番地先 最上川合流点まで	2,000m
最上小国川	左岸 右岸	自 至 自 至 最上郡舟形町富田字矢弓14番の1地先 最上川合流点まで 最上郡舟形町長者原字長者原1257番の3地先 最上川合流点まで	2,800m
鮭 川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番の1地先の八千代橋 最上川合流点 山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3799番の2地先の八千代橋 最上川合流点	23,300m
真室川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県最上郡真室川町大字川の内字安久土2005番地先 鮭川合流点 山形県最上郡真室川町大字川の内字高沢1683番の4地先 鮭川合流点	5,000m
金山川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県最上郡金山町大字山崎字藁坊野214番の1地先 真室川合流点 山形県最上郡金山町大字山崎字三枝1615番地先 真室川合流点	7,800m
相沢川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県酒田市石名坂字上田元27番地先 最上川合流点 山形県酒田市檜橋字下川原456番地先 最上川合流点	1,460m
立谷沢川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県東田川郡庄内町清川字上川原4番地先 最上川合流点 山形県東田川郡庄内町腹巻野36番地の20地先 最上川合流点	500m

河川名	区 域		延 長
京田川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県酒田市坂野辺新田字下割14番の3地先 最上川合流点 山形県酒田市落野目字広野7番地先 最上川合流点	4,200m
赤 川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 海 山形県鶴岡市中野新田字村表7番地先 海	33,016m
内 川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 赤川合流点 山形県鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 赤川合流点	2,000m
大山川	左岸 右岸	自 至 自 至 山形県酒田市広岡新田字道東34番地先 赤川合流点 山形県東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先 赤川合流点	2,500m

3 県知事が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第11条第1項）

河川名	区 域		延 長
須 川 上 流	左岸 右岸	自 至 自 至 上山市関根字東通1055番地先 山形市大字飯塚字中河原1629番地先 上山市宮脇字下川原712番40地先 山形市大字飯塚字中河原165番地先	15,800m
大山川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市坂野下字坂下26番地先 酒田市広岡新田字道東34番地先 鶴岡市東目字河倉109番地先 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先	24,850m
最上小国川	左岸 右岸	自 至 自 至 最上郡最上町大字富沢 保京橋 最上郡舟形町大字富田字富田 富長橋 最上郡最上町大字富沢 保京橋 最上郡舟形町大字長者原 富長橋	34,700m
屋代川	左右岸	自 至 東置賜郡高畠町大字二井宿（大滝川合流点） 南陽市大字大橋（吉野川合流点）	11,500m
日向川	左岸 右岸	自 至 自 至 酒田市升田字上内川 河口 酒田市升田字砂田 河口	19,970m
丹生川	左岸 右岸 左右岸	自 自 自 至 尾花沢市大字上柳渡戸（母袋橋） 尾花沢市大字母袋（母袋橋） 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋（丹生川鉄道橋）	12,700m

4 県知事指定河川〔（水防警報河川）法第16条第1項〕

河川名	区 域		延 長
屋代川	左右岸	自 至 東置賜郡高畠町大字二井宿（大滝川合流点） 南陽市大字大橋（吉野川合流点）	11,500m
置賜白川	左岸 右岸	自 自 自 至 西置賜郡飯豊町大字高峰字上坪深 長井市大字時庭字中島川原 西置賜郡飯豊町大字高峰字安導寺 長井市大字歌丸下川原	17,000m

河川名	区 域		延 長
須 川 上 流	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 自 至 上山市関根字東通1055番地先 山形市大字飯塚字中河原1629番地先 上山市宮脇字下川原712番40地先 山形市大字飯塚字中河原165番地先	15,800m
寒河江川	左右岸 左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 寒河江市大字日和田（慈恩寺橋） 西村山郡河北町大字溝延 寒河江市大字日田字前野	6,000m
丹生川	左岸 右岸 左右岸	自 至 自 至 自 至 尾花沢市大字上柳渡戸（母袋橋） 尾花沢市大字母袋（母袋橋） 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋（丹生川鉄道橋）	12,700m
最上小国川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 最上郡舟形町大字舟形字野々田（舟形橋） 最上郡舟形町大字富田字富田 最上郡舟形町大字舟形字向屋（舟形橋） 最上郡舟形町大字長者原	3,500m
大山川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 鶴岡市坂野下字坂下 酒田市広岡新田字道東 鶴岡市東目字河倉 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼	24,850m
日向川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 酒田市升田 河口 酒田市升田字砂田 河口	19,970m

5 国土交通大臣指定河川〔（水位周知河川）法第13条第1項〕

河川名	区 域		延 長
相沢川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 山形県酒田市石名坂字上田元27番地先 最上川合流点 山形県酒田市檜橋字下川原456番地先 最上川合流点	1,460m
京田川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 山形県酒田市坂野辺新田字下割14番の3地先 最上川合流点 山形県酒田市落野目字広野7番地先 最上川合流点	4,200m

6 県知事指定河川〔（水位周知河川）法第13条第2項〕

河川名	区 域		延 長
最上川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 米沢市大字赤崩字海老ヶ沢 米沢市中田町字掘立川向一21番地の乙 米沢市大字赤崩字海老ヶ沢 米沢市大字八木橋西上3616番	6,500m
犬 川	左右岸	自 至 川西町大字上小松字平谷地 川西町大字東大塚字町田	8,200m
堀立川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 米沢市大字李山字山田 米沢市中田町（最上川合流点） 米沢市大字李山字八ヶ代 米沢市春日四丁目（最上川合流点）	10,600m
砂 川	左岸 右岸	自 至 自 至 自 至 高畠町大字上和田字砂田927番地先 最上川合流点 高畠町大字上和田字橋本810番地 最上川合流点	9,700m

河川名	区 域		延 長
誕生川	左岸 右岸	自 至 自 至 米沢市広幡町上小菅字落合屋敷（荅1688番）地先 川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端 米沢市広幡町上小菅五節平沢1685番の乙地先 川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端	9,900m
羽黒川	左岸 右岸	自 至 自 至 米沢市大字関根字赤石川 米沢市中田町（最上川合流点） 米沢市大字関根字赤石川 米沢市大字上新田（最上川合流点）	9,900m
吉野川	左岸 右岸	自 至 自 至 南陽市大字金山字川中島 南陽市大字大橋字下宿原（鉄道橋下流端） 南陽市大字金山字川中島 南陽市大字大橋字下宿原（鉄道橋下流端）	8,700m
鬼面川	左岸 右岸	自 至 自 至 米沢市舘山 川西町大字下平柳字下屋敷 米沢市舘山三丁目 高畠町大字上平柳	15,000m
天王川	左右岸	自 至 米沢市万世町梓山（第一門前橋） 米沢市大字下新田（県道橋下流端）	9,000m
織機川	左右岸	自 至 南陽市漆山 南陽市砂塚（最上川合流点）	5,560m
黒 川	左岸 右岸	自 至 自 至 川西町大字大舟 川西町大字黒川（犬川合流点） 川西町大字大舟 川西町大字高山（犬川合流点）	15,200m
置賜白川	左岸 右岸	自 至 自 至 西置賜郡飯豊町大字高峰字上坪深 長井市大字時庭字中島川原 西置賜郡飯豊町大字高峰字安導寺 長井市大字歌丸下川原	17,000m
荒 川	左右岸	自 至 小国町大字五味沢字針生平地先の大石沢合流点 新潟県境	27,245m
横 川	左岸 右岸	自 至 自 至 小国町大字綱木箱口字梁向（横川ダム） 小国町大字小国小坂町（荒川合流点） 小国町大字綱木箱口字梁向（横川ダム） 小国町大字増岡（荒川合流点）	15,800m
置賜野川	左右岸	自 至 長井市大字平野（長井ダム） 長井市大字成田（最上川合流点）	8,500m
寒河江川	左岸 右岸	自 至 自 至 西村山郡西川町大字大井沢（根子沢川合流点）より 西村山郡西川町大字大井沢字大禿1950番の1地先まで 西村山郡西川町大字大井沢（根子沢川合流点）より 西村山郡西川町大字月岡字上島416番の1地先まで	6,400m
	左岸 右岸	自 至 自 至 西村山郡西川町大字睦合（八木沢川合流点） 西村山郡河北町大字溝延 西村山郡西川町大字吉川 寒河江市大字日田字前野	14,100m
月布川	左岸 右岸	自 至 自 至 西村山郡大江町大字貫見（地蔵田橋） 西村山郡大江町左沢字小漆川（最上川合流点） 西村山郡大江町大字貫見（地蔵田橋） 西村山郡大江町藤田（最上川合流点）	16,800m
沼 川	左岸 右岸	自 至 自 至 寒河江市大字寒河江字塩水（新沼川分岐点） 寒河江市新山一丁目（本楯橋） 寒河江市大字寒河江字塩水（新沼川分岐点） 寒河江市高田三丁目（本楯橋）	2,300m
馬見ヶ崎川	左右岸	自 至 山形市大字上宝沢（大塩沢川合流300m上流） 山形市大字渋江（白川橋60m下流）まで	17,000m

河川名	区 域		延 長
乱 川	左岸 右岸	自至 自至 東根市大字猪野沢 (北原橋上流760m) 天童市大字大町 (最上川合流点) 東根市大字猪野沢 (北原橋上流760m) 天童市大字大町 (最上川合流点)	9,500m
倉津川	左岸 右岸	自至 自至 天童市大字山元 (国道13号) 天童市大字矢野目 (瑞穂橋) 天童市大字山元 (国道13号) 天童市大字蔵増 (瑞穂橋)	3,100m
前 川	左右岸	自至 自至 上山市高松 (思川合流点) 上山市泉川 (須川合流点)	2,400m
村山高瀬川	左岸 右岸	自至 自至 山形市大字十文字字伴内2335-2番地先 (国道13号楯山橋) 山形市長町字古川8番地先 (馬見ヶ崎川合流点) 山形市新開一丁目2020-2地先 (国道13号楯山橋) 山形市長町字古川8番地先 (馬見ヶ崎川合流点)	2,500m
押切川	左右岸	自至 自至 天童市大字山口 天童市大字大町 (乱川合流点)	10,750m
立谷川	左右岸	自至 自至 山形市大字山寺 (JR橋紅葉川合流点) 山形市大字中野目 (須川合流点)	11,800m
小鶴沢川	左岸 右岸	自至 自至 東村山郡山辺町北垣字上堰30番地先 東村山郡山辺町山辺字車ヶ淵4362-1番地先 (須川合流点) 東村山郡山辺町大寺字小鶴沢436番地先 東村山郡山辺町山辺字渋江川4653-1番地先	2,860m
石子沢川	左岸 右岸	自至 自至 東村山郡中山町大字柳沢字楯山1794番地先 (山楯橋) 東村山郡中山町大字長崎字村下8039番の24地先 (県道橋下流端) 東村山郡中山町大字柳沢字堀切1210番の6地先 (山楯橋) 東村山郡中山町大字長崎字村下8039番の24地先 (県道橋下流端)	3,600m
白水川	左右岸	自至 自至 東根市大字東根字中川原 (鵲橋) 西村山郡河北町大字荒小屋 (最上川合流点)	6,400m
村山野川	左右岸	自至 自至 東根市大字観音寺 (桜田橋200m下流) 東根市大字若木 (村山野川鉄道橋)	5,800m
日塔川	左右岸	自至 自至 東根市本丸東 (明神橋) 東根市大字東根 (白水川合流点)	700m
富並川	左右岸	自至 自至 村山市大字山の内 村山市大字富並 (最上川合流点)	9,100m
朧気川	左右岸 左岸 右岸	自至 自至 尾花沢市大字細野 北村山郡大石田町大字今宿 (最上川合流点) 北村山郡大石田町大字大石田 (最上川合流点)	13,500m
野尻川	左右岸	自至 自至 尾花沢市大字寺内 北村山郡大石田町大字駒籠 (最上川合流点)	8,600m
大旦川	左右岸	自至 自至 村山市大字櫛山 村山市大字河島 (最上川合流点)	6,600m
指首野川	左岸 右岸	自至 自至 新庄市五日町 (升形川合流点) 新城市大字萩野 (大以良川からの分派点) 新庄市飛田 (升形川合流点) 新庄市大字萩野 (大以良川からの分派点)	10,500m
升形川	左右岸	自至 自至 新庄市大字金沢 新庄市大字升形 (岩清水橋)	15,900m
泉田川	左右岸	自至 自至 新庄市大字萩野 (朴沢大橋) 新庄市大字萩野 (小以良川合流点)	3,400m

河川名	区 域		延 長
角 川	左岸 右岸	自至 自至 最上郡戸沢村大字角川字明戸（長倉川合流点） 最上郡戸沢村大字古口（最上川合流点） 最上郡戸沢村大字角川字明戸（長倉川合流点） 最上郡戸沢村大字古口（最上川合流点）	12,400m
金山川	左岸 右岸	自至 自至 最上郡金山町大字金山（魚清水橋） 最上郡金山町大字山崎（凝山橋） 最上郡金山町大字金山（魚清水橋） 最上郡金山町大字山崎（凝山橋）	4,300m
大以良川	左岸 右岸	自至 自至 新庄市大字萩野字大以良川3309番の71地先 新庄市大字萩野（泉田川合流点） 新庄市大字萩野字大以良川3309番の5地先 新庄市大字萩野（泉田川合流点）	2,800m
上台川	左岸 右岸	自至 自至 最上郡金山町大字金山字蒲沢2029番の1地先 最上郡金山町大字山崎（金山川合流点） 最上郡金山町大字金山字蒲沢1207番の2地先 最上郡金山町大字山崎（金山川合流点）	11,200m
真室川	左岸 右岸	自至 自至 最上郡真室川町大字釜淵（八敷代川合流点） 最上郡真室川町大字川ノ内字安久土2005番地先 最上郡真室川町大字釜淵（八敷代川合流点） 最上郡真室川町大字川ノ内字高沢1683番の4地先	13,500m
鮭 川	左岸 右岸	自至 自至 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂 最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番地の1地先 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂向 最上郡真室川町大字大沢字以上沢3799番の2地先	13,200m
立谷沢川	左岸 右岸	自至 自至 庄内町立谷沢字瀬場 庄内町清川字上川原 庄内町立谷沢字瀬場 庄内町腹巻野	16,600m
湯尻川	左岸 右岸	自至 自至 鶴岡市森片字前田100番の1地先 大山川への合流点 鶴岡市森片同字79番地の1地先 大山川への合流点	5,000m
藤島川	左岸 右岸	自至 自至 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先 京田川合流点 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先 京田川合流点	32,500m
相沢川	左岸 右岸	自至 自至 酒田市北俣字奥山58番地 酒田市石名坂字上田元27番地先 酒田市北俣字奥山58番地 酒田市檜橋字下川原456番地先	11,000m
京田川	左岸 右岸	自至 自至 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先 酒田市坂野辺新田字下割14の3地先 鶴岡市羽黒町川代同字国有林鶴岡事業区42林班ち小班地先 酒田市落野目字広野7番地先	33,083m
新井田川	左岸 右岸	自至 自至 酒田市生石字平林248-2番地先 河口部 酒田市生石字平林46番地先 河口部	12,800m
青竜寺川	左岸 右岸	自至 自至 鶴岡市板井川字片茎67番地の12地先 赤川合流点 鶴岡市板井川字片茎69番の3地先 赤川合流点	19,300m
月光川	左岸 右岸	自至 自至 飽海郡遊佐町杉沢字嶽の腰591番の2地先 河口 飽海郡遊佐町吉出字金俣4番の1221地先 河口	16,000m

河川名	区 域		延 長
庄内高瀬川	左岸 右岸	自 至 自 至 飽海郡遊佐町長坂82番地の1地先 月光川への合流点 飽海郡遊佐町北目字麻掛1番の2地先 月光川への合流点	6,600m
荒瀬川	左岸 右岸	自 至 自 至 酒田市上青沢字菖蒲谷地字屋敷地 日向川への合流点 酒田市北青沢字大俣白玉川合流点 日向川への合流点	15,144m
小牧川	左岸 右岸	自 至 自 至 酒田市字鷲谷地76番2地先（新小牧川からの分岐点） 河口 酒田市字鷲谷地52番地先（新小牧川からの分岐点） 河口	3,025m
田沢川	左岸 右岸	自 至 自 至 酒田市山元字木落72番地先 相沢川への合流点 酒田市山元字奥山1-45番地先 相沢川への合流点	8,140m
黒瀬川	左右岸	自 至 鶴岡市羽黒町高寺字林崎1番地先の小黑川橋 藤島川への合流点	9,300m
内 川 (新内川)	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市下山添字一里塚183地先の丸岡分水路合流点 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端 鶴岡市外内島字古川の丸岡分水路合流点 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端	7,076m
赤 川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市荒沢字狩籠145番地先 鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 鶴岡市荒沢字岩屋平12番地先 鶴岡市中野新田字村表7地先	16,900m
五十川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市菅の代字川内23番地 河口 鶴岡市菅の代字沢口2番地先 河口	16,700m
温海川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市一霞字松之本132の2地先 河口 鶴岡市一霞字布滝56番の29地先 河口	10,900m
庄内小国川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市越沢字聖台53番の1地先 河口 鶴岡市越沢字槇代49番地先 河口	21,600m
鼠ヶ関川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市関川字向92地先 河口 鶴岡市関川字向90番地先（入山橋） 河口	15,700m
三瀬川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市三瀬字藤倉16番の1地先 河口 鶴岡市三瀬字藤倉16番の3地先 河口	4,631m
倉沢川	左岸 右岸	自 至 自 至 鶴岡市倉沢字中向104番地先 赤川への合流点 鶴岡市倉沢字摩耶山4番地先 赤川への合流点	5,000m

第2節 水 防 区

気象情報、水位並びに雨量等の通報が迅速確実に連絡され、また、水防員の応援、指導、水防資材の調達、輸送等の活動を容易ならしめるため水防区を設ける。

東南置賜支部管内

〔注〕※印 指定水防管理団体

水 防 区	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	水 防 担 当 区 域 （ 主 な 河 川 ）
支 部	置賜総合支庁（総務課）	0238-26-6000	6850-120	米沢市、南陽市及び東南置賜郡 一円
	〃（河川砂防課）	0238-26-6085	6850-133	
米沢水防区	米沢市役所	0238-22-5111	7722-901	米沢市一円（最上川、大樽川、 鬼面川、羽黒川、天王川、堀立 川）
※南陽水防区	南陽市役所	0238-40-3211	7723-101	南陽市一円 （最上川、吉野川、屋代川）
※川西水防区	川西町役場	0238-42-2111	7725-901	川西町一円 （最上川、鬼面川、犬川）
※高畠水防区	高畠町役場	0238-52-1111	7724-101	高畠町一円（最上川、鬼面川、 和田川、屋代川、吉野川）
水 防 区 計	4			

西置賜支部管内

水 防 区	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	水 防 担 当 区 域 （ 主 な 河 川 ）
支 部	置賜総合支庁（西置賜総務課）	0238-88-8221	6860-120	長井市、西置賜郡一円
	〃（西置賜河川砂防課）	0238-88-8232	6860-133	
※長井水防区	長井市役所	0238-84-2111	7726-901	長井市一円（最上川、置賜白 川、置賜野川）
小国水防区	小国町役場	0238-62-2111	7727-901	小国町一円（荒川、横川）
※飯豊水防区	飯豊町役場	0238-72-2111	7729-501	飯豊町一円 （置賜白川、萩生川）
※白鷹水防区	白鷹町役場	0238-85-2111	7728-101	白鷹町一円 （最上川、実淵川）
水 防 区 計	4			

東南村山支部管内

水 防 区	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	水 防 担 当 区 域 （ 主 な 河 川 ）
支 部	村山総合支庁（総務課）	023-621-8234	6810-120	山形市、上山市、天童市及び東 村山郡一円
	〃（河川砂防課）	023-621-8229	6810-133	
※上山水防区	上山市役所	023-672-1111	7701-901	上山市一円 （須川、前川、蔵王川）
※山形水防区	山形市役所	023-641-1212	7700-101	山形市一円（須川、本沢川、馬 見ヶ崎川、立谷川、村山高瀬 川）
※天童水防区	天童市役所	023-654-1111	7702-101	天童市一円（最上川、須川、倉 津川、乱川、押切川）

第3章 指定河川及び水防区

水 防 区	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	水 防 担 当 区 域 （ 主 な 河 川 ）
山辺水防区	山辺町役場	023-667-1111	7703-101	山辺町一円（須川）
中山水防区	中山町役場	023-662-2111	7704-103	中山町一円（最上川、須川）
水 防 区 計	5			

西村山市支部

水 防 区	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	水 防 担 当 区 域 （ 主 な 河 川 ）
支 部	村山総合支庁（西村山総務課）	0237-86-8121	6820-120	寒河江市及び西村山郡一円
	〃（西村山河川砂防課）	0237-86-8162	6820-133	
※寒河江水防区	寒河江市役所	0237-86-2111	7705-904	寒河江市一円（最上川、寒河江川、沼川）
朝日水防区	朝日町役場	0237-67-2111	7708-104	朝日町一円（最上川）
大江水防区	大江町役場	0237-62-2111	7709-901	大江町一円（最上川、月布川）
西川水防区	西川町役場	0237-74-2111	7707-901	西川町一円（寒河江川）
※河北水防区	河北町役場	0237-73-2111	7706-401	河北町一円（最上川、寒河江川）
水 防 区 計	5			

北村山支部管内

水 防 区	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	水 防 担 当 区 域 （ 主 な 河 川 ）
支 部	村山総合支庁（北村山総務課）	0237-47-8611	6830-120	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
	〃（北村山河川砂防課）	0237-47-8677	6830-133	
村山水防区	村山市役所	0237-55-2111	7710-901	村山市一円（最上川、千座川、樽石川、大旦川）
東根水防区	東根市役所	0237-42-1111	7711-901	東根市一円（最上川、乱川、白水川、村山野川）
尾花沢水防区	尾花沢市役所	0237-22-1111	7712-901	尾花沢市一円（最上川、丹生川、野尻川）
大石田水防区	大石田町役場	0237-35-2111	7713-901	大石田町一円（最上川、丹生川、野尻川）
水 防 区 計	4			

第3章 指定河川及び水防区

最上支部管内

水防区	水防区所在地	NTT電話	県防災行政通信(電話)	水防担当区域 (主な河川)
支 部	最上総合支庁(総務課)	0233-29-1209	6840-821	新庄市及び最上郡一円
	〃(河川砂防課)	0233-29-1408	6840-833	
新庄水防区	新庄市役所	0233-22-2111	7714-901	新庄市一円(最上川、升形川、泉田川、指首野川)
※舟形水防区	舟形町役場	0233-32-2111	7717-101	舟形町一円(最上川、最上小国川)
※最上水防区	最上町役場	0233-43-2111	7716-503	最上町一円(最上小国川)
※大蔵水防区	大蔵村役場	0233-75-2111	7719-503	大蔵村一円(最上川、銅山川)
金山水防区	金山町役場	0233-29-5609	7715-101	金山町一円(金山川)
※真室川水防区	真室川町役場	0233-62-2111	7718-101	真室川町一円(鮭川、真室川)
※鮭川水防区	鮭川村役場	0233-55-2111	7720-901	鮭川村一円(鮭川)
※戸沢水防区	戸沢村役場	0233-72-2111	7721-101	戸沢村一円(最上川、鮭川、角川)
水防区計	8			

庄内水防区

水防区	水防区所在地	NTT電話	県防災行政通信(電話)	水防担当区域 (主な河川及び海岸)
支 部	庄内総合支庁(総務課)	0235-66-2111	6870-120	鶴岡市、酒田市及び東田川郡、飽海郡一円
	〃(河川砂防課)		6870-130	
※鶴岡水防区	鶴岡市役所 朝日庁舎 櫛引庁舎 羽黒庁舎 藤島庁舎 温海庁舎	0235-25-2111 0235-53-2111 0235-57-2111 0235-62-2111 0235-64-2111 0235-43-2111	7730-801	鶴岡市一円(赤川、大山川、内川、青竜寺川、藤島川、京田川、温海川、五十川、庄内小国川、鼠ヶ関川、鶴岡海岸、温海海岸)
※庄内町水防区	庄内町役場	0234-43-2211	7732-901	庄内町一円(最上川、京田川、立谷沢川)
※三川水防区	三川町役場	0235-66-3111	7737-101	三川町一円(赤川、大山川、藤島川、青竜寺川)
※酒田水防区	酒田市役所 八幡総合支所 松山総合支所 平田総合支所	0234-22-5111 0234-64-3111 0234-62-2611 0234-52-3111	7731-101	酒田市一円(最上川、日向川、赤川、大山川、京田川、新井田川、相沢川、田沢川、荒瀬川、酒田海岸)
※遊佐水防区	遊佐町役場	0234-72-3311	7740-101	遊佐町一円(日向川、月光川、遊佐海岸)
水防区計	5			

第3節 主要河川の水防連絡一覧

河 川 名	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	担 当 地 区
最 上 川 大 樽 川 鬼 面 川 鬼 面 川 羽 黒 川 堀 立 川 和 田 川 屋 代 川 吉 野 川 犬 川	東南置賜支部管内 高畠町役場 米沢市役所 〃 川西町役場 米沢市役所 〃 高畠町役場 〃 南陽市役所 川西町役場	0238-52-1111 0238-22-5111 〃 0238-42-2111 0238-22-5111 〃 0238-52-1111 〃 0238-40-3211 0238-42-2111	7724-101 7722-901 〃 7725-901 7722-901 〃 7724-101 〃 7723-101 7725-901	高畠町 米沢市 〃 川西町 米沢市 〃 高畠町 〃 南陽市 川西町
最上川（第1） 〃（第2） 置賜白川（第1） 〃（第2） 置 賜 野 川 萩 生 川 実 淵 川 荒 川	西置賜支部管内 長井市役所 白鷹町役場 飯豊町役場 長井市役所 〃 飯豊町役場 白鷹町役場 小国町役場	0238-84-2111 0238-85-2111 0238-72-2111 0238-84-2111 〃 0238-72-2111 0238-85-2111 0238-62-2111	7726-901 7728-101 7729-501 7726-901 〃 7729-501 7728-101 7727-901	長井市 白鷹町 飯豊町 長井市 〃 飯豊町 白鷹町 小国町
前 川 須 川 蔵 王 川 須 川 〃 〃 〃 〃 本 沢 川 馬 見ヶ崎 川 立 谷 川 村 山 高瀬 川 倉 津 川 乱 川 押 切 川	東南村山支部管内 上山市役所 〃 〃 山形市役所 山辺町役場 中山町役場 天童市役所 山形市役所 〃 〃 〃 天童市役所 〃 〃	023-672-1111 〃 〃 023-641-1212 023-667-1111 023-662-2111 023-654-1111 023-641-1212 023-641-1212 023-641-1212 023-641-1212 023-654-1111 023-654-1111 023-654-1111	7701-901 〃 〃 7700-101 7703-101 7704-103 7702-101 7700-101 〃 〃 〃 7702-101 〃 〃	上山市 〃 〃 山形市 山辺町 中山町 天童市 山形市 〃 〃 〃 天童市 〃 〃
最上川（第1） 〃（第2） 寒 河 江 川 〃 沼 川 月 布 川	西村山支部管内 寒河江市役所 河北町役場 寒河江市役所 河北町役場 寒河江市役所 大江町役場	0237-86-2111 0237-73-2111 0237-86-2111 0237-73-2111 0237-86-2111 0237-62-2111	7705-904 7706-401 7705-904 7706-401 7705-904 7709-901	寒河江市、中山町 河北町 寒河江市 河北町 寒河江市 大江町
乱 川 村 山 野 川 白 水 川	北村山支部管内 東根市役所 〃 〃	0237-42-1111 0237-42-1111 0237-42-1111	7711-901 〃 〃	東根市 〃 〃

河 川 名	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	担 当 地 区
千 座 川	村山市大久保 地域市民センター	0237-54-2111		村山市
樽 石 川	村山市戸沢 地域市民センター	0237-56-2111		〃
大 旦 川	村山市役所	0237-55-2111	7710-901	〃
最上川（第1）	東根市役所	0237-42-1111	7711-901	東根市
〃（第2）	〃	0237-42-1111	〃	〃
〃（第3）	〃	0237-42-1111	〃	〃
丹 生 川	尾花沢市役所	0237-22-1111	7712-901	尾花沢市、大石田町
野 尻 川	大石田町役場	0237-35-2111	7713-901	尾花沢市、大石田町
最上川（第4）	〃	〃	〃	大石田町
最上川（第1）	最上支部管内 舟形町役場	0233-32-2111	7717-101	舟形町
最上小国川	〃	〃	〃	舟形町、最上町
最上白川	最上町役場	0233-43-2111	7716-503	最上町
最上川（第2）	大蔵村役場	0233-75-2111	7719-503	大蔵村
〃（第3）	戸沢村役場	0233-72-2111	7721-101	戸沢村
銅 山 川	大蔵村役場	0233-75-2111	7719-503	大蔵村
角 川	戸沢村役場	0233-72-2111	7721-101	戸沢村
鮭 川	〃	〃	〃	〃
升 形 川	新庄市役所	0233-22-2111	7714-901	新庄市
指首野川	〃	〃	〃	〃
泉 田 川	新庄市萩野公民館	0233-25-2016	〃	〃
鮭 川	真室川町役場	0233-62-2111	7718-101	真室川町
金 山 川	金山町役場	0233-29-5609	7715-101	金山町
真 室 川	真室川町役場	0233-62-2111	7718-101	真室川町
鮭 川	鮭川村役場	0233-55-2111	7720-901	鮭川村
最上川（第1）	庄内支部（酒田市、飽海地区） 庄内町役場	0234-43-2211	7732-901	庄内町
〃（第2）	酒田市松山総合支所	0234-62-2611	〃	酒田市
〃（第3）	酒田市平田総合支所	0234-52-3111	〃	〃
〃（第4）	酒田市役所	0234-22-5111	7731-101	〃
相 沢 川	酒田市平田総合支所	0234-52-3111	〃	〃
田 沢 川	〃	〃	〃	〃
赤 川	酒田市役所	0234-22-5111	7731-101	〃
日 向 川	酒田市八幡総合支所	0234-64-3111	〃	〃
月 光 川	遊佐町役場	0234-72-3311	7740-101	遊佐町
遊 佐 海 岸	〃	〃	〃	〃
酒 田 海 岸	酒田市役所	0234-22-5111	7731-101	酒田市
赤 川（第1）	庄内支部（鶴岡市、田川地区） 鶴岡市朝日庁舎	0235-53-2111	〃	鶴岡市
赤 川（第2）	鶴岡市櫛引庁舎	0235-57-2111	〃	〃
赤 川（第3）	鶴岡市消防本部警防課	0235-22-8321	〃	〃
赤 川（第4）	鶴岡市藤島庁舎	0235-64-2111	〃	〃
赤 川（第5）	三川町役場	0235-66-3111	7737-101	三川町
京 田 川（第1）	鶴岡市藤島庁舎	0234-64-2111	〃	鶴岡市
京 田 川（第2）	庄内町役場	0234-43-2111	7732-901	庄内町
藤 島 川（第1）	鶴岡市藤島庁舎	0235-64-2111	〃	鶴岡市
藤 島 川（第2）	三川町役場	0235-66-3111	7737-101	三川町

河 川 名	水 防 区 所 在 地	NTT 電 話	県防災行政通 信（電話）	担 当 地 区
大 山 川	庄内支部（鶴岡市、田川地区）			
温 海 川	鶴岡市役所	0235-25-2111	7730-801	鶴岡市
五 十 川	鶴岡市温海庁舎	0235-43-2111		〃
庄 内 小 国 川	〃	〃		〃
鼠 ヶ 関 川	〃	〃		〃
温 海 海 岸	〃	〃		〃
鶴 岡 海 岸	鶴岡市役所	0235-25-2111	7730-801	〃

第4章 水 防 施 設

第1節 水防倉庫並びに水防資器材備蓄等

1 水 防 倉 庫

(1)水防管理団体倉庫

水防管理団体の水防倉庫は、その重要水防地域内に、次の基準により水防倉庫を設置し、必要な資材を備えておくものとする。

(イ) 設置場所は、水防活動に便利な所を選ぶものとし、適当な場所がないときは、堤防裏法の定規断面外、その治水上支障ない所に設置するものとする。

(ロ) 常湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適切に土砂を備蓄するものとする。

水防倉庫一覧表

支 部 名	河 川 名	管 理 団 体	所 在 地			坪 数	年 度 別	摘 要
			郡市	町村	大字			
東 南 置 賜 支 部	最上川	米沢市	米沢市	高畠	金高内庭	10	s53	水防警報施設費
	上代川	沢島市	東置賜市	高畠	高宮	40	H23	
	吉野川	南陽市	南陽市	川西	宮内	30.9	H6	
	犬川	川西町	東置賜	川西	玉庭	4	H3	
	〃	〃	〃	〃	中松	15	s57	
	〃	〃	〃	〃	〃	5	H3	
	6棟							
西 置 賜 支 部	置賜白川	飯豊町	西置賜	飯豊	椿山	5	s61	{ 長沢公民館 一階部分
	置賜野川	長井市	長井市	飯豊	平山	12	H11	
	最上川、荒砥川	白鷹町	西置賜	白鷹	平砥甲	10	H1	
	最上川	〃	〃	〃	荒砥貝	10	H1	
	荒川	小国町	〃	小国	鮎長沢	10	s61	
	5棟							
東 南 村 山 支 部	前川	上山市	上山市		石崎一丁目	20	H27	備蓄倉庫
	須川	山形市	山形市		黒沢伝	8	H5	
	〃	〃	〃		門伝	8	s63	
	馬見ヶ崎川	〃	〃		小白川	11.8	H25	
	〃	〃	〃		小印役	12.2	s26	
	村山高瀬川	〃	〃		下東山	10	s29	
	立谷川	〃	〃		漆山	10	s34	
	最上川、石子沢川	中山町	東村山	中山	柳沢崎	7.5	H26	
	最上川、須川	〃	〃	山辺	長寺	8	H10	
	須川	山辺町	〃	山辺	大桜	10.7	H12	
	最上川、倉津川	天童市	天童市			17.8	H18	
	11棟							

支 部 名	河 川 名	管 理 団 体	所 在 地			坪 数	年 度 別	摘 要
			郡市	町村	大字			
西 村 山 支 部	寒 河 江 川	寒 河 江 市	寒河江		三 溝 泉	9	H15	[H18 日田から統合] 旧溝延幼稚園 { 保育室改修 (H6 年移設) (R1 年移設)
	〃	河 北 町	西村山	河 北		6	s62	
	〃	〃	〃	〃	〃	13	R3	
	最 上 川	〃	〃	〃	谷 地	6	s31	
	〃	〃	〃	〃	吉 田	15	s54	
	〃	〃	〃	〃	吉 野	6	H2	
	5 棟							
北 村 山 支 部	白 水 川	東 根 市	東 根		東 根 甲	11	H19	消防本部敷地内(水防倉庫 1F)
	丹 生 川	尾 花 沢 市	尾花沢		新 町	15.3	H15	
	最 上 川	大 石 田 町	北村山	大石田	桂 木 町	13	H6	
	3 棟							
最 上 支 部	最 上 川	大 蔵 村	最 上	大 蔵	清 水	10	s34	[H18 白須賀から統合]
	1 棟							
庄 内 支 部	最上川、相沢川	酒 田 (松山)	酒 田		竹 田	15	H3	
	最 上 川	酒 田 (平田)	〃		砂 越	6	s25	
	〃	酒 田 市	〃		新 堀	5	s41	
	〃	〃	〃		遊 摺 部	6	s26	
	〃	〃	〃		〃	7	s26	
	〃	〃	〃		広 田	10	s33	
	〃	〃	〃		宮 野 浦	6	s62	
	相 沢 川	酒 田 (平田)	〃		新 山	10	s42	
	荒瀬川、日向川	酒 田 (八幡)	〃		新 観 音 寺	9	H5	
	月 光 川	遊 佐 町	飽 海	遊 佐	小 原 田	10	H10	
	〃	〃	〃	〃	菅 里	12	H12	
	〃	〃	〃	〃	遊 佐	32	H28	
	京 田 川	酒 田 市	酒 田		広 野	10	H10	
	田 沢 川	酒 田 (平田)	〃		山 元	6	s47	
	相 沢 川	〃	〃		仁 助 新 田	20	s32	
	新 井 田 川	酒 田 市	〃		生 石	1.5	s48	
	1 6 棟	(酒田市、飽海地区)						

支部名	河川名	管理団体	所在地			坪数	年度別	摘要
			郡市	町村	大字			
庄内支部	赤川	鶴岡(朝日)	鶴岡		上名川	—	—	朝日庁舎倉庫内
	〃	鶴岡(櫛引)	〃		上山添	10.5	s31	(H8年改築)
	〃	鶴岡(羽黒)	〃	羽黒町	荒川	10	s52	
	〃	鶴岡市	〃		斎藤川原	10	s27	
	〃	〃	〃		切添	12	s31	(H6年改築)
	〃	三川町	東田川	三川	横山	34	H15	(H15統合改築)
	〃	庄内町	〃	庄内	連枝	4	H8	
	最上川	〃	〃	〃	狩川	100	s57	防災センター内
	〃	〃	〃	〃	清川	4	H8	
	藤島川	鶴岡(藤島)	鶴岡		藤島	3	H7	ポンプ車庫内
	庄内小国川	鶴岡(温海)	〃		小国	5	H4	
	五十川	鶴岡(温海)	鶴岡		山五十川	6	H6	
	温海川	〃	〃		温海	6	H7	
	大山川	鶴岡市	鶴岡		下川	4	H23	ポンプ庫併設
	〃	〃	〃		楯川原	10	s37	
	〃	〃	〃		田川	10	s39	
	18棟	(鶴岡市、田川地区)						
計 65棟								

(2) 県管理倉庫

県管理の水防倉庫は、各水防支部所在地で倉庫の維持管理が可能な地点で交通・通信等の便が良く、災害発生時短時間で資器材の現地供給可能な箇所に設置する。

支部名	関係水防団体	所在地	建坪	年度	摘要
東南置賜支部	米沢市・南陽市・川西町・高畠町	米沢市窪田町小瀬 字沖上 870	20	H29	
西置賜支部	長井市・白鷹町・飯豊町・小国町	長井市幸町9番30号	35	S42	
東南村山支部	山形市・上山市・天童市・中山町 山辺町	山形市双月町四丁目 6の73地先	35	S45	
〃	山形市・上山市・天童市・中山町 山辺町	山形市蔵王成沢西3丁目 15地先	3	H16	
西村山支部	寒河江市・河北町・大江町 朝日町・西川町	寒河江市大字西根 字石川西 355	18	S57	
北村山支部	村山市・東根市・尾花沢市 大石田町	村山市楯岡鶴ヶ町 1丁目 20-14	35	S45	
最上支部	新庄市・金山町・最上町・舟形町・ 真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村	新庄市十日町字高壇 1400-5	18	H21	
庄内支部	酒田市・遊佐町・鶴岡市・三川町・ 庄内町	東田川郡三川町 大字押切新田字対馬 346	35	S43	

2 水防倉庫の備蓄基準

(1) 水防管理団体倉庫

水防管理団体倉庫には 20～30m程度の河川堤防、又は護岸根固の被害が同時に2箇所あった場合にこれに対処するに要するものとし、その標準は次の通りである。

品 名	形 状 寸 法	呼 称	数 量	摘 要
(器 具)				
ペンチ等		丁	5	
鎌		〃	5	
鋸		〃	5	
なた又は斧等		〃	5	
掛矢		〃	8	
スコップ		〃	30	
小車		〃	5	
(資材)				
フレコン又は麻袋等		袋	1,000	
むしろ又はシート		枚	50	
縄	大	kg	40	
杉丸太		本	10	
木杭	長 3.6m 末口 9cm	〃	100	
竹	長 1.8m 末口 6cm	〃	20	
鉄線	長 3.5m 目通り 6cm	〃	80	
鉄杭	10#又は8#	〃	200	
塩ビ管	長 1.2m φ16mm	本	5	
	長 4m φ10～15cm			

- 注 1) ペンチ等とは、ペンチ、鉄線ハサミ類をいう。
 2) 掛矢等とは掛矢、鞆胴突、鉄製ハンマー類をいう。

(2) 県管理倉庫

水防管理団体の備蓄水防資器材が不足するような緊急事態に際し、応急支援するため、次のとおり県において備蓄し、水防管理団体の要請により水防支部長において状況を勘案し使用させるものとする。

備蓄の基準は次のとおりとする。

品 名	形 状 寸 法	呼 称	数 量	摘 要
(器 具)				
ペンチ等		丁	5	
鎌		〃	5	
鋸		〃	5	
なた又は斧等		〃	10	
掛矢		〃	10	
スコップ		〃	10	
ツルハ		〃	10	
小車		台	5	
(資材)				
鉄線蛇籠		本	10	
フレコン又は麻袋等		袋	1,000	
むしろ又はシート		枚	100	
縄	大	kg	40	
杉丸太		本	50	
木杭	長 3.6m 末口 9cm	〃	100	
竹	長 1.8m 末口 6cm	〃	20	
鉄線	長 3.5m 目通り 6cm	〃	100	
鉄杭	10#又は8#	〃	200	
塩ビ管	長 1.2m φ16mm	〃	2	
	長 4m φ10～15cm			

注1) 庄内総合支庁については、上記数量の2倍を基準とする。

2) ペンチ等とはペンチ、鉄線ハサミ類をいう。

3) 掛矢等とは掛矢、蛸胴突、鉄製ハンマー類をいう。

3 水防倉庫備蓄資器材

水防倉庫の備蓄資器材一覧表を資料編に示す。

4 調達可能水防資材

備蓄材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるための水防区域内一般民家、組合、商店、資材業者等の手持数量調査結果を資料編に示す。

5 県有建設機械

県有の建設機械の一覧表を資料編に示す。

第5章 通信連絡（法第27条）

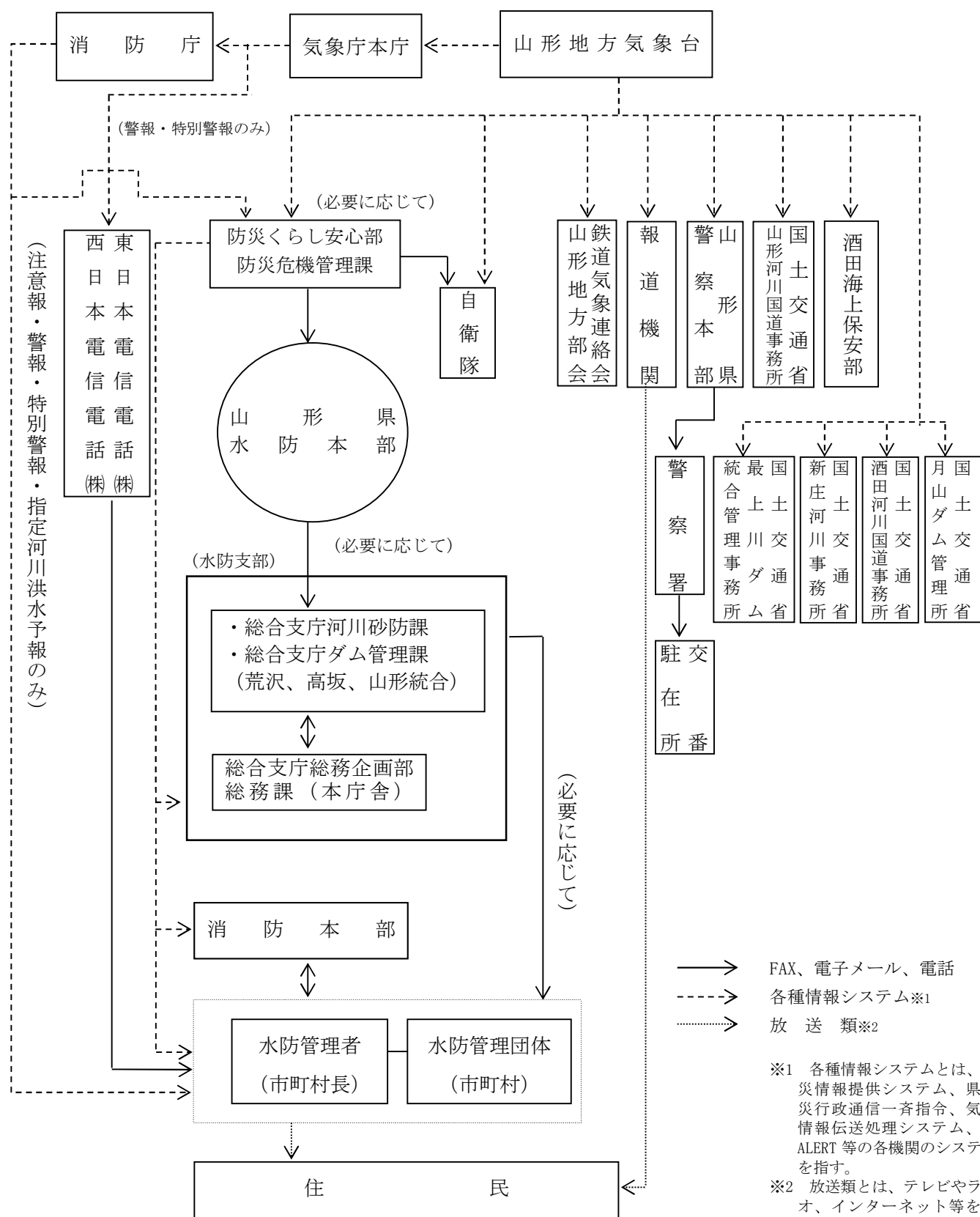
1 通信経路

水防に関する通信については、概ね次表によるものとし、通信回線の混雑等による輻輳や障害による影響に備え、防災無線等の専用回線の活用を日頃から熟達しておくものとする。

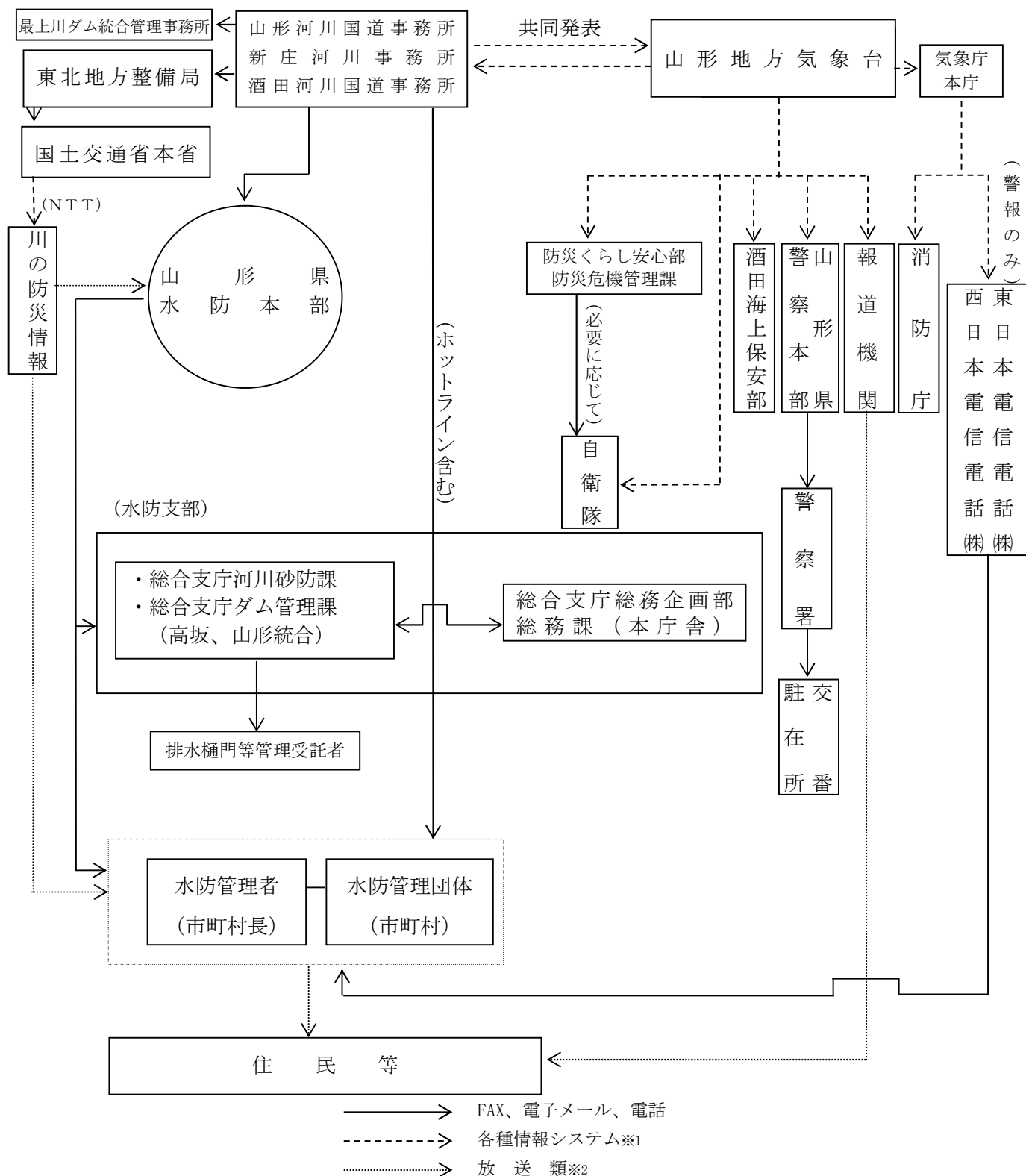
区間	第1通信手段	第2通信手段
県水防本部 ↓ 県警察本部	庁内電話	・災害時優先電話 ・衛星携帯
県水防本部 ↓ 国土交通省 〔山形河川国道事務所 新庄河川事務所 酒田河川国道事務所〕	電子メール又はFAX	・国交省マイクロ線 電話・FAX ・災害時優先電話
県水防本部 ↓ 山形地方気象台	〃	・県防災行政通信 (一斉指令システム・ 電話・FAX) ・災害時優先電話
県水防本部 ↓ 水防支部	〃	・県防災行政通信 (一斉指令システム・ 電話・FAX) ・災害時優先電話 ・衛星携帯
県水防本部 ↓ 水防管理団体	〃	〃
水防支部 ↓ 水防管理団体	〃	〃
水防管理団体 ↓ ↑ 水防管理団体	〃	〃

2 各種連絡系統図

(1) 水防に関する気象情報連絡系統図



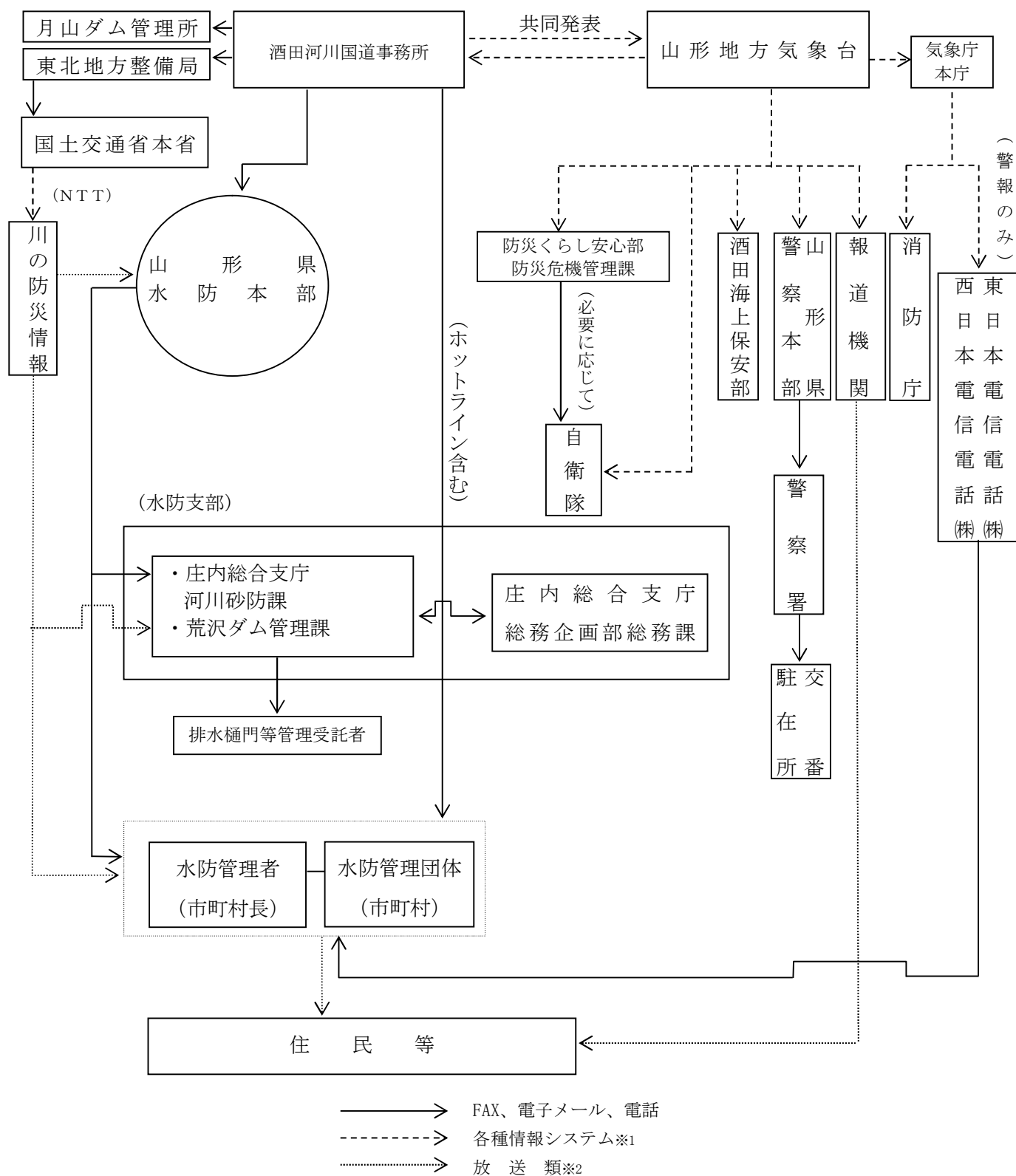
(2) 国土交通省最上川水系洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節1を参照）



※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT等の各機関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(3) 国土交通省赤川水系洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節1を参照）

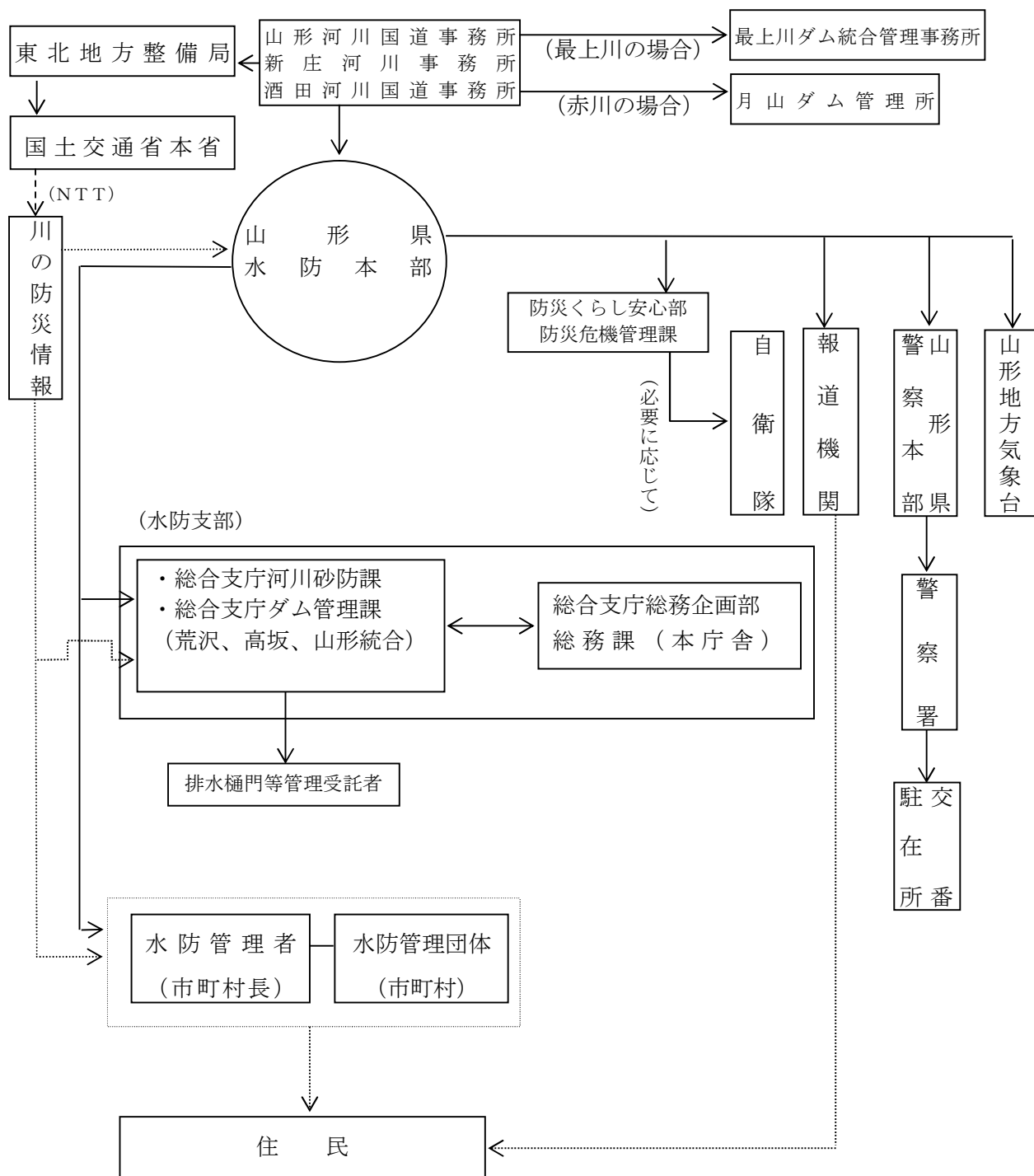


※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
 通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機
 関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(4) 国土交通省水防警報 (待機・準備・出動・解除・情報)

情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節2を参照）



→ FAX、電子メール、電話

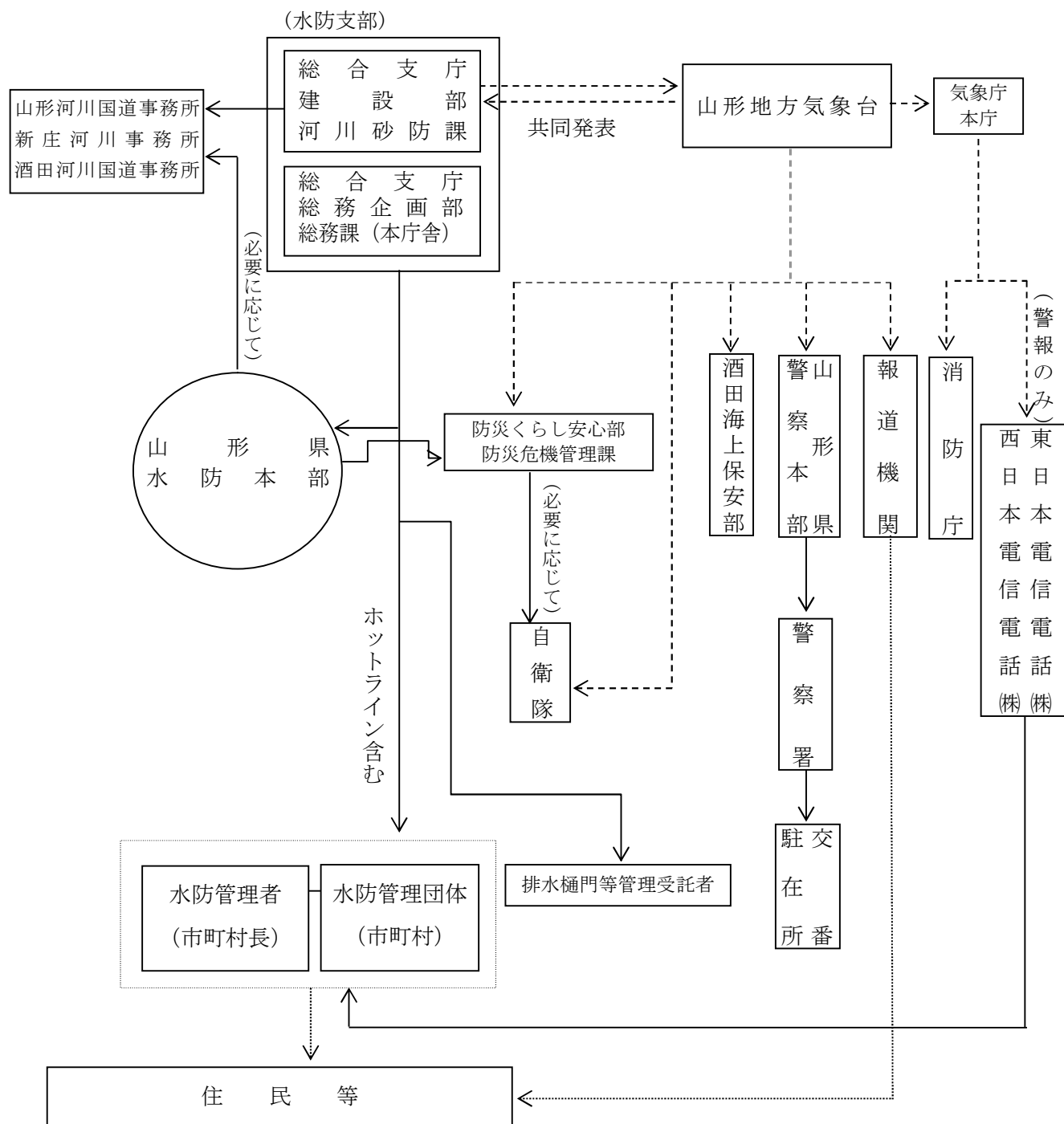
-----➤ 各種情報システム※1

.....> 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
 通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機
 関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(5) 山形県洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節3を参照）

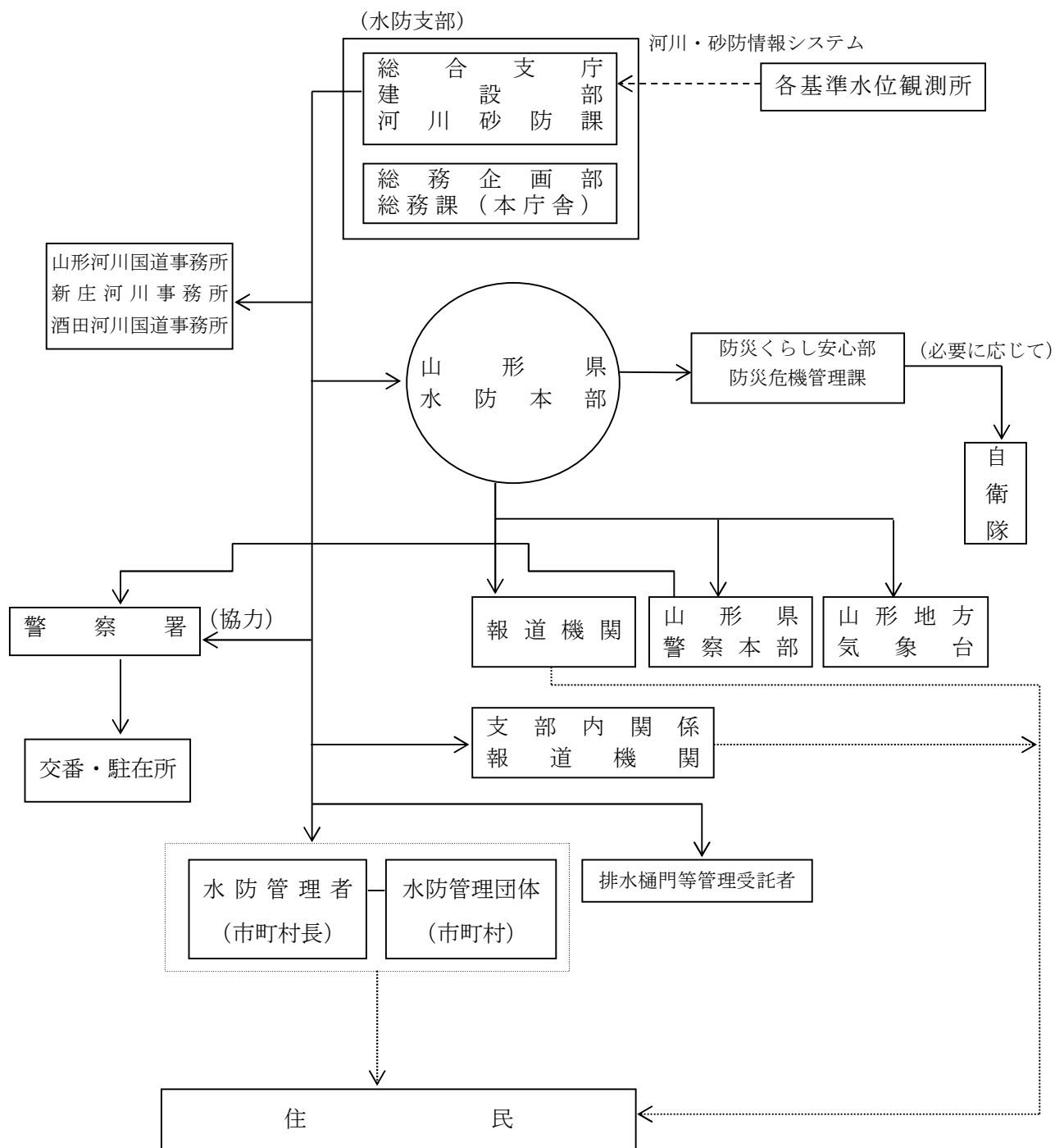


※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機
関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(6) 山形県水防警報（準備・出動・解除・情報）

情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節4を参照）

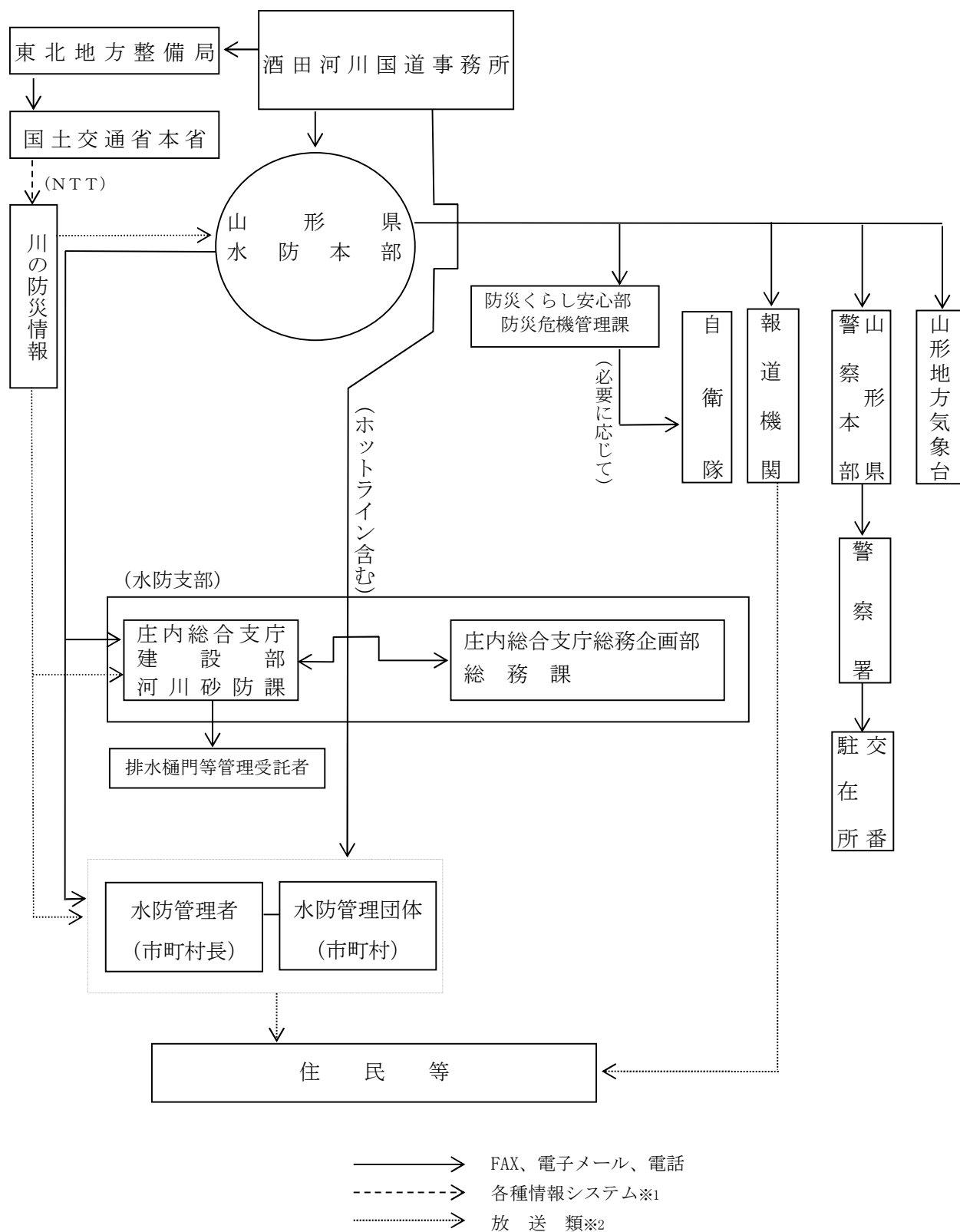


- FAX、電子メール、電話
- - - - -→ 各種情報システム※1
-→ 放送類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機
関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

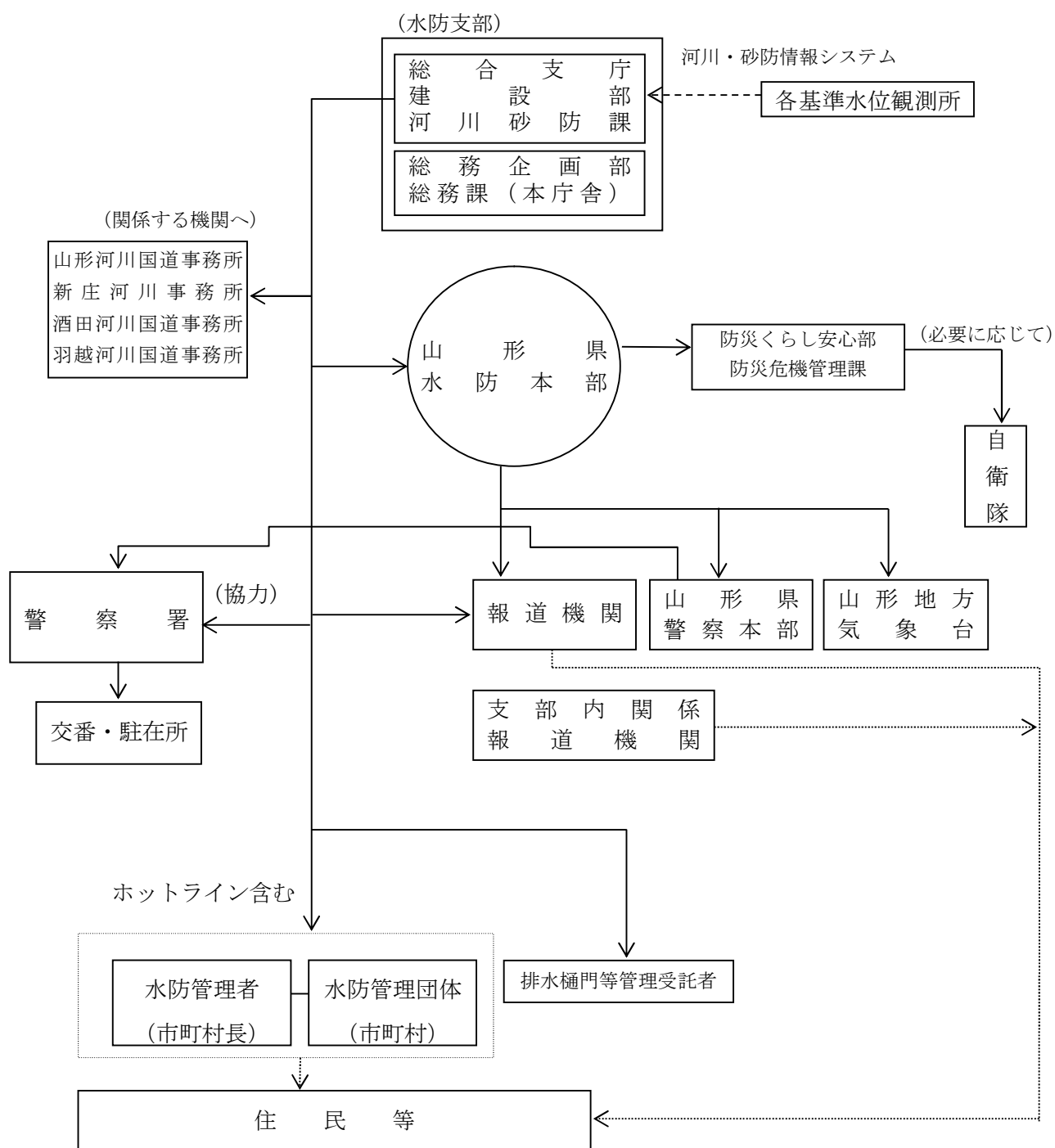
(7) 国土交通省水位情報の通知及び周知〔氾濫警戒情報、氾濫危険情報〕
情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節5を参照）



※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機
関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

(8) 山形県水位情報の通知及び周知〔氾濫警戒情報、氾濫危険情報〕
情報連絡系統図（対象河川については第3章第1節6を参照）



 FAX、電子メール、電話
 各種情報システム※1
 放 送 類※2

※1 各種情報システムとは、防災情報提供システム、県防災行政
 通信一斉指令、気象情報伝送処理システム、J-ALERT 等の各機
 関のシステムを指す。

※2 放送類とは、テレビやラジオ、インターネット等を指す。

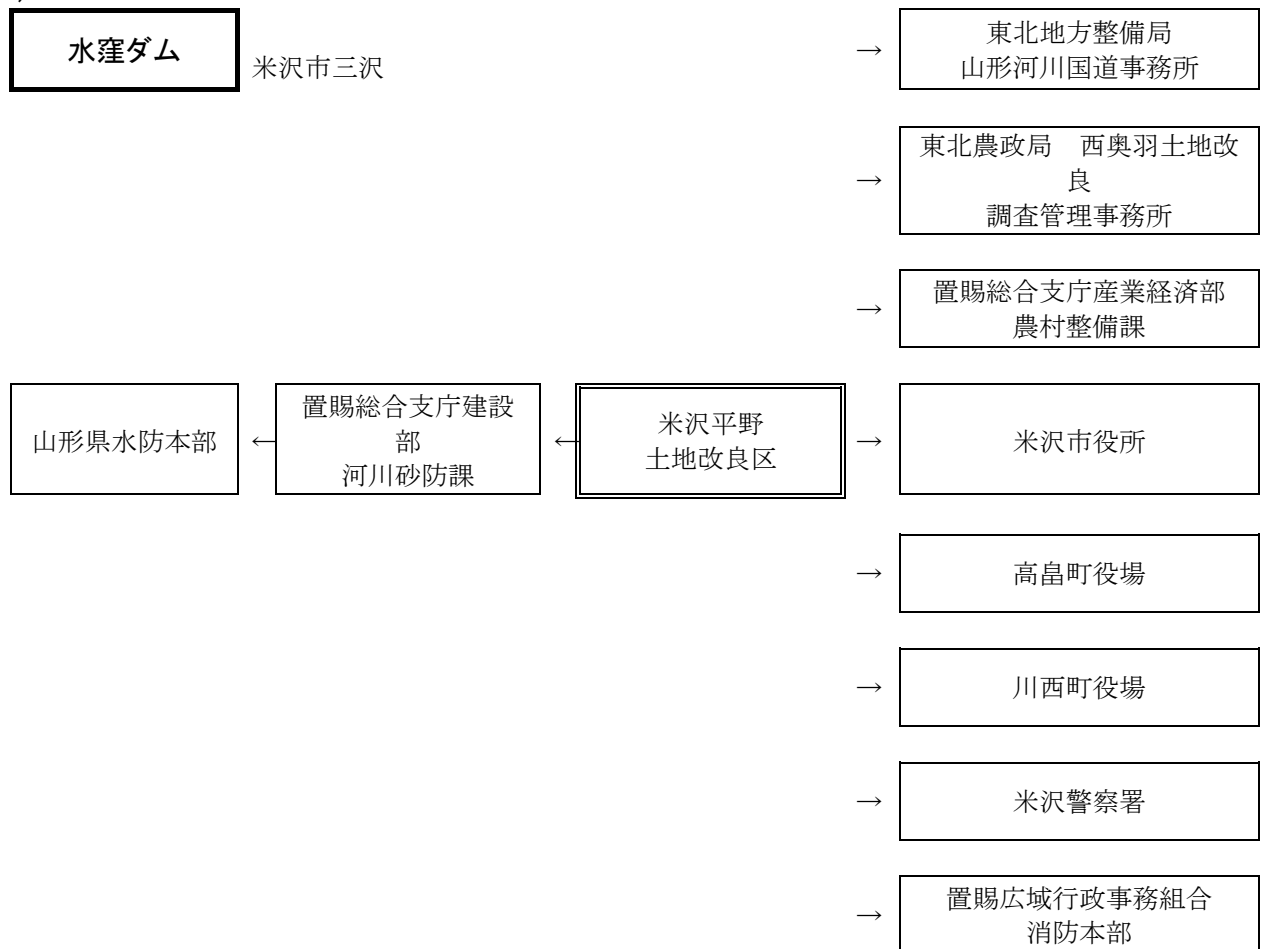
(9) ダム放流による通信連絡系統図

放流に関する通知

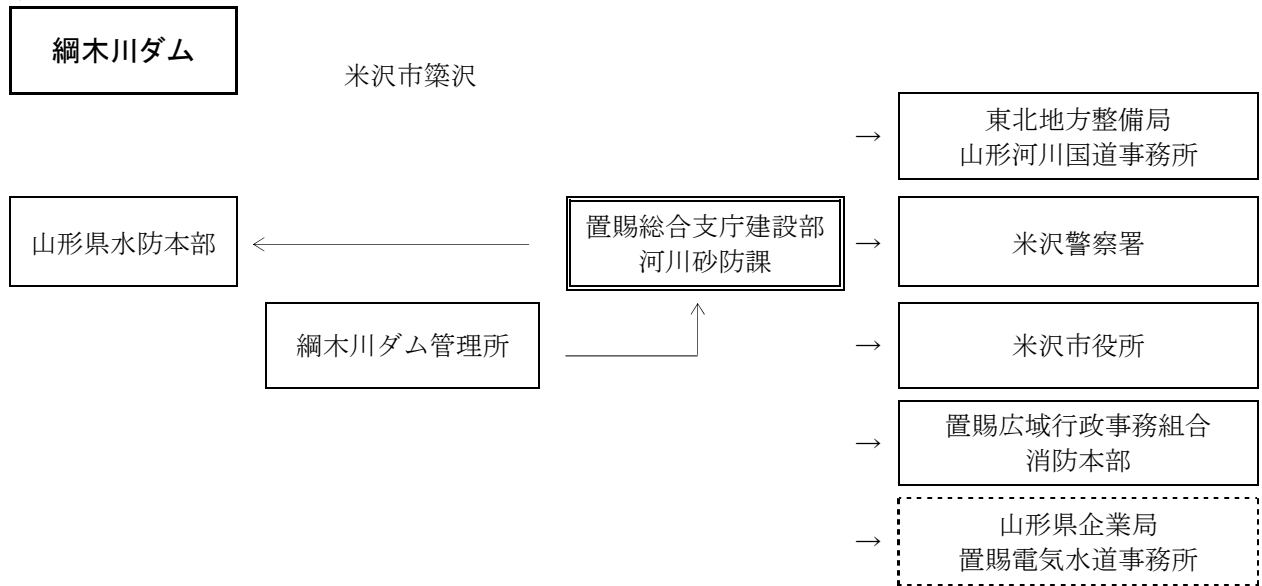
ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知を行う。

- 電話またはN T T F A Xまたは電子メール
 [] 水防管理団体への通知担当機関を表す
 [] 事前放流時の追加機関

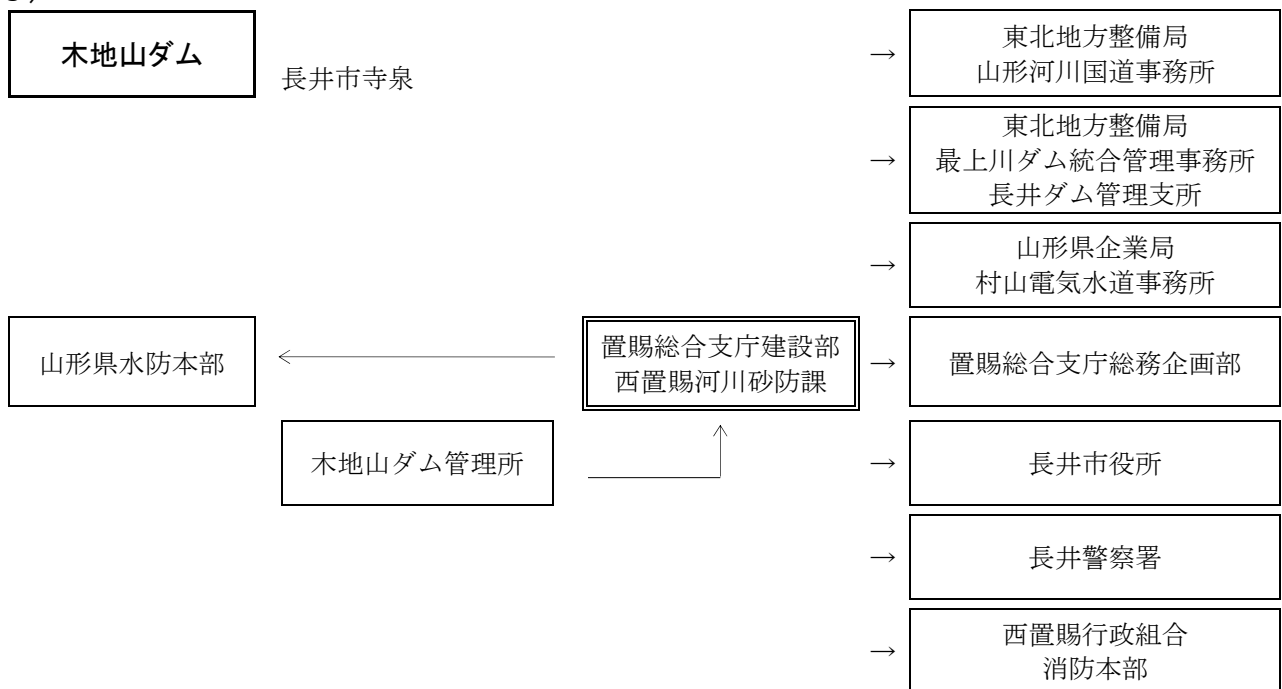
1)



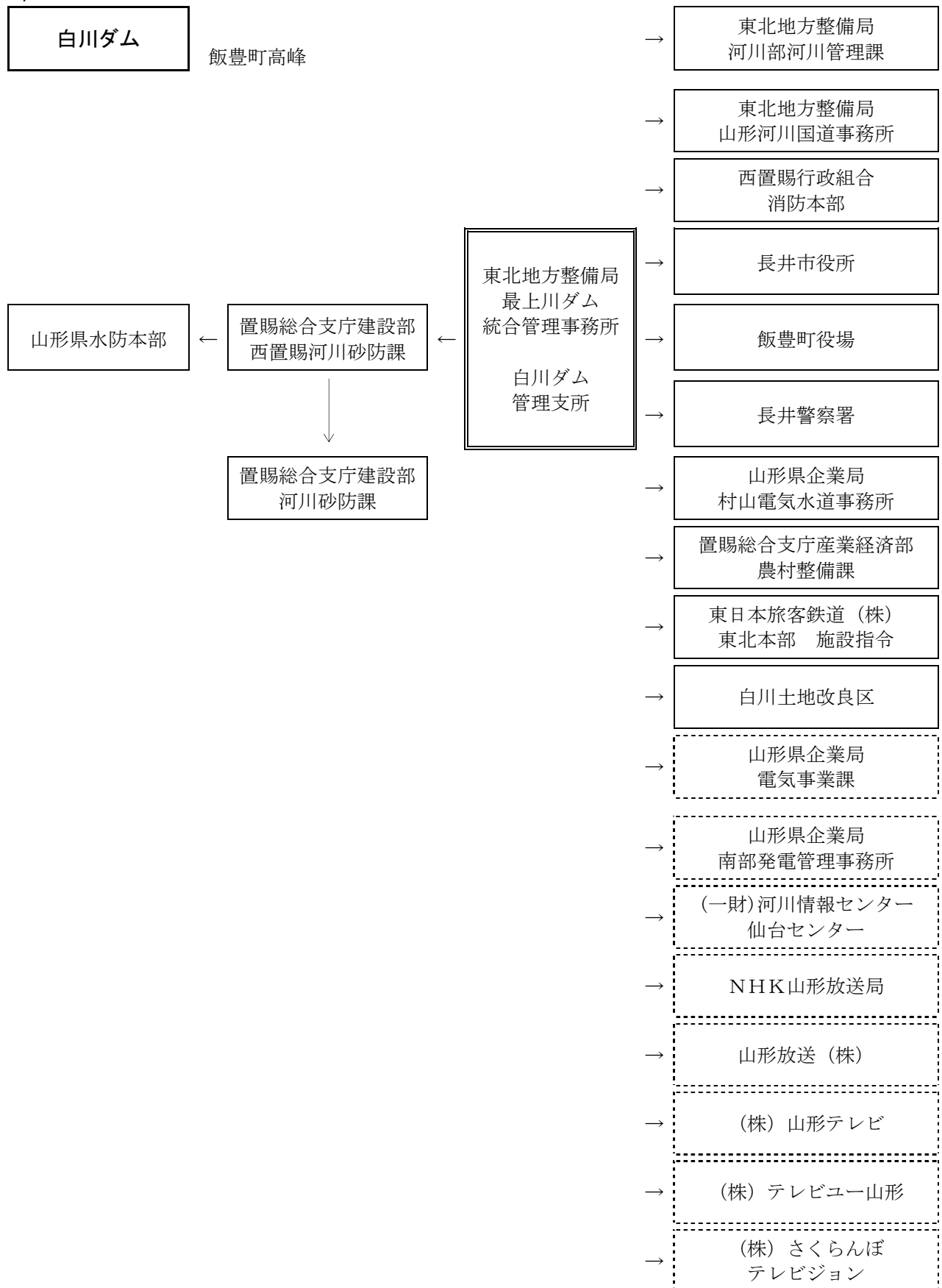
2)



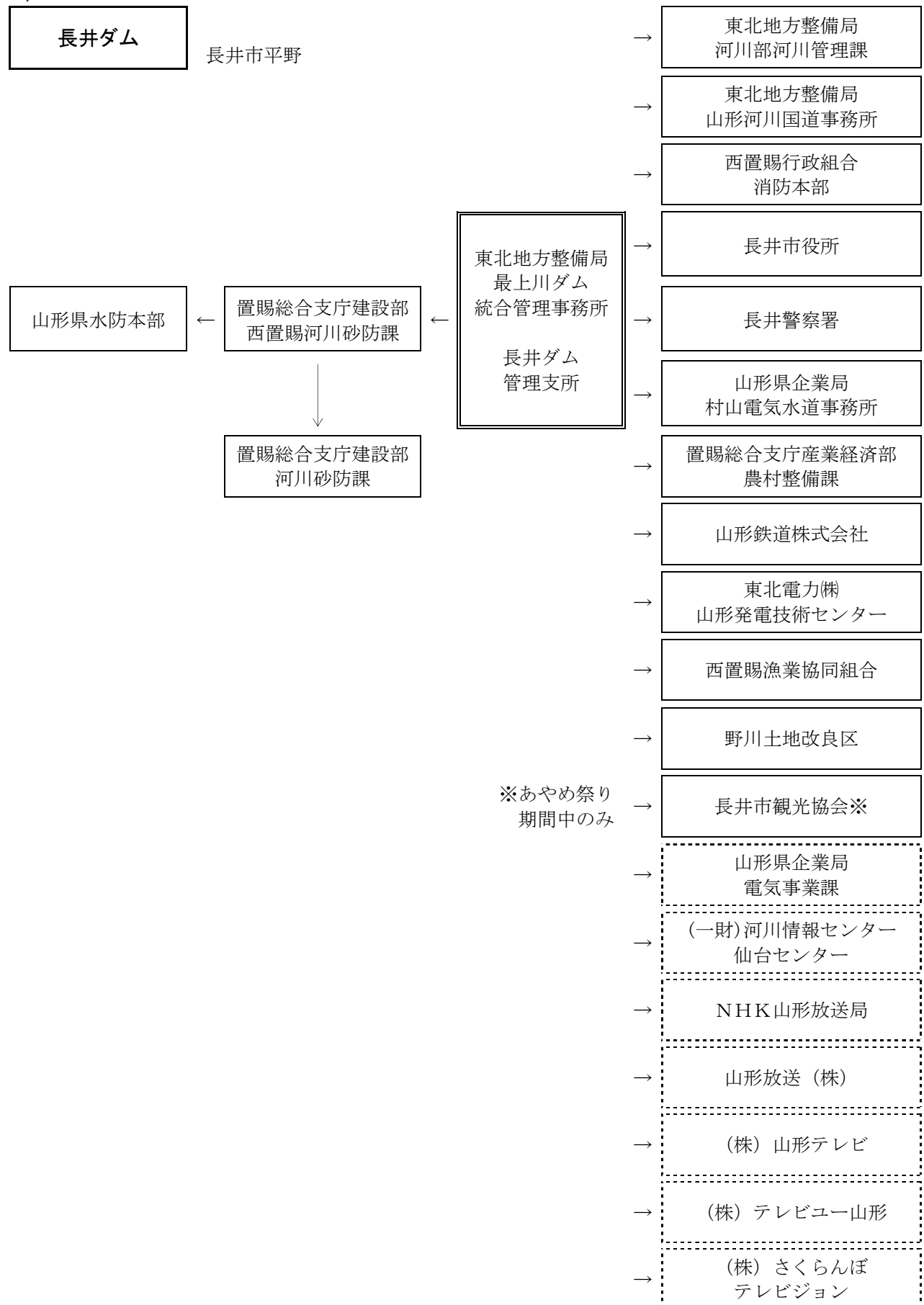
3)



4)



5)



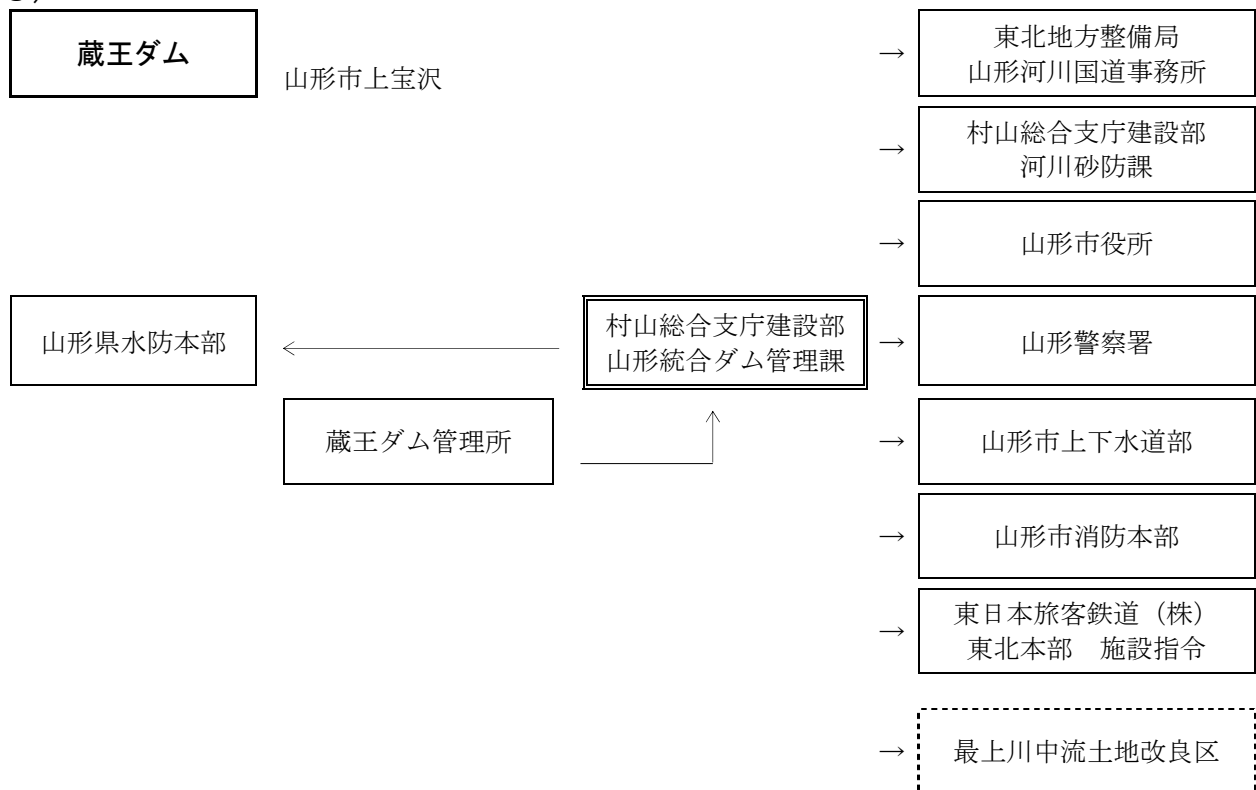
6)



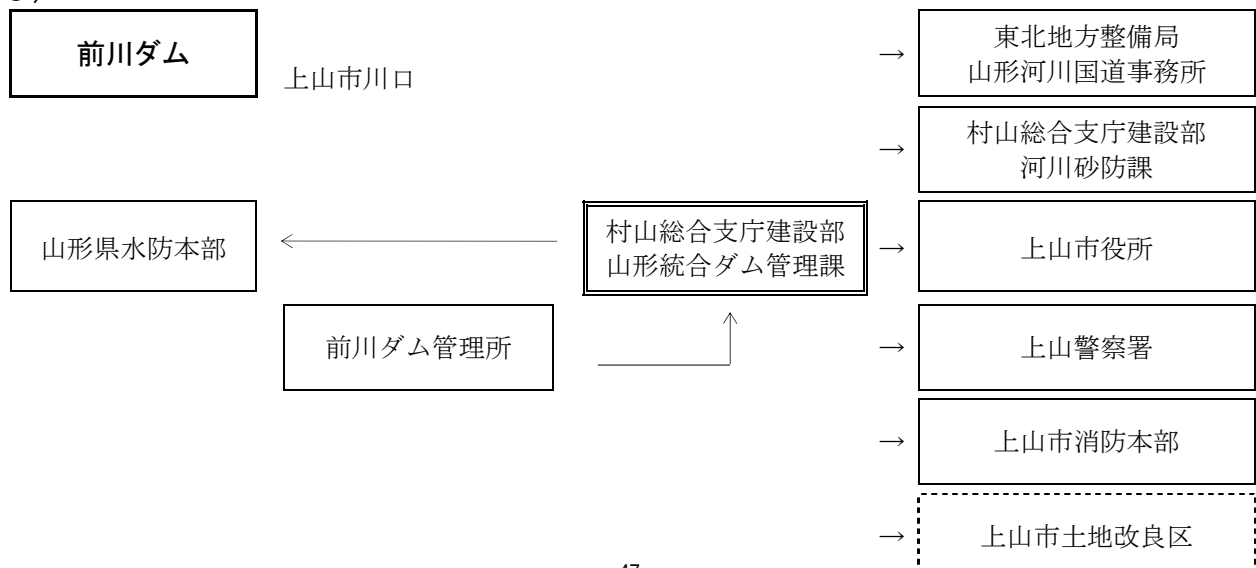
7)



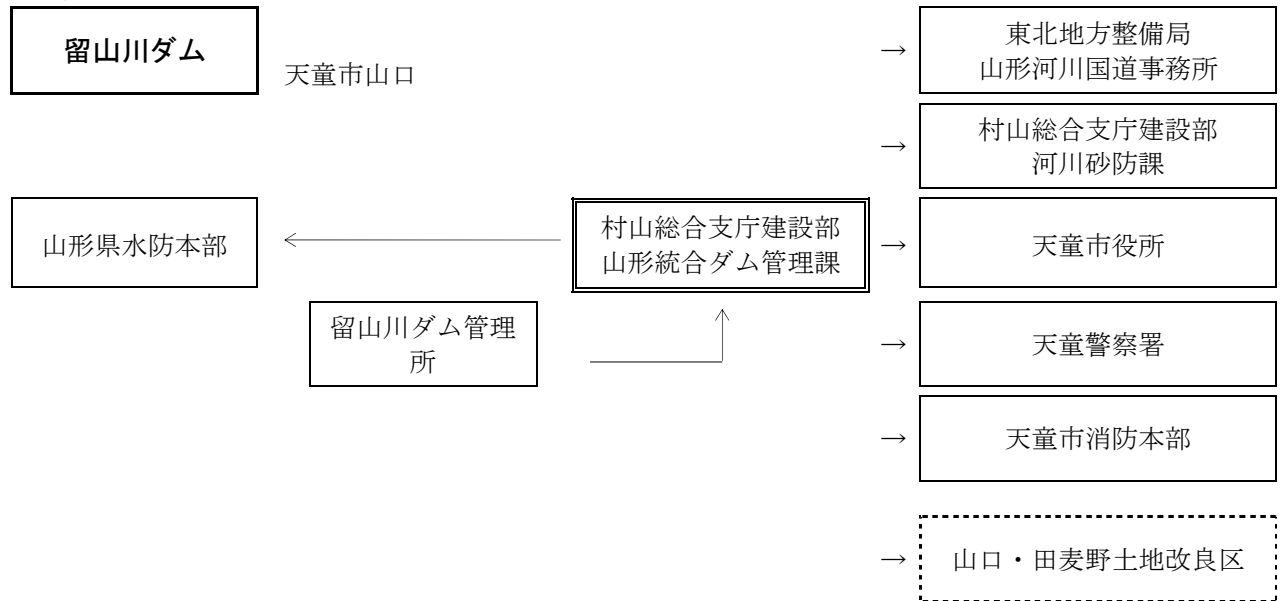
8)



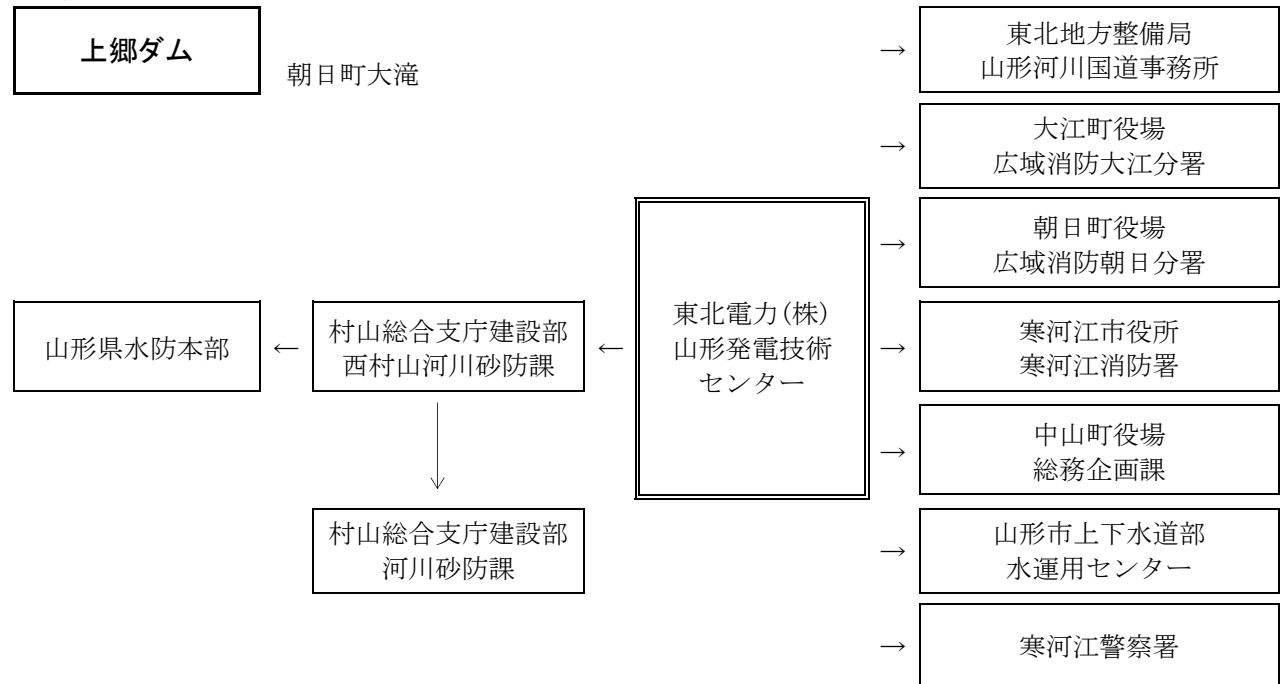
9)



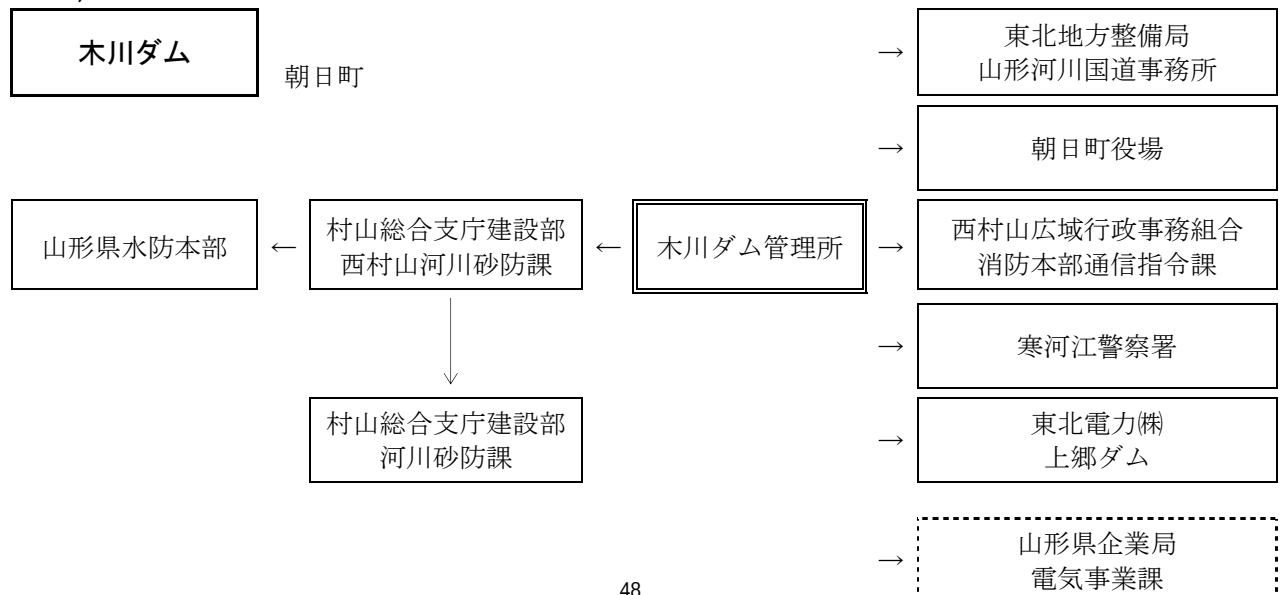
10)



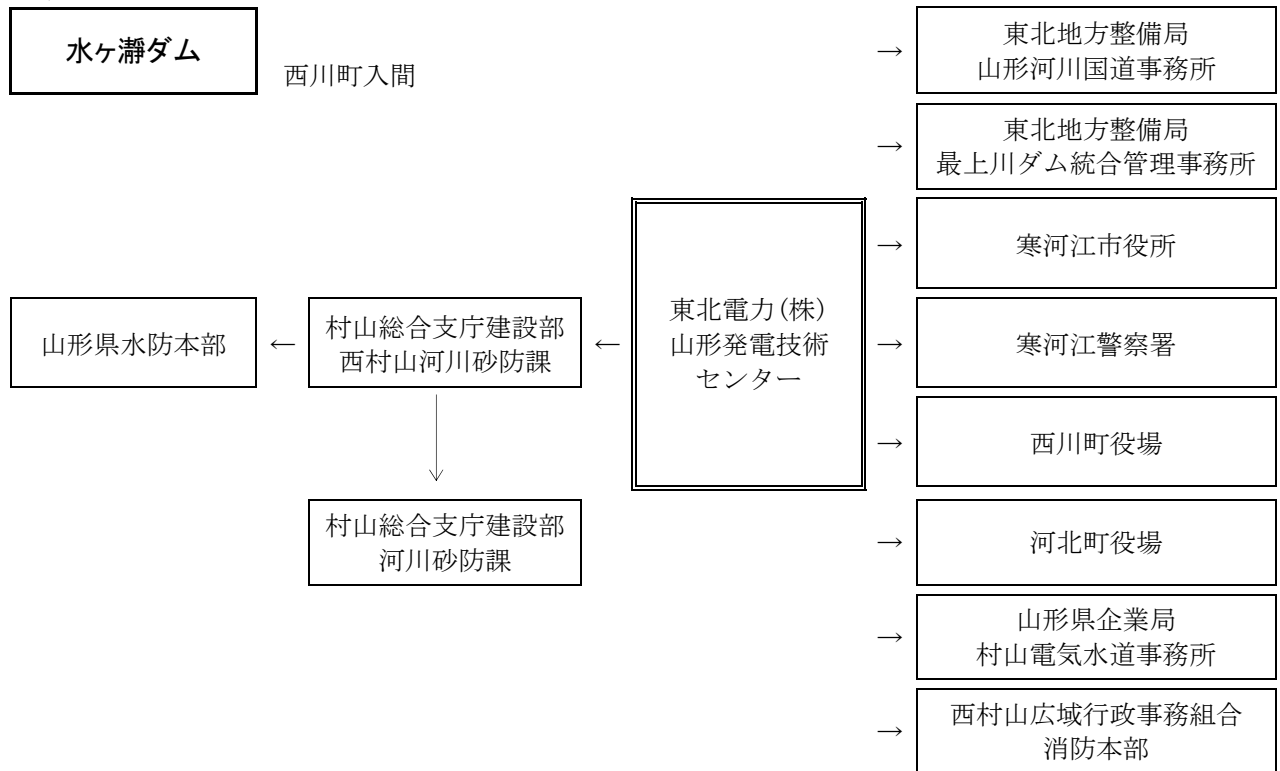
11)



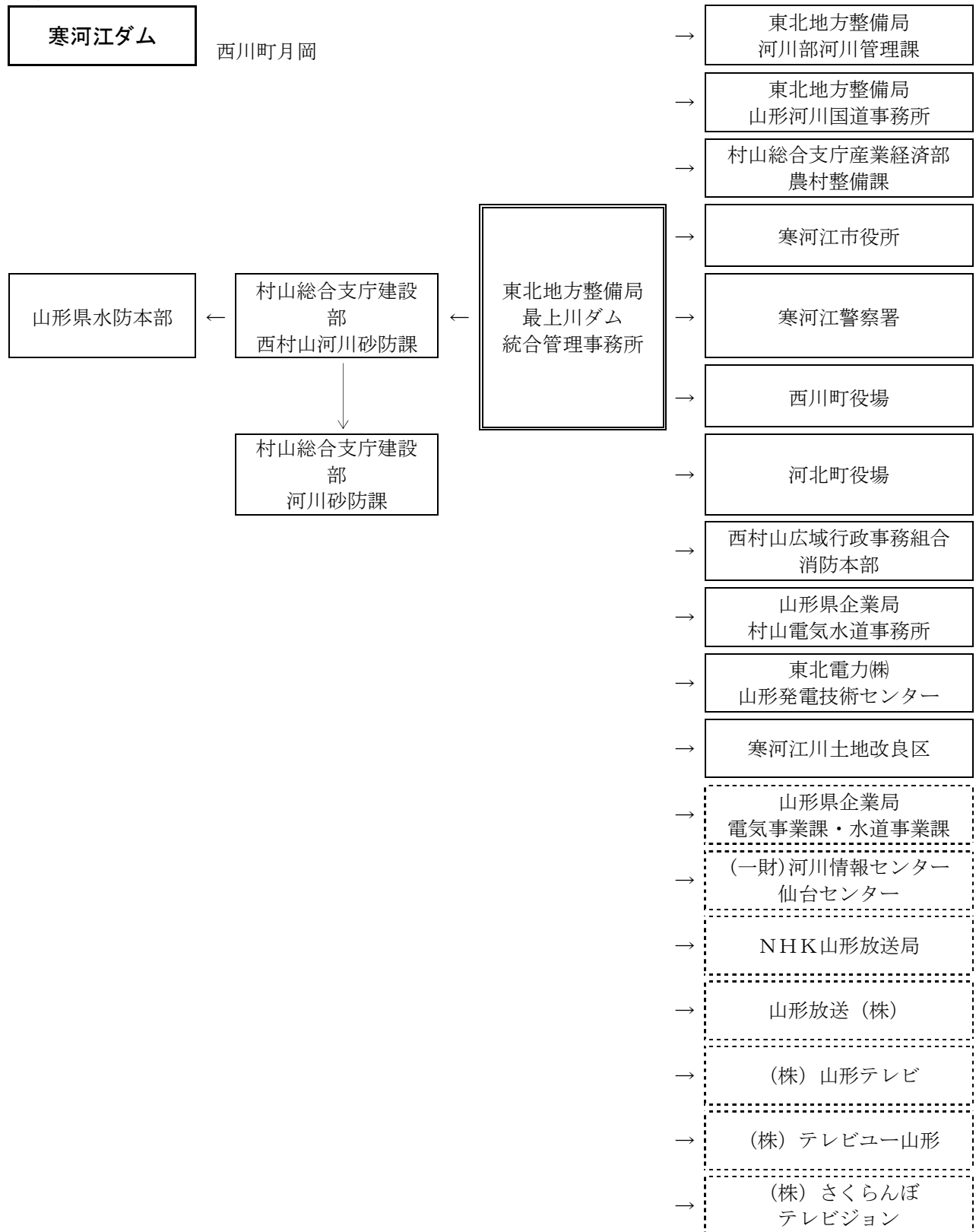
12)



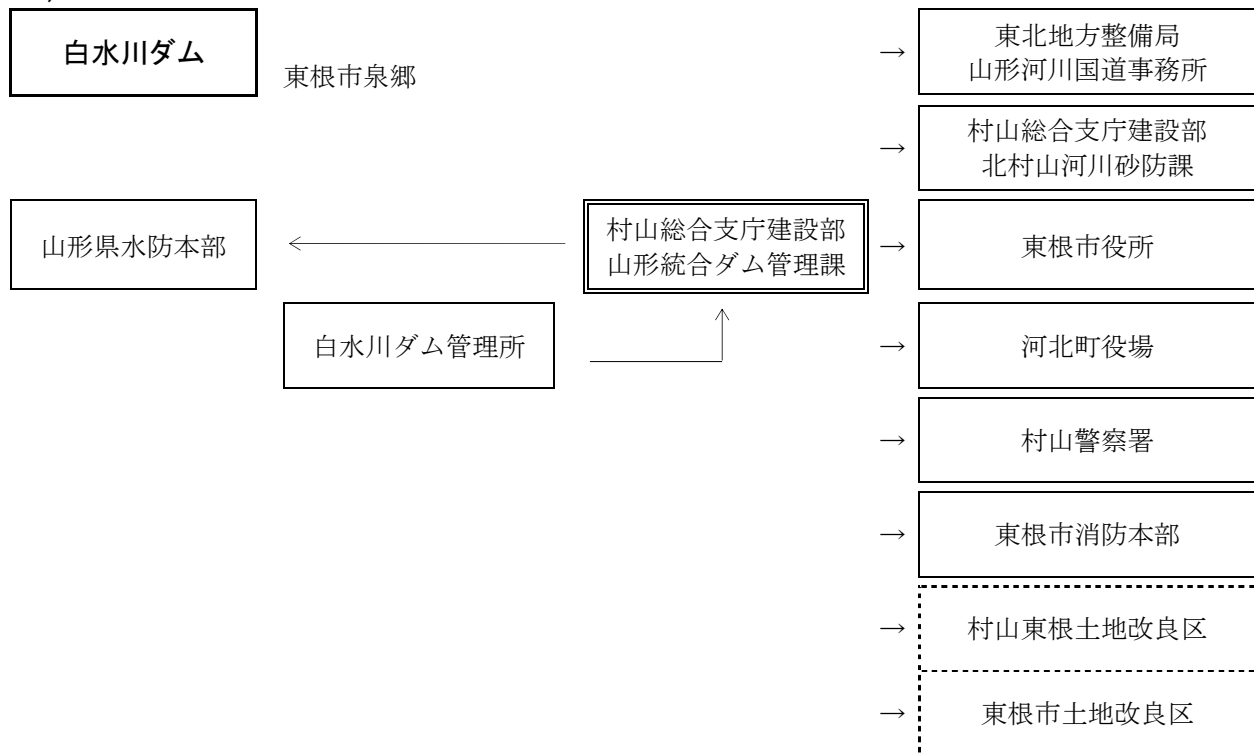
13)



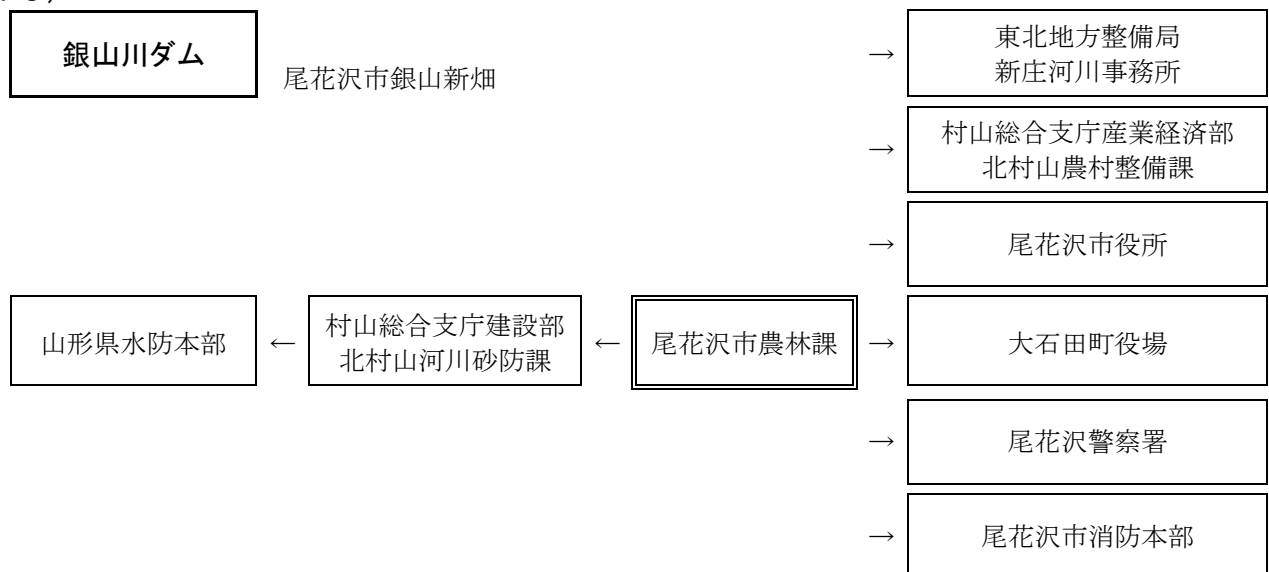
14)



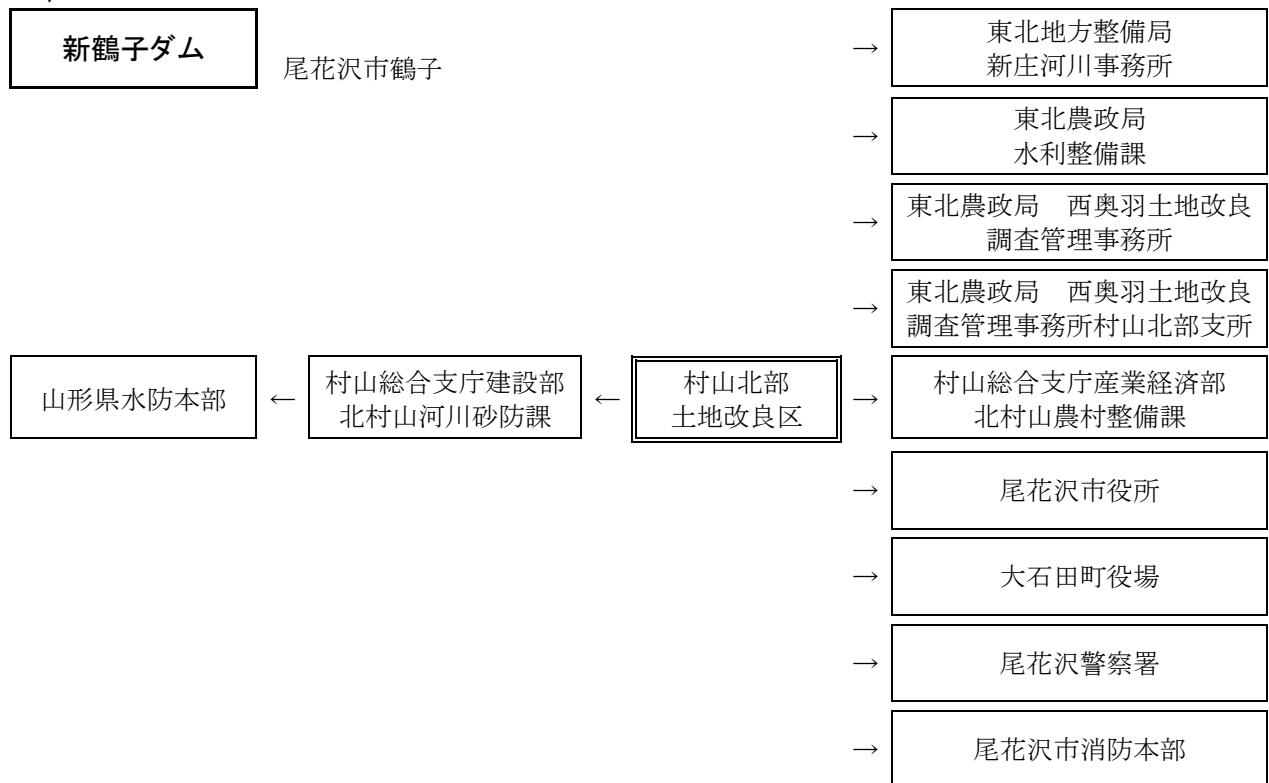
15)



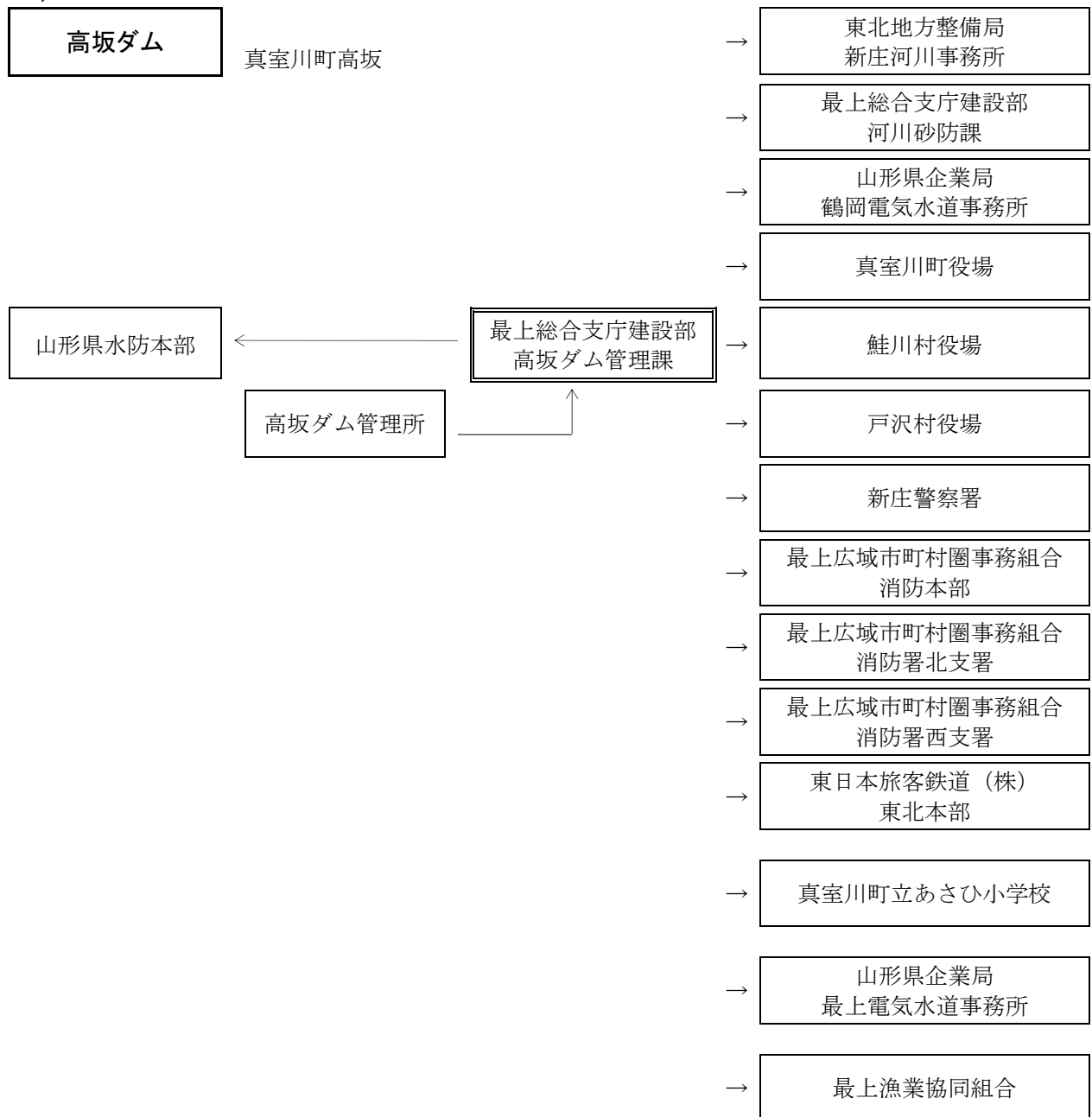
16)



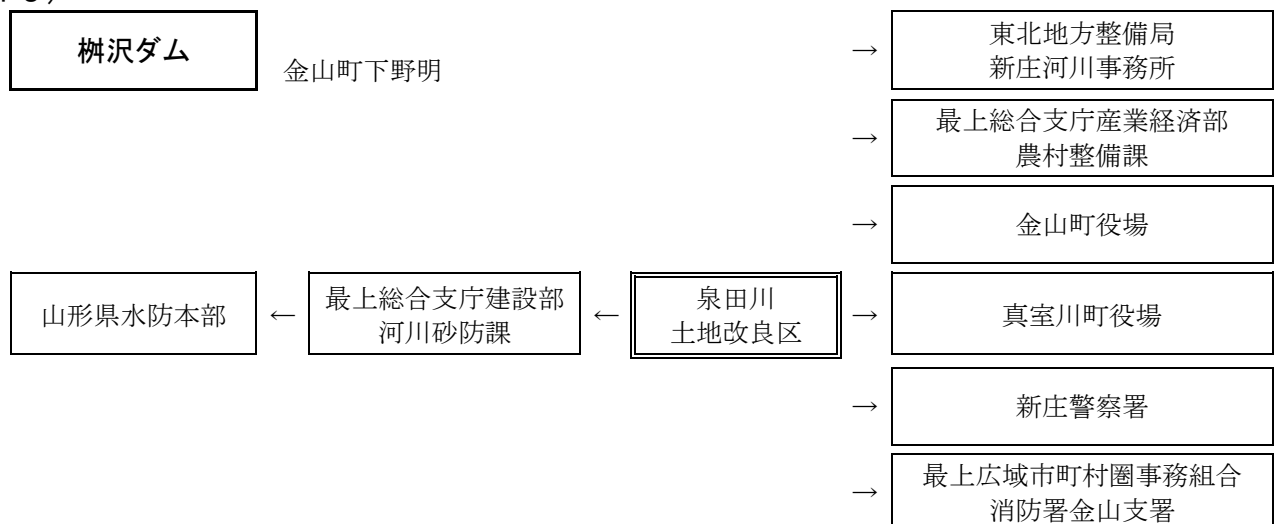
17)



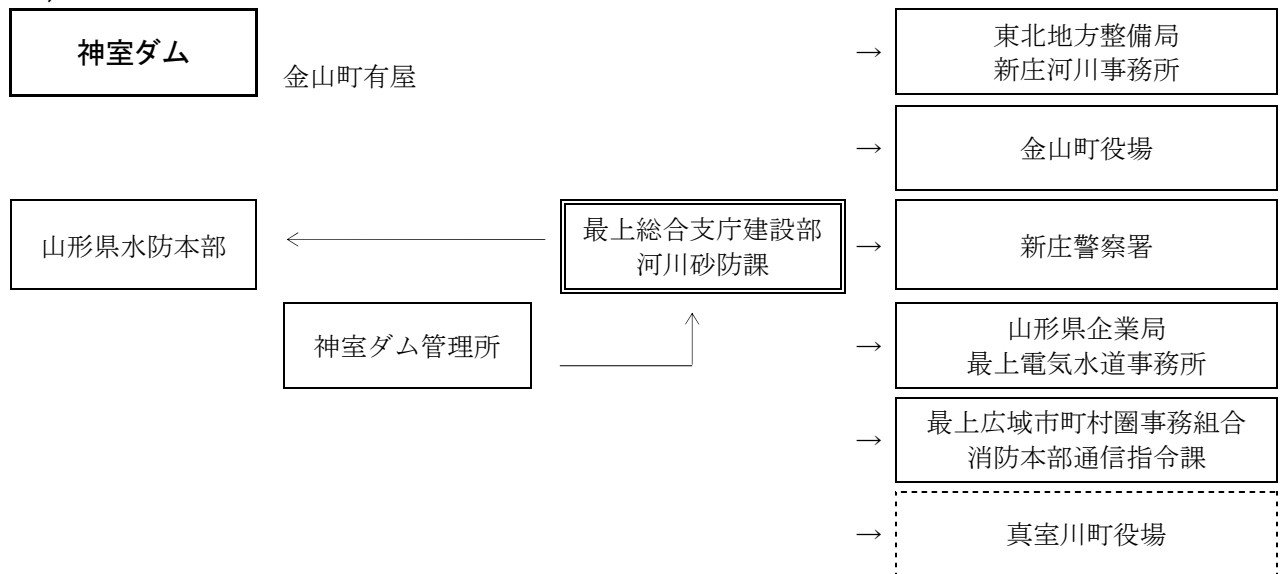
18)



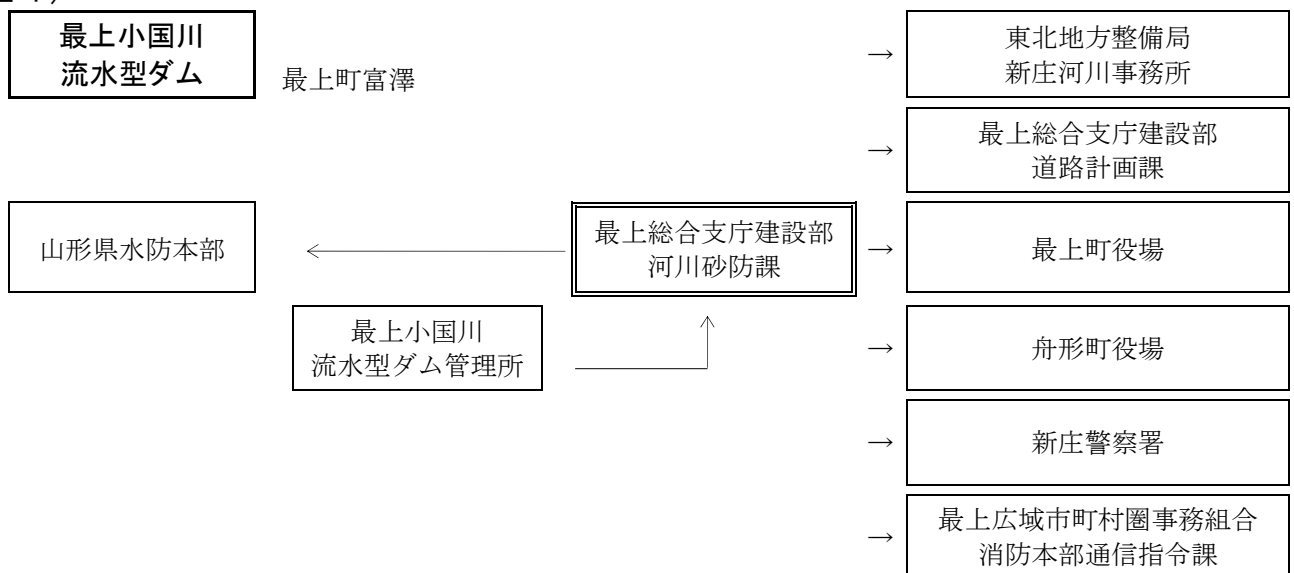
19)



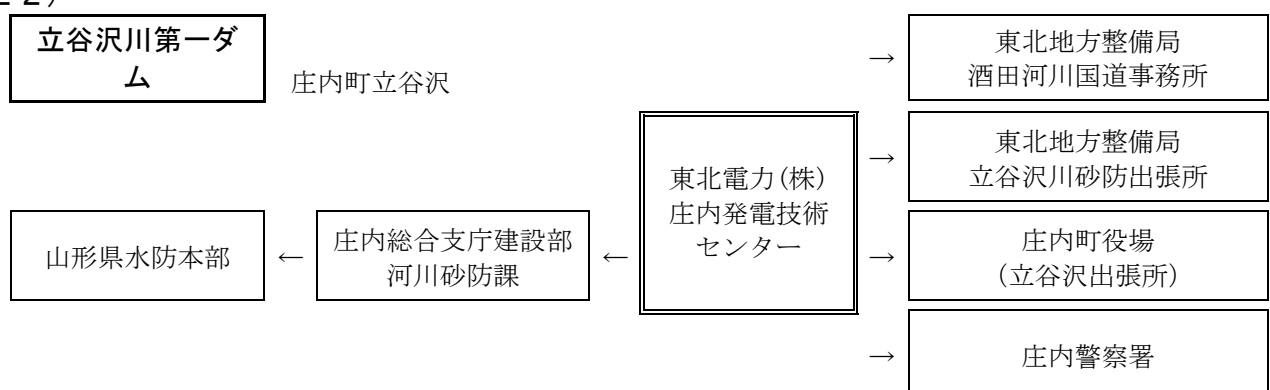
20)



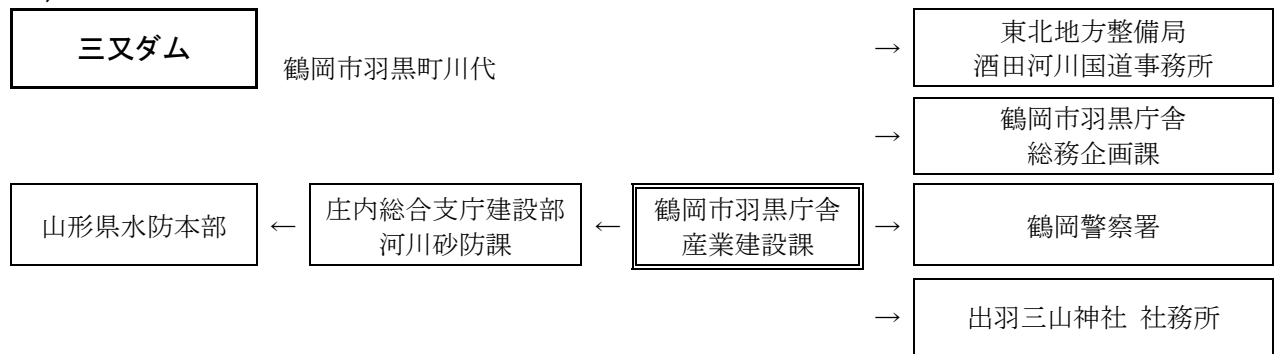
2 1)



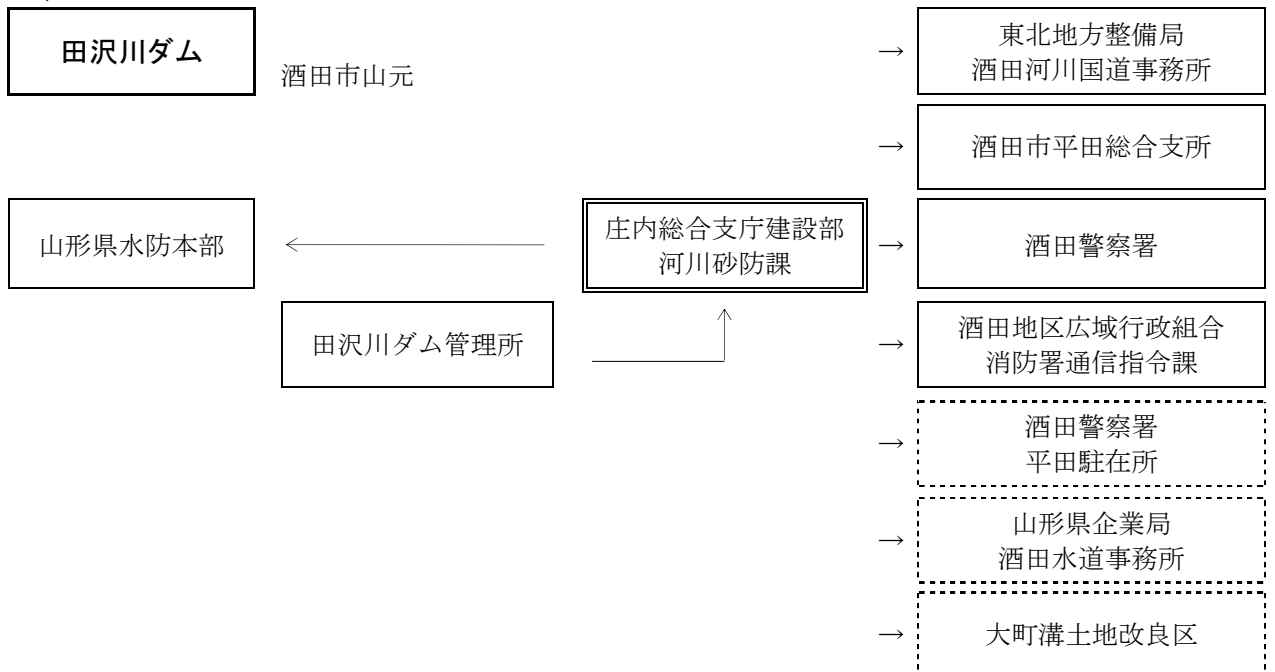
2 2)



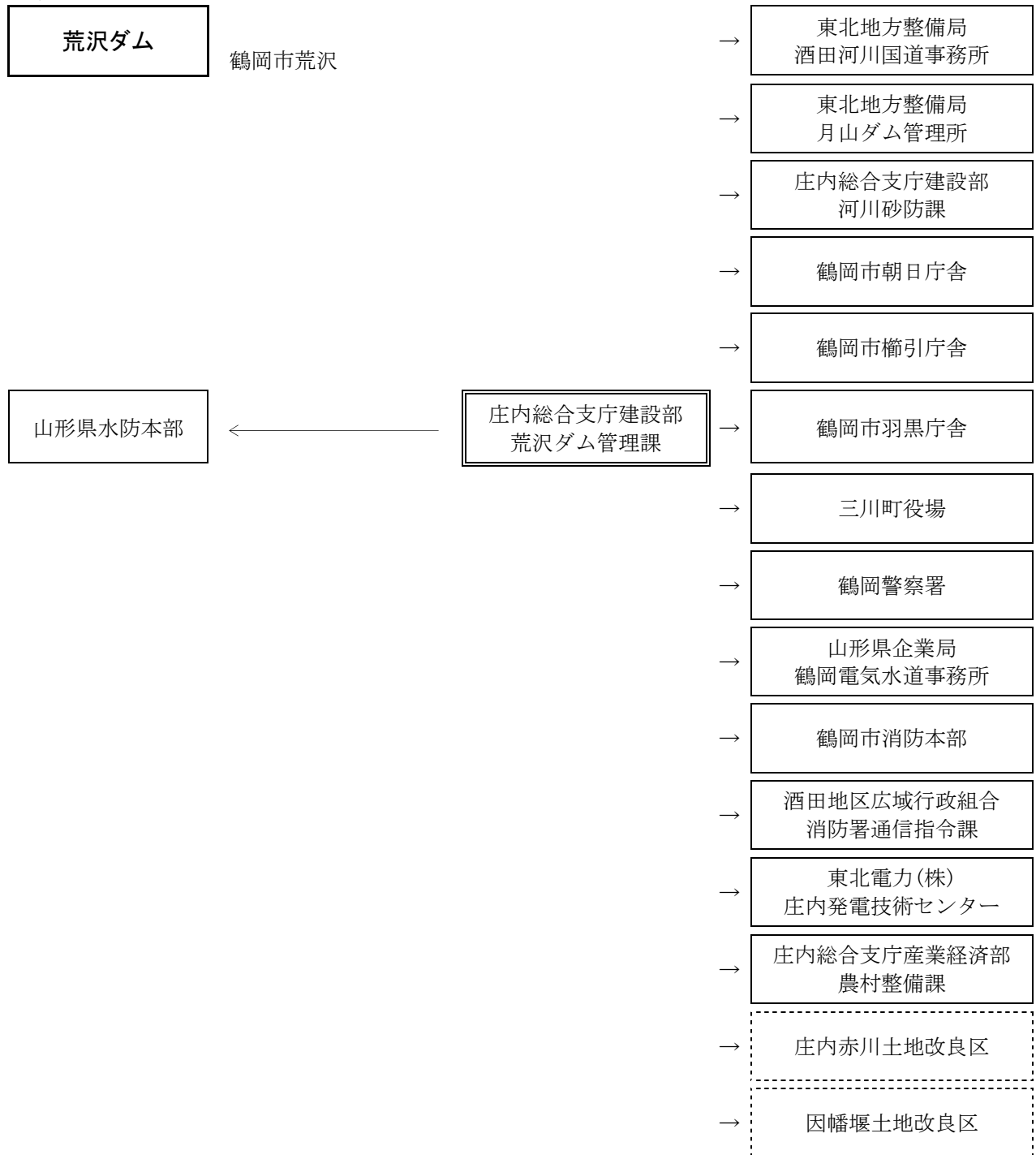
2 3)



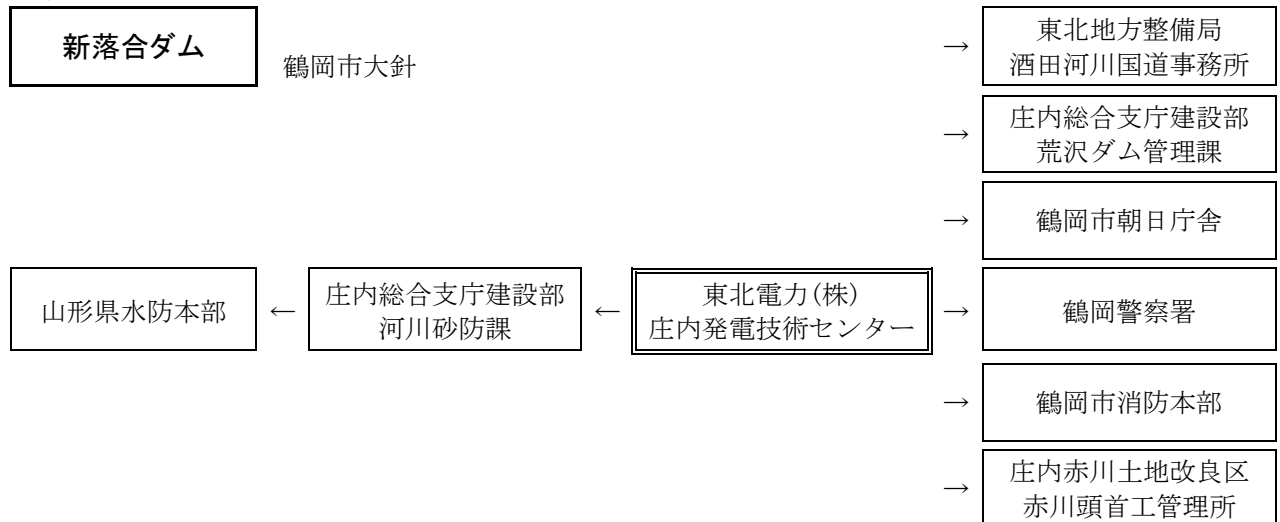
2 4)



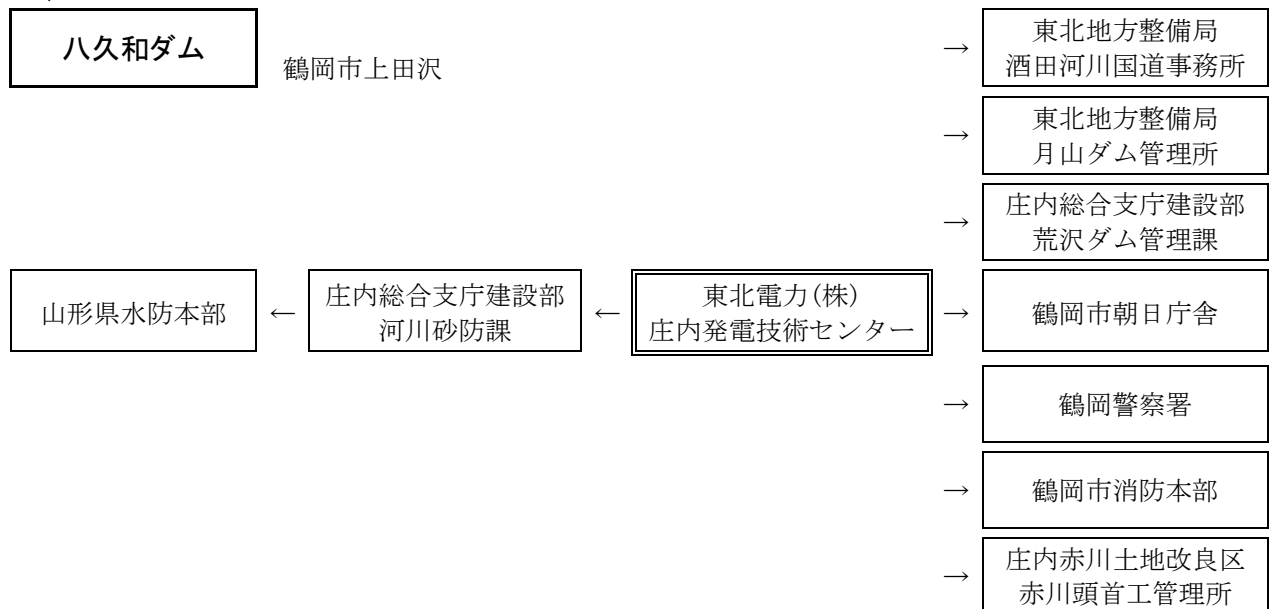
25)



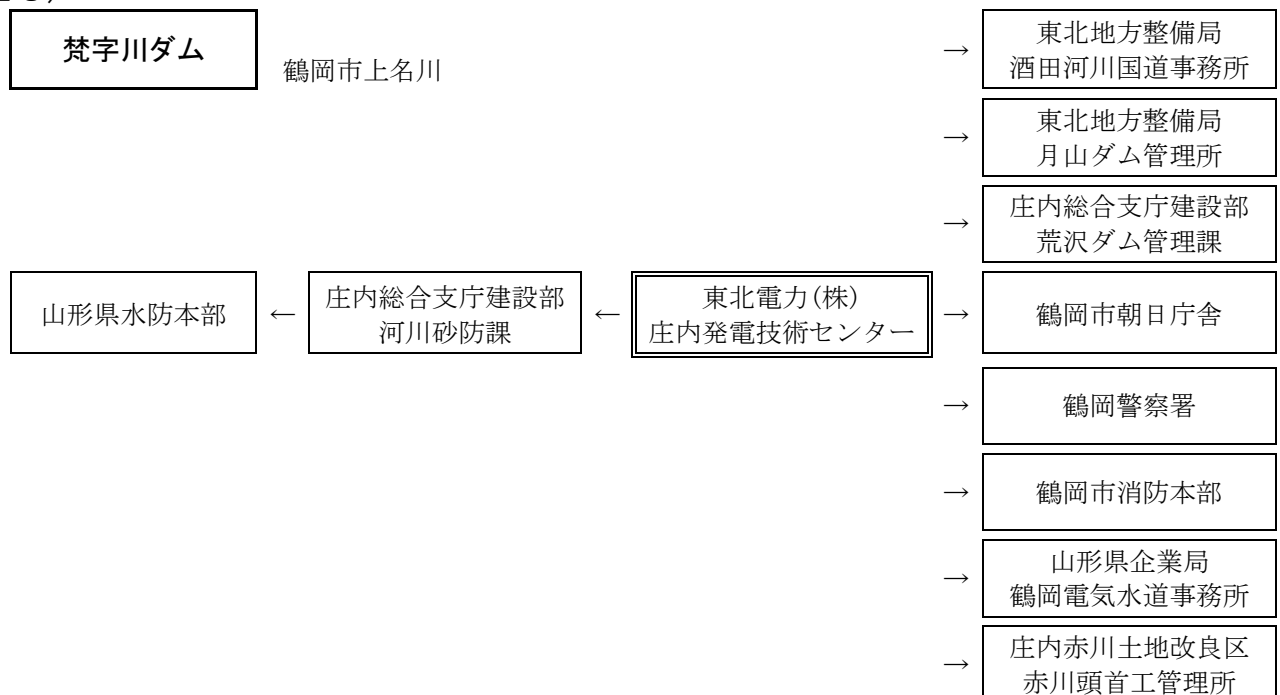
26)



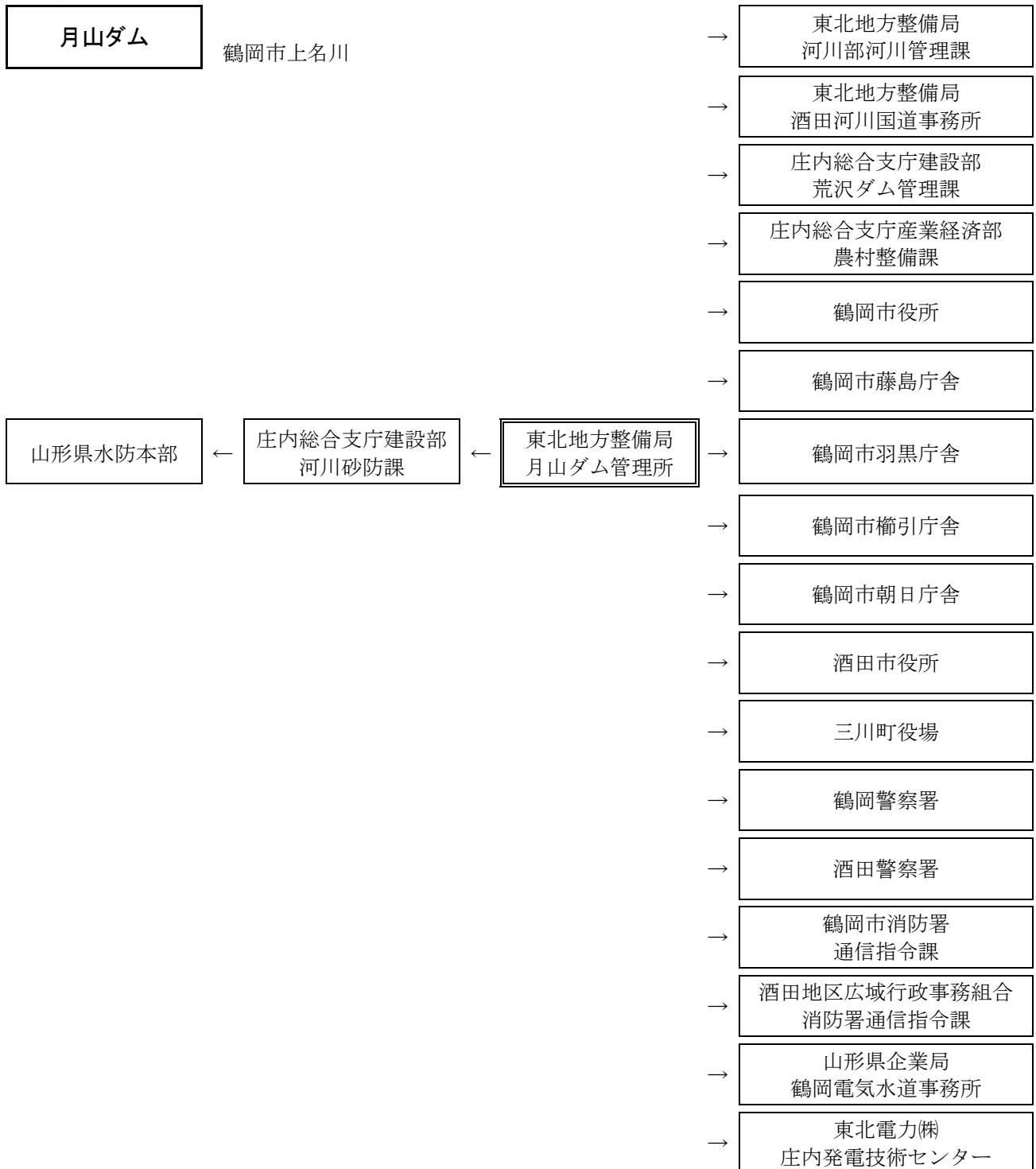
27)



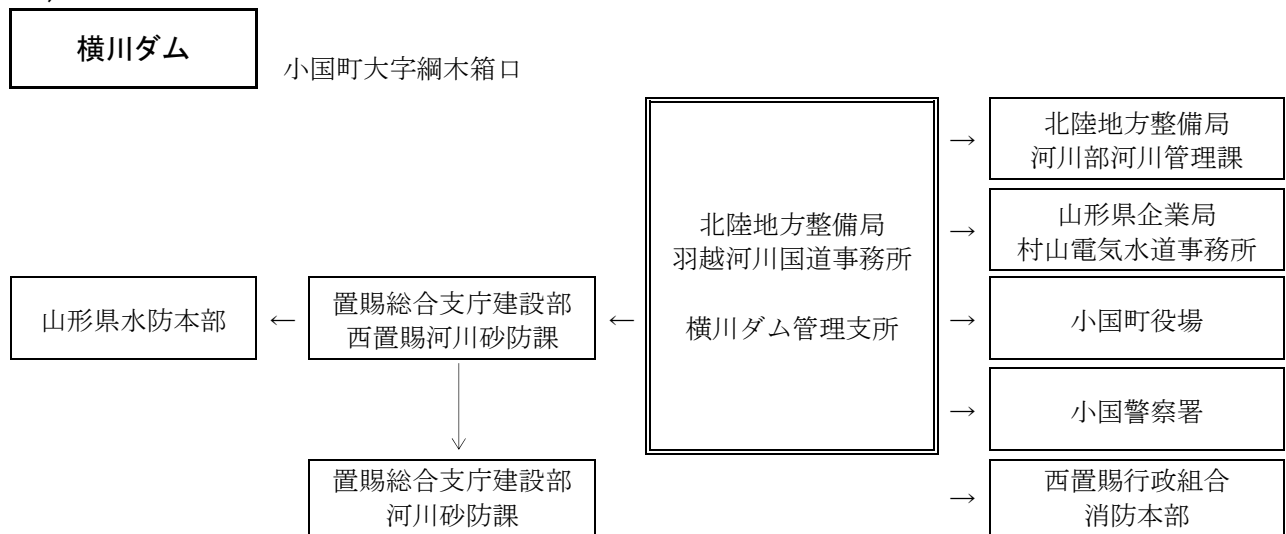
28)



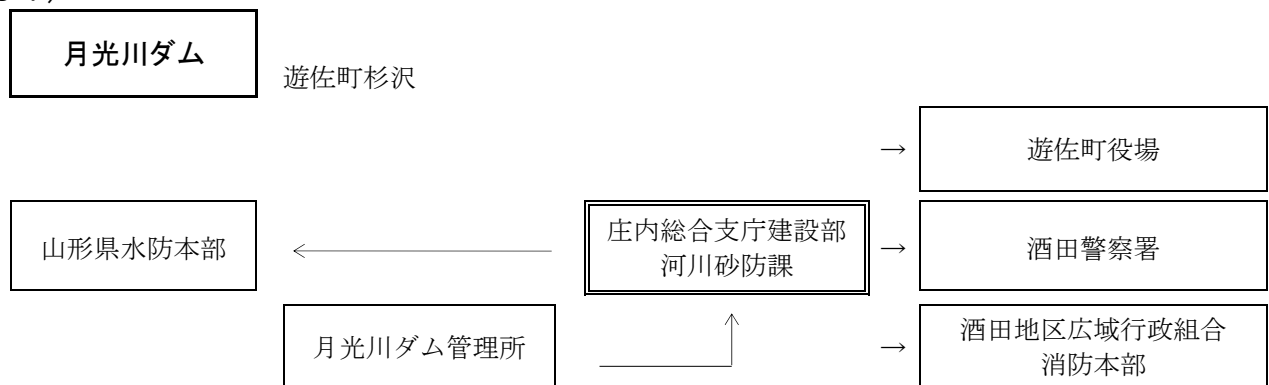
29)



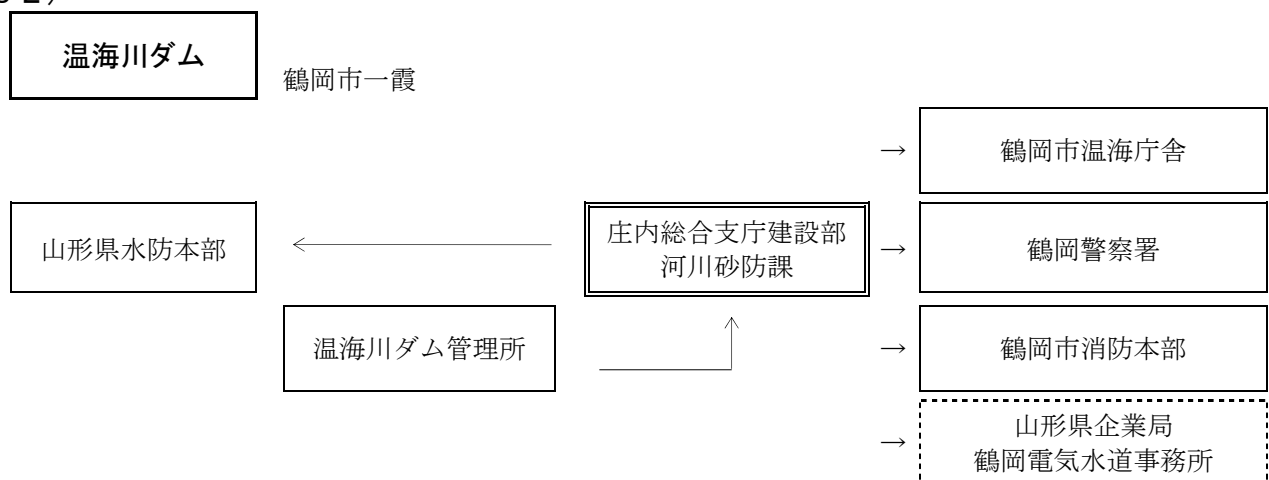
30)



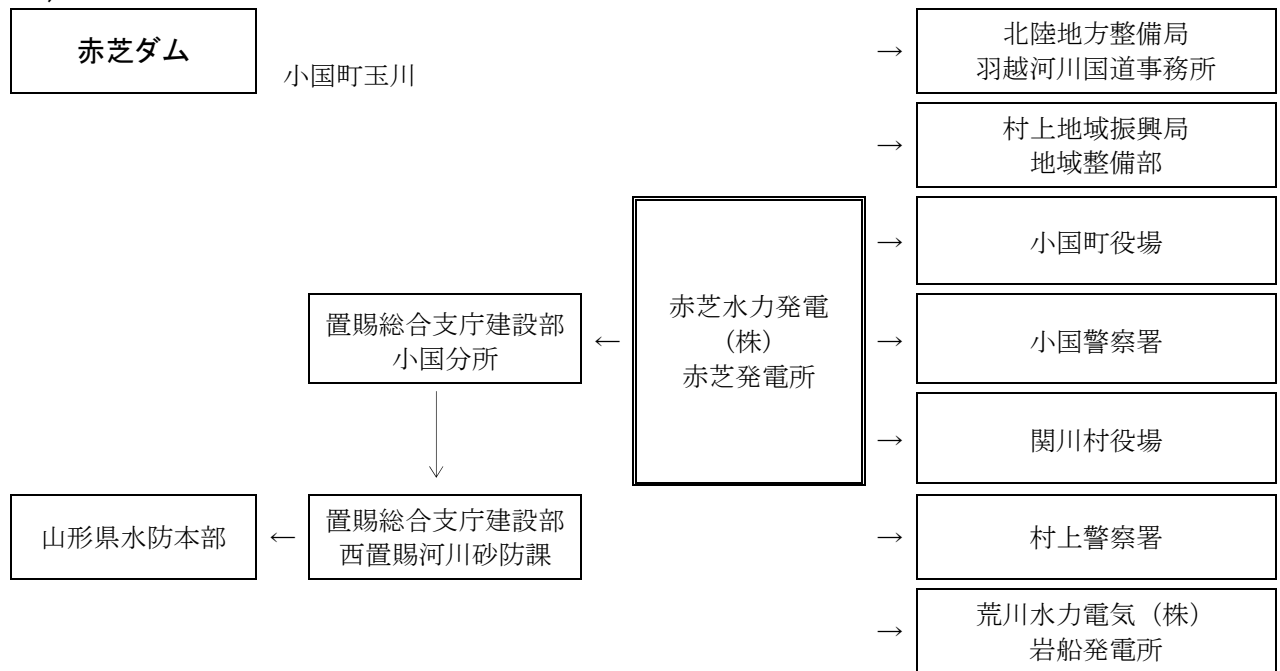
31)



32)



33)



3 災害優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の規制が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者への事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかわかるようにしておく。

4 警察通信施設の使用

（1）警察通信施設の所在地

総合支庁、分庁舎	警 察 署
置 賜 総 合 支 庁	米沢・南陽
置賜総合支庁（西庁舎）	長井・小国
村 山 総 合 支 庁	山形・上山・天童
村山総合支庁（西庁舎）	寒河江
村山総合支庁（北庁舎）	村山・尾花沢
最 上 総 合 支 庁	新庄
庄 内 総 合 支 庁	酒田・鶴岡・庄内

（2）警察通信施設の使用

水防上非常の場合で、公衆或いは加入電話或いは県防災行政無線及び非常電話の使用が不通となったときは、水防法第 27 条の定めにより警察通信施設を使用する。

警察通信施設の使用施設

- a 使用の範囲は水防による緊急非常の時で、他の適当な連絡方法がないとき。
- b 使用の方法は原則として通信内容を示し、警察官に通信を依頼する。但し、質疑を伴うような困難な通信は自ら通信すること。
- c 駐在所等で警察官不在の時に警察電話を使用するときは家族のものに使用の趣旨を申し出て、自ら通信すること。
- d 警察無線の使用については、県警察本部並びに移動局、基地局所在警察署長にその都度申し出ること。

第6章 予報及び警報とその措置

第1節 気象等に関する予報及び警報

山形地方気象台長は、法第10条及び気象業務法第15条の規定に基づき、山形県内の水防上必要な予報及び警報を山形県知事（防災くらし安心部防災危機管理課）に通知する。

1 注意報、警報及び特別警報の種類とその発表基準

山形地方気象台は気象現象及び津波等によって災害が発生するおそれがあるときに「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときに「警報」、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を発表する。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する水防活動上必要な注意報、警報の種類と発表基準並びに注意警戒を喚起するために発表する気象情報の種類は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表概要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表1の基準に達すると予想される場合。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表3の基準に達すると予想される場合。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表2の基準に達すると予想される場合。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表4の基準に達すると予想される場合。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風等による異常な海面の上昇によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表5の基準に達すると予想される場合。 （酒田市の飛島は離島のため、基準を酒田と飛島に区分。）
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風等による異常な海面の上昇によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、別表5の基準に達すると予想される場合。 （酒田市の飛島は離島のため、基準を酒田と飛島に区分。）
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合。
水防活動用津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。
水防活動用津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。 （大津波警報を特別警報に位置づける）

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表概要
—	融雪注意報	融雪によって浸水等の災害が発生するおそれがあると予想される場合
—	波浪注意報	高い波によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には有義波高が3m以上になると予想される場合
—	波浪警報	高い波によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には有義波高が6m以上になると予想される場合
—	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合
土砂災害警戒情報		大雨警報が発表されている状況において、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、土砂災害に警戒を要する市町村を特定し、山形県と山形地方気象台が共同で発表する。
記録的短時間大雨情報		大雨警報が発表されている状況において、数年に一度程度しか起こらないような短時間の大雨を観測もしくは解析され、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合 山形県の発表基準：1時間雨量が100mm以上
気象情報		台風の影響及び大雨等が予想される場合に、円滑な防災活動が実施できるように防災機関や一般の住民を支援するために発表する気象情報の種類は以下のとおり ○予告的情報 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、警報等を未だ発表するに至らない場合などに警報等に先立ち、24時間程度前から1週間程度先までに予想される現象について予告的に発表する場合 ○補足的情報 顕著な現象が切迫している場合もしくは発現して警報等を発表している場合などに、警報等を補足するために防災上の注意点や現象の推移等を周知する場合
早期注意情報 (警報級の可能性)		5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山・置賜・庄内・最上など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

水防活動の利 用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警 報・特別警報	発 表 概 要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値		各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

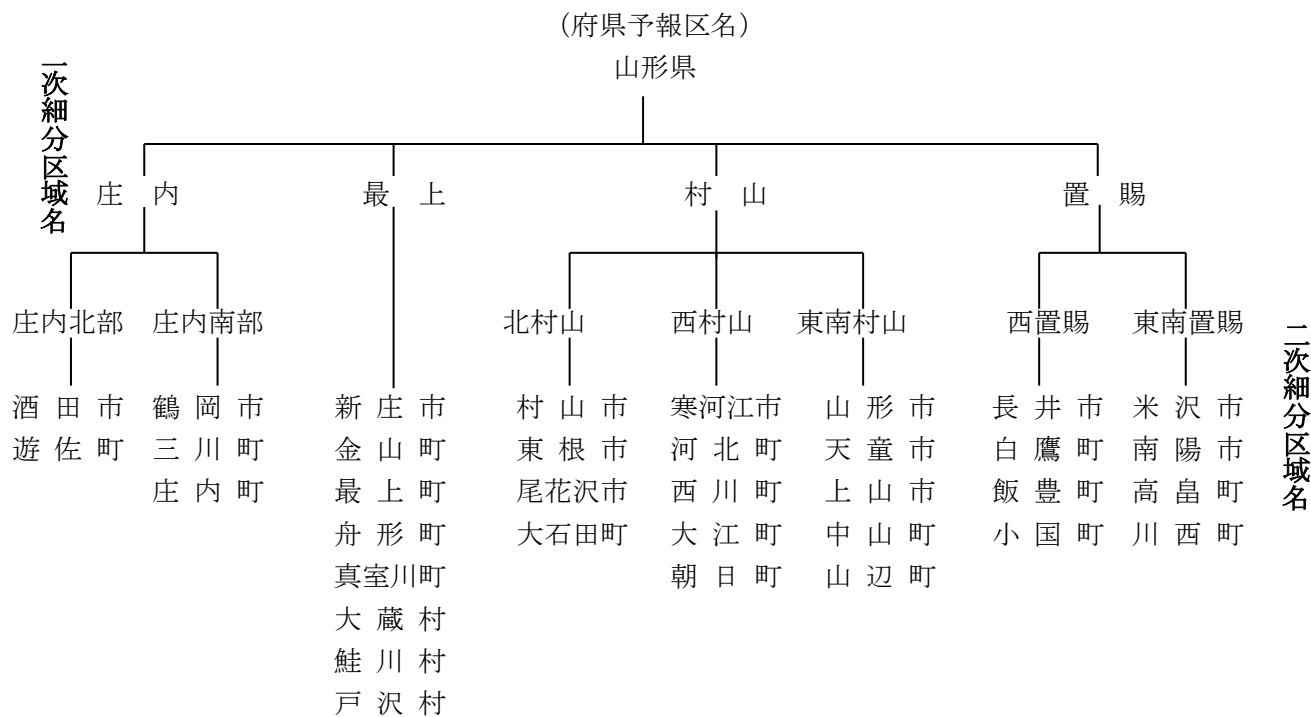
(注1) 注意報、警報及び特別警報の発表は、災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

(注2) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報及び警報の基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

2 天気予報や気象警報・注意報の発表区域

天気予報は、各都道府県をいくつかに分けた一次細分区域単位で発表する。また、警報や注意報は、二次細分区域単位で発表する。下表に山形県の発表区域を示す。

(一次細分区域とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。二次細分区域とは、気象警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする。市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。)



- 一次細分区域内の地域気象・雨量観測所
- (1)庄内……酒田、飛島、鶴岡、狩川、鼠ヶ関、酒田大沢、櫛引、荒沢、浜中
 - (2)最上……新庄、差首鍋、金山、向町、肘折、瀬見
 - (3)村山……山形、村山、大井沢、左沢、尾花沢、東根、上山中山
 - (4)置賜……米沢、長井、高畠、小国、高峰、中津川
- (注)詳細は「第7章第3節1(3)雨量観測所 イ 気象庁所属観測所」の項を参照

(別表1) 大雨注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨注意報基準	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	6	80
	上山市	5	86
	天童市	7	82
	山辺町	7	81
	中山町	5	84
北村山	村山市	5	77
	東根市	6	82
	尾花沢市	6	77
	大石田町	8	87
西村山	寒河江市	6	78
	河北町	8	90
	西川町	8	81
	朝日町	7	79
	大江町	8	82
東南置賜	米沢市	7	77
	南陽市	6	82
	高畠町	6	82
	川西町	6	72
西置賜	長井市	7	98
	小国町	9	75
	白鷹町	5	83
	飯豊町	7	72
庄内北部	酒田市	10	85
	遊佐町	8	98
庄内南部	鶴岡市	9	91
	三川町	6	125
	庄内町	8	97
最上	新庄市	7	81
	金山町	9	97
	最上町	5	96
	舟形町	6	97
	真室川町	9	95
	大蔵村	8	102
	鮭川村	9	87
	戸沢村	8	85

(別表2) 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東南村山	山形市	立谷川流域=15.6, 馬見ヶ崎川流域=19.9, 村山高瀬川流域=10.8, 野呂川流域=4.8, 本沢川流域=10.8, 龍山川流域=5.8, 貴船川流域=3.7, 富神川流域=5.2, 藤沢川流域=3.5, 松尾川流域=5.4, 後明沢川流域=4.4, 遅沢川流域=3.5	馬見ヶ崎川流域=(5, 19.9), 村山高瀬川流域=(5, 10.8), 野呂川流域=(5, 4.8), 須川流域=(5, 19), 本沢川流域=(5, 8.6), 龍山川流域=(5, 5.8), 富神川流域=(5, 4.2), 藤沢川流域=(5, 2.6), 遅沢川流域=(5, 3.3)	須川下流[鮎洗], 須川上流[坂巻・石堂]
	上山市	須川流域=13.6, 前川流域=12.5, 柏木川流域=2.7, 生居川流域=4.7, 思川流域=5.9, 酢川流域=6.3	須川流域=(5, 10.9), 前川流域=(5, 10), 柏木川流域=(5, 2.1), 生居川流域=(5, 3.8), 酢川流域=(5, 5)	須川上流[坂巻・石堂]
	天童市	乱川流域=17.2, 倉津川流域=8.4, 押切川流域=8.9	乱川流域=(6, 13.8), 倉津川流域=(5, 8.4), 押切川流域=(5, 8.9)	最上川上流[下野], 須川下流[鮎洗]
	山辺町	小鶴沢川流域=3.9, 後明沢川流域=4.6, 送橋川流域=3, 沢上川流域=4.2	須川流域=(6, 22.1), 小鶴沢川流域=(5, 3.1), 後明沢川流域=(6, 3.6), 送橋川流域=(6, 2.2), 沢上川流域=(6, 3.4)	須川下流[鮎洗]
	中山町	石子沢川流域=4.4	石子沢川流域=(5, 3.5)	最上川上流[長崎], 須川下流[鮎洗]
北村山	村山市	小国沢川流域=3.1, 大旦川流域=8.4, 樽石川流域=5.1, 富並川流域=9.4, 千座川流域=6.3, 沢の目川流域=3.3	最上川流域=(5, 53.3), 小国沢川流域=(5, 2.4), 大旦川流域=(5, 6.7), 樽石川流域=(5, 4.1), 富並川流域=(5, 7.5), 千座川流域=(5, 5), 沢の目川流域=(5, 2.6)	最上川上流[下野], 最上川中流[大石田]
	東根市	白水川流域=9.6, 村山野川流域=8.6, 乱川流域=10.8, 日塔川流域=5.8	白水川流域=(5, 7.7), 村山野川流域=(5, 8.1), 乱川流域=(5, 8.6), 日塔川流域=(5, 4.6)	最上川上流[下野]
	尾花沢市	野尻川流域=8.3, 赤井川流域=9.5, 中沢川流域=4.7, 隴気川流域=10.2, 北沢川流域=5.4, 牛房野川流域=8.7, 名木沢川流域=5.2, オソミヤ川流域=8.3, 村山水沢川流域=5.4, 岩谷沢川流域=4.8	最上川流域=(5, 50.7), 野尻川流域=(5, 8.3), 丹生川流域=(6, 15.1), 赤井川流域=(5, 9), 中沢川流域=(5, 4), 隴気川流域=(5, 10.2), 北沢川流域=(5, 4.3), 牛房野川流域=(5, 7.7), 名木沢川流域=(5, 5.2), オソミヤ川流域=(5, 8.3), 村山水沢川流域=(5, 5.4), 岩谷沢川流域=(5, 4.7)	最上川中流[堀内], 丹生川[岩ヶ袋・行沢]
	大石田町	次年子川流域=7.5, 野尻川流域=10.8, 隴気川流域=10.4, 五十沢川流域=4.7	最上川流域=(5, 40.9), 野尻川流域=(5, 8.6), 隴気川流域=(5, 10.4), 五十沢川流域=(6, 4.7), 丹生川流域=(5, 20.1)	最上川中流[大石田・堀内・岩ヶ袋], 丹生川[岩ヶ袋・行沢]
西村山	寒河江市	寒河江川流域=32.4, 赤沢川流域=8, 熊野川流域=9.4, 実沢川流域=4.8, 田沢川流域=3.3	寒河江川流域=(5, 25.9), 熊野川流域=(5, 8), 実沢川流域=(5, 3.8), 田沢川流域=(5, 2.6)	最上川上流[長崎・下野]
	河北町	寒河江川流域=32.8, 法師川流域=6.9, 古佐川流域=5.2, 横川流域=3.3	最上川流域=(5, 61.8), 寒河江川流域=(7, 32.8), 法師川流域=(6, 5.5), 古佐川流域=(6, 4.2),	最上川上流[下野]

			榎川流域=(6, 2.6)	
	西川町	寒河江川流域=30.6, 水沢川流域=7.4, 海味川流域=6.3, 熊野川流域=9.6, 間沢川流域=7, 綱取川流域=6.5, 大入間川流域=9.1, 根子沢川流域=6.1	寒河江川流域=(6, 24.5), 水沢川流域=(5, 6.6), 海味川流域=(7, 6.3), 熊野川流域=(7, 9.6), 間沢川流域=(6, 5.6), 綱取川流域=(6, 5.2), 大入間川流域=(5, 9.1), 根子沢川流域=(6, 4.9)	—
	朝日町	朝日川流域=16.2, 送橋川流域=8.2	朝日川流域=(5, 13), 送橋川流域=(5, 6.6)	最上川上流[小出]
東南置賜	大江町	市の沢川流域=3.9, 月布川流域=17.8, 所部川流域=6, 小清川流域=5.8, 大瀬川流域=6.5	最上川流域=(6, 33.6), 市の沢川流域=(5, 3.8), 月布川流域=(5, 14), 所部川流域=(7, 5.1), 小清川流域=(7, 5.8), 大瀬川流域=(6, 5.2)	最上川上流[長崎]
	米沢市	最上川流域=13.3, 誕生川流域=3.7, 鬼面川流域=15, 天王川流域=12, 羽黒川流域=15.7, 大樽川流域=17, 太田川流域=6.4	最上川流域=(5, 13.3), 誕生川流域=(6, 2.9), 鬼面川流域=(6, 14.6), 天王川流域=(5, 9.2), 羽黒川流域=(5, 15.7), 大樽川流域=(5, 17), 太田川流域=(6, 5.1)	最上川上流[糠野目]
	南陽市	吉野川流域=9.9, 前川流域=6.8, 織機川流域=7	最上川流域=(5, 28.5), 吉野川流域=(5, 7.9), 織機川流域=(5, 7)	最上川上流[糠野目], 屋代川[中橋]
	高畠町	鬼面川流域=22.2, 砂川流域=7.2, 下有無川流域=4.6, 上有無川流域=3.9, 大滝川流域=4.6, 稲子川流域=5.1, 小黑川流域=5.2, 土会川流域=6.6, 和田川流域=4.9	最上川流域=(5, 20.1), 鬼面川流域=(5, 15.2), 砂川流域=(5, 7.2), 天王川流域=(5, 9.6), 屋代川流域=(5, 7.1), 下有無川流域=(6, 4.4), 上有無川流域=(5, 3.1), 大滝川流域=(5, 3.7), 稲子川流域=(5, 4.1), 小黑川流域=(5, 5.2), 土会川流域=(5, 6.6), 和田川流域=(5, 4.3), 吉野川流域=(5, 15)	最上川上流[糠野目], 屋代川[中橋]
西置賜	川西町	黒川流域=8.1, 万福寺川流域=3.6, 犬川流域=12.5, 高野沢川流域=5.6	最上川流域=(5, 31.1), 黒川流域=(5, 8.1), 万福寺川流域=(5, 3.5), 犬川流域=(5, 12.5), 誕生川流域=(5, 5.7)	最上川上流[糠野目]
	長井市	草岡川流域=7.4, 置賜野川流域=17.6, 水無川流域=4.8, 逆川流域=7, 大沢川流域=2	最上川流域=(6, 36.5), 草岡川流域=(5, 5.8), 置賜野川流域=(5, 15.6), 置賜白川流域=(6, 17.1), 水無川流域=(5, 4.8), 逆川流域=(5, 6.8)	最上川上流[糠野目・小出]
	小国町	荒川流域=25.2, 玉川流域=18.9, 横川流域=25.8, 金目川流域=13.6, 足水川流域=10.3, 明沢川流域=15.8, 桜川流域=9.6, 森残川流域=6.7, 折戸川流域=8.7, 大沢川流域=4.4	足水川流域=(5, 9.9), 桜川流域=(5, 9.4), 森残川流域=(5, 6.7), 折戸川流域=(7, 7)	—
	白鷹町	実淵川流域=10.1, 小鮎貝川流域=3.9, 荒砥川流域=7.3, 八幡川流域=4.9, 貝生川流域= 5.5, 萩野川流域=3, 思川流域=4.7, 平田川流域=4.7	最上川流域=(5, 36.8), 実淵川流域=(5, 8.1), 荒砥川流域=(5, 5.8), 八幡川流域=(5, 3.9), 貝生川流域=(5, 4.4), 萩野川流域=(5, 2.2), 思川流域=(5, 3.8), 平田川流域=(5, 3.8)	最上川上流[小出]
	飯豊町	置賜白川流域=18.8, 小白川流域=9.4, 小屋川流域=6.2, 遅谷川流域=4.8, 萩生川流域=6.7	置賜白川流域=(6, 15), 小白川 流域=(5, 9.4), 遅谷川流域=(6, 3.8), 萩生川流域=(5, 6.4)	—

庄内北部	酒田市	京田川流域=17.3, 相沢川流域=21.6, 小牧川流域=3.8, 中野俣川流域=9.8, 荒瀬川流域=15.6, 愛沢川流域=4.9, 白玉川流域=8.8, 小林川流域=8.5, 楯山川流域=7.4, 新井田川流域=10.1	最上川流域=(7, 55), 京田川流域=(5, 13.3), 相沢川流域=(8, 17.3), 大山川流域=(9, 16.1), 日向川流域=(5, 21), 中野俣川流域=(8, 7.8), 荒瀬川流域=(8, 12.5), 愛沢川流域=(8, 4), 白玉川流域=(8, 7), 小林川流域=(5, 8.5), 楯山川流域=(8, 5.9), 新井田川流域=(5, 9.3)	最上川下流[臼ヶ沢・下瀬], 赤川[浜中], 日向川[穂積], 大山川[面野山・大山]
	遊佐町	月光川流域=16.8	月光川流域=(6, 13.4), 日向川流域=(7, 15.4)	日向川[穂積]
庄内南部	鶴岡市	京田川流域=10.9, 藤島川流域=10.8, 梵字川流域=25.7, 水無川流域=5.3, 鼠ヶ関川流域=10.8, 少連寺川流域=5.2, 庄内小国川流域=12.7, 南俣川流域=6.2, 田沢川流域=5.3, 相模川流域=3.3, 今野川流域=8.1, 三瀬川流域=9.3, 黒瀬川流域=4.2, 青竜寺川流域=7.5, 内川流域=5.8, 降矢川流域=7.1	京田川流域=(5, 6.5), 藤島川流域=(7, 29.7), 赤川流域=(7, 29.6), 水無川流域=(7, 5.3), 鼠ヶ関川流域=(5, 10), 少連寺川流域=(7, 5.2), 庄内小国川流域=(7, 10.2), 南俣川流域=(5, 6.2), 田沢川流域=(7, 4.2), 相模川流域=(7, 3.2), 大山川流域=(7, 10.4), 今野川流域=(7, 8.1), 三瀬川流域=(5, 9), 黒瀬川流域=(7, 3), 青竜寺川流域=(7, 6), 内川流域=(5, 5.8), 降矢川流域=(7, 6.4)	赤川[熊出・羽黒橋], 大山川[面野山・大山]
	三川町	京田川流域=13.8, 藤島川流域=11, 青竜寺川流域=7.7	京田川流域=(6, 8.8), 藤島川流域=(5, 7.6), 赤川流域=(5, 26.1), 大山川流域=(5, 9.4), 青竜寺川流域=(5, 6.2)	赤川[羽黒橋・浜中], 大山川[面野山・大山]
	庄内町	京田川流域=13.8, 立谷沢川流域=17.9	最上川流域=(5, 40.2), 京田川流域=(6, 8.8), 立谷沢川流域=(7, 17.9)	最上川下流[臼ヶ沢・下瀬]
(最上)	新庄市	新田川流域=13, 泉田川流域=12.7, 升形川流域=12.1, 新庄内川流域=5.9, 寒水沢川流域=3.9, 鍋倉川流域=4.3, 芦沢川流域=5.2, 金堀沢川流域=3.9, 小以良川流域=4.9, 中の川流域=4.9, 指首野川流域=6.8	最上川流域=(5, 50.9), 新田川流域=(5, 13), 泉田川流域=(5, 12.6), 升形川流域=(6, 9.7), 新庄内川流域=(5, 5.9), 鍋倉川流域=(5, 4.3), 芦沢川流域=(5, 5.2), 金堀沢川流域=(5, 3.8), 小以良川流域=(5, 4.9), 中の川流域=(5, 4.9), 指首野川流域=(5, 6.8)	最上川中流[堀内], 鮭川[真木]
	金山町	中田春木川流域=7.5, 上台川流域=10.6, 西の沢川流域=3.7, 猪の沢川流域=4.6, 入田茂沢川流域=4.4, 外沢川流域=7.5	上台川流域=(7, 8.5), 西の沢川流域=(7, 2.9), 猪の沢川流域=(5, 4.5), 入田茂沢川流域=(7, 3.5), 外沢川流域=(7, 6)	鮭川[平岡橋]
	最上町	最上白川流域=12, 満沢川流域=4.6, 絹出川流域=10.1, 小横川流域=4.9, 大横川流域=9.9, 杉の入沢川流域=5.6, 鳥出川流域=6.1, 黒沢川流域=4.7, 明神川流域=6.3	最上小国川流域=(5, 19), 最上白川流域=(5, 9.6), 満沢川流域=(5, 3.7), 絹出川流域=(5, 8.1), 小横川流域=(5, 3.4), 大横川流域=(5, 7.9), 杉の入沢川流域=(5, 4.5), 鳥出川流域=(5, 4.9), 黒沢川流域=(5, 3.8), 明神川流域=(5, 5)	最上小国川[瀬見・赤倉]

舟形町	松橋川流域=66.4, 平沢川流域=5.5, 実栗屋沢川流域=4.6, 舟形川流域=4.7, 長沢目川流域=5.2, 桧原沢川流域=3.6, 老の沢川流域=4.9	最上川流域=(5, 40.2), 最上小国川流域=(5, 14.1), 松橋川流域=(5, 6.4), 平沢川流域=(5, 5.5), 実栗屋沢川流域=(5, 4.6), 舟形川流域=(5, 4.6), 老の沢川流域=(5, 4.9)	最上川中流[堀内・長者 原], 最上小国川[瀬見・赤倉]
真室川町	小又川流域=11.3, 真室川流域=22.6, 中田春木川流域=12.5, 安楽城小国川流域=8.8, 西川流域=5.7, 秋山沢川流域=3.3, 西郡川流域=7.9	小又川流域=(7, 9), 真室川流域=(7, 18.1), 安楽城小国川流域=(5, 8.8), 西川流域=(5, 5.7), 秋山沢川流域=(5, 3.2), 西郡川流域=(7, 6.3)	鮭川[真木・真室川・平岡橋]
大蔵村	藤田沢川流域=4.4, 銅山川流域=20.8, 赤松川流域=12.2	最上川流域=(5, 35.2), 藤田沢川流域=(6, 4.4), 銅山川流域=(5, 20.8), 赤松川流域=(6, 9.8)	最上川中流[堀内]
鮭川村	泉田川流域=14.4, 曲川流域=15.9, 絵馬河川流域=4.7, 最上内川流域=8.4, 大芦沢川流域=6, 最上中沢川流域=5.8, 荒沢川流域=4	泉田川流域=(7, 9), 曲川流域=(7, 13.9), 鮭川流域=(5, 32.7), 絵馬河川流域=(7, 3.6), 最上内川流域=(5, 8.4), 大芦沢川流域=(7, 4.8), 最上中沢川流域=(5, 5.8)	鮭川[真木・真室川]
戸沢村	角川流域=18.7, 砂子沢川流域=5.7, 三ツ沢川流域=10.8, 栃山川流域=4.8, 沢内川流域=6.6, 濁沢川流域=9.6, 角間沢川流域=3, 長倉川流域=5.3, 鹿の沢川流域=7.3, 中の沢川流域=7.6, 上野川流域=4, 田沢川流域=7.3	最上川流域=(5, 52.5), 角川流域=(7, 13.9), 砂子沢川流域=(7, 5.7), 栃山川流域=(6, 3.8), 沢内川流域=(5, 6.6), 濁沢川流域=(5, 7.5), 鮭川流域=(5, 32.1), 角間沢川流域=(5, 2.8), 長倉川流域=(6, 4.2), 中の沢川流域=(6, 6.1), 上野川流域=(5, 4), 田沢川流域=(5, 6.5)	最上川中流[堀内・古口], 鮭川[真木]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報基準	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東南村山	山形市	11	102
	上山市	9	110
	天童市	11	104
	山辺町	12	103
	中山町	11	107
北村山	村山市	15	98
	東根市	12	104
	尾花沢市	16	98
	大石田町	12	111
西村山	寒河江市	15	99
	河北町	13	114
	西川町	17	103
	朝日町	18	101
	大江町	15	104
東南置賜	米沢市	11	102
	南陽市	12	109
	高畠町	9	109
	川西町	15	96
西置賜	長井市	11	129
	小国町	14	99
	白鷹町	10	110
	飯豊町	13	95
庄内北部	酒田市	17	111
	遊佐町	18	128
庄内南部	鶴岡市	19	119
	三川町	18	—
	庄内町	11	127
最上	新庄市	17	105
	金山町	13	125
	最上町	8	124
	舟形町	17	125
	真室川町	14	123
	大蔵村	13	131
	鮭川村	13	112
	戸沢村	13	109

(別表4) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地 域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による 基準
東南村山	山形市	立谷川流域=19.6, 馬見ヶ崎川流域=24.9, 村山高瀬川流域=13.5, 野呂川流域=6, 本沢川流域=13.5, 龍山川流域=7.3, 貴船川流域=4.6, 富神川流域=6.6, 藤沢川流域=4.3, 松尾川流域=6.8, 後明沢川流域=5.6, 遅沢川流域=4.3	本沢川流域= (7, 11) , 藤沢川流域= (5, 3.7)	須川下流 [鮎洗] , 須川上流 [坂巻・石堂]
	上山市	須川流域=17.1, 前川流域=15.7, 柏木川流域=3.5, 生居川流域=5.9, 思川流域=7.4, 酢川流域=7.9	生居川流域= (7, 5.3)	須川上流 [坂巻・石堂]
	天童市	乱川流域=21.5, 倉津川流域=10.5, 押切川流域=11.5	倉津川流域= (5, 9.5)	最上川上流 [下野] , 須川下流 [鮎洗]
	山辺町	小鶴沢川流域=4.9, 後明沢川流域=5.7, 送橋川流域=3.7, 沢上川流域=5.3	小鶴沢川流域= (5, 4.4)	須川下流 [鮎洗] , 須川上流 [坂巻・石堂]
	中山町	石子沢川流域=5.6	石子沢川流域= (5, 5)	最上川上流 [長崎] , 須川下流 [鮎洗]
北村山	村山市	小国沢川流域=3.9, 大旦川流域=10.5, 樽石川流域=6.4, 富並川流域=11.8, 千座川流域=7.9, 沢の目川流域=4.1	最上川流域= (5, 73.9) , 小国沢川流域= (5, 3.4) , 大旦川流域= (5, 10)	最上川上流 [下野] , 最上川中流 [大石田]
	東根市	白水川流域=12, 村山野川流域=10.8, 乱川流域=14.6, 日塔川流域=7.3	白水川流域= (5, 10.8)	最上川上流 [下野]
	尾花沢市	野尻川流域=10.4, 赤井川流域=12.5, 中沢川流域=5.9, 臈気川流域=12.8, 北沢川流域=6.8, 牛房野川流域=10.9, 名木沢川流域=6.6, オソミヤ川流域=10.4, 村山水沢川流域=6.8, 岩谷沢川流域=6.1	—	最上川中流 [堀内] , 丹生川 [岩ヶ袋・行沢]
	大石田町	次年子川流域=9.4, 野尻川流域=13.6, 臈気川流域=13, 五十沢川流域=5.9	最上川流域= (6, 58.5) , 五十沢川流域= (6, 5.3)	最上川上流 [下野] , 最上川中流 [大石田・堀 内・岩ヶ袋] , 丹生川 [岩ヶ袋・行沢]
西村山	寒河江市	寒河江川流域=40.5, 赤沢川流域=10.1, 熊野川流域=11.8, 実沢川流域=6, 田沢川流域=4.1	寒河江川流域= (5, 36.4) , 実沢川流域= (5, 5.4) , 田沢川流域= (7, 3.6)	最上川上流 [長崎・下 野]
	河北町	寒河江川流域=41, 法師川流域=8.7, 古佐川流域=6.6, 楨川流域=4.1	最上川流域= (6, 78.5) , 古佐川流域= (6, 5.9) , 楨川流域= (6, 3.6)	最上川上流 [下野]

	西川町	寒河江川流域=38.3, 水沢川流域=9.3, 海味川流域=7.9, 熊野川流域=12, 間沢川流域=8.8, 綱取川流域=8.2, 大入間川流域=11.4, 根子沢川流域=7.7	—	—
	朝日町	朝日川流域=20.3, 送橋川流域=10.3	朝日川流域= (5, 18.2) , 送橋川流域= (5, 10.2)	最上川上流 [小出]
	大江町	市の沢川流域=4.8, 月布川流域=23.1, 所部川流域=7.6, 小清川流域=7.3, 大瀬川流域=8.2	最上川流域= (6, 44.2) , 市の沢川流域= (6, 4.3) , 月布川流域= (6, 17.4)	最上川上流 [長崎]
東南置賜	米沢市	最上川流域=16.7, 誕生川流域=4.5, 鬼面川流域=18.8, 天王川流域=15, 羽黒川流域=19.7, 大樽川流域=21.3, 太田川流域=8.1	—	最上川上流 [糠野目]
	南陽市	吉野川流域=12.4, 前川流域=10.4, 織機川流域=8.8	吉野川流域= (7, 9.8)	最上川上流 [糠野目] , 屋代川 [中橋]
	高畠町	鬼面川流域=27.8, 砂川流域=9.1, 下有無川流域=5.7, 上有無川流域=4.9, 大滝川流域=5.8, 稲子川流域=6.4, 小黒川流域=6.5, 土会川流域=8.3, 和田川流域=6.3	最上川流域= (5, 28.2) , 砂川流域= (5, 8.1) , 屋代川流域= (5, 8.9) , 和田川流域= (5, 4.8)	最上川上流 [糠野目] , 屋代川 [中橋]
	川西町	黒川流域=10.2, 万福寺川流域=4.5, 犬川流域=15.7, 高野沢川流域=7.7	万福寺川流域= (5, 3.9) , 犬川流域= (5, 14.1)	最上川上流 [糠野目]
西置賜	長井市	草岡川流域=9.3, 置賜野川流域=22.1, 水無川流域=6.1, 逆川流域=8.8, 大沢川流域=2.6	置賜野川流域= (5, 19.5)	最上川上流 [糠野目・小出]
	小国町	荒川流域=31.5, 玉川流域=23.7, 横川流域=32.3, 金目川流域=17.1, 足水川流域=12.9, 明沢川流域=19.8, 桜川流域=12.1, 森残川流域=8.4, 折戸川流域=10.9, 大沢川流域=5.6	—	—
	白鷹町	実淵川流域=12.7, 小鮎貝川流域=4.9, 荒砥川流域=9.2, 八幡川流域=6.2, 貝生川流域=6.9, 萩野川流域=3.7, 思川流域=5.9, 平田川流域=5.9	—	最上川上流 [小出]
	飯豊町	置賜白川流域=23.6, 小白川流域=11.8, 小屋川流域=7.8, 遅谷川流域=6.1, 萩生川流域=8.4	—	—

第6章 予報及び警報とその措置

庄内北部	酒田市	京田川流域=21.7, 相沢川流域=27, 小牧川流域=4.7, 中野俣川流域=12.3, 荒瀬川流域=19.5, 愛沢川流域=6.3, 白玉川流域=11, 小林川流域=10.7, 楯山川流域=9.3, 新井田川流域=12.7	荒瀬川流域= (10, 18.3) , 新井田川流域= (8, 10.3)	最上川下流 [臼ヶ沢・下瀬] , 赤川 [浜中] , 日向川 [穂積] , 大山川 [面野山・大山]
	遊佐町	月光川流域=21	—	日向川 [穂積]
庄内南部	鶴岡市	京田川流域=13.7, 藤島川流域=13.5, 梵字川流域=32.2, 水無川流域=6.7, 鼠ヶ関川流域=13.6, 少連寺川流域=6.6, 庄内小国川流域=15.9, 南俣川流域=8.6, 田沢川流域=6.7, 相模川流域=4.1, 今野川流域=10.2, 三瀬川流域=11.7, 黒瀬川流域=5.3, 青竜寺川流域=9.4, 内川流域=7.3 , 降矢川流域=8.9	赤川流域= (7, 41.7) , 青竜寺川流域= (13, 8.4)	最上川下流 [臼ヶ沢・下瀬] , 赤川 [熊出・羽黒橋・浜中] , 大山川 [面野山・大山]
	三川町	京田川流域=17.3, 藤島川流域=13.8, 青竜寺川流域=9.7	藤島川流域= (8, 12.4) , 赤川流域= (9, 29) , 青竜寺川流域= (13, 9.6)	最上川下流 [臼ヶ沢・下瀬] , 赤川 [熊出・羽黒橋・浜中] , 大山川 [面野山・大山]
	庄内町	京田川流域=17.3, 立谷沢川流域=22.4	—	最上川下流 [臼ヶ沢・下瀬]
(最上)	新庄市	新田川流域=16.3, 泉田川流域=15.9, 升形川流域=15.2, 新庄内川流域=7.4, 寒水沢川流域=4.9, 鍋倉川流域=5.4, 芦沢川流域=6.6, 金堀沢川流域=4.8, 小以良川流域=6.3, 中の川流域=6.2, 指首野川流域=8.5	最上川流域= (5, 56.5)	最上川中流 [堀内] , 鮭川 [真木]
	金山町	中田春木川流域=9.4, 上台川流域=13.3 西の沢川流域=4.6, 猪の沢川流域=5.7, 入田茂沢川流域=5.5, 外沢川流域=9.4	—	鮭川 [平岡橋]
	最上町	最上白川流域=15.1, 満沢川流域=5.8, 絹出川流域=12.7, 小横川流域=6.3, 大横川流域=12.4, 杉の入沢川流域=7, 鳥出川流域=7.7, 黒沢川流域=5.9, 明神川流域=7.9	最上小国川流域= (5, 26.7)	最上小国川 [瀬見・赤倉]
	舟形町	松橋川流域=8.2, 平沢川流域=6.9, 実栗屋沢川流域=5.8, 舟形川流域=5.9, 長沢目川流域=6.6, 桧原沢川流域=4.5, 老の沢川流域=6.2	最上小国川流域= (8, 20.8)	最上川中流 [堀内・長者原] , 最上小国川 [瀬見・赤倉]

	真室川町	小又川流域=14.2, 真室川流域=28.3, 中田春木川流域=15.7, 安楽城小国川流域=11, 西川流域=7.2, 秋山沢川流域=4.2, 西郡川流域=9.9	小又川流域= (11, 13) , 真室川流域= (7, 25.4)	鮭川 [真木・真室川・平岡橋]
	大蔵村	藤田沢川流域=5.5, 銅山川流域=26, 赤松川流域=15.3	最上川流域= (6, 61.7) , 藤田沢川流域= (6, 5.5) , 銅山川流域= (6, 23.4)	最上川中流 [堀内]
	鮭川村	泉田川流域=18.1, 曲川流域=19.9, 絵馬河川流域=5.9, 最上内川流域=10.5, 大芦沢川流域=7.5, 最上中沢川流域=7.3 荒沢川流域=5	—	鮭川 [真木・真室川]
	戸沢村	角川流域=26.7, 砂子沢川流域=8.9, 三ツ沢川流域=13.5, 栃山川流域=7.2, 沢内川流域=9.7, 濁沢川流域=12, 角間沢川流域=3.7, 長倉川流域=6.7, 鹿の沢川流域=9.4, 中の沢川流域=9.5, 上野川流域=5, 田沢川流域=9.2	最上川流域= (7, 72.6) , 角間沢川流域= (6, 3.7) , 田沢川流域= (6, 9.1)	最上川下流 [臼ヶ沢] , 最上川中流 [堀内・古口] , 鮭川 [真木]

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位		
		警報		注意報
庄内北部	酒田市	(酒田)	2.0m	1.0m
		(飛島)	1.5m	1.0m
	遊佐町	1.5m		1.0m
庄内南部	鶴岡市	1.5m		1.0m
	三川町	—		—
	庄内町	—		—

＜参考＞

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

第2節 洪水予報

国土交通大臣及び山形県知事が指定した河川、区域は次表のとおりであるが、この河川については国土交通省山形・酒田・新庄各事務所及び山形県村山・置賜・最上・庄内各総合支庁と気象庁山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する。（法第10条）

洪水予報の種類には、洪水注意報、洪水警報があり、発表する際の表題には、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）がある。

水防本（支）部は、この洪水予報を受けたときは、直ちに水防体制に入るとともに第5章第2項の通信連絡系統によって関係機関に伝達するものとする。

1 洪水予報の情報名（種類）と発表・解除の基準

洪水予報の種類	情報名	発表基準
洪水注意報 （発表） 又は 洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が続いたとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水警報 （発表） 又は 洪水警報	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 【国土交通大臣が指定した河川のみ】 ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
	氾濫発生情報 [警戒レベル5相当]	予報区間において ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
洪水注意報 （警報解除）	氾濫注意情報 （警戒情報解除）	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	次表の予報基準地点の水位が、 ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

予報基準地点となる水位観測所（単位：m）

所 管 事務所名	洪水予報名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位) 警戒レベル2相当	避難判断水位 警戒レベル3相当	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 警戒レベル4相当	備 考
山形河川国道事務所	最上川上流	糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	
		小出	11.50	12.00	12.60	12.80	
		長崎	12.80	13.30	15.50	15.80	
		下野	13.30	14.00	16.20	16.70	
	須川(下流)	鮎洗	13.00	14.00	15.90	16.30	
	天王川	糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	発表区分 最上川 上流
	鬼面川	糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	
	吉野川	糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	
	誕生川	糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	
	置賜白川	小出	11.50	12.00	12.60	12.80	
	寒河江川	下野	13.30	14.00	16.20	16.70	
	村山野川	下野	13.30	14.00	16.20	16.70	
	馬見ヶ崎川	鮎洗	13.00	14.00	15.90	16.30	発表区分 須川下流
新庄河川事務所	最上川中流	大石田	12.50	13.80	16.50	16.90	
		堀内	3.40	4.40	7.60	7.80	
		古口	3.30	5.50	8.00	8.20	
	丹生川	大石田	12.50	13.80	16.50	16.90	発表区分 最上川 中流
		岩ヶ袋	2.10	2.40	2.80	2.90	
	最上小国川	堀内	3.40	4.40	7.60	7.80	
		長者原	1.50	2.10	3.30	3.95	
	鮭川	真木	2.50	3.50	6.30	6.70	
	真室川	真室川	2.00	3.00	4.10	4.40	発表区分 鮭川
	金山川	平岡橋	1.80	2.50	3.00	3.20	
酒田河川国道事務所	最上川下流	臼ヶ沢	13.00	14.00	16.20	16.50	
		下瀬	1.40	2.20	2.80	3.00	
	立谷沢川	臼ヶ沢	13.00	14.00	16.20	16.50	発表区分 最上川下流
	赤川	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	
		羽黒橋	2.00	3.00	4.20	4.60	
		浜中	2.00	3.00	4.00	4.20	
	内川	羽黒橋	2.00	3.00	4.20	4.60	発表区分 赤川
	大山川	浜中	2.00	3.00	4.00	4.20	

予報基準地点となる水位観測所（単位：m）

所管 事務所名	洪水予報名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位) 警戒レベル2相当	避難判断水位 警戒レベル3相当	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 警戒レベル4相当	備 考
山形県	須川（上流）	石 堂	1.10	1.60	1.80	2.10	村 山 総合支庁
		坂 巻	1.50	2.50	2.60	2.80	
	大 山 川	大 山	1.70	3.10	3.90	4.40	庄 内 総合支庁
		面 野 山	3.90	4.80	5.20	5.60	
	最上小国川	瀬 見	4.00	5.00	5.10	5.40	最 上 総合支庁
		赤 倉	0.70	1.10	1.20	1.50	
	屋 代 川	中 橋	2.40	2.60	2.80	3.00	置 賜 総合支庁
	日 向 川	穂 積	3.10	4.30	4.90	5.60	庄 内 総合支庁
	丹 生 川	岩 ケ 袋	2.10	2.40	2.80	2.90	村 山 総合支庁 (北村山)
		行 沢	2.20	2.90	3.10	3.20	

2 河川名・指定区域及び担当水防管理団体

水系	河川	実 施 区 間	担当水防管理団体
最 上 川	最上川上流	自左岸 米沢市中田町字堀立川向一21番地の乙地先	米沢市、高畠町 川西町、南陽市 長井市、白鷹町 朝日町、大江町 中山町、寒河江市 河北町、天童市 東根市、村山市 大石田町
		自右岸 米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地先	
		至左岸 村山市大字田沢字小野原907番65	
		至右岸 村山市土生田字高橋1515番地の2	
	最上川中流	自左岸 村山市大字田沢字小野原907番65地先	村山市、大石田町 尾花沢市、舟形町 大蔵村、新庄市 戸沢村
		自右岸 村山市土生田字高橋1515番地の2地先	
		至左岸 最上郡戸沢村大字古口字土湯1503番3地先	
		至右岸 最上郡戸沢村大字古口字柏沢外八国有林197林班く小班地先	
	最上川下流	自左岸 最上郡戸沢村大字古口字土湯1503番3地先	庄内町、酒田市
		自右岸 最上郡戸沢村大字古口字柏沢外八国有林197林班く小班地先	
		至 河 口	
	須川上流（県）	自左岸 上山市関根字東通1055番地先	上山市、山形市 山辺町
		自右岸 上山市宮脇字下川原712番40地先	
		至左岸 山形市飯塚町字中河原1629番地先	
		至右岸 山形市飯塚町字中河原165番地先	
	須川（下流）	自左岸 山形市飯塚町字中河原1629番地先	山形市、山辺町 中山町、天童市
		自右岸 山形市飯塚町字中河原165番地先	
		至 最上川合流点	
	村山野川	自左岸 東根市大字野田シタ舟戸橋1090番地先	東根市
		自右岸 東根市大字野田シタ舟戸橋1353番地先	
		至 最上川合流点	

水系	河川	実施区間	担当水防管理団体
最上川	寒河江川	自左岸 西村山郡河北町大字溝延字稲荷原353番地先	寒河江市、河北町
		自右岸 寒河江市大字日田字前野27番の2地先	
		至 最上川合流点	
	馬見ヶ崎川	自左岸 山形市大字成安字前川原2290番地先	山形市
		自右岸 山形市大字成安字前川原1693番地先	
		至 須川合流点	
	置賜白川	自左岸 長井市時庭字中島川原564番の9地先	長井市
		自右岸 長井市歌丸字下川原一2182番の9地先	
		至 最上川合流点	
	鬼面川	自左岸 東置賜郡高畠町大字上平柳字下在家1937番の14地先	高畠町
		自右岸 東置賜郡高畠町大字上平柳字北五百野1954番の9地先	
		至 最上川合流点	
	天王川	自左岸 米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端	米沢市、高畠町
		自右岸 米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋下流端	
		至 最上川合流点	
	吉野川	自左岸 南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端	南陽市、高畠町
		自右岸 南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端	
		至 最上川合流点	
川	誕生川	自左岸 東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端	川西町
		自右岸 東置賜郡川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端	
		至 最上川合流点	
	屋代川（県）	自左岸 東置賜郡高畠町大字二井宿（大滝川合流点）	南陽市、高畠町
		自右岸 東置賜郡高畠町大字二井宿（大滝川合流点）	
		至 吉野川合流点	
	丹生川（県）	自左岸 尾花沢市大字上柳渡戸（母袋橋）	尾花沢市、大石田町
		自右岸 尾花沢市大字母袋（母袋橋）	
		至 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋（丹生川鉄道橋）	
	丹生川（国）	自左岸 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向62番地先	大石田町
		自右岸 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向143番地先	
		至 最上川合流点	
	最上小国川（県）	自 最上郡最上町大字富沢 保京橋	最上町、舟形町
		至左岸 最上郡舟形町大字富田字富田 富長橋	
		至右岸 最上郡舟形町大字長者原 富長橋	
	最上小国川（国）	自左岸 最上郡舟形町富田字矢弓14番の1地先	舟形町
		自右岸 最上郡舟形町長者原字長者原1257番の3地先	
		至 最上川合流点	

水系	河川	実施区間	担当水防管理団体
最 上 川	鮭 川	自左岸 最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番の1地先の八千代橋 自右岸 最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3799番の2地先の八千代橋 至 最上川合流点	新庄市、真室川町 鮭川村、戸沢村
	真 室 川	自左岸 最上郡真室川町大字川の内字安久土2005番地先 自右岸 最上郡真室川町大字川の内字高沢1683番の4地先 至 鮭川合流点	真室川町、鮭川村
	金 山 川	自左岸 最上郡金山町大字山崎字藁坊野214番の1地先 自右岸 最上郡金山町大字山崎字三枝1615番地先 至 真室川合流点	真室川町、金山町
赤 川	赤 川	自左岸 山形県鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先 自右岸 山形県鶴岡市中野新田字村表7番地先 至 河 口	鶴岡市、酒田市 三川町
	内 川	自左岸 山形県鶴岡市大宝寺町7番の85地先（国道橋下流端） 至 赤川合流点	鶴岡市
	大 山 川 （ 県 ）	自左岸 山形県鶴岡市坂野下字坂下26番地先 自右岸 山形県鶴岡市東目字河倉109番地先 至左岸 酒田市広岡新田字道東34番地先 至右岸 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先	鶴岡市、酒田市 三川町
日 向 川	日 向 川	自左岸 酒田市升田字上内川 自右岸 酒田市升田字砂田 至右岸 河 口	酒田市、遊佐町

第3節 水 防 警 報

1 国土交通大臣の発する水防警報（法第16条）

(1) 水防警報を対象とする河川の水位観測局

所管 事務所	河川名	観測所名	観測 市町村名	観測場所	河口から 距離 (km)	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m) 警戒レベル 2 相当	避難判断水位 (m) 警戒レベル 3 相当	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m) 警戒レベル 4 相当
山形河川 国道事務所	最上川	糠野目	高島町	高島町糠野目	198.7	11.50	12.00	12.90	13.30
		小出	長井市	長井市小出	179.2	11.50	12.00	12.60	12.80
		長崎	中山町	中山町大字長崎字川向	126.1	12.80	13.30	15.50	15.80
		下野	河北町	河北町谷地字下野	114.5	13.30	14.00	16.20	16.70
	須川下流	鮎洗	山形市	山形市大字鮎洗	※1 7.2	13.00	14.00	15.90	16.30
	村山野川	下野	河北町	河北町谷地字下野	114.5	13.30	14.00	16.20	16.70
	寒河江川	下野	河北町	河北町谷地字下野	114.5	13.30	14.00	16.20	16.70
	馬見ヶ崎川	鮎洗	山形市	山形市大字鮎洗	※1 7.2	13.00	14.00	15.90	16.30
	置賜白川	小出	長井市	長井市小出	179.2	11.50	12.00	12.60	12.80
	鬼面川	糠野目	高島町	高島町大字糠野目	198.7	11.50	12.00	12.90	13.30
	天王川	糠野目	高島町	高島町大字糠野目	198.7	11.50	12.00	12.90	13.30
	吉野川	糠野目	高島町	高島町大字糠野目	198.7	11.50	12.00	12.90	13.30
	誕生川	糠野目	高島町	高島町大字糠野目	198.7	11.50	12.00	12.90	13.30
新庄河川 事務所	最上川	大石田	大石田町	大石田町大字四日町	86.2	12.50	13.80	16.50	16.90
		堀内	舟形町	舟形町大字堀内	62.8	3.40	4.40	7.60	7.80
		古口	戸沢村	戸沢村大字古口	40.2	3.30	5.50	8.00	8.20
	丹生川	大石田	大石田町	大石田町大字四日町	86.2	12.50	13.80	16.50	16.90
		岩ヶ袋	大石田町	大石田町大字岩ヶ袋	※1 2.0	2.10	2.40	2.80	2.90
	最上小国川	堀内	舟形町	舟形町大字堀内	62.8	3.40	4.40	7.60	7.80
		長者原	舟形町	舟形町大字長者原	※1 2.7	1.50	2.10	3.30	3.95
	鮭川	真木	鮭川村	鮭川村大字佐渡	※1 13.7	2.50	3.50	6.30	6.70
	真室川	真室川	真室川町	真室川町大字新町	※1 3.2	2.00	3.00	4.10	※2 4.40
	金山川	平岡橋	真室川町	真室川町大字平岡	※1 2.4	1.80	2.50	3.00	3.20
酒田河川 国道事務所	最上川	臼ヶ沢	酒田市	酒田市臼ヶ沢	21.0	13.00	14.00	16.20	16.50
		下瀬	酒田市	酒田市字下瀬	2.1	1.40	2.20	2.80	3.00
	立谷沢川	臼ヶ沢	酒田市	酒田市臼ヶ沢	21.0	13.00	14.00	16.20	16.50
	相沢川	石名坂	酒田市	酒田市石名坂	※1 1.3	2.30	3.70	5.40	5.89
	京田川	広田	酒田市	酒田市坂野辺新田	※1 4.2	2.00	2.70	4.40	4.71
	赤川	熊出	鶴岡市	鶴岡市熊出	29.6	2.10	3.00	4.30	4.50
		羽黒橋	鶴岡市	鶴岡市羽黒町赤川	18.0	2.00	3.00	4.20	4.60
		浜中	酒田市	酒田市浜中	2.7	2.00	3.00	4.00	4.20
	内川	羽黒橋	鶴岡市	鶴岡市羽黒町赤川	18.0	2.00	3.00	4.20	4.60
	大山川	浜中	酒田市	酒田市浜中	2.7	2.00	3.00	4.00	4.20

※1：位置は合流点より ※2：氾濫危険水位（危険水位）相当換算水位

(2) 水防警報発表者

河川名	発表機関	責任者	官職
最上川上流 (支川 須川下流等含む)	山形河川国道事務所	事務所長	国土交通技官
最上川中流 (支川 鮭川等含む)	新庄河川事務所	事務所長	国土交通技官
最上川下流 (支川 立谷沢川等含む)	酒田河川国道事務所	事務所長	国土交通技官
赤川 (支川 内川等含む)	酒田河川国道事務所	事務所長	国土交通技官

(3) 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団の足留を行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え又は越える恐れがあり、なお増水が予想されるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

但し、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

所管事務所	河川名	所観水名測位	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に必要な事項
山形河川国道事務所	最上川上流	糠野目	行わない。	水位11.50mに達し更に氾濫注意水位(警戒水位)を上廻る水位が予想されるとき	水位12.00mに達し、なお増水の恐れがあるとき。	水防作業の必要性がなくなったとき。	雨量の状況に応じて水防活動上必要となる水位の状況を通報する。	
		小出	〃	水位11.50m 〃	水位12.00m 〃	〃	〃	
		長崎	〃	水位12.80m 〃	水位13.30m 〃	〃	〃	
		下野	〃	水位13.30m 〃	水位14.00m 〃	〃	〃	
	下須流川	鮭洗	〃	水位13.00m 〃	水位14.00m 〃	〃	〃	
	野村川	下野	〃	水位13.30m 〃	水位14.00m 〃	〃	〃	
	江寒川	〃	〃	水位13.30m 〃	水位14.00m 〃	〃	〃	
	崎見馬川	鮭洗	〃	水位13.00m 〃	水位14.00m 〃	〃	〃	
	白置川	小出	〃	水位11.50m 〃	水位12.00m 〃	〃	〃	
	鬼面川	糠野目	〃	水位11.50m 〃	水位12.00m 〃	〃	〃	
	天王川	〃	〃	水位11.50m 〃	水位12.00m 〃	〃	〃	
	吉野川	〃	〃	水位11.50m 〃	水位12.00m 〃	〃	〃	
	誕生川	〃	〃	水位11.50m 〃	水位12.00m 〃	〃	〃	

所管 事務所	河川 名	所観水 名測位	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に 必要な事項
新庄河川事務所	最上川中流	大石田	気象状況、水文状況により出水が予想されるとき。	水位12.50mに達し更に氾濫注意水位(警戒水位)を上廻る水位が予想されるとき	水位13.80mに達し、なお増水の恐れがあるとき。	水防作業の必要性がなくなったとき。	雨量の状況に応じて水防活動上必要となる水位の状況を通報する。	
		堀内古口	〃	水位3.40m 〃	水位4.40m 〃	〃	〃	
		田大石	〃	水位3.30m 〃	水位5.50m 〃	〃	〃	
	丹生川	袋ヶ	〃	水位12.50m 〃	水位13.80m 〃	〃	〃	
		堀内	〃	水位2.10m 〃	水位2.40m 〃	〃	〃	
	最上小国川	堀内	〃	水位3.40m 〃	水位4.40m 〃	〃	〃	
		長原	〃	水位1.50m 〃	水位2.10m 〃	〃	〃	
	鮭川	真木	〃	水位2.50m 〃	水位3.50m 〃	〃	〃	
	川真室	川真室	〃	水位2.00m 〃	水位3.00m 〃	〃	〃	
	川金山	橋平岡	〃	水位1.80m 〃	水位2.50m 〃	〃	〃	

所管 事務所	河川 名	所観水 名測位	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に 必要な事項
酒田河川国道事務所	最上川下流	白ヶ沢	上流の降雨・水位状況により、待機の必要があると認められるとき。	水防団待機水位(13.00m)に達し、氾濫注意水位(14.00m)を上回ると予想され、準備の必要があると認められるとき。	氾濫注意水位(14.00m)を越え又は越える恐れがあり、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認められるとき。	氾濫注意水位を下回り再び増水の恐れがないと思われるとき。	水防活動に必要であると認められるとき。	
		下瀬	〃	〃 (1.40m) 〃 (2.20m) 〃	〃 (2.20m) 〃	〃	〃	
	立谷沢川	白ヶ沢	〃	〃 (13.00m) 〃 (14.00m) 〃	〃 (14.00m) 〃	〃	〃	
	相沢川	石名坂	〃	〃 (2.30m) 〃 (3.70m) 〃	〃 (3.70m) 〃	〃	〃	
	京田川	広田	〃	〃 (2.00m) 〃 (2.70m) 〃	〃 (2.70m) 〃	〃	〃	
	赤川	熊出	〃	〃 (2.10m) 〃 (3.00m) 〃	〃 (3.00m) 〃	〃	〃	
		羽黒橋	〃	〃 (2.00m) 〃 (3.00m) 〃	〃 (3.00m) 〃	〃	〃	
		浜中	〃	〃 (2.00m) 〃 (3.00m) 〃	〃 (3.00m) 〃	〃	〃	
	内川	羽黒橋	〃	〃 (2.00m) 〃 (3.00m) 〃	〃 (3.00m) 〃	〃	〃	
	大山川	浜中	〃	〃 (2.00m) 〃 (3.00m) 〃	〃 (3.00m) 〃	〃	〃	

(5) 水防警報通報担当者及び受報者

河川名	水位観測所名	通報担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘 要
最上川 上流	糠野目	山形河川国道事務所 流域治水課長	山形県県土整備部 河川課長	米沢市、高畠町、川西町、 南陽市、長井市	無線電話及 び市内電話	河川課電話番号 023-630-2611～2620
	小 出	〃	〃	長井市、白鷹町、朝日町、 大江町	〃	〃
	長 崎	〃	〃	大江町、寒河江市、中山町	〃	〃
	下 野	〃	〃	寒河江市、天童市、河北町、 東根市、村山市、大石田町	〃	〃
須川 下流	鮎 洗	〃	〃	山形市、山辺町、中山町、 天童市	〃	〃
村山野 川	下 野	〃	〃	東根市	〃	〃
寒河江 川	下 野	〃	〃	寒河江市、河北町	〃	〃
馬見ヶ崎川	鮎 洗	〃	〃	山形市	〃	〃
置賜白 川	小 出	〃	〃	長井市	〃	〃
鬼面川	糠野目	〃	〃	高畠町	〃	〃
天王川	糠野目	〃	〃	米沢市	〃	〃
吉野川	糠野目	〃	〃	南陽市	〃	〃
誕生川	糠野目	〃	〃	川西町	〃	〃
最上川 中流	大石田	新庄河川事務所 建設専門官(河川)	山形県県土整備部 河川課長	大石田町、村山市	〃	〃
	堀 内	〃	〃	大石田町、尾花沢市、舟形 町、大蔵村、新庄市、戸沢村	〃	〃
	古 口	〃	〃	戸沢村、庄内町	〃	〃
丹生川	大石田 岩ヶ袋	〃	〃	大石田町	〃	〃
最上小 国川	堀 内 長者原	〃	〃	舟形町	〃	〃
真室川	真室川	〃	〃	真室川町、鮭川村	〃	〃
金山川	平岡橋	〃	〃	真室川町、金山町	〃	〃
鮭川	真 木	〃	〃	真室川町、鮭川村、戸沢村、 新庄市	〃	〃
最上川 下流	白ヶ沢	酒田河川国道事務所 流域治水課長	〃	酒田市、庄内町	〃	〃
	下 瀬	〃	〃	酒田市、庄内町	〃	〃
立谷沢川	白ヶ沢	〃	〃	庄内町	〃	〃
相沢川	石名坂	〃	〃	酒田市	〃	〃

河川名	水位観測所名	通報担当者	受報担当者	受報水防管理団体	連絡方法	摘 要
京田川	広 田	酒田河川国道事務所 流域治水課長	山形県県土整備部 河川課長	酒田市	無線電話及 び市内電話	河川課電話番号 023-630-2611～2620
赤 川	熊 出	〃	〃	鶴岡市	〃	〃
	羽黒橋	〃	〃	鶴岡市、三川町	〃	〃
	浜 中	〃	〃	三川町、酒田市	〃	〃
内川	羽黒橋	〃	〃	鶴岡市	〃	〃
大山川	浜 中	〃	〃	三川町、酒田市	〃	〃

(6) 水防警報河川及びその区域

河川名	水位観測所名	水 防 管 理 団 体 及 び 区 域				摘 要	
		水防管理団体	区 域	距 離			
最上川上流	糠野目	米沢市、南陽市、長井市、高島町、川西町	左右岸 米沢市中田町字堀立川向一21番地の乙地先から 〃 大字花沢字八木橋西上3616番地先から 置賜白川合流点まで		左岸 右岸	22.7km	堀立川合流点直上流 付近から
	小 出	長井市、白鷹町朝日町、大江町	左右岸 置賜白川合流点から 月布川合流点まで		左岸 右岸	47.2km	
	長 崎	寒河江市、中山町、大江町	左右岸 月布川合流点から 須川合流点まで		左岸 右岸	12.2km	
	下 野	天童市、寒河江市、東根市、村山市、河北町、大石田町	左右岸 須川合流点から 左岸 村山市大字田沢まで 右岸 村山市大字土生田まで	左岸 右岸	31.3km 34.3km	沢の目川合流点付近 まで	
須川下流	鮭 洗	山形市、山辺町、中山町、天童市	左岸 山形市飯塚町字中河原1629番地先から 右岸 山形市飯塚町字中河原165番地先から 最上川合流点まで		左岸 右岸	11.6km	飯塚橋直上流付近より
村山野川	下 野	東根市	左岸 東根市大字野田シタ舟戸橋1090番地先から 右岸 東根市大字野田シタ舟戸橋1353番地先から 最上川合流点まで		左岸 右岸	2.0km	
寒河江川	下 野	寒河江市、河北町	左岸 西村山郡河北町大字溝延字稲荷原353番地先から 右岸 寒河江市大字日田字前野27番の2地先から 最上川合流点まで		左岸 右岸	0.45km	
馬見ヶ崎川	鮭 洗	山形市	左岸 山形市大字成安字前川原2290番地先から 右岸 山形市大字成安字前川原1693番地先から 須川合流点まで		左岸 右岸	1.2km	
置賜白川	小 出	長井市	左岸 長井市時庭字中島川原564番の9地先から 右岸 長井市歌丸字下川原一2182番の9地先から 最上川合流点まで		左岸 右岸	2.0km	
鬼面川	糠野目	高島町	左岸 高島町大字上平柳字下在家1937番の14地先から 右岸 高島町大字上平柳字北五百野1954番の9地先から 最上川合流点まで		左岸 右岸	0.58km	
天王川	糠野目	米沢市	左右岸 米沢市大字下新田字袖谷地516番地先の県道橋の下流端から 最上川合流点まで		左岸 右岸	1.3km	
吉野川	糠野目	南陽市	左右岸 南陽市大橋下宿浦1043番の3地先の鉄道橋下流端から 最上川合流点まで		左岸 右岸	2.0km	
誕生川	糠野目	川西町	左右岸 川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端から 最上川合流点まで		左岸 右岸	2.5km	

河川名	水位観測所名	水 防 管 理 団 体 及 び 区 域				摘 要
		水防管理団体	区 域	距 離		
最上川 中流	大石田	村山市、大石田町	左右岸 沢の目川合流点から 丹生川合流点まで	左岸 9.6km 右岸 6.6km		
	堀 内	大石田町、尾花沢市、舟形町、大蔵村、新庄市、戸沢村	左右岸 丹生川合流点から鮭川合流点まで	左岸 36.5km 右岸 36.4km		
	古 口	戸沢村、庄内町	左右岸 鮭川合流点から立谷沢川合流点まで	左岸 18.5km 右岸 18.6km		
丹生川	大石田	大石田町	左右岸 すいか橋から戸沢村古口(30.8k)まで	左右岸 1.0km		
	岩ヶ袋	大石田町	左右岸 J R奥羽本線丹生川橋梁からすいか橋まで	左右岸 1.0km		
最上小 国川	堀 内	舟形町	左岸 舟形町富田(1.0km) から 最上川合流点まで 右岸 舟形町長者原 (1.0km) から 最上川合流点まで	左右岸 1.0km		
	長者原	舟形町	左岸 富長橋から 舟形町富田(1.0km)まで 右岸 富長橋から 舟形町長者原(1.0km)まで	左右岸 1.8km		
鮭川	真 木	新庄市、鮭川村、戸沢村、真室川町	左右岸 八千代橋から最上川合流点まで	左岸 23.3km 右岸		
真室川	真室川	真室川町、鮭川村	左右岸 高沢橋から鮭川合流点まで	左岸 5.0km 右岸		
金山川	平岡橋	真室川町、金山町	左右岸 凝山橋から真室川合流点まで	左岸 7.8km 右岸		
最上川 下流	臼ヶ沢	酒田市、庄内町	左岸 立谷沢川合流点から J R東日本最上川第2橋梁まで 右岸 清川橋から J R東日本最上川第2橋梁まで	左岸 16.7km 右岸		
	下 瀬	酒田市、庄内町	左岸 J R東日本最上川第2橋梁から 河口まで 右岸 J R東日本最上川第2橋梁から 河口まで	左岸 11.2km 右岸		
立谷沢川	臼ヶ沢	庄内町	左右岸 最上川合流点から 北楯堰橋まで	左岸 0.5km 右岸		
相沢川	石名坂	酒田市	左岸 酒田市石名坂地先から 最上川合流点まで 左岸 酒田市檜橋地先から 最上川合流点まで	左岸 1.46km 右岸		
京田川	広 田	酒田市	左岸 広田橋から 最上川合流点まで 右岸 広田橋から 最上川合流点まで	左岸 4.2km 右岸		
赤川	熊 出	鶴岡市	左右岸 名川橋から黒川橋まで	左岸 7.4km 右岸		
	羽黒橋	鶴岡市、三川町	左岸 黒川橋から 鶴岡市湯野沢まで 右岸 黒川橋から 蛾眉橋まで	左岸 10.3km 右岸 9.0km		
	浜 中	酒田市、三川町	左岸 三川町青山から 酒田市浜中まで 右岸 蛾眉橋から 酒田市浜中まで	左岸 15.4km 右岸 16.7km		
内川	羽黒橋	鶴岡市	左右岸 赤川合流点から西三川橋まで	左岸 2.0km 右岸		
大山川	浜 中	酒田市、三川町	左岸 赤川合流点から 酒田市広岡新田地先まで 右岸 赤川合流点から 三川町大字成田新田地先まで	左岸 2.5km 右岸		

(7) 発表形式(大臣)

河 川 名	警 報	発表番号	種 別	発表日時分	発表機関
最上川上流 (支川：須川下流等含む)	水防警報	第 号	準 備	年 月 日 時 分	山形河川国道 事 務 所
			出 動		
			解 除		
			情 報		
最上川中流 (支川：鮭川等含む)	〃	〃	待 機	〃	新庄河川 事 務 所
			準 備		
			出 動		
			解 除		
			情 報		
最上川下流 (支川：立谷沢川等含む)	〃	〃	〃	〃	酒田河川国道 事 務 所
赤川 (支川：内川等含む)	〃	〃	〃	〃	

2 知事の発する水防警報（法第16条）

(1) 水防警報の対象とする河川の水位観測所

所 轄		河川名	水位 観測 所名	所 在 市町村	観測場所	河口又は合 流点よりの 距離(km)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m) 警戒レベル2 相当	避難 判断水位 (m) 警戒レベル3 相当	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位) (m) 警戒レベル4 相当
総 合 支 庁	課 名									
置賜	河川砂防課	屋代川	中橋	高畠町	高畠町高畠	5.2	2.40	2.60	2.80	3.00
	西置賜 河川砂防課	置賜白川	小白川	飯豊町	飯豊町小白川	12.9	2.00	2.50	2.90	3.00
村山	河川砂防課	須川上流	檜下	上山市	上山市檜下	33.1	1.30	1.80		
			石堂	上山市	上山市矢来四丁目	27.7	1.10	1.60	1.80	2.10
			坂巻	山形市	山形市桜田西	18.7	1.50	2.50	2.60	2.80
	西村山 河川砂防課	寒河江川	西根	寒河江市	寒河江市西根	4.0	12.00	12.50	13.40	13.80
	北村山 河川砂防課	丹生川	母袋	尾花沢市	尾花沢市母袋	14.7	1.90	2.30	2.60	2.70
			行沢	尾花沢市	尾花沢市行沢	11.7	2.20	2.90	3.10	3.20
			岩ヶ袋	大石田町	大石田町岩ヶ袋	2.0	2.10	2.40	2.80	2.90
	最上 河川砂防課	最上小国川	瀬見	最上町	最上町瀬見	19.4	4.00	5.00	5.10	5.40
庄内	河川砂防課	大山川	大山	鶴岡市	鶴岡市大山	13.5	1.70	3.10	3.90	4.40
			面野山	鶴岡市	鶴岡市面野山	7.4	3.90	4.80	5.20	5.60
		日向川	穂積	酒田市	酒田市穂積	3.4	3.10	4.30	4.90	5.60

(2) 水防警報発表者（知事）

支庁水防長（総合支庁建設部長、総合支庁建設部次長）

(3) 水防警報の段階と範囲（知事）

警報の段階

第一段階 準備……水防団員の出動に対する準備体制をとり、水防器材の整備点検水門開閉の準備を通知するもの

第二段階 出動……水防団員の出動を通知するもの

第三段階 解除……水防活動の終了を通知するもの

(4) 各対象量水標の範囲

所 轄 総合支庁		河川名	水位 観測 所名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に 必要な事項
置賜	河川砂防課	屋 代 川	中橋	行わない	水位2.40mに達し更に氾濫注意水位(警戒水位)を上廻る水位が予想されるとき	水位2.60mに達し更になお増水のおそれがあるとき	水防作業の必要がなくなつたとき	水防活動に必要があると認められたとき	特殊構造物(水門、樋門)の閉鎖については状況に応じて行う
	西 置 賜 河川砂防課	置賜白川	小白川	〃	水位2.00m 〃	水位2.50m 〃	〃	〃	〃
村山	河川砂防課	須川上流	檜下	〃	水位1.30m 〃	水位1.80m 〃	〃	〃	〃
			石堂	〃	水位1.10m 〃	水位1.60m 〃	〃	〃	〃
			坂巻	〃	水位1.50m 〃	水位2.50m 〃	〃	〃	〃
	西 村 山 河川砂防課	寒河江川	西根	〃	水位12.00m 〃	水位12.50m 〃	〃	〃	〃
	北 村 山 河川砂防課	丹 生 川	母袋	〃	水位1.90m 〃	水位2.30m 〃	〃	〃	〃
			行沢	〃	水位2.20m 〃	水位2.90m 〃	〃	〃	〃
			岩ヶ袋	〃	水位2.10m 〃	水位2.40m 〃	〃	〃	〃
最上	河川砂防課	最上小国川	瀬見	〃	水位4.00m 〃	水位5.00m 〃	〃	〃	〃
庄内	河川砂防課	大 山 川	大山	〃	水位1.70m 〃	水位3.10m 〃	〃	〃	〃
			面野山	〃	水位3.90m 〃	水位4.80m 〃	〃	〃	〃
		日 向 川	穂積	〃	水位3.10m 〃	水位4.30m 〃	〃	〃	〃

(5) 水防警報発表担当者及び受報者

河 川 名	観測所名	発 表 担 当 者	受 報 担 当 者	受 報 水 防 管 理 団 体	連 絡 方 法	摘 要
屋 代 川	中 橋	置賜総合支庁 建 設 部 長	山 形 県 河 土 整 備 部 長	高畠町、南陽市	県防災行政無線 又 は 電 話	
置 賜 白 川	小 白 川	置賜総合支庁 建 設 部 次 長	〃	飯豊町、長井市	〃	
須 川 上 流	檜 下 石 堂 坂 巻	村山総合支庁 建 設 部 長	〃	上山市、山形市	〃	
寒 河 江 川	西 根	村山総合支庁 建 設 部 次 長	〃	西川町、寒河江市、 河北町	〃	
丹 生 川	母 行 岩 ケ 袋	村山総合支庁 建 設 部 次 長	〃	尾花沢市、大石田町	〃	
最上小国川	瀬 見	最上総合支庁 建 設 部 長	〃	舟形町、最上町	〃	
大 山 川	大 山 面 野 山	庄内総合支庁 建 設 部 長	〃	鶴岡市、酒田市、 三川町	〃	
日 向 川	穂 積	〃	〃	遊佐町、酒田市	〃	

(6) 水防警報河川及びその区域

河川名	水位観測所名	水防管理団体及び区域					摘 要	
		水防管理団体	区 域		距 離			
屋代川	中 橋	高島町、南陽市	左右岸	高島町大字二井宿字筋大滝川合流点より 南陽市大字大橋吉野川合流点まで		左岸 右岸	11.5km	
置賜白川	小 白川	飯豊町、長井市	左岸 右岸	飯豊町大字高峰字上坪深より 長井市大字時庭字中島川原まで 飯豊町大字高峰字安導寺より 長井市大字歌丸字下川原まで		左岸 右岸	17.0km	
須川上流	檜 下 石 堂 坂 巻	上山市、山形市	左岸 右岸	上山市関根字東通1055番地先より 山形市大字飯塚字中河原1629番地先まで 上山市宮脇字下川原712番40地先より 山形市大字飯塚字中河原165番地先まで		左岸 右岸	15.8km	
寒河江川	西 根	寒河江市、河北町	左右岸 左岸 右岸	寒河江市大字日和田県道慈恩寺橋より 西村山郡河北町大字溝延 寒河江市大字日田字前野まで		左岸 右岸	6.0km	
丹生川	母 袋 行 沢 岩 ヶ 袋	尾花沢市、大石田町	左岸 右岸 左右岸	尾花沢市大字上柳渡戸（母袋橋）より 尾花沢市大字母袋（母袋橋）より 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋（丹生川鉄道橋）まで		左岸 右岸	12.7km	
最上小国川	瀬 見	舟形町	左岸 右岸	舟形町大字舟形字野々田（舟形橋）より 舟形町大字富田字富田まで 舟形町大字舟形字向屋（舟形橋）より 舟形町大字長者原まで		左岸 右岸	3.5km	
大山川	大 山 面 野 山	鶴岡市、三川町、酒田市	左岸 右岸	鶴岡市坂野下字坂下字26番地先より 酒田市広岡新田字道東34番地先まで 鶴岡市東目字河倉109番地先より 東田川郡三川町大字成田新田字赤沼133番地先まで		左岸 右岸	24.9km	
日向川	穂 積	遊佐町、酒田市	左岸 右岸	酒田市升田字上内川より 河口まで 酒田市升田字砂田より 河口まで		左岸 右岸	19.97km	

(7) 発表形式（知事）

河 川 名	警 報	発 表 番 号	種 別	発 表 日 時 分	発 表 者
屋 代 川	水 防 警 報	第 号	準 備	年 月 日 時 分	置賜総合支庁 建設部長
			出 動		
			解 除		
			情 報		
置 賜 白 川	〃	〃	〃	〃	置賜総合支庁 建設部次長
須 川 上 流	〃	〃	〃	〃	村山総合支庁 建設部長
寒 河 江 川	〃	〃	〃	〃	村山総合支庁 建設部次長
丹 生 川	〃	〃	〃	〃	村山総合支庁 建設部次長
最 上 小 国 川	〃	〃	〃	〃	最上総合支庁 建設部長
大 山 川	〃	〃	〃	〃	庄内総合支庁 建設部長
日 向 川	〃	〃	〃	〃	庄内総合支庁 建設部長

本文の形式は、国土交通大臣の発する水防警報に準ずる。

第4節 水位情報の通知及び周知

水位周知河川における水位到達情報の種類には、氾濫警戒情報、氾濫危険情報がある。

国土交通省 酒田河川国道事務所長は指定した河川の水位が、次表に示す避難判断水位又は氾濫危険水位（法第13条第1項に規定する洪水特別警戒水位）に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県知事（水防本部長）に通知するとともに、一般に周知する。（法第13条第1項）

山形県村山・置賜・最上・庄内各総合支庁は、次表のとおり指定した河川について水位が避難判断水位に達したとき、および氾濫危険水位（法第13条第2項に規定する洪水特別警戒水位）に達したときは、それぞれその旨を水防本部に通知するとともに、一般に周知する。（法第13条第2項）ただし、降雨の状況等により水位の上昇が著しい場合等は、避難判断水位に到達した際の本部への通知および当該発表情報を省略することができる。

水防本（支）部は、この通知を受けたときは、直ちに水防体制に入るとともに第5章第2項の通信連絡系統によって関係機関に伝達するものとする。

1 発表する情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

2 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知（法第13条）

（1）水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

所 轄 事務所名	河川名	観測所名	観測 市町村	観測場所	合流点より の距離 (km)	水防団待機 水 位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水 位 (警戒水位) (m)	避難判断 水 位 (m) 警戒レベル3相当	氾濫危険 水 位 (洪水特別警戒 水位) (m) 警戒レベル4相当
酒田河川国 道事務所	相沢川	石名坂	酒田市	酒田市石名坂	1.30	2.30	3.70	5.40	5.89
	京田川	広 田	酒田市	酒田市坂野辺新田	4.20	2.00	2.70	4.40	4.71

（2）通報担当者及び受報者

河川名	水位観測 所 名	通報担当者	受報担当者	周知市町村	連絡方法	摘 要
相沢川	石名坂	酒田河川国道事務所 流域治水課長	山形県県土整備部 河川課長	酒田市	無線電話又はNTT	河川課 電話番号 023(630)2618
京田川	広田	〃	〃	〃	〃	〃

（3）氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）設定河川及びその区域

河川名	水 位 観 測 所 名	周知市町村及び区域					摘 要
		周知市町村	区 域			距 離	
相沢川	石名坂	酒田市	左右岸	酒田市石名坂（大石橋付近）から 最上川合流点まで			左右岸 1.46km
京田川	広田	酒田市	左右岸	酒田市坂野辺新田及び落野目地区から 最上川合流点まで			左右岸 4.2km

3 知事が行う水位情報の通知及び周知（法第13条）

(1) 水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）の水位観測所

所 轄		河川名		水位 観測 所名	所 在 市町村	観 測 場 所	河口又は 合流点よ りの距離 (km)	水防団待 機水位 (通報水 位) (m)	氾濫注意 水 位 (警戒水 位) (m)	避難判断 水位 (m) 警戒レベル3 相当	氾濫危険 水 位 (洪水特 別警戒水 位) (m) 警戒レベル4 相当
総合 支庁	課 名										
置賜	河川砂防課	1	最上川	相 生	米沢市	米沢市東	208.7	1.00	1.40	1.90	2.40
		2	犬 川	中小松	川西町	川西町中小松	5.4	1.60	2.70	3.10	3.90
		3	堀立川	中 央	米沢市	米沢市中央	2.3	1.30	2.10	3.10	3.30
		4	吉野川	赤 湯	南陽市	南陽市二色根	6.4	1.30	1.80	2.50	2.70
				荻	南陽市	南陽市荻	19.4	1.00	1.20	1.70	1.90
		5	羽黒川	関 根	米沢市	米沢市関根	9.3	1.80	2.50	2.90	3.20
				花 沢	米沢市	米沢市花沢	1.8	2.40	3.10	3.60	4.00
		6	鬼面川	舘 山	米沢市	米沢市舘山	15.0	1.80	2.80	3.00	3.70
		7	天王川	露 藤	高畠町	高畠町露藤	1.7	2.50	3.50	3.90	4.50
		8	砂 川	入生田	高畠町	高畠町入生田	4.5	1.90	2.70	3.00	3.20
		9	誕生川	堀 金	川西町	川西町堀金	4.9	1.90	2.20	2.40	2.90
		10	黒 川	時 田	川西町	川西町時田	3.5	1.50	2.60	3.40	3.80
		11	織機川	漆 山	南陽市	南陽市漆山	4.3	0.40	0.70	0.80	1.00
	西置賜 河川砂防課	12	置賜白川	小白川	飯豊町	飯豊町小白川	12.9	2.00	2.50	2.90	3.00
		13	荒 川	五味沢	小国町	小国町五味沢	19.2	1.00	1.30	1.40	1.70
				小 渡	小国町	小国町小渡	5.4	3.10	3.70	4.30	5.00
		14	横 川	小 国	小国町	小国町小坂町	3.5	3.10	4.90	5.60	6.00
		15	置賜野川	平 山	長井市	長井市平山	5.9	1.10	1.30	1.50	1.80
村山	河川砂防課	16	馬見ヶ崎川	防 原	山形市	山形市大字 釈迦堂	13.9	3.30	3.70	3.90	4.20
				松 原	山形市	山形市小白川町 大字松原	10.7	1.00	2.00	2.30	2.70
				長 町	山形市	山形市大字長町	4.7	3.00	3.90	4.70	5.10
				田 中	山形市	山形市大字洪江	1.8	2.00	3.00	4.20	4.60
		17	乱 川	川原子	天童市	天童市大字川原子	8.4	1.70	1.90	2.30	2.40
				大 町	天童市	天童市大町	1.4	2.00	2.20	2.30	2.60
		18	倉津川	老野森	天童市	天童市駅西一丁目	7.1	1.70	1.80	1.90	2.50
				蔵 増	天童市	天童市蔵増	3.0	1.70	2.50	2.70	3.70
		19	前 川	河 崎	上山市	上山市河崎一丁目	2.0	1.70	1.90	2.10	2.70
				北 町	上山市	上山市北町本町	0.6	1.30	1.40	1.60	2.00
		20	村山高瀬川	青 柳	山形市	山形市青柳	1.2	0.80	1.20	1.70	1.80

所 轄		河川名		水位 観測 所名	所 在 市町村	観 測 場 所	河口又は 合流点よ りの距離 (km)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水 位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m) 警戒レベル3 相当	氾濫危険 水 位 (洪水特 別警戒水 位) (m) 警戒レベル4 相当
総合 支庁	課 名										
村山	河川砂防課	21	押切川	山 口	天童市	天童市山口	6.9	1.10	1.60	2.10	2.20
		22	立谷川	山 寺	山形市	山形市山寺	11.3	1.00	1.60	2.10	2.30
				清 池	天童市	天童市清池	3.6	1.50	1.80	1.90	2.20
		23	小鶴沢川	大 寺	山辺町	山辺町大寺	2.3	0.70	1.00	1.10	1.30
		24	石子沢川	柳 沢	中山町	中山町柳沢	2.8	0.90	1.10	1.20	1.30
村山	西村山 河川砂防課	25	寒河江川	中 村	西川町	西川町大井沢	42.0	3.50	4.10	4.40	5.20
				睦 合	西川町	西川町睦合	14.6	2.40	2.90	3.40	3.50
				西 根	寒河江市	寒河江市西根	4.0	12.00	12.50	13.40	13.80
		26	月布川	荻 野	大江町	大江町大字荻野	3.4	1.40	1.90	2.20	2.60
		27	沼 川	本 町	寒河江市	寒河江市本町	3.5	1.30	1.40	1.50	1.70
村山	北村山 河川砂防課	28	白水川	源氏坂	東根市	東根市大字東根	5.4	0.70	1.10	1.50	1.60
				六 田	東根市	東根市大字六田	3.4	1.70	2.20	2.60	2.80
				蟹 沢	東根市	東根市大字蟹沢	2.3	0.40	0.90	1.40	1.50
		29	村山野川	若 木	東根市	東根市大字若木	5.3	1.00	1.50	1.80	2.00
		30	日塔川	日塔川	東根市	東根市本丸南	0.3	0.40	1.10	1.30	1.40
		31	富並川	深 沢	村山市	村山市大字富並	3.1	1.00	1.60	1.80	2.50
		32	朧気川	朧 気	尾花沢市	尾花沢市大字朧気	2.6	2.20	2.60	3.30	3.40
		33	野尻川	野黒沢	尾花沢市	尾花沢市大字野黒沢	3.6	1.10	1.40	2.10	2.20
		34	大旦川	林 崎	村山市	村山市楯岡北町	5.8	0.90	1.00	1.10	1.30
最上	河川砂防課	35	指首野川	堀 端	新庄市	新庄市五日町	1.7	1.00	1.10	1.20	1.30
		36	升形川	升 形	新庄市	新庄市大字升形	4.2	1.40	1.90	2.20	2.60
		37	泉田川	朴 沢	新庄市	新庄市大字萩野	17.3	0.70	1.20	1.60	1.90
		38	大以良川	萩 野	新庄市	新庄市大字萩野	0.9	0.80	1.20	1.80	1.90
		39	金山川	金 山	金山町	金山町大字金山	10.1	1.30	1.70	2.00	2.10
		40	上台川	上 台	金山町	金山町大字上台	3.1	1.60	2.70	3.70	4.10
		41	角 川	角 川	戸沢村	戸沢村大字角川	6.0	0.90	1.70	2.10	2.50
		42	真室川	川ノ内	真室川町	真室川町大字川ノ内	9.9	2.20	2.40	2.60	3.10
		43	鮭 川	矢ノ沢	真室川町	真室川町大字大沢	27.4	3.00	3.60	3.80	4.10

所 轄		河川名		水位 観測 所名	所 在 市町村	観 測 場 所	河口又は 合流点よ りの距離 (km)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水 位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m) 警戒レベル3 相当	氾濫危険 水 位 (洪水特 別警戒水 位) (m) 警戒レベル4 相当
総合 支庁	課 名										
庄内	河川砂防課	44	立谷沢川	木の沢	庄内町	庄内町木の沢	8.3	0.20	1.00	1.60	1.90
		45	湯尻川	湯尻川	鶴岡市	鶴岡市矢馳	2.8	1.40	1.80	2.10	2.60
		46	藤島川	藤 島	鶴岡市	鶴岡市藤島	9.5	3.20	3.30	3.50	4.20
		47	相沢川	相沢川 田 沢	酒田市	酒田市北俣	5.1	2.40	3.60	4.20	5.00
		48	京田川	三 和	鶴岡市	鶴岡市三和	20.2	2.80	2.90	3.00	3.30
				三川落合	三川町	三川町落合	11.6	3.60	4.20	4.30	4.60
				十五軒	酒田市	酒田市広野	7.2	4.00	4.60	5.10	5.30
		49	新井田川	北新橋	酒田市	酒田市北新橋	2.8	1.20	1.50	1.80	2.00
		50	青竜寺川	高 坂	鶴岡市	鶴岡市高坂	10.6	1.30	1.40	1.50	1.90
		51	月光川	尻 引	遊佐町	遊佐町遊佐	8.8	2.20	2.90	3.10	3.40
				吹 浦	遊佐町	遊佐町菅里	1.6	1.90	2.80	3.00	3.10
		52	庄内高瀬川	庄 内 高瀬川	遊佐町	遊佐町北目	3.0	1.80	2.40	3.10	3.50
		53	荒瀬川	市条	酒田市	酒田市市条	3.6	1.80	2.90	3.20	3.70
		54	小牧川	小牧川 上 流	酒田市	酒田市こがね町	3.2	2.50	2.60	2.70	3.00
		55	田沢川	田沢川 相沢橋	酒田市	酒田市田沢	0.1	2.20	3.90	5.40	5.80
		56	黒瀬川	黒瀬川	鶴岡市	鶴岡市羽黒町富沢	2.6	2.00	2.20	2.30	2.80
		57	内 川 (新内川)	内 川	鶴岡市	鶴岡市大東町	3.2	1.60	2.40	2.60	3.00
		58	赤 川	朝日落合	鶴岡市	鶴岡市本郷	38.4	3.20	4.00	5.40	5.70
		59	五十川	五十川	鶴岡市	鶴岡市五十川	0.4	1.00	1.70	2.20	2.60
		60	温海川	湯温海	鶴岡市	鶴岡市湯温海	2.7	0.60	1.00	1.20	1.50
		61	庄内小国川	大岩川	鶴岡市	鶴岡市大岩川	0.2	1.60	2.00	2.10	2.50
		62	鼠ヶ関川	小名部	鶴岡市	鶴岡市小名部	8.3	1.90	2.50	2.70	3.30
				鼠ヶ関	鶴岡市	鶴岡市鼠ヶ関	0.3	1.70	2.10	2.60	3.10
		63	三瀬川	三瀬川	鶴岡市	鶴岡市三瀬	0.6	1.20	1.70	2.20	2.70
		64	倉沢川	倉沢川	鶴岡市	鶴岡市倉沢	0.2	1.30	1.60	1.80	2.30

(2) 通報担当者及び受報担当者

河 川 名	観測所名	通 報 担 当 者	受 報 担 当 者	周知市町村	連絡方法	摘要
最 上 川	相 生	置賜総合支庁 建 設 部 長	山形県県土整備部 河川課長	米沢市	県防災行政通信、 FAX又は電話	
犬 川	中 小 松	〃	〃	川西町	〃	
羽 黒 川	花 沢	〃	〃	米沢市	〃	
	関 根					
堀 立 川 (蛭 川)	中 央	〃	〃	米沢市	〃	
吉 野 川	赤 湯	〃	〃	南陽市	〃	
	荻					
鬼 面 川	舘 山	〃	〃	米沢市、高畠町、 川西町	〃	
天 王 川	露 藤	〃	〃	米沢市、高畠町	〃	
砂 川	入 生 田	〃	〃	高畠町	〃	
誕生 川	堀 金	〃	〃	川西町、米沢市	〃	
黒 川	時 田	〃	〃	川西町	〃	
織 機 川	漆 山	〃	〃	南陽市	〃	
置 賜 白 川	小 白 川	置賜総合支庁 建 設 部 次 長	〃	飯豊町、長井市	〃	
荒 川	五 味 沢	〃	〃	小国町	〃	
	小 渡	〃	〃		〃	
横 川	小 国	〃	〃	小国町	〃	
置 賜 野 川	平 山	〃	〃	長井市	〃	
馬 見ヶ崎 川	防 原	村山総合支庁 建 設 部 長	〃	山形市	〃	
	松 原					
	長 町					
	田 中					
乱 川	川 原 子	〃	〃	天童市、河北町、 東根市	〃	
	大 町	〃	〃		〃	
倉 津 川	老 野 森	〃	〃	天童市、河北町	〃	
	蔵 増	〃	〃		〃	
前 川	河 崎	〃	〃	上山市	〃	
	北 町					
村山高瀬川	青 柳	〃	〃	山形市	〃	
押 切 川	山 口	〃	〃	天童市	〃	
立 谷 川	清 池	〃	〃	山形市、天童市	〃	
	山 寺	〃	〃		〃	
小 鶴 沢 川	大 寺	〃	〃	山辺町	〃	

河 川 名	観測所名	通 報 担 当 者	受 報 担 当 者	周知市町村	連絡方法	摘要
石 子 沢 川	柳 沢	村山総合支庁 建 設 部 長	山形県県土整備部 河川課長	中山町	県防災行政通信、 FAX又は電話	
寒 河 江 川	中 村	村山総合支庁 建 設 部 次 長	〃	西川町	〃	
	睦 合	〃	〃	寒河江市、河北町 西川町	〃	
	西 根					
月 布 川	萩 野	〃	〃	大江町	〃	
沼 川	本 町	〃	〃	寒河江市	〃	
白 水 川	源 氏 坂	〃	〃	東根市、河北町	〃	
	六 田					
	蟹 沢					
村 山 野 川	若 木	〃	〃	東根市	〃	
日 塔 川	日 塔 川	〃	〃	東根市	〃	
富 並 川	深 沢	〃	〃	村山市	〃	
朧 気 川	朧 気	〃	〃	尾花沢市、大石田町	〃	
野 尻 川	野 黒 沢	〃	〃	尾花沢市、大石田町	〃	
大 旦 川	林 崎	〃	〃	村山市	〃	
指 首 野 川	堀 端	最上総合支庁 建 設 部 長	山形県県土整備部 河川課長	新庄市	〃	
升 形 川	升 形	〃	〃	新庄市	〃	
泉 田 川	朴 沢	〃	〃	新庄市	〃	
大 以 良 川	萩 野	〃	〃	新庄市	〃	
金 山 川	金 山	〃	〃	金山町	〃	
上 台 川	上 台	〃	〃	金山町	〃	
角 川	角 川	〃	〃	戸沢村	〃	
真 室 川	川 ノ 内	〃	〃	真室川町	〃	
鮭 川	矢 ノ 沢	〃	〃	真室川町	〃	
立 谷 沢 川	木 の 沢	庄内総合支庁 建 設 部 長	山形県県土整備部 河川課長	庄内町	〃	
湯 尻 川	湯 尻 川	〃	〃	鶴岡市	〃	
藤 島 川	藤 島	〃	〃	鶴岡市、酒田市 庄内町、三川町	〃	
相 沢 川	田 沢	〃	〃	酒田市	〃	
京 田 川	三 和	〃	〃	鶴岡市、庄内町	〃	
	三 川 落 合	〃	〃	鶴岡市、酒田市 庄内町、三川町	〃	
	十 五 軒	〃	〃	酒田市、庄内町	〃	
新 井 田 川	北 新 橋	〃	〃	酒田市	〃	
青 竜 寺 川	高 坂	〃	〃	鶴岡市、三川町	〃	

河 川 名	観 測 所 名	通 報 担 当 者	受 報 担 当 者	周知市町村	連絡方法	摘要
月 光 川	尻 引	庄内総合支庁 建 設 部 長	山形県県土整備部 河川課長	遊佐町	県防災行政通信、 FAX又は電話	
	吹 浦	〃	〃	遊佐町	〃	
庄内高瀬川	庄内高瀬川	〃	〃	遊佐町	〃	
荒 瀬 川	市 条	〃	〃	酒田市	〃	
小 牧 川	小牧川上流	〃	〃	酒田市	〃	
田 沢 川	相 沢 橋	〃	〃	酒田市	〃	
黒 瀬 川	黒 瀬 川	〃	〃	鶴岡市	〃	
内 川 (新内川)	内 川	〃	〃	鶴岡市	〃	
赤 川	朝 日 落 合	〃	〃	鶴岡市	〃	
五 十 川	五 十 川	〃	〃	鶴岡市	〃	
温 海 川	湯 温 海	〃	〃	鶴岡市	〃	
庄内小国川	大 岩 川	〃	〃	鶴岡市	〃	
鼠ヶ関川	小 名 部	〃	〃	鶴岡市	〃	
	鼠 ヶ 関	〃	〃	鶴岡市	〃	
三 瀬 川	三 瀬 川	〃	〃	鶴岡市	〃	
倉 沢 川	倉 沢 川	〃	〃	鶴岡市	〃	

(3) 氾濫危険水位(水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位)設定河川及び水位局の受持ち区間

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域				摘要
		周知市町村	区 域		距離	
最上川	相生	米沢市	左岸	米沢市大字赤崩より 米沢市大字花沢まで	左岸 右岸 6.5km	
犬 川	中小松	川西町	左右岸	川西町大字上小松平谷地より 川西町大字東大塚字町田まで	左岸 右岸 8.2km	
堀立川 (蛭川)	中央	米沢市	左岸	米沢市大字李山字山田より 米沢市中田町(最上川合流点)まで	左岸 右岸 10.6km	
			右岸	米沢市大字李山字八ヶ代より 米沢市大字上新田(最上川合流点)まで		
羽黒川	花沢 関根	米沢市	左岸	米沢市大字関根字赤石川より 米沢市中田町(最上川合流点)まで	左岸 右岸 9.9km	
			右岸	米沢市大字関根字赤石川より 米沢市春日四丁目(最上川合流点)まで		
吉野川	赤湯	南陽市 高畠町	左右岸	南陽市大字金山字川中島より 南陽市大字大橋字下宿浦(鉄道橋下流端)まで	左岸 右岸 8.7km	
	荻	南陽市	左右岸	南陽市小滝(国道348号上橋)より 南陽市大字金山字川中島まで	左岸 右岸 14.7km	
鬼面川	舘山	米沢市 川西町 高畠町	左岸	米沢市舘山より 川西町大字下平柳字下屋敷まで	左岸 右岸 15.0km	
			右岸	米沢市舘山三丁目より 高畠町大字上平柳まで		
天王川	露藤	米沢市 高畠町	左右岸	米沢市万世町梓山(第一門前橋)より 米沢市大字下新田(県道橋下流端)まで	左岸 右岸 9.0km	
砂 川	入生田	高畠町	左岸	高畠町大字下和田字砂田927番地先より 最上川合流点まで	左岸 右岸 9.7km	
			右岸	高畠町大字下和田字橋本810番地より 最上川合流点まで		
誕生川	堀金	川西町 米沢市	左岸	米沢市広幡町上小菅字落合屋敷(壱1688番)地先より 川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端まで	左岸 右岸 9.9km	
			右岸	米沢市広幡町上小菅五節平沢1685番の乙地先より 川西町大字高山字八幡堂東900番地先の県道橋下流端まで		
黒 川	時田	川西町	左岸	川西町大字大舟より 川西町大字黒川(犬川合流点)まで	左岸 右岸 15.2km	
			右岸	川西町大字大舟より 川西町大字高山(犬川合流点)まで		
織機川	漆山	南陽市	左右岸	南陽市漆山より 南陽市砂塚(最上川合流点)まで	左岸 右岸 5.6km	
置賜白川	小白川	飯豊町 長井市	左岸	飯豊町大字高峰字上坪深より 長井市大字時庭字中島川原まで	左岸 右岸 17.0km	
			右岸	飯豊町大字高峰字安導寺より 長井市大字歌丸字下川原まで		
荒 川	五味沢 小渡	小国町	左右岸	小国町大字五味沢字針生平地先の大石沢合流点より 新潟県境まで	左岸 右岸 27.25km	
横 川	小国	小国町	左岸	小国町大字綱木箱口字梁向(横川ダム)より 小国町大字小国小坂町(荒川合流点)まで	左岸 右岸 15.8km	
			右岸	小国町大字綱木箱口字梁向(横川ダム)より 小国町大字増岡(荒川合流点)まで		
置賜野川	平山	長井市	左右岸	長井市大字平野(長井ダム)より 長井市大字成田(最上川合流点)まで	左岸 右岸 8.5km	

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域			摘要
		周知市町村	区 域	距離	
馬見ヶ崎川	防 原	山形市	左右岸 山形市大字釈迦堂(東沢橋400m上流)より 山形市大字上宝沢(大塩沢川合流300m上流)まで	左岸 5.1km 右岸	合計
	松 原		左右岸 山形市土樋(JR馬見ヶ崎川橋梁100m下流)より 山形市大字釈迦堂(東沢橋400m上流)まで	左岸 6.2km 右岸	17.0km
	長 町		左右岸 山形市大字七浦(天神橋200m上流)より 山形市土樋(JR馬見ヶ崎川橋梁100m下流)まで	左岸 3.8km 右岸	
	田 中		左右岸 山形市大字渋江(白川橋60m下流)より 山形市大字七浦(天神橋200m上流)まで	左岸 1.9km 右岸	
乱 川	川原子	天童市 東根市 河北町	左岸 東根市大字猪野沢(北原橋上流760m)より 天童市大字乱川 (国道13号)まで	左岸 4.3km 右岸	合計
			右岸 天童市大字川原子(北原橋上流760m)より 天童市万代 (国道13号)まで		
	大 町		左岸 天童市大字乱川 (国道13号)より 天童市大字大町 (最上川合流点)まで	左岸 5.2km 右岸	9.5km
			右岸 天童市万代 (国道13号)より 天童市大字大町 (最上川合流点)まで		
倉津川	老野森	天童市 河北町	左岸 天童市大字山元 (国道13号)より 天童市大字矢野目(瑞穂橋)まで	左岸 3.1km 右岸	合計
			右岸 天童市大字山元 (国道13号)より 天童市大字蔵増 (瑞穂橋)まで		
	蔵 増		左岸 天童市大字矢野目(瑞穂橋)より 天童市大字大町(最上川合流点)まで	左岸 4.7km 右岸	7.8km
			右岸 天童市大字蔵増 (瑞穂橋)より 天童市大字大町 (最上川合流点)まで		
前 川	河 崎	上山市	左右岸 上山市高松 (思川合流点)より 上山市矢来 (荒町川合流点)まで	左岸 1.4km 右岸	合計
	北 町		左右岸 上山市矢来 (荒町川合流点)より 上山市泉川 (須川合流点)まで	左岸 1.0km 右岸	2.4km
村山高瀬川	青 柳	山形市	左岸 山形市大字十文字字伴内2335-2番地先(国道13号楯山橋)より 山形市長町字古川8番地先(馬見ヶ崎川合流点)まで 右岸 山形市新開一丁目2020-2地先(国道13号楯山橋)より 山形市長町字古川8番地先(馬見ヶ崎川合流点)まで	左岸 2.5km 右岸	
押切川	山 口	天童市	左右岸 天童市大字山口より 天童市大字大町(乱川合流点)まで	左岸 10.75km 右岸	
立谷川	山 寺	山形市 天童市	左右岸 山形市大字山寺(JR橋紅葉川合流点)より 山形市大字大森(大森明石橋下流)まで	左岸 3.0km 右岸	合計
	清 池		左右岸 山形市大字大森(大森明石橋下流)より 山形市大字中野目(須川合流点)まで	左岸 8.8km 右岸	11.8km
小鶴沢川	大 寺	山辺町	左岸 東村山郡山辺町北垣字上堰30番地先より 東村山郡山辺町山辺字車ヶ淵4362-1番地先まで 右岸 東村山郡山辺町大寺字小鶴沢川436番地より 東村山郡山辺町山辺字渋江川4653-1番地先まで	左岸 2.86km 右岸	
石子沢川	柳 沢	中山町	左岸 中山町大字柳沢字楯山1794番地先(山楯橋)より 中山町大字長崎字村下8039番の24地先(県道橋下流端)まで 右岸 中山町大字柳沢字堀切1210番の6地先(山楯橋)より 中山町大字長崎字村下8039番の24地先(県道橋下流端)まで	左岸 3.60km 右岸	

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域				概要
		周知市町村	区 域		距離	
寒河江川	中 村	西川町	左岸	西村山郡西川町大字大井沢(根子沢川合流点)より 西村山郡西川町大字大井沢字大禿1950番の1地先まで	左岸 6.4km	
			右岸	西村山郡西川町大字大井沢(根子沢川合流点)より 西村山郡西川町大字月岡字上島416番の1地先まで	右岸	
寒河江川	睦 合 西 根	寒河江市 河北町 西川町	左岸	西村山郡西川町大字睦合(八木沢川合流点)より 西村山郡河北町大字溝延字宿川まで	左岸 14.1km	
			右岸	西村山郡西川町大字吉川より 寒河江市大字日田字前野まで	右岸	
月布川	荻 野	大江町	左岸	西村山郡大江町大字貫見(地藏田橋)より 西村山郡大江町左沢字小漆川(最上川合流点)まで	左岸 16.8km	
			右岸	西村山郡大江町大字貫見(地藏田橋)より 西村山郡大江町藤田(最上川合流点)まで	右岸	
沼 川	本 町	寒河江市	左岸	寒河江市大字寒河江字塩水(新沼川分岐点)より 寒河江市新山一丁目(本楯橋)まで	左岸 2.3km	
			右岸	寒河江市大字寒河江字塩水(新沼川分岐点)より 寒河江市高田三丁目(本楯橋)まで	右岸	
白水川	源氏坂	東根市 河北町	左右岸	東根市大字東根(日塔川合流点)より 東根市中央東二丁目(鵠橋)まで	左岸 1.2km	合計 6.4km
	六 田		左右岸	東根市大字蟹沢(蟹沢橋上流330m)より 東根市大字東根(日塔川合流点)まで	左岸 2.5km	
	蟹 沢		左右岸	西村山郡河北町大字荒小屋(最上川合流点)より 東根市大字蟹沢(蟹沢橋上流330m)まで	左岸 2.7km	
村山野川	若 木	東根市	左右岸	東根市大字観音寺(桜田橋200m下流)より 東根市大字若木(村山野川鉄道橋)まで	左岸 5.8km	
日塔川	日塔川	東根市	左右岸	東根市本丸東(明神橋)より 東根市大字東根(白水川合流点)まで	左岸 0.7km	
富並川	深 沢	村山市	左右岸	村山市大字山の内より 村山市大字富並(最上川合流点)まで	左岸 9.4km	
朧気川	朧 気	尾花沢市 大石田町	左右岸	尾花沢市大字細野より 北村山郡大石田町大字今宿(最上川合流点)まで	左岸 13.5km	
			左岸	北村山郡大石田町大字今宿(最上川合流点)まで	右岸	
			右岸	北村山郡大石田町大字八石田(最上川合流点)まで		
野尻川	野黒沢	尾花沢市 大石田町	左右岸	尾花沢市大字寺内より 北村山郡大石田町大字駒籠(最上川合流点)まで	左岸 8.6km	
大旦川	林 崎	村山市	左右岸	村山市大字櫛山より 村山市大字河島(最上川合流点)まで	左岸 6.6km	
指首野川	堀 端	新庄市	左岸	新庄市大字萩野(大以良川分派点)より 新庄市五日町(升形川合流点)まで	左岸 10.4km	
			右岸	新庄市大字萩野(大以良川分派点)より 新庄市飛田(升形川合流点)まで	右岸	
升形川	升 形	新庄市	左右岸	新庄市大字升形(岩清水橋)より 新庄市大字金沢まで	左岸 17.4km	
泉田川	朴 沢	新庄市	左右岸	新庄市大字萩野(小以良川合流点)より 新庄市大字萩野(朴沢大橋)まで	左岸 3.4km	
大以良川	萩 野	新庄市	左岸	新庄市大字萩野字大以良川3309番の71地先より 新庄市大字萩野(泉田川合流点)まで	左岸 2.8km	
			右岸	新庄市大字萩野字大以良川3309番の5地先より 新庄市大字萩野(泉田川合流点)まで	右岸	
金山川	金 山	金山町	左右岸	最上郡金山町大字山崎(凝山橋)より 最上郡金山町大字金山(魚清水橋)まで	左岸 4.3km	
上台川	上 台	金山町	左岸	最上郡金山町大字金山字蒲沢2029番の1地先より 最上郡金山町大字山崎(金山川合流点)まで	左岸 11.2km	
			右岸	最上郡金山町大字金山字蒲沢1207番の2地先より 最上郡金山町大字山崎(金山川合流点)まで	右岸	

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域			概要
		周知市町村	区 域	距離	
角 川	角 川	戸沢村	最上郡戸沢村大字角川字明戸(長倉川合流点)より 最上郡戸沢村大字古口(最上川合流点)まで	左岸 12.4km 右岸	
真室川	川ノ内	真室川町	左岸 最上郡真室川町大字釜淵(八敷代合流点)より 右岸 最上郡真室川町大字川ノ内字安久土2005番地先まで 最上郡真室川町大字釜淵(八敷代合流点)より 最上郡真室川町大字川ノ内字高沢1683番の4地先まで	左岸 13.5km 右岸	
鮭 川	矢ノ沢	真室川町	左岸 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂より 右岸 最上郡真室川町大字大沢字以上沢向3840番の1地先まで 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂向より 最上郡真室川町大字大沢字以上沢3799番の2地先まで	左岸 13.2km 右岸	
立谷沢川	木の沢	庄内町	左岸 庄内町立谷沢字瀬場より 右岸 庄内町清川字上川原まで 庄内町立谷沢字瀬場より 庄内町腹巻野まで	左岸 16.6km 右岸	
湯尻川	湯尻川	鶴岡市	左岸 鶴岡市森片字前田100番の1地先より 右岸 大山川への合流点まで 同市森片同字79番地の1地先より 大山川への合流点まで	左岸 5.0km 右岸	
藤島川	藤 島	鶴岡市 酒田市 庄内町 三川町	左岸 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先より 右岸 京田川合流点まで 鶴岡市羽黒町川代字西増川山地先より 京田川合流点まで	左岸 32.5km 右岸	
相沢川	田 沢	酒田市	左岸 酒田市北俣字奥山58番地より 右岸 酒田市石名坂字上田元27番地先まで 酒田市北俣字奥山58番地より 酒田市檜橋字下川原456番地先まで	左岸 11.0km 右岸	
京田川	三 和	鶴岡市 庄内町	左岸 鶴岡市羽黒町川代字東増川山国有林鶴岡事業区43林班ろ小班地先より 右岸 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先まで 同市羽黒町川代同字国有林鶴岡事業区42林班ち小班地先より 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先まで	左岸 20.9km 右岸	
	三川落合	鶴岡市 酒田市 庄内町 三川町	左岸 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先より 右岸 藤島川合流点まで 鶴岡市長沼字三屋52の3番地先より 藤島川合流点まで	左岸 5.6km 右岸	
	十五軒	酒田市 庄内町	左岸 藤島川合流点から 右岸 酒田市坂野辺新田字下割14の3地先 藤島川合流点から 同市落野目字広野7番地先まで	左岸 6.6km 右岸	
新井田川	北新橋	酒田市	左岸 酒田市生石字平林248-2番地先 右岸 河口部 酒田市生石字平林46番地先 河口部	左岸 12.8km 右岸	
青竜寺川	高 坂	鶴岡市 三川町	左岸 鶴岡市板井川字片茎67番地の12地先 右岸 赤川への合流点 鶴岡市板井川字片茎69番の3地先 赤川への合流点	左岸 19.3km 右岸	
月光川	尻 引	遊佐町	左岸 飽海郡遊佐町杉沢字嶽の腰591番の2地先 右岸 飽海郡遊佐町菅里字菅野(庄内高瀬川合流点) 飽海郡遊佐町吉出字金俣4番の1221地先 飽海郡遊佐町北里字丸子(庄内高瀬川合流点)	左岸 12.8km 右岸	
	吹 浦	遊佐町	左岸 飽海郡遊佐町菅里字菅野(庄内高瀬川合流点) 右岸 河口部 飽海郡遊佐町北里字丸子(庄内高瀬川合流点) 河口部	左岸 3.2km 右岸	

河川名	水位観測所名	周知市町村及び区域				概要
		周知市町村	区域		距離	
庄内高瀬川	庄内高瀬川	遊佐町	左岸	飽海郡遊佐町長坂82番地の1地先 月光川への合流点	左岸 6.6km	
			右岸	飽海郡遊佐町北目字麻掛1番の2地先 月光川への合流点	右岸	
荒瀬川	市条	酒田市	左岸	酒田市上青沢字菖蒲谷地白玉川合流点 日向川への合流点	左岸 15.1km	
			右岸	酒田市北青沢字屋敷代白玉川合流点 日向川への合流点	右岸	
小牧川	小牧川上流	酒田市	左岸	新小牧川からの分岐点 河口部	左岸 3.0km	
			右岸	新小牧川からの分岐点 河口部	右岸	
田沢川	相沢橋	酒田市	左岸	酒田市山元字木落72番地先 相沢川への合流点	左岸 8.1km	
			右岸	酒田市山元字奥山1-45番地先 相沢川への合流点	右岸	
黒瀬川	黒瀬川	鶴岡市	左右岸	鶴岡市羽黒町高寺字林崎1番地先の小黒川橋 藤島川への合流点	左岸 9.3km 右岸	
内川 (新内川)	内川	鶴岡市	左岸	鶴岡市下山添字一里塚183地先の丸岡分水路合流点 鶴岡市大宝寺町7番の85地先の国道橋下流端	左岸 7.08km	
			右岸	鶴岡市外内島字古川の丸岡分水路合流点 鶴岡市大宝寺町7番85地先の国道橋下流端	右岸	
赤川	朝日落合	鶴岡市	左岸	鶴岡市荒沢字狩籠145番地先 鶴岡市熊出字南俣95番の内5地先	左岸 16.9km	
			右岸	鶴岡市荒沢字岩屋平12番地先 鶴岡市中野新田字村表7地先	右岸	
五十川	五十川	鶴岡市	左岸	鶴岡市菅の代字川内23番地 河口部	左岸 16.7km	
			右岸	鶴岡市菅の代字沢口2番地先 河口部	右岸	
温海川	湯温海	鶴岡市	左岸	鶴岡市一霞字松之本132の2地先 河口部	左岸 10.9km	
			右岸	鶴岡市一霞字布滝56番の29地先 河口部	右岸	
庄内小国川	大岩川	鶴岡市	左岸	鶴岡市越沢字聖台53番の1地先 河口部	左岸 21.6km	
			右岸	鶴岡市越沢字楨代49番地先 河口部	右岸	
鼠ヶ関川	小名部	鶴岡市	左岸	鶴岡市関川字向92番地先 鶴岡市小名部字柱谷	左岸 11.1km	
			右岸	鶴岡市関川字向90番地先(入山橋) 鶴岡市小名部字角間台300-1地先(鍋倉橋)	右岸	
	鼠ヶ関	鶴岡市	左岸	鶴岡市小名部字柱谷 河口部	左岸 4.6km	
			右岸	鶴岡市小名部字角間台300-1地先(鍋倉橋) 河口部	右岸	
三瀬川	三瀬川	鶴岡市	左岸	鶴岡市三瀬字藤倉16番の1地先 河口部	左岸 4.6km	
			右岸	鶴岡市三瀬字藤倉16番の3地先 河口部	右岸	
倉沢川	倉沢川	鶴岡市	左岸	鶴岡市倉沢字中向104番地先 赤川への合流点	左岸 5.0km	
			右岸	鶴岡市倉沢字摩耶山4番地先 赤川への合流点	右岸	

第7章 水 防 活 動

第1節 県の水防活動の基準

1 水防体制

- (1) 水防長及び支部水防長は山形地方気象台より気象情報（警報及び注意報を含む）を受けたときは、第2章第1節の分類により水防体制に入るものとする。
- (2) 水防本部及び水防支部は、次の場合は水防活動を行うものとする。
 - (イ) 気象等に関する注意報の発表がある場合
 - (ロ) 洪水予報又は水防警報発令の通知を受けたとき。
 - (ハ) 水防長又は支部水防長が特に必要と認め指示した場合
- (3) 前各号の水防活動は水防長の指示に基づき1班及び2班以上による水防要員の勤務によるものとする。

2 水防活動の内容

- (1) 気象等に関する予警報の受理、判断、連絡
- (2) 雨量、水位、流量、記録の収集
- (3) 県管理河川の水防警報の発令、県管理河川の洪水予報の通知、国管理河川の洪水予報、水防警報の受理及び伝達
- (4) 県管理水位周知河川の氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）到達情報（水位又は流量をしめす）の通知、国管理水位周知河川の氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項で規定される洪水特別警戒水位）到達情報（水位又は流量をしめす）の受理及び伝達
- (5) 水防報告の取りまとめ
- (6) 被害報告の取りまとめ
- (7) 水防活動の技術指導
- (8) 水防活動の現地応援
- (9) 水防資材の調達、輸送

第2節 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は次の段階に従って管下水防団又は消防機関に出動を促し、水防活動に万全を期せねばならない。

- 1 常に管下河川又は海岸を巡視すること。
- 2 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。

- 3 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- 4 水防警報が発令されたとき又は氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）に達するおそれがあるときは出動準備を連絡し、団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。
又、水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）に達したときは、山形県水防信号規則第1号により地域住民に周知する。
なお、地震による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるときも同様とする。
- 5 氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）を越え、なお増水のおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、出動し水防作業を開始すること。（第二信号）
- 6 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条、第三信号）
- 7 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関の出動を要請し又は警察署の協力を要請することができる。（法第22条および23条）
- 8 陸上自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨連絡すること。
- 9 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上避難のための立退を指示しなければならない。（法第29条、第四信号）
- 10 堤防決壊等の場合は出来る限り被害の拡大を防止するよう努力すると共に直ちに所轄水防支部、警察署、その他の関係機関に通報しなければならない。（法第26条）
- 11 水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）を下り危険が去ったと認められるときは水防管理者は、水防団、消防団又は他の協力者の出動を解除する。
- 12 水防管理者は随時水防活動に関する諸報告を行なうと共に水防活動終了後、水防活動実施報告、災害報告等を水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない。（法第47条、第2項）

第3節 雨量の情報提供

1 国土交通省、気象庁及び県管理の雨量情報提供

- (1) 国土交通省、気象庁及び県で管理している雨量観測所の雨量情報は、山形県河川・砂防情報システムにより情報提供している。

(2) 情報提供は、山形県ホームページ内「山形県河川・砂防情報システム」により行う。

山形県 河川・砂防情報 [スマートフォン向けはこちら]

⚠️ 気象情報 警報・注意報 発表あり
 🌧️ 雨量情報 雨量情報 レーダー雨量 (気象庁)
 🌊 水位情報 水位情報 洪水予報 氾濫警戒(危険)情報 水防警報
 ⚠️ 土砂災害 土砂災害警戒システム
 🏰 ダム情報 ダム情報
 📹 映像情報 カメラ映像

地図から探す 地図からご希望の地域を選択して下さい。

全地域 東南村山 西村山 北村山 最上 東南置賜 西置賜 庄内

全地域
 🌧️ 雨量情報
 🌊 水位情報

⚠️ 気象警報・注意報 注意報の発表があります 10日(05時48分)
 🌊 洪水予報 発表はありません
 🏰 氾濫警戒(危険)情報 発表はありません
 🌊 水防警報 発表はありません
 ⚠️ 土砂災害警戒情報 発表はありません

📍 警戒区域情報
 浸水想定区域 | 土砂災害警戒区域等 | ハザードマップポータルサイト(内閣府)

ご案内

用語の説明
 「洪水予報」や「土砂災害警戒情報」などの言葉について解説します

関連サイトへのリンク
 県、国土交通省や気象庁などへのリンク集です

山形県 河川砂防情報メール配信サービス

モバイルサイト QRコード表示

お知らせ 01月06日更新

観測局の冬期閉局について (2023.01.06)
 下記観測局について、冬期閉局を行います。
 ■雨量局：新庄監視(新庄市)、神田(戸沢村)、野崎(真室川町)、泉田(新庄市)、庭月(鮎川村)
 引き続き山形県河川・砂防情報システムをご活用のごお願い申し上げます。
 観測局の冬期閉局について (2022.12.09)
 下記観測局について、冬期閉局を行います

このホームページは、山形県と国土交通省、気象庁が観測した県内の雨量・水位情報、河川の状態等をリアルタイムで提供します。
 ご利用における注意事項 この情報は、無人観測所から送られてくるデータを観測後ただちにお知らせする目的で作られています。そのため、観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。利用の際にはご注意ください。

提供：山形県県土整備部河川課/砂防・災害対策課

山形県 河川砂防情報
■河川砂防情報メール
■防災情報
└気象警報・注意報
└土砂災害警戒情報
└洪水予報
└避難判断断水水位到達情報
└水防警報
■レーダー雨量(国土交通省)
■観測情報
└雨量[超過]
└雨量[全県]
└水位[超過]
└水位[全県]
└ダム[全県]
■お知らせ(03/05)
■用語の説明
利用上の注意
提供山形県県土整備部 河川課/砂防・災害対策課 TEL.023-630-2611



スマートフォン



携帯電話



QRコード

スマートフォンまたはQRコード対応の携帯電話で読み取ると
 「山形県河川・砂防情報システム」に簡単に接続できます。

PC・スマートフォン <http://www.kasen.pref.yamagata.jp/>
 携帯 <http://www.kasen.pref.yamagata.jp/mobile/>

(3) 雨量観測所
ア 県の雨量観測所

番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種類	電源	蓄電池	冬期閉局	システム接続	所在地	緯度	経度	標高(m)	流域	観測年月日	備考	所管
1	山形監視	yamagatakansi	自記・テレメータ	商			○	山形市鉄砲町2-19-68	38° 14' 08"	140° 20' 02"	189.0		H13.4.1	河川系	河川 砂防課
2	檜下	narage	テレメータ	商			○	上山市大字檜下字熊林2609-3	38° 05' 56"	140° 18' 27"	270.0	須川	H13.4.1	砂防系	
3	狸森	muzinamori	テレメータ	ソ	○		○	上山市大字狸森字須刈田	38° 11' 30"	140° 14' 38"	275.0	須川	H13.4.1	砂防系	
4	蔵王上野	zaouuwano	テレメータ	ソ	○	○	○	山形市大字蔵王上野字南坂	38° 10' 22"	140° 19' 38"	332.0	須川	H13.4.1	砂防系	
5	山口	yamaguti	テレメータ	ソ	○	○	○	天童市大字山口字原ノ前1952番内	38° 23' 14"	140° 24' 29"	142.0	乱川	H13.4.1	砂防系	
6	大森	oomori	テレメータ	ソ	○	○	○	山形市大字大森字岩下372-2地先	38° 18' 49"	140° 23' 20"	160.3	立谷川	H13.4.1	砂防系	
7	山辺	yamanobe	テレメータ	ソ	○	○	○	東村山郡山辺町大字山辺字嶋ノ前3地先	38° 17' 19"	140° 15' 44"	133.0	須川	H13.4.1	砂防系	
8	宝沢	hozawa	テレメータ	ソ	○	○	○	山形市大字下宝沢字上新田下前1558-6	38° 13' 52"	140° 24' 17"		馬見ヶ崎川		火山系	
9	猿倉	sarukura	テレメータ	ソ	○	○	○	上山市大字蔵王字蔵王山2849-1先	38° 07' 45"	140° 22' 44"		蔵王川		火山系	
10	堀切橋	horikiribasi	テレメータ	ソ	○	○	○	上山市永野字石畑898-1先	38° 08' 05"	140° 20' 18"		蔵王川		火山系	
11	ユートピア	yutopia	テレメータ	ソ	○	○	○	山形市蔵王温泉横倉外5国有林236こ林小班	38° 09' 21"	140° 24' 43"		酢川		火山系	
12	蔵王大平	zaoodaira	テレメータ	ソ	○	○	○	山形市蔵王温泉字荒敷845	38° 10' 11"	140° 24' 24"		酢川		火山系	
13	蔵王竜山	zaoryuzan	テレメータ	ソ	○	○	○	山形市蔵王温泉字柳平769	38° 10' 40"	140° 23' 49"		酢川		火山系	
14	蔵王ダム	zaodamu	テレメータ	水			○	山形市大字上宝沢字葉の木沢外	38° 11' 38"	140° 26' 21"	606.0	馬見ヶ崎川	S45.4.1	ダム系	山形 統合 ダム 管理課
15	鍋倉	nabekura		ソ	○	○	○	山形市大字上宝沢外1字葉ノ木沢外11国有林25林班ぬ小班	38° 10' 35"	140° 27' 31"	1050.0	馬見ヶ崎川	S45.6.1	ダム系	
16	前川ダム	maekawadamu	テレメータ	商			○	上山市川口字忠川山1439	38° 07' 27"	140° 14' 06"	270.0	前川	S57.4.1	ダム系	
17	長谷	nagatani	テレメータ	ソ	○	○	○	東根市大字泉郷字三羽倉山国有林113林班ぬ小班	38° 28' 23"	140° 30' 57"	950.0	白水川	H2.9.1	ダム系	
18	白水川ダム	shiromizugawadamu	テレメータ	水			○	東根市大字泉郷元後沢字上平山3254	38° 26' 54"	140° 28' 39"	369.0	白水川	H2.9.1	ダム系	
19	留山川ダム	tomeyamagawadamu	テレメータ	商			○	天童市大字山口字薪山4250-114	38° 21' 38"	140° 27' 3"	300.0	留山川	H23.4.1	ダム系	
20	寒河江監視	sagaekansi	自記・テレメータ	商			○	寒河江市大字西根字石川西355	38° 23' 29"	140° 16' 40"	94.5	沼川	H13.3.1	河川系	西村山 河川 砂防課
21	田代	tasiro	テレメータ	ソ	○	○	○	寒河江市大字田代字赤沢328番地先	38° 26' 53"	140° 13' 50"	247.2	実沢川	H13.3.1	砂防系	
22	谷地	yati	テレメータ	ソ	○	○	○	西村山郡河北町谷地戊1002	38° 26' 24"	140° 18' 22"	94.1	古佐川	H13.3.1	砂防系	
23	太郎	tarou	テレメータ	ソ	○	○	○	西村山郡朝日町大字太郎字坂ノ下1591-1	38° 17' 29"	140° 06' 18"	231.4	朝日川	H13.3.1	砂防系	
24	沢口	sawaguti	テレメータ	ソ	○	○	○	西村山郡大江町大字沢口字屋敷山846-32	38° 21' 18"	140° 04' 44"	452.0	月布川	H13.3.1	砂防系	北村山 河川 砂防課
25	村山監視	murayamakansi	自記・テレメータ	商			○	村山市楯岡笛田4-5-1	38° 28' 25"	140° 23' 49"	100.0	大沢川	H13.10.1	河川系	
26	土生田	totyuuda	テレメータ	ソ	○	○	○	村山市大字土生田地内	38° 32' 58"	140° 24' 18"	110.0		H13.10.1	砂防系	
27	白鳥	sirotori	テレメータ	ソ	○	○	○	村山市大字白鳥地内	38° 30' 16"	140° 18' 34"	210.0	小国沢川	H13.10.1	砂防系	
28	寺内	terauti	テレメータ	ソ	○	○	○	尾花沢市大字寺内地内	38° 38' 22"	140° 23' 57"	100.0	野尻川	H13.10.1	砂防系	
29	鶴子	turuko	テレメータ	ソ	○	○	○	尾花沢市鶴子地内	38° 32' 52"	140° 30' 39"	360.0	丹生川	H13.10.1	砂防系	
30	次年子	zinengo	テレメータ	ソ	○	○	○	北村山郡大石田町大字次年子地内	38° 35' 57"	140° 18' 47"	300.0	次年子川	H13.10.1	砂防系	
31	大森橋	oomoribasi	テレメータ	ソ	○	○	○	東根市大字若木地内	38° 24' 59"	140° 24' 20"	143.0	村山野川	H13.10.1	砂防系	
32	行沢	namesawa	テレメータ	商			○	尾花沢市大字行沢地内	38° 36' 58"	140° 28' 34"	182.0	丹生川	H13.10.1	河川系	
番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種類	電源	蓄電池	冬期閉局	システム接続	所在地	緯度	経度	標高(m)	流域	観測年月日	備考	所管

村山総合支庁管内

33	新庄監視	shinjokansi	自記・テレメータ	商			○	新庄市金沢字大道上2 0 3 4	38 ° 45 ' 09 "	140 ° 18 ' 29 "	139.6	新田川	H13. 4. 1	河川系	河川 砂防課	最上総合支庁管内
34	神田	zinnden	テレメーター	ソ	○	○	○	最上郡戸沢村大字神田字土地台 3 8 5 5	38 ° 46 ' 46 "	140 ° 09 ' 08 "	175.0	濁沢川	H13. 4. 1	砂防系		
35	野崎	nozaki	テレメーター	ソ	○	○	○	最上郡真室川町大字大沢字野崎 1 3 3 6－1	38 ° 53 ' 14 "	140 ° 13 ' 08 "	115.0	鮭川	H13. 4. 1	砂防系		
36	泉田	izumida	テレメーター	ソ	○	○	○	新庄市大字泉田字往還東 3 9 8－1 （A）	38 ° 48 ' 38 "	140 ° 19 ' 54 "	175.0	泉田川	H13. 4. 1	砂防系		
37	庭月	niwatuki	テレメーター	ソ	○	○	○	最上郡鮭川村大字庭月字切欠上野3530-1	38 ° 49 ' 01 "	140 ° 12 ' 58 "	115.0	鮭川	H13. 4. 1	砂防系		
38	瀬見	semi	テレメーター	商			○	最上郡最上町大字大堀字上野々地内	38 ° 45 ' 16 "	140 ° 24 ' 58 "	155.0	最上小国川	H13. 4. 1	河川系		
39	東法田	higasihouden	テレメーター	ソ	○	○	○	最上郡最上町大字向町字前森 2 1 3 6－4 2	38 ° 47 ' 42 "	140 ° 31 ' 20 "	365.0	最上白川	H13. 4. 1	砂防系		
40	赤倉	akakura	テレメーター	商			○	最上郡最上町大字富澤字湯ノ原 2 5 3 7－9	38 ° 42 ' 38 "	140 ° 33 ' 13 "	260.0	最上小国川	H20. 3. 23	河川系		
41	神室ダム	kamurodamu	テレメーター	水			○	最上郡金山町大字有屋字神室山国有林154林班内	38 ° 54 ' 34 "	140 ° 25 ' 28 "	411.2	金山川	H6. 4. 1	ダム系		
42	最上小国川 流水型ダム	mogamiogunigawa ryusuigatadamu	テレメーター	商	○		○	最上郡最上町大字富澤菅ノ平 3 7 8 4－1	38 ° 42 ' 3 "	140 ° 34 ' 33 "	312.0	最上小国川	R2. 1. 10	ダム系		
43	屋敷平	yashikidaira	テレメーター	ソ	○	○	○	最上郡最上町大字富澤字大森 2 6 2 2－8	38 ° 40 ' 35 "	140 ° 35 ' 46 "	366.0	最上小国川	R2. 1. 10	ダム系		
44	高坂ダム	takasakadamu	テレメーター	水			○	最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山外20国有林	38 ° 58 ' 7 "	140 ° 09 ' 50 "	202.0	鮭川	S58. 1. 1	ダム系	高坂ダム 管理課	
45	明神沢	myozinzawa	テレメーター	ソ	○	○	○	最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山外20国有林28林班い小班	39 ° 00 ' 25 "	140 ° 09 ' 27 "	205.0	鮭川	S42. 7. 22	ダム系		
46	米沢監視	yonezawakanssi	自記・テレメータ	商			○	米沢市金池 7－1－5 0	37 ° 55 ' 35 "	140 ° 07 ' 04 "	235.0	最上川		河川系	河川 砂防課	置賜総合支庁管内
47	中橋	nakahashi	テレメーター	商			○	東置賜郡高畠町大字高畠字沢田2291-2地先	38 ° 00 ' 19 "	140 ° 11 ' 52 "	226.0	屋代川	H13. 11. 20	河川系		
48	金山	kaneyama	テレメーター	ソ		○	○	南陽市金山字櫻淵1391-1、1389-1、1386-4	38 ° 05 ' 43 "	140 ° 09 ' 05 "	264.0	吉野川	H13. 11. 26	砂防系		
49	東沢	higasizawa	テレメーター	ソ		○	○	東置賜郡川西町大字大船字西船山985-11	37 ° 57 ' 21 "	140 ° 01 ' 31 "	259.0	犬川	H13. 11. 26	砂防系		
50	三郎山	saburouyama	テレメーター	ソ		○	○	米沢市大字李山字三郎山 1 0 2 1 0－2	37 ° 51 ' 46 "	140 ° 05 ' 20 "	550.0	堀立川	H13. 11. 26	砂防系		
51	綱木	tunaki	テレメーター	商	○	○	○	米沢市大字築沢字綱木	37 ° 47 ' 51 "	140 ° 04 ' 04 "	636.0	綱木川	H19. 12. 1	ダム系		
52	綱木川ダム	tunakigawadamu	テレメーター	水			○	米沢市大字築沢字糸畔向6984-78	37 50 ' 23	140 ° 02 ' 49 "	477.0	綱木川	H19. 12. 1	ダム系		
53	長井監視	nagaikanssi	テレメータ	商			○	長井市高野町 2－3－1	38 ° 06 ' 38 "	140 ° 02 ' 04 "	202.0	置賜野川	H13. 4. 7	河川系		
54	小白川	kojirakawa	テレメーター	商	○		○	西置賜郡飯豊町小白川 1 5 0 1	38 ° 01 ' 07 "	139 ° 58 ' 21 "	245.0	置賜白川	H13. 4. 7	河川系		
55	貝生	kaisyuu	テレメーター	ソ	○	○	○	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 9 7 1－2	38 ° 09 ' 57 "	140 ° 06 ' 31 "	265.0	貝生川	H13. 4. 7	砂防系		
56	針生	haryuu	テレメーター	ソ	○	○	○	西置賜郡白鷹町大字針生字北ノ入692-21	38 ° 14 ' 48 "	140 ° 07 ' 40 "	410.0	平田川	H13. 4. 7	砂防系		
57	木地山ダム	kijiyamadamu	テレメーター	水			○	長井市寺泉字桶沢 4 2 9 7－5	38 ° 08 ' 58 "	139 ° 55 ' 19 "	490.0	置賜野川	H13. 4. 7	ダム系		
58	角檜沢	kakunarasawa	テレメーター	ソ	○	○	○	長井市平野字深沢 4 3 5 9－1	38 ° 11 ' 14 "	139 ° 54 ' 19 "	550.0	置賜野川	S47. 4. 1	ダム系		

番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種類	電源	蓄電池	冬期閉局	システム接続	所在地	緯度	経度	標高(m)	流域	観測年月日	備考	所管
59	庄内監視	syounaikansi	テレメーター	商			○	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	38° 48' 02"	139° 50' 57"	45.0	赤川	H12.12.28	河川系	河川 砂防課 庄内総合支庁管内
60	大蔵	owarabi	テレメーター	ソ	○		○	酒田市大蔵字滝山1-45	38° 58' 40"	139° 59' 51"	338.0	荒瀬川	S53.4.1	河川系	
61	大台野	oodaino	テレメーター	商	○		○	酒田市草津字藤平台370	39° 01' 28"	140° 02' 01"	480.0	草津川	S53.4.1	河川系	
62	市条	itizyou	テレメーター	商	○	○	○	酒田市市条地内	38° 57' 57"	139° 56' 07"	34.0	荒瀬川	H12.12.28	河川系	
63	上野新田	uenosinden	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市羽黒町上野新田字段之松8	38° 40' 31"	139° 55' 03"	136.0	今野川	H12.12.28	砂防系	
64	臼ヶ沢	usugasawa	テレメーター	ソ	○	○	○	酒田市臼ヶ沢地内	38° 49' 20"	139° 58' 39"	33.0	鈴川	H12.12.28	砂防系	
65	面野山	omonoyama	テレメーター	商	○		○	鶴岡市面野山字鶴の瀬	38° 46' 54"	139° 48' 30"	18.0	大山川	H12.12.28	河川系	
66	大山	ooyama	テレメーター	商	○		○	鶴岡市大山1-20	38° 44' 46"	139° 46' 02"	22.0	大山川	H12.12.28	河川系	
67	菅里	sugasato	テレメーター	商	○	○	○	飽海郡遊佐町菅里字菅野299	39° 03' 01"	139° 52' 46"	78.0	月光川	H12.12.28	砂防系	
68	添川	soegawa	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市添川字新地315	38° 44' 15"	139° 57' 33"	58.0	京田川	H12.12.28	砂防系	
69	高坂	takasaka	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市高坂字杉ヶ沢地内	38° 41' 46"	139° 48' 08"	82.0	青龍寺川	H12.12.28	砂防系	
70	山楯	yamadate	テレメーター	ソ	○	○	○	酒田市山楯字南山99	38° 54' 21"	139° 57' 06"	123.0	平田川	H12.12.28	砂防系	
71	荒木川	arakigawa	テレメーター	ソ	○	○	○	酒田市升田字大台野281-11	39° 03' 14"	140° 02' 52"	860.0	荒木川	H13.10.30	火山系	
72	大平	oodaira	テレメーター	ソ	○	○	○	飽海郡遊佐町吹浦字鳥海山1	39° 06' 25"	139° 58' 40"	990.0	滝瀬川	H13.10.30	火山系	
73	大八重川	ooyaegawa	テレメーター	ソ	○	○	○	酒田市升田字奥山国有林24林班わ小班	39° 02' 42"	140° 05' 13"	460.0	日向川	H13.10.30	火山系	
74	月光川ダム	gakkogawadamu	テレメーター	水			○	飽海郡遊佐町吉出字金俣1003	39° 01' 46"	139° 59' 00"	200.0	月光川	S53.4.1	ダム系	
75	三ノ滝	sannotaki	テレメーター	ソ	○	○	○	飽海郡遊佐町吉出字臂曲国有林11林班又小班	39° 04' 09"	139° 59' 36"	750.0	月光川	S53.4.1	ダム系	
76	田沢川ダム	tazawagawadamu	テレメーター	水			○	酒田市山元字奥山110	38° 50' 37"	140° 01' 39"	145.0	田沢川	H13.1.1	ダム系	
77	旧温海支所	atsumisisyo	テレメーター	商			○	鶴岡市湯温海字湯之尻521-1	38° 36' 58"	139° 35' 52"	23.9	温海川	S62.4.1	河川系	
78	温海川	atsumigawa	テレメーター	ソ		○	○	鶴岡市温海川字中小屋181-5	38° 34' 42"	139° 43' 49"	320.0	温海川	S62.4.1	ダム系	
79	温海川ダム	atsumigawadamu	テレメーター	水			○	鶴岡市一霞字布滝56-29	38° 35' 38"	139° 40' 14"	173.2	温海川	S62.4.1	ダム系	
80	戸沢	tozawa	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市戸沢字東俣168-1	38° 38' 17"	139° 40' 59"	100.0	五十川	H29.9.8	砂防系	
81	菅野代	suganodai	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市菅野代字宮野下3-1	38° 37' 36"	139° 43' 14"	202.0	五十川	H29.9.8	砂防系	
82	五十川	iragawa	テレメーター	商	○	○	○	鶴岡市五十川字鳶ヶ坂28-1	38° 40' 16"	139° 37' 10"	16.0	五十川	H29.9.8	砂防系	
83	小名部	onabe	テレメーター	商	○	○	○	鶴岡市小名部字上溪田地先	38° 32' 12"	139° 37' 02"	86.0	鼠ヶ関川	H29.9.8	砂防系	
84	関川	sekikawa	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市関川字大道1-1	38° 31' 21"	139° 41' 45"	470.0	鼠ヶ関川	H29.9.8	砂防系	
85	荒沢ダム	arasawadamu	テレメーター	商			○	鶴岡市荒沢字狩簗145	38° 30' 30"	139° 46' 57"	273.0		S31.11.01	ダム系	荒沢 ダム 管理課
86	皿淵	sarabuchi	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市大鳥字深谷現国有林113林班へ小班	38° 24' 40"	139° 49' 11"	716.0	赤川	S32.12.01	ダム系	
87	枅形	masugata	テレメーター	ソ	○	○	○	鶴岡市大鳥字枅形1	38° 24' 54"	139° 43' 41"	533.0	鰍沢	S32.12.01	ダム系	
88	蘇岡	sonooka	テレメーター	商	○		○	鶴岡市大鳥字蘇岡1-9	38° 27' 22"	139° 47' 3"	333.0	赤川	S59.10.01	ダム系	

※商:商用電源 28箇所 水:ダム水力発電 8箇所 ソ:太陽光発電 52箇所

※○:蓄電池設置 60箇所

※○:山形県河川・砂防情報システムに接続 88箇所

イ 気象庁所属観測所

番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種目	所 在 地	緯度	経度	標高 (m)	流 域	観測年月日
1	山形	yamagata	4要素・積雪・他	山形市緑町 山形地方気象台	38° 15.3′	140° 20.7′	153	最上川（馬見ヶ崎川）	S49.11.01
2	酒田	sakata	〃	酒田市亀ヶ崎 酒田特別地域気象観測所	38° 54.5′	139° 50.6′	3	新井田川	S49.11.01
3	新庄	shinjo	〃	新庄市東谷地田町 新庄特別地域気象観測所	38° 45.4′	140° 18.7′	105	最上川（升形川）	S49.11.01
4	飛島	tobishima	4要素	酒田市飛島字勝浦乙	39° 11.0′	139° 32.6′	58	沿海（日本海）	S62.11.10
5	狩川	karikawa	4要素・積雪	庄内町狩川字矢倉	38° 48.0′	139° 58.4′	17	最上川	S49.11.01
6	鶴岡	tsuruoka	4要素	鶴岡市錦町	38° 44.1′	139° 49.7′	16	赤川（青竜寺川）	S49.11.01
7	鼠ヶ関	nezugaseki	〃	鶴岡市鼠ヶ関字横路	38° 34.0′	139° 33.1′	18	鼠ヶ関川	S50.05.23
8	差首鍋	sasunabe	〃	真室川町差首鍋	38° 55.1′	140° 12.0′	88	最上川（大沢川）	S49.11.01
9	金山	kaneyama	4要素・積雪	金山町金山字本町	38° 52.7′	140° 19.9′	170	最上川（鮭川）	S49.11.01
10	肘折	hijiori	〃	大蔵村南山	38° 36.4′	140° 09.8′	330	最上川（銅山川）	S51.11.27
11	向町	mukaimachi	〃	最上町向町	38° 45.5′	140° 31.0′	212	最上川（最上小国川）	S49.12.18
12	尾花沢	obanazawa	〃	尾花沢市新町	38° 36.5′	140° 24.7′	106	最上川（丹生川）	S50.05.23
13	村山	murayama	4要素	村山市大字大久保字寄込	38° 27.6′	140° 20.9′	80	最上川	H14.06.04
14	左沢	aterazawa	4要素・積雪	大江町本郷字下夕原己	38° 22.2′	140° 11.5′	133	最上川（月布川）	S49.11.01
15	大井沢	oisawa	〃	西川町大井沢字中村	38° 23.4′	139° 59.6′	440	最上川（寒河江川）	S53.12.20
16	高畠	takahata	4要素	高畠町安久津字加茂川原	38° 00.2′	140° 12.4′	220	最上川（屋代川）	S51.12.09
17	高峰	takamine	〃	飯豊町高峰	37° 59.4′	139° 57.2′	260	最上川（置賜白川）	S49.11.01
18	長井	nagai	4要素・積雪	長井市平山	38° 06.3′	140° 00.9′	210	最上川	S49.11.01
19	小国	oguni	〃	小国町増岡字下林	38° 04.7′	139° 44.1′	140	荒川	S49.11.01
20	米沢	yonezawa	〃	米沢市アルカディア	37° 54.7′	140° 08.6′	245	最上川（羽黒川）	H17.12.01
21	酒田大沢	sakataosawa	降水量	酒田市大蔵字ニタ子	38° 57.9′	139° 59.9′	65	日向川	H29.12.20
22	荒沢	arasawa	〃	鶴岡市荒沢字狩籠	38° 30.5′	139° 46.9′	272	赤川（大鳥川）	S54.04.11
23	櫛引	kushibiki	降水量・積雪	鶴岡市桂荒俣字上桂	38° 40.3′	139° 50.9′	33	赤川	S49.11.01
24	瀬見	semi	降水量	最上町大堀	38° 45.3′	140° 24.8′	150	最上川（最上小国川）	S49.11.01
25	中津川	nakatsugawa	〃	飯豊町岩倉	37° 54.6′	139° 50.6′	390	最上川（置賜白川）	S56.07.01
26	上山中山	kaminoyamanakayama	〃	上山市中山字壁屋敷	38° 07.0′	140° 12.8′	270	最上川（前川）	H17.10.25
27	浜中	hamanaka	3要素	酒田市浜中字村東 庄内航空気象観測所	38° 48.7′	139° 47.2′	22	赤川（大山川）	H15.01.01
28	東根	higashine	3要素	東根市大字羽入字柏原新林 山形航空気象観測所	38° 24.7′	140° 22.2′	105	最上川（乱川）	H15.01.01

※観測の種目（4要素：風向風速、気温、降水量、湿度（一部の観測所を除く） 3要素：風向風速、気温、降水量）

※山形県河川・砂防情報システムに接続 28箇所

ウ 国の雨量観測所

番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種類	システム 接続	所在地	緯度	経度	標高 (m)	流域	観測年月日	所管
1	刈安	kariyasu	テレメーター	○	米沢市万世町刈安	37 ° 52 ' 16 "	140 ° 13 ' 05 "	440.0	羽黒川	S31.01.01	山 形 河川国道 事務所
2	米沢	yonezawa	テレメーター	○	米沢市中田町260-2	37 ° 56 ' 07 "	140 ° 07 ' 00 "	235.0	最上川	S52.12.22	
3	吾妻山	azumayama	テレメーター	○	米沢市大字関字湯入沢3934-2	37 ° 46 ' 40 "	140 ° 07 ' 13 "	895.0	鬼面川	S15.01.01	
4	入田沢	iritazawa	テレメーター	○	米沢市大字入田沢字大西604-9	37 ° 52 ' 22 "	139 ° 58 ' 57 "	414.0	鬼面川	S31.01.01	
5	赤湯	akayu	テレメーター	○	南陽市三間通14 南陽出張所	38 ° 02 ' 57 "	140 ° 09 ' 25 "	215.0	吉野川	S25.10.01	
6	二井宿	niijuku	テレメーター	○	高島町大字二井宿字田沢2773-3	38 ° 01 ' 01 "	140 ° 15 ' 31 "	295.0	吉野川	S30.01.01	
7	小出	koide	テレメーター	○	長井市字小出地内	38 ° 06 ' 49 "	140 ° 02 ' 55 "	198.5	最上川	S52.12.01	
8	平山	hirayama	テレメーター	○	長井市九野本3118	38 ° 05 ' 28 "	140 ° 00 ' 27 "	220.0	置賜野川	S18.04.01	
9	白倉	sirakura	テレメーター	○	朝日町大字白倉童子屋敷827	38 ° 18 ' 21 "	140 ° 03 ' 59 "	425.0	朝日川	S51.06.22	
10	長崎	nagasaki	テレメーター	○	寒河江市島東239 寒河江出張所	38 ° 21 ' 15 "	140 ° 16 ' 45 "	94.0	最上川	S26.04.01	
11	菖蒲	syoubu	テレメーター	○	上山市菖蒲492菖蒲川ダム管理事務所	38 ° 06 ' 05 "	140 ° 20 ' 47 "	364.0	須川	S29.10.01	
12	山形	yamagata	テレメーター	○	山形市成沢西4-3-55 山形河川国道事務所	38 ° 12 ' 28 "	140 ° 19 ' 05 "	130.0	須川	H05.11.01	
13	大沼	oonuma	テレメーター	○	山辺町大字畑谷大沼1933	38 ° 14 ' 31 "	140 ° 12 ' 15 "	500.0	須川	S31.01.01	
14	関沢	sekizawa	テレメーター	○	山形市関沢字太谷沢	38 ° 13 ' 34 "	140 ° 27 ' 03 "	590.0	須川	S13.01.01	
15	白鷹	sirataka	テレメーター	○	白鷹町大字高玉字石滝4180	38 ° 10 ' 53 "	140 ° 00 ' 56 "	560.0	最上川	S51.09.06	
16	楯岡	tateoka	テレメーター	○	村山市楯岡字小松沢7116-128	38 ° 28 ' 18 "	140 ° 24 ' 07 "	190.0	最上川	S51.09.06	
17	田麦野	tamugino	テレメーター	○	天童市田麦野字大畑683-5	38 ° 21 ' 58 "	140 ° 27 ' 53 "	340.0	乱川	S31.01.01	
18	月布	tukinuno	テレメーター	○	大江町大字黒森字木徳沢538-1	38 ° 23 ' 07 "	140 ° 05 ' 46 "	401.0	月布川	S62.05.31	
19	関山	sekiyama	テレメーター	○	東根市大字関山字滝ノ沢山	38 ° 24 ' 09 "	140 ° 31 ' 14 "	330.0	乱川	S54.11.30	
20	尾花沢(道路)	obanazawa	テレメーター	○	山形県尾花沢市大字尾花沢田町143-1	38 ° 36 ' 41 "	140 ° 23 ' 53 "	82.0	丹生川		
21	海味	kaisyu	テレメーター	○	西川町大字海味字下モ山916-2	38 25 27	140 09 29	203.0	寒河江川	S53.10.01	新 庄 河川 事務所
22	大石田	ooishida	テレメーター	○	大石田町大字四日町2-122	38 ° 35 ' 21 "	140 ° 22 ' 09 "	69.0	最上川	S52.04.05	
23	堀内	horinouchi	テレメーター	○	舟形町大字堀内地内	38 ° 39 ' 45 "	140 ° 17 ' 17 "	55.0	最上川	S60.04.01	
24	古口	furukuchi	テレメーター	○	戸沢村大字古口地内	38 ° 44 ' 18 "	140 ° 08 ' 36 "	41.0	最上川	S49.07.01	
25	高坂	takasaka	テレメーター	○	真室川町大字差首鍋字青沢鏡山外20国有林	38 ° 57 ' 51 "	140 ° 09 ' 10 "	275.0	鮭川	S49.07.01	
26	小又	komata	テレメーター	○	真室川町大字大沢字大向山外13国有林	38 ° 58 ' 04 "	140 ° 14 ' 04 "	255.0	鮭川	S57.12.01	
27	芦沢	ashizawa	テレメーター	○	鮭川村大字曲川字小芦沢4300-38	38 ° 51 ' 22 "	140 ° 09 ' 26 "	212.0	鮭川	S58.10.01	
28	土内	tsuchiuchi	テレメーター	○	新庄市大字萩野字吐出200	38 ° 51 ' 30 "	140 ° 24 ' 54 "	370.0	鮭川	S50.12.05	
29	新庄	shinjo	テレメーター	○	新庄市小田島町5-55 新庄河川事務所	38 ° 45 ' 55 "	140 ° 17 ' 51 "	111.0	鮭川	S38.05.01	
30	真室川	mamurokawa	テレメーター	○	真室川町大字新町字野田川原209-6	38 ° 51 ' 36 "	140 ° 15 ' 01 "	77.0	真室川	S60.04.01	
31	主寝坂	syunezaka	テレメーター	○	金山町大字中田字主寝坂山国有林	38 ° 57 ' 44 "	140 ° 21 ' 25 "	391.0	真室川	S48.12.04	
32	金山	kaneyama	テレメーター	○	金山町大字金山字羽場926	38 ° 53 ' 11 "	140 ° 20 ' 04 "	186.0	金山川	S56.08.27	
33	糠塚	nukaduka	テレメーター	○	最上町大字富沢字土合3478	38 ° 45 ' 38 "	140 ° 33 ' 20 "	362.0	最上小国川	S50.01.06	
34	銀山	ginzan	テレメーター	○	尾花沢市大字銀山新畑字九貫目越後沢695	38 ° 33 ' 58 "	140 ° 31 ' 28 "	453.0	丹生川	S50.12.05	

番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種類	システム 接続	所在地	緯度	経度	標高 (m)	流域	観測年月日	所管
35	肘折	hijiori	テレメーター	○	寒河江市大字幸生字高樋外4国有林	38 ° 31 ' 40 "	140 ° 09 ' 41 "	888.0	銅山川	S50. 12. 05	新 庄 河 川 事務所
36	豊牧	toyomaki	テレメーター	○	大蔵村大字南山字横道1036	38 ° 37 ' 07 "	140 ° 12 ' 53 "	316.0	銅山川	S62. 11. 21	
37	木遠田	kitoda	テレメーター	○	大蔵村大字南山字塩台野5315	38 ° 39 ' 27 "	140 ° 12 ' 18 "	277.0	銅山川	H03. 03. 20	
38	肘折ダム	hijioridamu	テレメーター	○	大蔵村大字南山字川向611	38 ° 36 ' 15 "	140 ° 09 ' 55 "	311.0	銅山川	H03. 03. 20	
39	明戸	akedo	テレメーター	○	戸沢村大字角川字明戸1900	38 ° 40 ' 13 "	140 ° 08 ' 37 "	143.0	角川	H03. 04. 01	
40	柴倉山	sibakurayama	テレメーター	○	戸沢村大字古口字揚巻7 国有林	38 ° 41 ' 28 "	140 ° 04 ' 59 "	610.0	角川	S58. 10. 01	
41	平根	hirane	テレメーター	○	戸沢村大字角川字平根1182	38 ° 39 ' 45 "	140 ° 09 ' 57 "	229.0	角川	H03. 04. 01	
42	月山	gassan	テレメーター	○	庄内町立谷沢字本沢31	38 ° 36 ' 15 "	139 ° 59 ' 36 "	911.0	立谷沢川	S58. 08. 01	
43	羽黒山	hagurosan	テレメーター	○	鶴岡市羽黒町手向字羽黒山120-11	38 ° 40 ' 46 "	139 ° 59 ' 13 "	355.0	立谷沢川	H02. 11. 21	
44	肝煎	kimoiri	テレメーター	○	庄内町立谷沢字肝煎地内	38 ° 46 ' 36 "	140 ° 01 ' 03 "	38.0	立谷沢川	S37. 12. 01	
45	玉川第六ダム	tamagawadairokudamu	テレメーター	○	庄内町立谷沢字玉川1-77	38 ° 38 ' 09 "	140 ° 00 ' 21 "	327.0	立谷沢川	H02. 04. 01	酒 田 河川国道 事務所
46	大中島	oonakazima	テレメーター	○	庄内町立谷沢字大谷28	38 ° 39 ' 07 "	140 ° 00 ' 00 "	252.0	立谷沢川	S53. 01. 24	
47	白糸の滝	shiraitonotaki	テレメーター	○	酒田市中野俣字村上94-1	38 ° 54 ' 08 "	140 ° 01 ' 51 "	59.0	相沢川	S36. 06. 01	
48	坂本	sakamoto	テレメーター	○	酒田市山元字坂本89-2	38 ° 50 ' 45 "	140 ° 01 ' 04 "	90.0	相沢川	S37. 09. 15	
49	酒田	sakata	テレメーター	○	酒田市上安町1-2-1 酒田河川国道事務所	38 ° 55 ' 46 "	139 ° 51 ' 47 "	13.0	最上川	S37. 05. 19	
50	大針	oobari	テレメーター	○	鶴岡市大針字仲屋敷77-1	38 ° 55 ' 66 "	139 ° 80 ' 98 "	143.0	赤川	S44. 06. 07	最上川 ダ ム 統 合 管 理 事務所
51	岳谷	takeya	テレメーター	○	飯豊町大字岩倉	37 ° 52 ' 22 "	139 ° 49 ' 34 "	500.0	置賜白川	S39. 07. 01	
52	下屋地	shimoyachi	テレメーター	○	飯豊町大字上原	37 ° 55 ' 05 "	139 ° 53 ' 10 "	359.0	置賜白川	S49. 07. 05	
53	椿	tsubaki	テレメーター	○	飯豊町大字松原	38 ° 01 ' 37 "	139 ° 59 ' 12 "	240.0	置賜白川	S50. 09. 17	
54	東沢	higashizawa	テレメーター	○	飯豊町大字広河原	37 ° 50 ' 22 "	139 ° 53 ' 16 "	600.0	置賜白川	S40. 08. 13	
55	高峰	takamine	テレメーター	○	飯豊町大字高峰字栗梨沢	37 ° 58 ' 30 "	139 ° 55 ' 22 "	343.0	置賜白川	S47. 06. 28	
56	中村	nakamura	テレメーター	○	西川町大字大井沢字川原996-4	38 ° 23 ' 29 "	139 ° 59 ' 49 "	436.0	寒河江川	S53. 05. 01	
57	志津	shizu	テレメーター	○	西川町大字志津字裏41	38 ° 29 ' 26 "	140 ° 00 ' 03 "	730.0	寒河江川	S41. 06. 20	
58	日暮沢	higuresawa	テレメーター	○	西川町中山外21国有林	38 ° 19 ' 19 "	139 ° 56 ' 30 "	630.0	寒河江川	S47. 07. 24	
59	寒河江ダム	sagaedamu	テレメーター	○	西川町大字砂子関	38 ° 27 ' 23 "	140 ° 01 ' 56 "	412.0	寒河江川	H01. 10. 03	
60	深沢	fukasawa	テレメーター		長井市寺泉桶沢4297	38 ° 11 ' 20 "	139 ° 54 ' 21 "	579.0	置賜野川	H19. 06. 13	山 形 河川国道 事務所
61	長井ダム	nagaidamu	テレメーター	○	長井市平野字北脇ノ沢4164-9	38 ° 6 ' 9 "	139 ° 57 ' 16 "	404.0	置賜野川	H21. 11. 11	
62	小国(道路)	oguni	テレメーター		西置賜郡小国町	38 ° 03 ' 17 "	139 ° 44 ' 55 "	135.0	白石川		
63	沼沢(道路)	numazawa	テレメーター		西置賜郡小国町	38 ° 01 ' 04 "	139 ° 53 ' 28 "		白石川		
64	湯殿山	yudonosan	テレメーター	○	鶴岡市田麦俣	38 ° 31 ' 52 "	139 ° 57 ' 23 "	763.0	梵字川	S63. 08. 30	
65	田麦俣	tamugimata	テレメーター	○	鶴岡市田麦俣字湯元	38 ° 34 ' 16 "	139 ° 55 ' 25 "	329.0	梵字川	H07. 01. 30	
66	月山ダム	gassandamu	テレメーター	○	鶴岡市上名川	38 ° 35 ' 03 "	139 ° 53 ' 34 "	270.0	梵字川	H01. 08. 30	月山ダム

番号	観測所名	同ローマ字綴	観測の種類	システム接続	所在地	緯度	経度	標高(m)	流域	観測年月日	所管
67	板谷沢	itayazawa	テレメーター	○	米沢市大字板谷	37° 48' 52"	140° 16' 17"		阿武隈川		福島河国
68	伊佐領	isaryou	テレメーター	○	小国町大字伊佐領	38° 03' 08"	139° 49' 25"	206.0	横川	S60.09.30	羽越河川国道事務所
69	五味沢	gomisawa	テレメーター	○	小国町大字五味沢	38° 11' 20"	139° 48' 01"	340.0	荒川	S57.04.20	
70	栃倉	totikura	テレメーター	○	小国町大字栃倉	38° 08' 16"	139° 44' 15"	179.0	荒川	S62.03.05	
71	中里	nakazato	テレメーター	○	小国町大字中里	37° 59' 32"	139° 40' 14"	220.0	玉川	H02.11.16	
72	横川ダム	yokokawadamu	テレメーター		小国町大字綱木箱口	38° 02' 09"	139° 49' 30"	283.0	横川	H22.11.25	
73	赤石沢	akaisisawa	テレメーター		小国町大字東滝	37° 54' 04"	139° 46' 13"	700.0	横川	H19.8	
74	樺沢	kabasawa	テレメーター		小国町大字大石沢川	37° 56' 19"	139° 48' 54"	625.0	横川	H14.06.10	
75	玉川	tamagawa	テレメーター	○	小国町大字玉川	38° 03' 10"	139° 42' 11"	133.0	玉川	H11.6	飯豊山系砂防事務所
76	高野	kouya	テレメーター	○	小国町大字大石沢字中屋敷229-1	37° 57' 41"	139° 49' 55"	339.0	大石沢川	H11.6	
77	朝日	asahi	テレメーター	○	小国町大字五味沢字大石沢1162 2林班い小班	38° 12' 58"	139° 51' 53"	501.0	荒川	S51.6	
78	出戸	deto	テレメーター	○	小国町大字五味沢513	38° 09' 39"	139° 47' 16"	271.0	荒川	H14.4	
79	飯豊山	iidesan	テレメーター	○	小国町大字小玉川字飯豊山668 123林班い小班	37° 55' 03"	139° 40' 50"	451.0	玉川	H11.6	
80	小国	oguni	テレメーター	○	小国町大字小国小坂町3-48	38° 03' 46"	139° 44' 28"	137.0	横川	S45.5	
81	沼沢	numazawa	テレメーター	○	小国町大字沼沢字大沢1253-1	38° 01' 20"	139° 52' 56"	310.0	桜川	H11.4	
82	東滝	higashitaki	テレメーター	○	小国町大字東滝字下条124	37° 56' 18"	139° 46' 57"	387.0	横川	H11.6	
83	極楽山	gokurakuyama	テレメーター	○	小国町大字大滝字道六神山道六神外4国有林 90林班た小班	37° 59' 53"	139° 46' 33"	387.0	横川	S49.5	
84	金目	kaname	テレメーター	○	小国町大字金目字野添三179-2	38° 05' 36"	139° 48' 06"	215.0	金目川	H11.4	
85	三体山	santaisan	テレメーター	○	小国町大字石滝字足駄足駄山外4国有林 15林班か5小班	38° 08' 10"	139° 49' 39"	553.0	石滝川	H11.6	
86	荒沢	arasawa	テレメーター	○	小国町大字中島字岡内63-1外1筆	38° 09' 34"	139° 44' 22"	194.0	折戸川	H11.4	
87	足水中里	ashimizu nakazato	テレメーター	○	小国町大字足水中里寺下166-2外1筆	38° 00' 29"	139° 43' 25"	232.0	足水川	H11.4	
88	小玉川	kotamagawa	テレメーター	○	小国町大字樽口字金山沢飯豊山外14国有林 106林班ち小班	37° 57' 54"	139° 42' 15"	471.0	内川	H11.6	
89	明沢川	myouzawagawa	テレメーター	○	小国町大字沼沢永井道1208-1	38° 02' 29"	139° 52' 22"	346.0	明沢川	H11.6	

※○:山形県河川・砂防情報システムに接続 83箇所

※ 山形県河川・砂防情報システムに未接続 6箇所

第4節 水位の通報

1 県管理水防警報対象量水標の通報基準

- (1) 各総合支庁河川砂防課は河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達した場合、速やかに山形県水防本部へ通報する。
- (2) 県管理ダムの管理者は、各ダムの操作規則に基づき通報する。

通報を要する県管理量水標

管内	水防支部	河川名	量水標	所在地市町村	避難判断水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位 (通報水位)	標高 (0点)	備考
置賜	東南置賜	屋代川	中橋	高畠町大字高畠	2.80	2.60	2.40	221.913	テレメータ
	西置賜	置賜白川	小白川	飯豊町大字小白川	2.90	2.50	2.00	238.793	〃
村山	東南村山	須川上流	坂巻	山形市桜田西	2.60	2.50	1.50	112.445	〃
			檜下	上山市檜下		1.80	1.30	246.649	〃
			石堂	上山市矢来四丁目	1.80	1.60	1.10	176.365	〃
	西村山	寒河江川	西根(国)	寒河江市大字西根	13.40	12.50	12.00	87.703	〃
	北村山	丹生川	母袋	尾花沢市大字母袋	2.60	2.30	1.90	160.548	〃
			行沢	尾花沢市大字行沢	3.10	2.90	2.20	137.017	〃
			岩ヶ袋	大石田町大字岩ヶ袋	2.80	2.40	2.10	64.998	〃
最上	最上	最上小国川	瀬見	最上町大字大堀字瀬見	5.10	5.00	4.00	129.380	〃
庄内	庄内	大山川	大山	鶴岡市大山	3.90	3.10	1.70	6.878	〃
			面野山	鶴岡市面野山	5.20	4.80	3.90	2.119	〃
		日向川	穂積	酒田市穂積字尻地	4.90	4.30	3.10	1.515	〃

単位：m

2 国土交通省管理水防警報対象量水標の水位

国土交通省管理の水防警報対象量水標の水位については、水防本部、各水防支部が必要に応じ河川・砂防情報システムにより確認する。

3 国土交通省管理及び県管理の水位情報提供

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（法第12条第2項で規定される警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法第12条第2項）

公表方法は山形県ホームページ内「山形県河川・砂防情報システム」により公表を行う。公表する内容については、第7章第3節第1項(2)のとおりとする。

(1) 国の水位観測所 国土交通省所管の水位観測所は、山形県河川・砂防情報システムにより情報提供している。観測所は次表のとおりである。

番号	河川名	観測所名	システム 接続	零点高 (m)	水防団待機 水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	計画高 水位 (m)	合流点 または河口 からの距離 (km)	流域 面積 (km2)	観測所位置	観測開始 年月日	管理
1	最上川	上新田	○	214.136	11.80	12.30			14.10	204.6	203.3	山形県米沢市大字上新田	S08.06.01	山形 河川国道 事務所
2	最上川	糠野目	○	201.165	11.50	12.00	12.90	13.30	14.29	198.7	359.1	山形県東置賜郡高島町糠野目	S25.09.01	
3	最上川	下田	○	192.219	14.00	15.00			17.91	191.9	842.8	山形県東置賜郡川西町大字高山下田	S27.09.01	
4	最上川	西大塚	○	189.821	14.00	14.50			17.67	185.5	1,017.9	山形県東置賜郡川西町大字大塚	S34.04.01	
5	最上川	小出	○	182.653	11.50	12.00	12.60	12.80	14.40	179.2	1,350.1	山形県長井市字小出	S08.06.01	
6	最上川	菖蒲	○	164.986	12.80	13.80			17.26	167.9	1,578.1	山形県西置賜郡白鷹町大字菖蒲	S42.04.01	
7	最上川	宮宿	○	123.246	13.00				20.87	151.6	1,816.8	山形県西村山郡朝日町大字三中	S37.04.01	
8	最上川	中沢	○	96.528					18.75	140.6	1,908.8	山形県西村山郡朝日町大字中沢	H02.03.01	
9	最上川	中郷	○	84.196	13.30	14.00			18.74	132.0	2,100.4	山形県寒河江市大字中郷	S10.06.01	
10	最上川	長崎	○	77.644	12.80	13.30	15.50	15.80	15.96	126.1	2,146.9	山形県東村山郡中山町大字長崎字川向	S26.04.01	
11	須川	前明石	○	97.121	11.50	12.50			13.88	15.4	350.1	山形県山形市字前明石	S17.01.01	
12	須川	鮎洗	○	82.401	13.00	14.00	15.90	16.30	17.38	7.2	421.7	山形県山形市大字鮎洗	S17.01.01	
13	須川	寺津	○	75.956	12.50	13.50			16.24	0.3	660.8	山形県天童市大字寺津	S17.01.04	
14	最上川	蔵増	○	73.766	12.50	13.00			15.42	120.4	2,962.1	山形県天童市大字蔵増	S28.05.01	
15	寒河江川	西根	○	87.703	12.00	12.50			13.82	4.0	478.4	山形県寒河江市大字西根	S34.04.01	
16	最上川	下野	○	69.572	13.30	14.00	16.20	16.70	16.99	114.5	3,534.3	山形県西村山郡河北町谷地下野	S08.06.01	
17	最上川	稲下	○	63.080	15.10	16.20			21.76	105.8	3,769.5	山形県村山市字南河島	S10.06.01	
18	寒河江川	本道寺	○	268.676						27.5	240.0	山形県西村山郡西川町大字本道寺字広表	S47.12.26	最上川 ダム 統合管理 事務所
19	寒河江川	中村	○	432.718	3.50	4.10	4.40	5.20		42.0	85.7	山形県西村山郡西川町大字大井沢字川原	S53.05.01	
20	置賜白川	手の子	○	244.191						11.7	237.3	山形県西置賜郡飯豊町大字手の子字元の下	S60.12.01	
21	置賜白川	下屋地	○	352.557						30.7	73.6	山形県西置賜郡飯豊町大字上原	S49.07.05	
22	置賜白川	椿	○	231.745						9.2	276.7	山形県西置賜郡飯豊町大字松原	S50.09.17	
23	広河原川	広河原	○	350.765						2.9	59.0	山形県西置賜郡飯豊町大字上原字向山	S49.07.05	
24	合地沢川	合地沢	○	402.800						1.3	11.2	山形県長井市平野字西栃平	H21.11.19	
25	置賜野川	平山		240.100						6.9	106.1	山形県長井市平山2743-4	H20.12.13	
26	置賜野川	谷地橋	○	198.080						2.1	119.4	山形県長井市寺泉字川原	S60.07.10	
27	最上川	本合海	○	32.810	3.80	4.80			8.42	49.4	5,273.0	山形県新庄市本合海	S40.06.01	新庄 河川 事務所
28	最上川	大石田	○	47.392	12.50	13.80	16.50	16.90	17.90	86.2	3,963.0	山形県北村山郡大石田町大字四日町	S30.10.01	
29	最上川	堀内	○	42.415	3.40	4.40	7.60	7.80	8.43	62.8	4,515.6	山形県最上郡舟形町大字堀内	S31.03.31	
30	最上小国川	長者原	○	50.290	1.50	2.10	3.30	3.95	3.95	2.7	396.6	山形県最上郡舟形町大字長者原	S37.12.01	
31	銅山川	肘折ダム	○	288.489						12.0	97.0	山形県最上郡大蔵村大字南山字肘折	S46.10.01	
32	銅山川	木遠田	○	96.622						5.3	126.1	山形県最上郡大蔵村大字南山字塩台野	S38.01.01	
33	銅山川	通り	○	47.181						0.9	185.6	山形県最上郡大蔵村大字清水字通り	S36.06.08	
34	最上川	清水	○	39.030	2.30	3.30			6.11	55.6	5,146.2	山形県最上郡大蔵村大字清水字川前原	S33.03.31	
35	真室川	真室川	○	67.974	2.00	3.00	4.10	4.40	4.92	3.2	319.7	山形県最上郡真室川町大字新町字野田川原	S47.07.01	

番号	河川名	観測所名	システム 接続	零点高 (m)	水防団待機 水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	計画高 水位 (m)	合流点 または河口 からの距離 (km)	流域 面積 (km2)	観測所位置	観測開始 年月日	管理
36	真室川	安久土	○	70.820						4.2	205.8	山形県最上郡真室川町大字大沢字安久土	S56.01.20	新 庄 河 川 事務所
37	鮭川	八千代橋	○	65.659	3.00	4.00			5.38	22.6	173.2	山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向	S47.07.01	
38	鮭川	真木	○	48.142	2.50	3.50	6.30	6.70	7.23	13.7	617.6	山形県最上郡鮭川村大字佐渡字真木	S12.12.10	
39	鮭川	岩清水	○	35.336	3.20	4.20			6.50	4.1	811.8	山形県最上郡戸沢村大字岩清水	S37.03.12	
40	小又川	小川内	○	91.269						1.9	43.0	山形県最上郡真室川町大字大沢小川内	S56.01.20	
41	金山川	平岡橋	○	84.265	1.80	2.50	3.00	3.20	5.30	2.4	106.0	山形県最上郡真室川町大字平岡字片杉野	S55.03.25	
42	最上川	古口	○	27.492	3.30	5.50	8.00	8.20	9.70	40.2	6,096.4	山形県最上郡戸沢村大字古口	S12.12.10	
43	角川	明戸	○	115.918						11.7	121.7	山形県最上郡戸沢村大字角川字明戸	S56.01.20	
44	立谷沢川	肝煎	○	33.081						1.0	163.0	山形県東田川郡庄内町肝煎	S37.11.30	
45	立谷沢川	玉川第六ダム	○	296.180						0.5	6.8	山形県東田川郡庄内町立谷沢字玉川	S55.03.10	
46	立谷沢川	瀬場	○	247.405						16.3	90.0	山形県東田川郡庄内町立谷沢字瀬場	S56.01.20	酒 田 河川国道 事務所
47	最上川	高屋	○	22.318	3.30	5.50			8.79	32.2	6,270.9	山形県最上郡戸沢村大字古口字高屋	S32.11.01	
48	最上川	臼ヶ沢	○	0.019	13.00	14.00	16.20	16.50	18.80	21.0	6,471.1	山形県酒田市臼ヶ沢	S22.04.01	
49	相沢川	石名坂	○	4.615	2.30	3.70	5.40	5.89	5.90	1.3	168.1	山形県酒田市石名坂	S34.10.01	
50	最上川	砂越	○	-0.107	4.80	6.50			9.22	11.0	6,497.2	山形県東田川郡庄内町榎木	S39.11.05	
51	最上川	両羽橋	○	-0.129	2.50	3.50			5.32	5.0	6,519.4	山形県酒田市落野目字広野	S26.12.01	
52	京田川	広田	○	-0.089	2.00	2.70	4.40	4.71	4.72	4.2	247.8	山形県酒田市坂野辺新田字下割	S44.11.01	
53	最上川	下瀬	○	0.000	1.40	2.20	2.80	3.00	3.49	2.1	6,774.7	山形県酒田市字下瀬	S05.12.01	
54	赤川	熊出	○	62.984	2.10	3.00	4.30	4.50	6.12	29.6	551.5	山形県鶴岡市熊出	S40.04.01	
55	赤川	黒川橋	○	32.040	1.40	2.50			3.92	23.5	597.8	山形県鶴岡市黒川	S43.01.01	月山ダム
56	赤川	羽黒橋	○	10.630	2.00	3.00	4.20	4.60	6.90	18.0	629.0	山形県鶴岡市羽黒町赤川	S43.01.01	
57	赤川	笹目橋 (注)	○	79.800						34.1	253.5	山形県鶴岡市下名川字村下	S50.03.01	
58	赤川	横山	○	3.936	3.60	4.30			7.30	12.0	646.9	山形県東田川郡三川町大字横山	S45.07.01	
59	赤川	押切	○	2.326	3.50	4.50			7.28	7.7	673.7	山形県東田川郡三川町大字押切新田	S45.07.01	
60	赤川	浜中	○	1.620	2.00	3.00	4.00	4.20	5.22	2.7	695.1	山形県酒田市浜中字小浜	S21.08.01	
61	赤川	落合左岸		73.480						32.6	263.7	山形県鶴岡市中野新田字村表41-2	H12.09.30	
62	梵字川	落合右岸		71.850						32.6	289.8	山形県鶴岡市中野新田字村表41-2	H12.09.30	
63	梵字川	三栗屋	○	101.772						36.6	283.4	山形県鶴岡市上名川	H12.09.30	羽 越 河川国道 事務所
64	荒川	小渡	○	121.850	3.10	3.70	4.30	5.00	4.39	37.0	240.0	山形県西置賜郡小国町大字小渡	S56.12.01	
65	横川	小国	○	126.850	3.10	4.90	5.60	6.00	3.93	3.5	287.0	山形県西置賜郡小国町大字小国	S56.09.28	
66	横川	横川	○	195.761							113.8	山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口	H22.11.26	
67	横川	松岡		165.534							230.8	山形県西置賜郡小国町大字朝篠水沢3	H14.06.12	
68	横川	滝川		269.278							61.8	山形県西置賜郡小国町大字新股字窪	H14.01.25	
69	玉川	玉川	○	105.185						2.5	198.0	山形県西置賜郡小国町大字下新田	H08.08.28	
70	大石沢川	大石沢川		268.034							36.3	山形県西置賜郡小国町大字吐水字源兵衛畑	H14.01.25	

※○:山形県河川・砂防情報システムに接続 65箇所 ※ 山形県河川・砂防情報システムに未接続 7箇所 (注)(県)朝日落合へデータ提供

(2) 県の水位観測所

番号	河川名	観測所名	種別	上流	中流	下流	荒川	二級	国	零点高 (m)	水防団待機 水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	合流点また は河口から の 距離 (km)	流域 面積 (km ²)	観測所位置	観測開始 年月日	摘要	所管
1	須川	檜下	テレメーター	○						246.649	1.30	1.80			33.10	54.5	上山市檜下	S32.08.01		河川砂防課
2	須川	石堂	テレメーター	○						176.365	1.10	1.60	1.80	2.10	27.70	98.5	上山市矢来四丁目	S24.05.01		
3	須川	坂巻	テレメーター	○						112.445	1.50	2.50	2.60	2.80	18.70	257.0	山形市大字蔵王桜田	T05.08.01		
4	馬見ヶ崎川	松原	テレメーター	○						191.036	1.00	2.00	2.30	2.70	10.70	47.5	山形市小白川町大字松原	S36.07.01		
5	馬見ヶ崎川	田中	テレメーター	○						90.767	2.00	3.00	4.20	4.60	1.80	142.0	山形市大字洪江	S23.05.01		
6	馬見ヶ崎川	長町	テレメーター	○						96.240	3.00	3.90	4.70	5.10	4.70	134.5	山形市大字長町	S25.05.01		
7	村山高瀬川	青柳	テレメーター	○						104.770	0.80	1.20	1.70	1.80	1.20	41.5	山形市大字青柳	S36.07.01		
8	立谷川	山寺	テレメーター	○						218.198	1.00	1.60	2.10	2.30	11.30	52.0	山形市大字山寺	S46.08.04		
9	押切川	山口	テレメーター	○						134.571	1.10	1.60	2.10	2.20	6.90	15.1	天童市山口	H19.12.07		
10	倉津川	老野森	テレメーター	○						95.882	1.70	1.80	1.90	2.50	7.10	12.6	天童市駅西一丁目	S46.06.01		
11	乱川	川原子	テレメーター	○						144.801	1.70	1.90	2.30	2.40	8.40	78.5	天童市大字川原子	S33.04.01		
12	前川	北町	テレメーター	○						167.664	1.30	1.40	1.60	2.00	0.60	68.8	上山市北町	S47.09.01		
13	乱川	大町	テレメーター	○						87.830	2.00	2.20	2.30	2.60	1.40	125.4	天童市大町	H20.11.21		
14	立谷川	清池	テレメーター	○						104.372	1.50	1.80	1.90	2.20	3.60	52.1	天童市清池	H20.11.21		
15	小鶴沢川	大寺	テレメーター	○						114.690	0.70	1.00	1.10	1.30	2.30	6.3	山辺町大寺	H20.11.21		
16	石子沢川	柳沢	テレメーター	○						96.814	0.90	1.10	1.20	1.30	2.80	5.0	中山町柳沢	H21.03.26		
17	倉津川	蔵増	テレメーター	○						84.426	1.70	2.50	2.70	3.70	3.00	31.2	天童市蔵増	H22.05.27		
18	馬見ヶ崎川	防原	テレメーター	○						248.390	3.30	3.70	3.90	4.20	13.90	69.7	山形市大字釈迦堂	S46.01.12		山形統合 ダム管理課
19	前川	小岩沢	テレメーター	○						265.000					11.30	16.7	南陽市小岩沢字橋本	S58.03.31		
20	前川	河崎	テレメーター	○						172.913	1.70	1.90	2.10	2.70	2.00	66.6	上山市大字河崎	S58.03.31		
21	寒河江川	西根	テレメーター						○	87.703	12.00	12.50	13.40	13.80	4.00	478.4	寒河江市西根	T15.04.01	(国)西根よりデータ提供	西村山 河川砂防課
22	寒河江川	睦合	テレメーター	○						154.590	2.40	2.90	3.40	3.50	14.60	478.4	西川町睦合	H19.07.26		
23	寒河江川	中村	テレメーター						○	434.200	3.50	4.10	4.40	5.20	42.00	85.7	西川町大井沢字川原	S53.05.01	(国)中村よりデータ提供	
24	月布川	荻野	テレメーター	○						113.928	1.40	1.90	2.20	2.60	3.40	131.8	大江町大字荻野	S49.04.01		
25	沼川	本町	テレメーター	○						94.231	1.30	1.40	1.50	1.70	3.50	11.0	寒河江市本町	S48.11.01		
26	乱川	上悪戸	テレメーター	○						215.601	1.70	2.40			14.60	38.3	東根市大字関山字上悪戸	S46.12.01		北村山 河川砂防課
27	村山野川	若木	テレメーター	○						111.290	1.00	1.50	1.80	2.00	5.30	31.4	東根市一本木一丁目	S46.04.01		
28	白水川	蟹沢	テレメーター	○						88.728	0.40	0.90	1.40	1.50	2.30	51.4	東根市大字蟹沢	S46.04.01		
29	富並川	深沢	テレメーター	○						113.923	1.00	1.60	1.80	2.50	3.10	42.8	村山市大字富並字下深沢	S46.04.01		
30	臈気川	臈気	テレメーター		○					76.786	2.20	2.60	3.30	3.40	2.60	56.5	尾花沢市大字臈気	S44.04.01		
31	丹生川	母袋	テレメーター		○					160.548	1.90	2.30	2.60	2.70	14.70	115.9	尾花沢市大字母袋	M30. .		
32	丹生川	行沢	テレメーター		○					137.017	2.20	2.90	3.10	3.20	11.70	126.2	尾花沢市大字行沢	S36.05.23		
33	丹生川	岩ヶ袋	テレメーター		○					64.998	2.10	2.40	2.80	2.90	1.97	244.4	大石田町大字岩ヶ袋	M23.04.01		
34	野尻川	野黒沢	テレメーター		○					72.670	1.10	1.40	2.10	2.20	3.60	33.2	尾花沢市大字野黒沢	S46.04.01		
35	日塔川	日塔川	テレメーター	○						124.022	0.40	1.10	1.30	1.40	0.34	15.0	東根市本丸南	H20.01.29		

村山総合支庁管内

番号	河川名	観測所名	種別	上流	中流	下流	荒川	二級	国	零点高 (m)	水防団待機 水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水 位 (m)	氾濫危険 水 位 (洪水特別 警戒水位) (m)	合流点または河口からの 距離 (km)	流域 面積 (km2)	観測所位置	観測開始 年月日	摘要	所管	
36	大旦川	林崎	テレメーター		○					115.871	0.90	1.00	1.10	1.30	5.80	13.7	村山市楯岡北町	H21.09.25		北村山 河川砂防課	村山
37	丹生川	正巖	テレメーター		○					119.702					9.70	171.6	尾花沢市大字正巖	H23.02.03			
38	大旦川	河島	テレメーター		○					75.665					1.40	25.5	村山市大字河島	H23.02.03			
39	白水川	源氏坂	テレメーター	○						117.200	0.70	1.10	1.50	1.60	5.40	33.5	東根市大字東根元東根字内堀	H03.04.01		山形統合 ダム管理課	
40	白水川	六田	テレメーター	○						97.050	1.70	2.20	2.60	2.80	3.40	54.0	東根市大字六田字長谷	H03.04.01			
41	最上小国川	瀬見	テレメーター		○					129.380	4.00	5.00	5.10	5.40	19.40	332.7	最上町大字大堀字瀬見	S24.04.01		河川砂防課	最上総合支庁管内
42	最上小国川	赤倉	テレメーター		○					242.095	0.70	1.10	1.20	1.50	36.40	45.7	最上町赤倉	H17.08.08			
43	泉田川	朴沢	テレメーター		○					269.958	0.70	1.20	1.60	1.90	17.30	27.3	新庄市大字萩野字朴沢	S48.04.01			
44	升形川	升形	テレメーター		○					53.330	1.40	1.90	2.20	2.60	4.20	66.3	新庄市大字升形	S49.07.01			
45	大以良川	萩野	テレメーター		○					197.427	0.80	1.20	1.80	1.90	0.90	21.6	新庄市大字萩野	H20.01.01			
46	金山川	金山	テレメーター		○					169.314	1.30	1.70	2.00	2.10	10.10	40.1	金山町大字金山	S48.04.01			
47	上台川	上台	テレメーター		○					143.521	1.60	2.70	3.70	4.10	3.18	30.8	金山町大字上台	H20.01.01			
48	角川	角川	テレメーター		○					64.651	0.90	1.70	2.10	2.50	6.00	69.6	戸沢村大字角川字滝下	S49.07.01			
49	指首野川	堀端	テレメーター		○					93.080	1.00	1.10	1.20	1.30	1.70	11.7	新庄市五日町	S48.04.01			
50	真室川	川ノ内	テレメーター		○					88.528	2.20	2.40	2.60	3.10	9.92	182.6	真室川町大字川ノ内	H20.07.01			
51	最上小国川	舟形	テレメーター		○					66.953	3.00	4.00			7.40	374.6	舟形町舟形	H20.01.01			
52	鮭川	矢ノ沢	テレメーター		○					80.000	3.00	3.60	3.80	4.10	27.40		真室川町大字大沢	H21.04.01		高坂ダム管理課	置賜総合支庁管内
53	羽黒川	関根	テレメーター	○						303.382	1.80	2.50	2.90	3.20	18.20	46.5	米沢市大字関根上	S46.07.01		河川砂防課	
54	羽黒川	花沢	テレメーター	○						233.284	2.40	3.10	3.60	4.00	1.80	93.0	米沢市花沢町六部	S24.01.01			
55	鬼面川	舘山	テレメーター	○						260.147	1.80	2.80	3.00	3.70	15.00	218.9	米沢市大字舘山	S24.01.01			
56	堀立川	中央	テレメーター	○						241.429	1.30	2.10	3.10	3.30	2.30	22.1	米沢市中央	S47.06.01			
57	天王川	露藤	テレメーター	○						215.221	2.50	3.50	3.90	4.50	1.70	74.8	高畠町大字露藤	S46.04.01			
58	屋代川	中橋	テレメーター	○						221.913	2.40	2.60	2.80	3.00	5.20	55.2	高畠町大字高畠	S43.10.14			
59	最上川	相生	テレメーター	○						236.208	1.00	1.40	1.90	2.40	208.70	65.0	米沢市相生	H19.04.01			
60	吉野川	赤湯	テレメーター	○						207.874	1.30	1.80	2.50	2.70	6.40	72.0	南陽市二色根花見町	H19.04.01			
61	吉野川	萩	テレメーター	○						353.318	1.00	1.20	1.70	1.90	19.40		南陽市萩	H28.04.01			
62	犬川	中小松	テレメーター	○						214.306	1.60	2.70	3.10	3.90	5.40	66.9	川西町大字中小松	S56.04.01			
63	砂川	入生田	テレメーター	○						208.348	1.90	2.70	3.00	3.20	4.50	29.2	高畠町入生田	H20.09.01			
64	誕生川	堀金	テレメーター	○						202.717	1.90	2.20	2.40	2.90	4.90	15.5	川西町大字中小松堀金	H20.09.01			
65	黒川	時田	テレメーター	○						199.190	1.50	2.60	3.40	3.80	3.50	29.4	川西町時田	H20.07.31			
66	織機川	漆山	テレメーター	○						236.532	0.40	0.70	0.80	1.00	4.32	16.2	南陽市漆山	H21.05.29			
67	屋代川	二井宿	テレメーター	○											9.23		高畠町二井宿	H20.07.31			
68	置賜白川	小白川	テレメーター	○						238.793	2.00	2.50	2.90	3.00	12.90	313.0	飯豊町大字小白川	S24.05.01		西置賜 河川砂防課	
69	荒川	五味沢	テレメーター				○			246.798	1.00	1.30	1.40	1.70	19.20	54.2	小国町大字五味沢	S48.08.11			
70	荒川	小渡	テレメーター					○		123.000	3.10	3.70	4.30	5.00	5.40	54.2	小国町小渡		(国)小渡よりデータ提供		
71	横川	小国	テレメーター					○		127.260	3.10	4.90	5.60	6.00	3.50	242.2	小国町小坂町		(国)小国よりデータ提供		

番号	河川名	観測所名	種別	上流	中流	下流	荒川	二級	国	零点高 (m)	水防団待機 水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	合流点または河口からの 距離 (km)	流域 面積 (km2)	観測所位置	観測開始 年月日	摘要	所管	
72	置賜野川	平山	テレメーター	○						228.576	1.10	1.30	1.50	1.80	5.90	127.3	長井市平山	H21.08.01		西置賜 河川砂防課	置賜
73	置賜野川	角檜沢	テレメーター	○						550.000					23.50	21.8	長井市大字平野字深沢	S47.03.10			
74	立谷沢川	木の沢	テレメーター			○				113.406	0.20	1.00	1.60	1.90	8.30	143.0	庄内町木の沢	T07.05.01		河川砂防課	庄内総合支庁管内
75	相沢川	相沢川田沢	テレメーター			○				13.786	2.40	3.60	4.20	5.00	5.10	76.0	酒田市北俣	S43.04.01			
76	京田川	三和	テレメーター			○				4.204	2.80	2.90	3.00	3.30	20.20	54.1	鶴岡市三和	S05.07.05			
77	京田川	三川落合	テレメーター			○				0.790	3.60	4.20	4.30	4.60	11.60	88.8	三川町大字落合	S05.04.01			
78	京田川	十五軒	テレメーター			○				-1.235	4.00	4.60	5.10	5.30	7.20	245.0	酒田市広野字十五軒	S41.10.12			
79	藤島川	藤島	テレメーター			○				3.938	3.20	3.30	3.50	4.20	9.50	130.0	鶴岡市藤島	S05.04.21			
80	大山川	大山	テレメーター			○				6.878	1.70	3.10	3.90	4.40	13.50	72.5	鶴岡市大山	S23.11.01			
81	大山川	面野山	テレメーター			○				2.119	3.90	4.80	5.20	5.60	7.40	120.2	鶴岡市面野山	S08.10.01			
82	月光川	吹浦	テレメーター					○		-0.140	1.90	2.80	3.00	3.10	1.60	84.9	遊佐町菅里	S50.04.01			
83	荒瀬川	市条	テレメーター					○		15.129	1.80	2.90	3.20	3.70	3.60	86.7	酒田市市条	S43.04.01			
84	新井田川	北新橋	テレメーター					○		-0.288	1.20	1.50	1.80	2.00	2.80	60.0	酒田市北新橋	S46.10.28			
85	五十川	五十川	テレメーター					○		2.108	1.00	1.70	2.20	2.60	0.36	64.6	鶴岡市五十川	S46.04.01			
86	庄内小国川	大岩川	テレメーター					○		0.728	1.60	2.00	2.10	2.50	0.20	60.2	鶴岡市大岩川	S34.11.01			
87	鼠ヶ関川	小名部	テレメーター					○		70.079	1.90	2.50	2.70	3.30	8.29	34.8	鶴岡市小名部	S40.06.01			
88	日向川	穂積	テレメーター					○		1.515	3.10	4.30	4.90	5.60	3.37	208.6	酒田市穂積	S23.09.01			
89	日向川	豊岡	テレメーター					○		13.870					9.20	103.4	遊佐町豊岡				
90	月光川	尻引	テレメーター					○		6.460	2.20	2.90	3.10	3.40	8.80	52.0	遊佐町遊佐	S24.04.01			
91	青竜寺川	丸岡	テレメーター			○				27.480					14.00	16.1	鶴岡市丸岡	S61.04.01			
92	小牧川	小牧川上流	テレメーター			○				-0.252	2.50	2.60	2.70	3.00	3.2	7.52	酒田市こがね町	H09.04.01			
93	湯尻川	湯尻川	テレメーター			○				10.392	1.40	1.80	2.10	2.60	2.8	17.6	鶴岡市矢馳	H19.07.27			
94	青竜寺川	高坂	テレメーター			○				16.604	1.30	1.40	1.50	1.90	10.6	19	鶴岡市高坂	H19.07.27			
95	田沢川	田沢川相沢橋	テレメーター			○				13.223	2.20	3.90	5.40	5.80	0.1	83	酒田市田沢	H14.04.01			
96	庄内高瀬川	庄内高瀬川	テレメーター					○		3.188	1.80	2.40	3.10	3.50	3.0	32	遊佐町北目	H20.07.15			
97	内川	内川	テレメーター			○				9.761	1.60	2.40	2.60	3.00	3.2	48	鶴岡市大東町	H20.01.30			
98	黒瀬川	黒瀬川	テレメーター			○				8.221	2.00	2.20	2.30	2.80	2.6	14	鶴岡市羽黒町富沢	H21.07.15			
99	三瀬川	三瀬川	テレメーター					○		4.124	1.20	1.70	2.20	2.70	0.6	21	鶴岡市三瀬	H21.11.30			
100	鼠ヶ関川	鼠ヶ関	テレメーター					○		0.01	1.70	2.10	2.60	3.10	0.3	50	鶴岡市鼠ヶ関	H21.12.22			
101	倉沢川	倉沢川	テレメーター			○				175.998	1.30	1.60	1.80	2.30	0.2	16	鶴岡市倉沢	H21.11.30			
102	温海川	湯温海	テレメーター					○		28.098	0.60	1.00	1.20	1.50	2.74	50.0	鶴岡市湯温海	S46.04.01			
103	西大鳥川	寿岡	テレメーター			○				253.560					0.20	51.8	鶴岡市大鳥字寿岡	S58.01.01		荒沢ダム 管理課	
104	赤川	蘇岡	テレメーター			○				312.390					58.20	75.2	鶴岡市大鳥字蘇岡1-9	S58.01.01			
105	赤川	朝日落合	テレメーター					○		79.800	3.20	4.00	5.40	5.70	34.10	253.5	鶴岡市下名川字村下	S50.03.01	(国)笹目橋よりデータ提供		

48 20 18 1 13 5

※山形県河川・砂防情報システムに接続 100箇所

※国交省水位計より水位データを入力している箇所 5箇所

(3) 県の水位観測所（危機管理型水位計）

台帳 No.	河川名	設置箇所名	観測開始水位 (T. P. m) (零点との差)	危険水位 (T. P. m) (零点との差)	氾濫開始水位 (零点高) (T. P. m)	緯度	経度	観測所位置	観測開始 年月日	摘要	所管
1	本沢川	本沢川橋	138.96(-1.49)	139.89(-0.56)	140.45	38° 12′ 51.1″	140° 16′ 44.9″	山形市大字長谷堂 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
2	羽黒川	万世橋	256.26(-2.62)	258.20(-0.68)	258.88	37° 53′ 55.2″	140° 8′ 36.6″	米沢市万世町桑山 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
3	鬼面川	鬼面川橋	235.55(-1.93)	236.68(-0.80)	237.48	37° 56′ 39.3″	140° 5′ 48.9″	米沢市六郷町西藤泉 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
4	黒川	沼ノ下橋	250.56(-1.15)	251.21(-0.50)	251.71	37° 57′ 8.0″	140° 1′ 18.6″	川西町上奥田 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
5	置賜野川	あかしあ橋	193.29(-3.30)	195.29(-1.30)	196.59	38° 7′ 19.9″	140° 2′ 32.4″	長井市成田大字大柳二 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
6	荒川（五味沢①）	長沢橋	196.82(-2.45)	197.27(-2.00)	199.27	38° 9′ 35.9″	139° 44′ 50.4″	小国町大字長沢 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
7	荒川（五味沢②）	越中里橋	171.66(-4.20)	173.16(-2.70)	175.86	38° 8′ 26.2″	139° 44′ 20.5″	小国町大字越中里 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
8	荒川（小渡）	沖庭橋	138.55(-3.13)	140.08(-1.60)	141.68	38° 6′ 14.6″	139° 44′ 42.0″	小国町大字舟渡 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
9	月布川	川口橋	102.61(-3.33)	105.10(-0.84)	105.94	38° 22′ 33.0″	140° 12′ 25.0″	大江町大字左沢内町 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
10	富並川	観音橋	233.20(-2.67)	234.36(-1.51)	235.87	38° 33′ 39.3″	140° 18′ 13.8″	村山市大字山ノ内字本橋 地内	H31.4.1		北村山河川砂防課
11	最上小国川	下白川橋	171.28(-2.50)	173.28(-0.50)	173.78	38° 45′ 16.0″	140° 28′ 29.0″	最上町大字月楯字下川原 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
12	升形川①	乱場堂橋	107.00(-1.82)	107.62(-1.20)	108.82	38° 45′ 53.0″	140° 18′ 57.0″	新庄市大字金沢字乱場堂 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
13	升形川②	薬師橋	136.83(-1.99)	137.62(-1.20)	138.82	38° 45′ 51.0″	140° 19′ 58.0″	新庄市大字金沢字下山屋 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
14	泉田川①	中央橋	166.13(-2.01)	167.64(-0.50)	168.14	38° 48′ 36.0″	140° 20′ 21.0″	新庄市大字荻野字黒沢 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
15	泉田川②	中川原橋	117.19(-2.48)	119.17(-0.50)	119.67	38° 47′ 33.0″	140° 18′ 12.0″	新庄市十日町字悪戸 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
16	角川	畑ヶ橋	84.11(-2.18)	85.29(-1.00)	86.29	38° 41′ 21.0″	140° 8′ 52.0″	戸沢村大字角川字畑ヶ 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
17	立谷沢川	板敷橋	76.51(-3.80)	79.51(-0.80)	80.31	38° 44′ 20.8″	140° 0′ 41.1″	庄内町肝煎字東田 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
18	相沢川	新北俣橋	39.03(-3.78)	41.21(-1.60)	42.81	38° 55′ 6.2″	140° 0′ 51.4″	酒田市北俣字村下 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
19	田沢川	新田橋	36.54(-2.80)	38.84(-0.50)	39.34	38° 51′ 41.4″	139° 59′ 29.5″	酒田市田沢字田沢新田 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
20	京田川（三和）	千原橋	10.75(-2.53)	12.68(-0.60)	13.28	38° 44′ 53.5″	139° 56′ 38.0″	鶴岡市鷺畑字佐渡端 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
21	京田川（落合）	十文字橋	4.35(-3.42)	7.07(-0.70)	7.77	38° 48′ 32.5″	139° 53′ 57.3″	鶴岡市長沼字十文字 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
22	京田川（十五軒）	家根広橋	3.40(-4.42)	7.12(-0.70)	7.82	38° 50′ 3.2″	139° 51′ 35.0″	庄内町家根合字天下 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
23	藤島川①	富沢橋	11.86(-2.89)	13.75(-1.00)	14.75	38° 43′ 46.1″	139° 53′ 50.3″	鶴岡市柳久瀬字大畑 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
24	藤島川②	宮東橋	3.99(-3.89)	7.18(-0.70)	7.88	38° 48′ 42.3″	139° 52′ 09.6″	三川町大字土口字村中 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
25	黒瀬川	黒瀬橋	11.39(-1.94)	12.63(-0.70)	13.33	38° 43′ 8.0″	139° 53′ 04.6″	鶴岡市羽黒町黒瀬字南川原 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
26	青竜寺川	稻生橋	15.07(-2.24)	16.03(-1.28)	17.31	38° 43′ 13.5″	139° 48′ 49.6″	鶴岡市稻生町一丁目 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
27	大山川（大山①）	関根新橋	57.11(-1.58)	58.29(-0.40)	58.69	38° 40′ 14.6″	139° 44′ 41.1″	鶴岡市関根字橋下 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
28	大山川（大山②）	新山橋	13.39(-2.19)	15.08(-0.50)	15.58	38° 43′ 13.6″	139° 44′ 55.7″	鶴岡市下小中字田中屋敷 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
29	大山川（面野山）	今世橋	7.61(-4.75)	10.96(-1.40)	12.36	38° 45′ 3.2″	139° 47′ 05.5″	鶴岡市大山字中柳原 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
30	荒瀬川	白玉橋	36.73(-3.50)	38.03(-2.20)	40.23	38° 57′ 55.7″	139° 58′ 12.9″	酒田市下青沢字大坪 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
31	庄内小国川	大湫橋	40.37(-2.58)	42.65(-0.30)	42.95	38° 35′ 23.6″	139° 36′ 10.0″	鶴岡市楨代字大淵 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
32	新堀川	宵待草橋	89.65(-2.00)	91.05(-0.60)	91.65	38° 19′ 59.3″	140° 17′ 2.6″	中山町大字長崎字中町 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
33	今野川	白山橋	17.23(-1.85)	18.17(-0.91)	19.08	38° 43′ 4.7″	139° 54′ 04.8″	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課

台帳 No.	河川名	設置箇所名	観測開始水位 (T. P. m) (零点との差)	危険水位 (T. P. m) (零点との差)	氾濫開始水位 (零点高) (T. P. m)	緯度	経度	観測所位置	観測開始 年月日	摘要	所管
34	犬川	一貫清水橋	134.91(-1.42)	135.94(-0.39)	136.33	38° 14′ 4.0″	140° 19′ 48.0″	山形市荒楯町1丁目 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
35	龍山川	上桜田橋	178.46(-1.33)	179.49(-0.30)	179.79	38° 13′ 29.0″	140° 20′ 43.0″	山形市大字小立四丁目 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
36	蔵王川	永野橋	281.08(-1.79)	282.27(-0.50)	282.87	38° 9′ 1.0″	140° 19′ 47.9″	上山市大字高野字河原山 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
37	生居川	松葉橋	240.83(-1.00)	241.23(-0.50)	241.83	38° 7′ 17.0″	140° 18′ 33.0″	上山市大字中生居 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
38	荒町川	末広橋	186.93(-1.19)	187.52(-0.60)	188.12	38° 9′ 31.5″	140° 16′ 12.8″	上山市鶴脛町二丁目 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
39	河原期川	熊野橋	196.34(-1.47)	197.21(-0.60)	197.81	38° 9′ 8.7″	140° 15′ 51.9″	上山市河崎3丁目 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
40	摺鉢沢川	長沼橋	109.61(-1.35)	110.36(-0.60)	110.96	38° 17′ 28.8″	140° 15′ 42.5″	山辺町大字山寺字沢寺 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
41	後明沢川	北沢橋	103.11(-1.38)	104.16(-0.33)	104.49	38° 16′ 31.0″	140° 16′ 11.0″	山辺町大字大塚 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
42	大沢川	桜町橋	125.55(-1.31)	126.45(-0.41)	126.86	38° 28′ 40.6″	140° 24′ 8.5″	村山市桶岡笛田2丁目 地内	H31.4.1		北村山河川砂防課
43	中の川	岡山橋	102.32(-0.95)	102.67(-0.60)	103.27	38° 46′ 2.0″	140° 18′ 25.0″	新庄市大字金沢字中関屋 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
44	大樽川	塔之原橋	315.32(-2.33)	316.85(-0.80)	317.65	37° 52′ 55.1″	140° 3′ 10.6″	米沢市小野川町 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
45	蛭川	新御廟橋	248.53(-1.41)	249.57(-0.37)	249.94	37° 54′ 34.3″	140° 5′ 33.2″	米沢市御廟2丁目 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
46	幸福川	鶴田橋	0.89(-2.48)	2.57(-0.80)	3.37	38° 55′ 39.2″	139° 51′ 14.7″	酒田市下安町字1丁目 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
47	和田川	津久茂橋	209.20(-1.80)	210.75(-0.25)	211.00	38° 0′ 43.9″	140° 8′ 56.8″	高島町大字夏茂字津久茂 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
48	樽川	更生橋	86.09(-2.66)	88.02(-0.73)	88.75	38° 22′ 23.4″	140° 19′ 50.1″	天童市大字高野辺字西田 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
49	古佐川	吉田東橋	81.75(-2.44)	83.09(-1.10)	84.19	38° 26′ 7.4″	140° 19′ 25.4″	河北町谷地字吉田東外 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
50	法師川	花ノ木橋	82.76(-1.74)	84.02(-0.48)	84.50	38° 26′ 29.5″	140° 19′ 27.0″	河北町大字吉田字吉田東外 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
51	逆川	中野橋	93.24(-2.44)	95.08(-0.60)	95.68	38° 18′ 28.1″	140° 18′ 05.8″	山形市大字中野 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
52	村山高瀬川	高瀬橋	154.39(-2.00)	155.79(-0.60)	156.39	38° 18′ 13.4″	140° 23′ 25.6″	山形市大字大森 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
53	坂巻川	桜田橋	115.96(-1.78)	117.14(-0.60)	117.74	38° 13′ 2.5″	140° 18′ 47.3″	山形市桜田南 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
54	新井田川	R13上流河岸	111.67(-0.80)	112.17(-0.30)	112.47	38° 17′ 2.4″	140° 21′ 48.8″	山形市穂積 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
55	思川	阿弥陀地橋	196.39(-1.28)	197.07(-0.60)	197.67	38° 7′ 21.3″	140° 15′ 49.8″	上山市藤吾 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
56	倉津川	貫津橋	116.47(-1.20)	116.97(-0.70)	117.67	38° 21′ 7.4″	140° 23′ 34.0″	天童市大字貫津 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
57	不動沢川	小塩橋	94.68(-1.40)	95.48(-0.60)	96.08	38° 20′ 38.1″	140° 15′ 52.2″	中山町大字小塩 地内	H31.4.1		村山河川砂防課
58	熊野川	新熊野川橋	151.85(-1.36)	152.61(-0.60)	153.21	38° 24′ 49.3″	140° 11′ 43.2″	寒河江市大字宮内 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
59	横川	幕川橋	84.13(-1.87)	85.40(-0.60)	86.00	38° 24′ 26.6″	140° 19′ 34.2″	河北町大字田井 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
60	朝日川	立木橋	232.12(-2.06)	233.51(-0.67)	234.18	38° 18′ 4.9″	140° 5′ 16.9″	朝日町大字立木 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
61	送橋川	中堀橋	218.46(-1.11)	218.97(-0.60)	219.57	38° 17′ 20.3″	140° 10′ 12.5″	朝日町大字下芦沢 地内	H31.4.1		西村山河川砂防課
62	小野尻川	田中橋	131.95(-1.72)	133.07(-0.60)	133.67	38° 39′ 9.2″	140° 24′ 40.3″	尾花沢市大字寺内 地内	H31.4.1		北村山河川砂防課
63	銀山川	白銀橋	231.13(-1.27)	231.80(-0.60)	232.40	38° 34′ 13.5″	140° 31′ 49.2″	尾花沢市大字銀山新畑 地内	H31.4.1		北村山河川砂防課
64	指首野川	トウメキ橋	106.06(-1.00)	106.66(-0.40)	107.06	38° 46′ 29.8″	140° 18′ 11.5″	新庄市中道町 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
65	最上白川	白川橋	190.47(-2.50)	191.97(-1.00)	192.97	38° 45′ 55.3″	140° 28′ 57.6″	最上町大字法田 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
66	絹出川	絹出橋	205.57(-1.80)	206.77(-0.60)	207.37	38° 45′ 18.6″	140° 31′ 18.0″	最上町大字向町 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
67	松橋川	洲崎橋	51.36(-2.08)	52.40(-1.04)	53.44	38° 39′ 27.6″	140° 16′ 26.2″	舟形町堀内 地内	H31.4.1		最上河川砂防課

台帳 No.	河川名	設置箇所名	観測開始水位 (T. P. m) (零点との差)	危険水位 (T. P. m) (零点との差)	氾濫開始水位 (零点高) (T. P. m)	緯度	経度	観測所位置	観測開始 年月日	摘要	所管
68	鮭川	大沢橋	76.61(-2.80)	77.61(-1.80)	79.41	38° 53' 8.1"	140° 13' 00.4"	真室川町大字大沢 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
69	銅山川	金山橋	286.16(-1.76)	287.03(-)	287.92	38° 36' 32.3"	140° 9' 59.8"	大蔵村大字南山 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
70	曲川	岡田橋	76.17(-2.20)	77.18(-1.19)	78.37	38° 50' .3"	140° 11' 28.4"	鮭川村大字曲川 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
71	曲川	中渡橋	58.08(-2.59)	59.82(-0.85)	60.67	38° 48' 5.0"	140° 11' 34.7"	鮭川村大字中渡 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
72	最上内川	新内川橋	55.96(-2.30)	57.57(-0.69)	58.26	38° 49' 11.5"	140° 14' 01.0"	鮭川村大字庭月 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
73	角間沢川	角間沢橋	33.67(-2.05)	34.59(-1.13)	35.72	38° 43' 33.4"	140° 11' 16.5"	戸沢村大字蔵岡 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
74	濁沢川	新濁沢橋	42.69(-1.63)	43.72(-0.60)	44.32	38° 45' 9.5"	140° 10' 34.4"	戸沢村大字神田 地内	H31.4.1		最上河川砂防課
75	吉野川	穴戸橋	275.57(-2.40)	277.17(-0.80)	277.97	38° 6' 11.5"	140° 9' 23.0"	南陽市金山 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
76	和田川	和田川橋	211.56(-1.40)	212.36(-0.60)	212.96	38° 0' 17.5"	140° 9' 51.8"	高畠町大字一本柳 地内	H31.4.1		置賜河川砂防課
77	田沢川	入道橋	190.80(-0.99)	191.18(-0.61)	191.79	38° 8' 32.2"	140° 2' 35.6"	長井市五十川 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
78	貝生川	愛宕橋	215.37(-1.31)	216.08(-0.60)	216.68	38° 10' 44.8"	140° 6' 19.8"	白鷹町大字荒砥乙 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
79	小鮎貝川	小鮎貝川橋	234.20(-1.31)	234.90(-0.60)	235.50	38° 10' 16.8"	140° 2' 23.0"	白鷹町大字高玉 地内	H31.4.1		西置賜河川砂防課
80	内川	坂本橋	14.05(-1.49)	14.63(-0.91)	15.54	38° 42' 44.9"	139° 49' 25.1"	鶴岡市日枝 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
81	藤島川	国見橋	97.20(-2.50)	99.20(-0.50)	99.70	38° 42' 15.7"	139° 56' 06.1"	鶴岡市羽黒町大口 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
82	五十川	中央橋	52.28(-2.50)	54.28(-0.50)	54.78	38° 39' 1.6"	139° 39' 20.0"	鶴岡市山五十川 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
83	庄内小国川	神馬澤橋	108.77(-2.90)	110.57(-1.10)	111.67	38° 34' 34.0"	139° 37' 58.5"	鶴岡市小国 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
84	日向川	上黒川橋	122.26(-2.80)	123.96(-1.10)	125.06	38° 59' 33.7"	139° 59' 56.7"	酒田市赤剥 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
85	青竜寺川	青山橋	6.91(-2.90)	9.01(-0.80)	9.81	38° 47' 13.6"	139° 50' 23.5"	三川町大字青山 地内	H31.4.1		庄内河川砂防課
86	小白川	竹原橋	263.44(-1.69)	264.54(-0.59)	265.13	38° 1' 51.9"	139° 57' 28.7"	飯豊町小白川 地内	R4.9.30		西置賜河川砂防課
87	萩生川	二反田橋	246.15(-1.85)	247.40(-0.60)	248.00	38° 3' 29.2"	139° 59' 24.8"	飯豊町萩生 地内	R4.9.30		西置賜河川砂防課
88	黒川	新馬場橋	207.07(-4.49)	209.00(-2.56)	211.56	38° 1' 14.1"	140° 4' 54.1"	川西町大字黒川 地内	R4.9.30		置賜河川砂防課

※「川の水位情報」にて公開 88箇所

「川の水位情報」とは

全国の自治体等が設置した危機管理型水位計から、携帯電話回線で送られてきた水位情報をパソコンやスマートフォンの画面で提供している。

サービス運営主体：一般財団法人河川情報センター（危機管理型水位計運用協議会により決定されたシステム事業者）

閲覧：パソコン・スマートフォンで「川の水位情報」で検索。

URL：https://k.river.go.jp



スマートフォンはこちらから

(4) 県の河川監視カメラ

台帳 No.	河川名	カメラ名	種別	緯度	経度	観測所位置	地区
1	須川	須川（嘉平橋付近）	簡易	38° 5′ 56.9″	140° 18′ 25.6″	上山市檜下 地内	東南村山
2	馬見ヶ崎川	馬見ヶ崎川（愛宕橋付近）	簡易	38° 14′ 54.6″	140° 21′ 37.0″	山形市小白川町 地内	東南村山
3	馬見ヶ崎川	馬見ヶ崎川（諏訪橋付近）	簡易	38° 19′ 2.9″	140° 19′ 15.6″	山形市大字渋江 地内	東南村山
4	馬見ヶ崎川	馬見ヶ崎川（右京橋付近）	簡易	38° 17′ 55.7″	140° 20′ 14.6″	山形市長町 地内	東南村山
5	村山高瀬川	村山高瀬川（北柳橋付近）	簡易	38° 17′ 57.7″	140° 20′ 57.1″	山形市大字青柳 地内	東南村山
6	立谷川	立谷川（山寺芭蕉橋付近）	簡易	38° 18′ 39.1″	140° 25′ 48.8″	山形市大字山寺 地内	東南村山
7	押切川	押切川（新原崎橋付近）	簡易	38° 22′ 56.5″	140° 24′ 17.1″	天童市大字山口 地内	東南村山
8	倉津川	倉津川（みどり橋付近）	簡易	38° 21′ 44.5″	140° 22′ 9.4″	天童市交り江二丁目 地内	東南村山
9	乱川	乱川（本郷橋付近）	簡易	38° 23′ 32.5″	140° 25′ 4.7″	天童市大字川原子 地内	東南村山
10	前川	前川（喜多松橋付近）	簡易	38° 9′ 31.6″	140° 16′ 54.4″	上山市北町本丁 地内	東南村山
11	乱川	乱川（中乱川橋付近）	簡易	38° 23′ 41.8″	140° 20′ 51.7″	天童市大字大町 地内	東南村山
12	立谷川	立谷川（立谷川橋付近）	簡易	38° 19′ 26.2″	140° 20′ 57.6″	天童市大字清池 地内	東南村山
13	小鶴沢川	小鶴沢川（小鶴沢橋付近）	簡易	38° 18′ 15.3″	140° 15′ 45.2″	山辺町大字大寺 地内	東南村山
14	石子沢川	石子沢川（柳沢1号橋付近）	簡易	38° 19′ 41.7″	140° 15′ 50.3″	中山町大字柳沢 地内	東南村山
15	倉津川	倉津川（上宿橋付近）	簡易	38° 22′ 12.4″	140° 20′ 37.0″	天童市大字蔵増 地内	東南村山
16	馬見ヶ崎川	馬見ヶ崎川（唐松橋付近）	簡易	38° 14′ 34.5″	140° 23′ 22.1″	山形市大字釈迦堂 地内	東南村山
17	市の沢川	市の沢川（市の沢川樋門付近）	簡易	38° 22′ 32.4″	140° 12′ 21.6″	大江町大字左沢 地内	西村山
18	沼川	沼川（幸田橋付近）	簡易	38° 22′ 21.5″	140° 16′ 36.7″	寒河江市南町一丁目 地内	西村山
19	乱川	乱川（養老橋付近）	簡易	38° 24′ 49.9″	140° 28′ 46.9″	東根市大字関山 地内	北村山
20	村山野川	村山野川（野川橋付近）	簡易	38° 25′ 14.9″	140° 22′ 53.4″	東根市一本木一丁目 地内	北村山
21	白水川	白水川（蟹沢橋付近）	簡易	38° 26′ 50.3″	140° 22′ 10.1″	東根市大字蟹沢 地内	北村山
22	富並川	富並川（富並川橋付近）	簡易	38° 32′ 31.3″	140° 20′ 12.5″	村山市大字富並 地内	北村山
23	臈気川	臈気川（臈気橋付近）	簡易	38° 35′ 39.8″	140° 24′ 4.4″	尾花沢市臈気一丁目 地内	北村山
24	丹生川	丹生川（母袋橋付近）	簡易	38° 35′ 46.4″	140° 29′ 42.7″	尾花沢市大字母袋 地内	北村山
25	丹生川	丹生川（行沢橋付近）	簡易	38° 36′ 55.7″	140° 28′ 32.8″	尾花沢市大字行沢 地内	北村山
26	丹生川	丹生川（丹生川大橋付近）	簡易	38° 36′ 17.7″	140° 22′ 25.4″	大石田町大字岩ヶ袋 地内	北村山
27	野尻川	野尻川（野尻川橋付近）	簡易	38° 37′ 57.2″	140° 22′ 51.0″	尾花沢市大字野黒沢 地内	北村山
28	日塔川	日塔川（柳町一本橋付近）	簡易	38° 26′ 17.3″	140° 24′ 0.4″	東根市本丸南三丁目 地内	北村山
29	大旦川	大旦川（大旦橋付近）	簡易	38° 30′ 9.9″	140° 23′ 45.7″	村山市樋岡北町二丁目 地内	北村山
30	丹生川	丹生川（萱刈畑橋付近）	簡易	38° 36′ 53.0″	140° 27′ 0.2″	尾花沢市大字正蔵 地内	北村山
31	大旦川	大旦川（二ツ橋付近）	簡易	38° 28′ 53.5″	140° 21′ 46.6″	村山市大字杉島 地内	北村山
32	白水川	白水川（源氏坂橋付近）	簡易	38° 26′ 14.1″	140° 24′ 5.7″	東根市本丸南三丁目 地内	北村山
33	白水川	白水川（新白水川橋付近）	簡易	38° 26′ 43.8″	140° 22′ 54.1″	東根市大字六田 地内	北村山

台帳 No.	河川名	カメラ名	種別	緯度	経度	観測所位置	地区
34	最上小国川	最上小国川（義経大橋付近）	簡易	38° 45′ 17.9″	140° 24′ 57.7″	最上町大字大堀 地内	最上
35	升形川	升形川（八幡橋付近）	簡易	38° 44′ 57.1″	140° 14′ 7.4″	新庄市大字升形 地内	最上
36	大以良川	大以良川（西宿橋付近）	簡易	38° 48′ 49.9″	140° 21′ 31.1″	新庄市大字萩野 地内	最上
37	金山川	金山川（金山中付近）	簡易	38° 53′ 1.3″	140° 20′ 1.8″	金山町大字金山 地内	最上
38	上台川	上台川（下野明橋付近）	簡易	38° 51′ 21.5″	140° 20′ 37.6″	金山町大字上台 地内	最上
39	角川	角川（鹿ノ沢橋付近）	簡易	38° 42′ 15.4″	140° 8′ 19.1″	戸沢村大字角川 地内	最上
40	指首野川	指首野川（西山橋付近）	簡易	38° 46′ 1.7″	140° 17′ 22.1″	新庄市堀端町 地内	最上
41	真室川	真室川（真室川町川ノ内）	簡易	38° 54′ 6.4″	140° 15′ 22.3″	真室川町大字川ノ内 地内	最上
42	最上小国川	最上小国川（舟形小付近）	簡易	38° 41′ 44.7″	140° 19′ 46.4″	舟形町舟形 地内	最上
43	羽黒川	羽黒川（羽黒橋付近）	簡易	37° 51′ 43.8″	140° 9′ 11.7″	米沢市大字関根 地内	東南置賜
44	羽黒川	羽黒川（羽黒川橋付近）	簡易	37° 55′ 17.9″	140° 7′ 48.9″	米沢市花沢町 地内	東南置賜
45	鬼面川	鬼面川（大樽橋付近）	簡易	37° 54′ 51.5″	140° 4′ 4.9″	米沢市舘山矢子町 地内	東南置賜
46	堀立川	堀立川（堀立川中央橋付近）	簡易	37° 55′ 10.6″	140° 6′ 7.1″	米沢市中央六丁目 地内	東南置賜
47	天王川	天王川（天王川橋付近）	簡易	37° 57′ 45.9″	140° 9′ 17.2″	米沢市大字下新田 地内	東南置賜
48	屋代川	屋代川（中橋付近）	簡易	38° 0′ 20.3″	140° 11′ 51.8″	高畠町大字高畠 地内	東南置賜
49	最上川	最上川（松川橋付近）	簡易	37° 54′ 49.7″	140° 7′ 9.4″	米沢市駅前四丁目 地内	東南置賜
50	吉野川	吉野川（花見橋付近）	簡易	38° 3′ 5.7″	140° 9′ 35.3″	南陽市二色根 地内	東南置賜
51	吉野川	吉野川（長畑橋付近）	簡易	38° 8′ 59.1″	140° 10′ 19.1″	南陽市荻 地内	東南置賜
52	犬川	犬川（橋本橋付近）	簡易	38° 0′ 54.2″	140° 3′ 12.6″	川西町大字中小松 地内	東南置賜
53	砂川	砂川（鶴巻橋付近）	簡易	37° 59′ 11.3″	140° 8′ 59.7″	高畠町大字入生田 地内	東南置賜
54	誕生川	誕生川（苧橋付近）	簡易	37° 59′ 23.9″	140° 4′ 26.7″	川西町大字堀金 地内	東南置賜
55	黒川	黒川（新馬場橋付近）	簡易	38° 1′ 14.5″	140° 4′ 52.6″	川西町大字黒川 地内	東南置賜
56	織機川	織機川（織機橋付近）	簡易	38° 4′ 10.6″	140° 7′ 24.3″	南陽市漆山 地内	東南置賜
57	置賜白川	置賜白川（中郷橋付近）	簡易	38° 1′ 8.0″	139° 58′ 19.9″	飯豊町大字小白川 地内	西置賜
58	置賜野川	置賜野川（平泉橋付近）	簡易	38° 5′ 53.0″	139° 59′ 19.4″	長井市平山 地内	西置賜
59	立谷沢川	立谷沢川（木ノ沢橋付近）	簡易	38° 42′ 53.0″	140° 0′ 25.4″	庄内町肝煎 地内	庄内
60	相沢川	相沢川（田沢橋付近）	簡易	38° 53′ 37.4″	139° 58′ 49.9″	酒田市北俣 地内	庄内
61	京田川	京田川（京田橋付近）	簡易	38° 46′ 52.6″	139° 55′ 57.4″	鶴岡市三和 地内	庄内
62	京田川	京田川（落合橋上流付近）	簡易	38° 49′ 38.8″	139° 52′ 7.8″	庄内町落合 地内	庄内
63	京田川	京田川（山田橋上流付近）	簡易	38° 51′ 37.4″	139° 50′ 50.2″	酒田市広野 地内	庄内
64	藤島川	藤島川（藤浪橋付近）	簡易	38° 45′ 55.1″	139° 53′ 51.2″	鶴岡市上藤島 地内	庄内
65	大山川	大山川（尾浦橋付近）	簡易	38° 44′ 46.5″	139° 46′ 1.2″	鶴岡市大山一丁目 地内	庄内
66	大山川	大山川（観山橋付近）	簡易	38° 46′ 53.3″	139° 48′ 29.7″	鶴岡市面野山 地内	庄内
67	月光川	月光川（鳥海大橋付近）	簡易	39° 4′ 1.8″	139° 52′ 56.6″	遊佐町北目 地内	庄内

台帳 No.	河川名	カメラ名	種別	緯度	経度	観測所位置	地区
68	荒瀬川	荒瀬川（八幡橋付近）	簡易	38° 57' 57.8"	139° 56' 10.1"	酒田市市条 地内	庄内
69	新井田川	新井田川（旭新橋付近）	簡易	38° 55' 25.2"	139° 51' 11.4"	酒田市北新橋一丁目 地内	庄内
70	五十川	五十川（JR橋付近）	簡易	38° 40' 20.1"	139° 37' 12.7"	鶴岡市五十川 地内	庄内
71	庄内小国川	庄内小国川（岩川橋付近）	簡易	38° 36' 18.8"	139° 34' 35.6"	鶴岡市大岩川 地内	庄内
72	鼠ヶ関川	鼠ヶ関川（田元橋付近）	簡易	38° 32' 12.0"	139° 37' 0.5"	鶴岡市小名部 地内	庄内
73	日向川	日向川（日向橋付近）	簡易	38° 58' 45.6"	139° 52' 6.1"	酒田市穂積 地内	庄内
74	日向川	日向川（鳥海橋上付近）	簡易	38° 59' 18.0"	139° 56' 18.5"	遊佐町豊岡 地内	庄内
75	月光川	月光川（尻引橋付近）	簡易	39° 1' 15.1"	139° 54' 28.4"	遊佐町遊佐 地内	庄内
76	青竜寺川	青竜寺川（丸岡分水付近）	簡易	38° 40' 46.6"	139° 49' 44.5"	鶴岡市丸岡 地内	庄内
77	小牧川	小牧川（こがね橋付近）	簡易	38° 53' 45.1"	139° 51' 21.4"	酒田市こがね町二丁目 地内	庄内
78	湯尻川	湯尻川（白山関根橋付近）	簡易	38° 43' 37.3"	139° 46' 55.8"	鶴岡市矢馳 地内	庄内
79	青竜寺川	青竜寺川（高坂橋付近）	簡易	38° 42' 16.5"	139° 48' 34.0"	鶴岡市高坂 地内	庄内
80	田沢川	田沢川（相沢橋付近）	簡易	38° 53' 33.1"	139° 58' 44.5"	酒田市田沢 地内	庄内
81	庄内高瀬川	庄内高瀬川（月見橋付近）	簡易	39° 2' 6.0"	139° 54' 40.1"	遊佐町北目 地内	庄内
82	内川	内川（上内川橋付近）	簡易	38° 43' 41.2"	139° 50' 24.6"	鶴岡市大東町 地内	庄内
83	黒瀬川	黒瀬川（荒富橋付近）	簡易	38° 43' 46.9"	139° 53' 18.7"	鶴岡市羽黒町富沢 地内	庄内
84	三瀬川	三瀬川（宮前橋付近）	簡易	38° 42' 16.1"	139° 40' 13.8"	鶴岡市三瀬 地内	庄内
85	倉沢川	倉沢川（仙納橋付近）	簡易	38° 31' 30.3"	139° 47' 4.4"	鶴岡市倉沢 地内	庄内
86	温海川	温海川（月見橋付近）	簡易	38° 36' 51.9"	139° 36' 39.4"	鶴岡市湯温海 地内	庄内
87	泉田川	泉田川（仁田山橋付近）	簡易	38° 49' 38.7"	140° 21' 52.2"	新庄市大字萩野 地内	最上
88	鮭川	鮭川（大沢橋付近）	簡易	38° 53' 10.2"	140° 12' 58.1"	真室川町大字大沢 地内	最上
89	屋代川	屋代川（屋代川橋付近）	簡易	38° 0' 49.3"	140° 14' 27.7"	高畠町大字二井宿 地内	東南置賜
90	鼠ヶ関川	鼠ヶ関川（鼠ヶ関川橋付近）	簡易	38° 33' 26.8"	139° 33' 2.8"	鶴岡市鼠ヶ関 地内	庄内
91	赤川	赤川（本郷橋付近）	簡易	38° 36' 40.1"	139° 49' 55.6"	鶴岡市本郷 地内	庄内
92	須川	須川（東宮橋付近）	CCTV	38° 8' 49.6"	140° 16' 52.4"	上山市矢来四丁目 地内	東南村山
93	須川	須川（常盤橋付近）	CCTV	38° 13' 3.6"	140° 18' 42.5"	山形市大字片谷地 地内	東南村山
94	前川	前川（南陽市小岩沢付近）	CCTV	38° 5' 52.1"	140° 12' 37.9"	南陽市小岩沢 地内	東南村山
95	前川	前川（前川新橋付近）	CCTV	38° 8' 57.4"	140° 16' 15.7"	上山市河崎一丁目 地内	東南村山
96	最上小国川	最上小国川（赤倉温泉付近）	CCTV	38° 42' 39.0"	140° 33' 13.2"	最上町大字富澤 地内	最上
97	青竜寺川	青竜寺川（栄橋付近）	簡易	38° 46' 38.3"	139° 50' 21.2"	鶴岡市湯野沢 地内	庄内
98	荒川	荒川（越中里橋付近）	簡易	38° 8' 25.1"	139° 44' 23.6"	小国町大字越中里 地内	西置賜
99	荒川	荒川（沖庭橋付近）	簡易	38° 6' 12.9"	139° 44' 43.0"	小国町大字若山 地内	西置賜
100	小白川	小白川（大巻橋付近）	簡易	38° 1' 25.1"	139° 58' 37.4"	飯豊町大字小白川 地内	西置賜
101	萩生川	萩生川（二反田橋付近）	簡易	38° 3' 30.1"	139° 59' 26.7"	飯豊町大字萩生 地内	西置賜

※簡易：簡易型監視カメラ96箇所 CCTV5箇所 合計101箇所

4 欠測時の措置

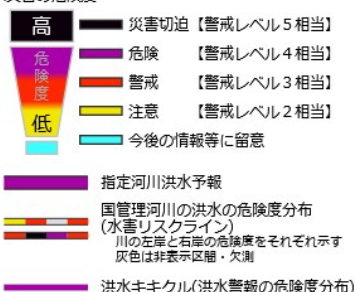
量水標管理者は、自らの管理に係る量水標等において欠測等が生じ、法第12条による水位の通報及び公表が出来ない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関に速やかに周知するものとする。なお欠測等により水位の通報及び公表が出来ない量水標等を代替する手段がある場合は、併せて関係機関に周知するものとする。

5 気象庁 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

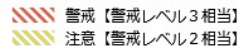
洪水予報河川・水位周知河川以外の河川については、洪水予報河川や水位周知河川に比べて得られる情報が少ないことから、避難指示等の発令の必要性を見極めるに当たり、河川水位等の現地情報に加え、水位計が設置されていない場合であっても、水位上昇の見込みを早期に把握するための情報の一つとして、河川毎の洪水災害発生の危険度を地図上で判断できる「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」を活用する。



洪水災害の危険度



本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度
河川の増水によって周辺の支川・下水道からの排水ができなくなることで発生する内水氾濫による洪水被害のおそれがあると認められるときに発表。



「気象庁 洪水キキクル」で検索

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

第5節 巡視及び警戒（法第9条）

1 巡 視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条）

2 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び重要水防箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて対応するものとする。

第6節 水門、樋門、ダム、溜池等の操作、その他の措置

- 1 支部水防長は、堰、水門、樋門その他河川、又は海岸に設置されている工作物の管理者をして、毎年出水期に先立ち、その点検整備を十分行わせるとともに、必要に応じて検査を行なう等適切な指導を行なうものとする。
- 2 支部水防長は、利水専用ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき次の事項に留意して、管理の適正を期し得るよう指導するものとする。
 - (1) 出水期に先立ち管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
 - (2) ダムの操作状況等の通報を迅速かつ的確に行ない得るよう、第5章に掲げるダム以外においても、あらかじめ通報系統を確立しておくこと。
 - (3) 堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端附近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート摩耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
 - (4) 貯水池内の浮上物件については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう陸上へ格納する等の措置を講ずること。
- 3 支部水防長は、渡船、船艇等の管理者に対して、あらかじめそのけい留固定等の措置について十分指導すること。

第7節 水防信号（法第20条）標識（法第18条）及び身分証明（法第49条）

1 水防信号

水防法第20条第1項の規定により水防信号は次のように区分する。（昭24.9 県規則80号）

- (1) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内に居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

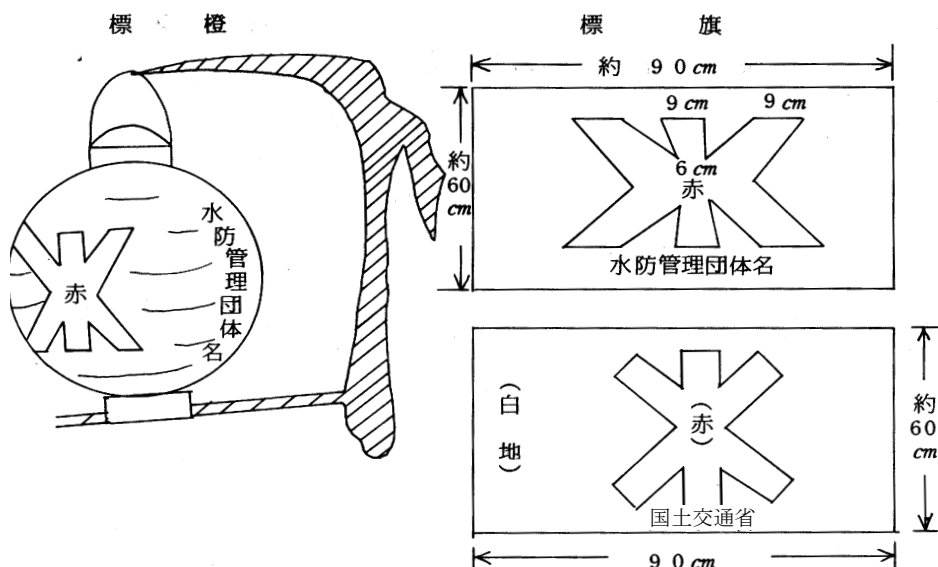
なお、地震による堤防の漏水・沈下等の危険を認める場合は、上記に準じて水防信号を発する。

前記の信号を次の方法によって発信する。

	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 約15秒 約15秒
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 約6秒 約6秒
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	休止 休止 ○(約10秒) ○(約10秒) ○(約10秒) 約5秒 約5秒
第4信号	乱 打	○(1分) (約5秒) ○(1分)
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

2 各優先通行標識

法第18条の規定により車両の標識を次の通りとする。（昭24.9.5 県告示386号）



3 身分証明

水防法第 49 条の規定により、必要な土地に立入る場合は身分証明票を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

備考

本証を携帯するものは次の規則を遵守しなければならない。

- (1) 本証は、水防法第 49 条第 2 項による土地立入証である。
- (2) 記名以外の使用を禁じる。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。
- (4) 本証記載事項に異動があったときは速やかに訂正を受けること。
- (5) 本証の有効期限は交付の日より 1 ケ年とする。

表 面

○○○第		号
立 入 検 査 証		
所 属	水 防	
職 名		
生年月日		
水防法第 49 条の規定に基づく職員であることを証明する。		
平成	年	月 日交付
山形県知事		

(横 9.8cm)

縦 6 cm

裏面

水防法第 49 条（資料の提出及び立入）

都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認められるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員、若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

水防法第 54 条

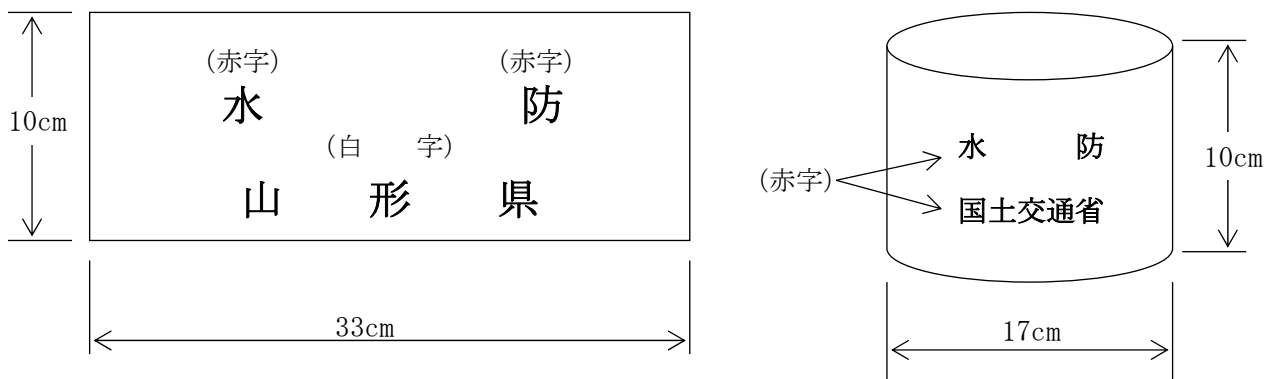
左記の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留に処する。

一、二、省略

三、第 49 条の規定による資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、又は規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4 腕 章

水防要員は、指導のため現場におもむくときは、下記の腕章をつけるものとする。



第8節 輸 送

水防管理団体及び水防支部は、水防資材、器具の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に際し、緊急輸送に当らしむものとする。

各水防支部は、管内の輸送経路についてあらかじめ水防管理団体と協定しておくものとする。

緊急のため、運搬車輛の不足を生じ止むを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関をこれに優先協力せしめるものとし、この場合、警察署長及び陸運事務所長に連絡応援を求めるものとする。

第9節 水 防 作 業

1 要 旨

洪水時において堤防に異常の起る時期は洪水継続時間にもよるが、おおむね水位の最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の 3/4 位に減水したときが最も危険）ことから洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

2 工 法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその附近で入手しやすい工法を選定するが、当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。

3 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は原則として各水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする。（法第41条及び44条の2）

水防支部はその所有している器具、運搬具等を非常に際して有効なる活用できるよう準備しておくものとする。

第10節 緊急通行（法第19条）

（1）緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般の交通に用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（2）損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第11節 公用負担（法第28条）

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。（法第28条）
- 2 上記の権限を行使するものは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長であつて、その身分を示す証明書を水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される証明書を携行し、必要に応じこれを示すものとする。
- 3 公用負担を命ずる権限を行使する際は、水防管理者の定めた命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有管理者、又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。
- 4 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し時価により、その損失を補償するものとする。（法第28条第3項）

第12節 避難のための立退き

1 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（法第29条）

2 避難及び立退き

- （1）知事は必要があると認めるときはラジオ、テレビ又は信号、その他により法第29条による立退き又はその準備を指示する。
- （2）水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

第13節 決壊・漏水等の通報及び災害発生時の処理

- 1 水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。（法第25条）

通報を受けた河川管理者は、水防上危険があるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

- 2 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は出来る限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。（法第26条）
- 3 この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。
 - (1) 居住者に対し、立退き指示（第4信号）避難誘導等。
 - (2) 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体並びに警察署に急報しなければならない。
- 4 水防支部長はこれを水防本部、災害対策本部その他必要な関係機関に急報すると共に、応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

第14節 水 防 解 除

- 1 水防管理者は水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。
- 2 水防解除を命じたときは直ちに所轄水防支部に連絡するとともにこれを一般に周知させなければならない。
- 3 支部水防長はこれを直ちに本部水防長に報告しなければならない。

第15節 水防報告

水防管理者は、水防終末後直ちに水防を実施した個所毎に次の事項をとりまとめ、別表様式により、水防支部長を経て水防本部長に報告をしなければならない。水防本部長は当該水防管理者からの報告内容について報告のあった後速やかに国（東北地方整備局）に報告するものとする。また、直轄河川にあっては所轄国土交通省河川事務所長にも報告する。

- （１）気象及び水文状況
- （２）警戒出動及び解散命令日時
- （３）水防団員又は消防団員の出動時刻及び人員
- （４）堤防その他諸施設の異常有無及びこれに対する処置とその効果
- （５）水防作業の状況
- （６）使用水防資材の種類及び員数並びに回収分
- （７）水防法第28条による公用負担を命じた種別、数量及び使用場所
- （８）応援の状況
- （９）居住者出勤の状況
- （10）現場指導者の職氏名
- （11）立退きの状況及びそれを指示した理由
- （12）水防関係者の死傷の有無及びその状況
- （13）殊勲者の職氏名及びその功績
- （14）事後の水防につき考慮を要する点等あればその要旨及び所見
- （15）障害物の処分した種別、数量及びその事由及び除却の場所
- （16）土地を一部使用した時はその場所及び所有者氏名とその理由
- （17）堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合はその場所及び損害状況
- （18）水防に要した経費

水防活動状況報告書様式

平成28年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成28年8月〇日～〇日)		
○概 要 〇〇市消防団は、平成28年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

第8章 浸水想定区域

第1節 洪水浸水想定区域の指定

1 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域

事務所	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
山形河川国道事務所	1	最上川上流	山形市、米沢市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、中山町、河北町、朝日町、大江町、高畠町、川西町、白鷹町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	2	須川	山形市、寒河江市、天童市、山辺町、中山町、河北町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	3	村山野川	東根市、河北町、村山市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	4	寒河江川	河北町、寒河江市、中山町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	5	置賜白川	長井市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	6	誕生川	南陽市、高畠町、川西町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	7	吉野川	南陽市、高畠町、川西町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	8	鬼面川	南陽市、高畠町、川西町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	9	天王川	米沢市、高畠町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	10	馬見ヶ崎川	山形市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
新庄河川事務所	11	最上川中流	新庄市、尾花沢市、大石田町、舟形町、大蔵村、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	12	鮭川	真室川町、鮭川村、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	13	真室川	真室川町、鮭川村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	14	金山川	金山町、真室川町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	15	丹生川	大石田町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	16	最上小国川	舟形町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
酒田河川国道事務所	17	最上川下流	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、戸沢村	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	18	赤川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28. 5. 31	東北地方整備局 告示第150号
	19	京田川	酒田市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	20	相沢川	酒田市	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号
	21	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28. 5. 31	東北地方整備局 告示第150号
	22	内川	鶴岡市、酒田市、三川町	H28. 5. 31	東北地方整備局 告示第150号
	23	立谷沢川	庄内町	H29. 1. 20	東北地方整備局 告示第13号

2 山形県知事が指定した洪水浸水想定区域

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
置賜 総合支庁	1	最上川	米沢市	H31. 3. 26	県告示第197号
	2	堀立川	米沢市	H31. 3. 26	県告示第197号
	3	羽黒川	米沢市	H29. 4. 28	県告示第360号
	4	天王川	米沢市、高畠町	H31. 3. 26	県告示第197号
	5	砂川	高畠町	H31. 3. 26	県告示第197号
	6	鬼面川	米沢市、高畠町、川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	7	吉野川	南陽市、高畠町	R1. 9. 27	県告示第324号
	8	屋代川	南陽市、高畠町	R1. 9. 27	県告示第324号
	9	誕生川	米沢市、川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	10	犬川	川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	11	黒川	川西町	H31. 3. 26	県告示第197号
	12	織機川	南陽市	H31. 3. 26	県告示第197号
西置賜	13	置賜白川	長井市、飯豊町	H29. 4. 28	県告示第360号
	14	置賜野川	長井市	H31. 3. 26	県告示第197号
	15	荒川	小国町	H31. 3. 26	県告示第197号
	16	横川	小国町	H31. 3. 26	県告示第197号
村山 総合支庁	17	須川	山形市、上山市	H30. 4. 27	県告示第379号
	18	須川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	19	前川	上山市	H30. 4. 27	県告示第379号
	20	前川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	21	小鶴沢川	山辺町	H31. 3. 26	県告示第197号
	22	小鶴沢川	中山町、山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	23	馬見ヶ崎川	山形市	H30. 4. 27	県告示第379号
	24	馬見ヶ崎川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	25	村山高瀬川	山形市	H30. 4. 27	県告示第379号
	26	村山高瀬川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	27	立谷川	山形市、天童市	H31. 3. 26	県告示第197号
	28	立谷川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	29	石子沢川	中山町	H31. 3. 26	県告示第197号
	30	倉津川	天童市、河北町	H31. 3. 26	県告示第197号
	31	倉津川	天童市、寒河江市、河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	32	乱川	天童市、東根市、河北町	H31. 3. 26	県告示第197号
	33	乱川	天童市、東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	34	押切川	天童市	H31. 3. 26	県告示第197号
	35	押切川	天童市	R6. 6. 14	県告示第451号
	36	蟹川	天童市	R6. 6. 14	県告示第451号
	37	前田川	天童市、河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	38	留山川	天童市	R6. 6. 14	県告示第451号
	39	樽川	天童市、河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	40	新田川	天童市	R6. 6. 14	県告示第451号
	41	芦沢川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	42	紅葉川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	43	定川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	44	横前川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	45	野呂川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	46	菰石川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	47	大門川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	48	貴船川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
村山 総合 支庁	49	逆川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	50	境ノ目川	山辺町	R6. 6. 14	県告示第451号
	51	摺鉢沢川	山辺町	R6. 6. 14	県告示第451号
	52	後明沢川	山形市、山辺町	R6. 6. 14	県告示第451号
	53	藤沢川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	54	上の沢川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	55	南沢川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	56	富神川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	57	遅沢川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	58	犬川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	59	本沢川	山形市、上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	60	花川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	61	龍山川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	62	坂巻川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	63	鳴沢川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	64	馬立川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	65	松尾川	山形市	R6. 6. 14	県告示第451号
	66	酢川	山形市、上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	67	蔵王川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	68	仙人沢川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	69	荒町川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	70	八幡堂川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	71	河原期川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	72	思川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	73	蓬萊川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	74	濁川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	75	忠川	上山市、南陽市	R6. 6. 14	県告示第451号
	76	生居川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	77	金山川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	78	柏木川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	79	菖蒲川	上山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	80	新堀川	中山町	R6. 6. 14	県告示第451号
	81	不動沢川	中山町	R6. 6. 14	県告示第451号
西村 山	82	月布川	大江町	H31. 3. 26	県告示第197号
	83	月布川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	84	沼川	寒河江市	H31. 3. 26	県告示第197号
	85	沼川	寒河江市	R6. 6. 14	県告示第451号
	86	寒河江川	寒河江市、河北町、西川町	H31. 3. 26	県告示第197号
	87	寒河江川	寒河江市、河北町、西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	88	新田川	河北町、東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	89	法師川	河北町、村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	90	古佐川	河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	91	村山沢川	河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	92	槇川	河北町、寒河江市	R6. 6. 14	県告示第451号
	93	寺川	河北町、寒河江市	R6. 6. 14	県告示第451号
	94	田沢川	河北町、寒河江市	R6. 6. 14	県告示第451号
	95	八木沢川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	96	八木沢川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
西村山	97	海味川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	98	間沢川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	99	綱取川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	100	水沢川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	101	高取川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	102	大入間川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	103	四ツ谷川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	104	大越川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	105	大井沢川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	106	根子沢川	西川町	R6. 6. 14	県告示第451号
	107	新沼川	寒河江市	R6. 6. 14	県告示第451号
	108	赤沼川	寒河江市	R6. 6. 14	県告示第451号
	109	市の沢川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	110	所部川	大江町、朝日町	R6. 6. 14	県告示第451号
	111	梵字川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	112	小鉾川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	113	小清川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	114	小柳川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	115	大瀬川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	116	徳沢川	大江町	R6. 6. 14	県告示第451号
	117	送橋川	朝日町、山辺町	R6. 6. 14	県告示第451号
	118	沢上川	山辺町、朝日町	R6. 6. 14	県告示第451号
	119	朝日川	朝日町	R6. 6. 14	県告示第451号
	120	大石沢川	朝日町	R6. 6. 14	県告示第451号
	121	ヌルマタ川	朝日町	R6. 6. 14	県告示第451号
北村山	122	村山野川	東根市	H31. 3. 26	県告示第197号
	123	村山野川	河北町、東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	124	白水川	東根市、河北町	H31. 3. 26	県告示第197号
	125	白水川	東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	126	日塔川	東根市	H31. 3. 26	県告示第197号
	127	日塔川	東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	128	大旦川	村山市	H30. 4. 27	県告示第379号
	129	大旦川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	130	富並川	村山市	H31. 3. 26	県告示第197号
	131	臈気川	尾花沢市、大石田町	H31. 3. 26	県告示第197号
	132	臈気川	尾花沢市、大石田町	R6. 6. 14	県告示第451号
	132	丹生川	尾花沢市、大石田町	H31. 3. 26	県告示第197号
	133	丹生川	尾花沢市、大石田町	R6. 6. 14	県告示第451号
	134	野尻川	尾花沢市、大石田町	H31. 3. 26	県告示第197号
	135	野尻川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	136	坂本沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	137	次年子川	大石田町、尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	138	名木沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	139	オソミヤ川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	140	八鍬沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	141	雨ヶ沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	142	小野尻川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	143	コヒ沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	144	村山水沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
北 村 山	145	綱木川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	146	赤井川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	147	中沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	148	岩谷沢川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	149	寺山川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	150	沢の川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	151	銀山川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	152	小塚川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	153	前田川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	154	千鳥川	尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	155	五十沢川	大石田町、村山市、尾花沢市	R6. 6. 14	県告示第451号
	156	沢の目川	村山市、大石田町	R6. 6. 14	県告示第451号
	157	小国沢川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	158	樽石川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	159	田村川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	160	新川	東根市、村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	161	大沢川	東根市、村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	162	蟬田川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	163	赤助川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	164	新山川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	165	村山中沢川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	166	千座川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	167	湯の入沢川	村山市	R6. 6. 14	県告示第451号
	168	平内川	東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	169	ムクロ沢川	東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	170	荷口川	東根市、河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	171	小見川	東根市、河北町	R6. 6. 14	県告示第451号
	172	猪野沢川	東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
	173	沼沢川	東根市	R6. 6. 14	県告示第451号
最 上 総 合 支 庁	174	最上小国川	舟形町、最上町	R1. 11. 8	県告示第420号
	175	鮭川	真室川町	H31. 3. 26	県告示第197号
	176	真室川	真室川町	H31. 3. 26	県告示第197号
	177	金山川	金山町	H31. 3. 26	県告示第197号
	178	上台川	金山町	H31. 3. 26	県告示第197号
	179	泉田川	新庄市、鮭川村	H31. 3. 26	県告示第197号
	180	大以良川	新庄市	H31. 3. 26	県告示第197号
	181	升形川	新庄市	H30. 4. 27	県告示第379号
	182	指首野川	新庄市	H30. 4. 27	県告示第379号
	183	角川	戸沢村	H31. 3. 26	県告示第197号
庄 内 総 合 支 庁	184	立谷沢川	庄内町	H30. 4. 27	県告示第379号
	185	相沢川	酒田市	H31. 3. 26	県告示第197号
	186	田沢川	酒田市	H31. 3. 26	県告示第197号
	187	京田川	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町	H30. 4. 27	県告示第379号
	188	藤島川	鶴岡市、酒田市、三川町	H30. 4. 27	県告示第379号
	189	黒瀬川	鶴岡市	H30. 4. 27	県告示第379号
	190	小牧川	酒田市	H31. 3. 26	県告示第197号
	191	赤川	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号
	192	倉沢川	鶴岡市	H31. 3. 26	県告示第197号
	193	内川（新内川）	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号

総合 支庁	NO	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町村	洪水浸水想定区域	
				指定月日	指定番号
庄内総合支庁	194	青竜寺川	鶴岡市、三川町	R1. 12. 24	県告示第538号
	195	大山川	鶴岡市、酒田市、三川町	R1. 12. 24	県告示第538号
	196	湯尻川	鶴岡市	R1. 12. 24	県告示第538号
	197	月光川	遊佐町	H30. 4. 27	県告示第379号
	198	庄内高瀬川	遊佐町	H30. 4. 27	県告示第379号
	199	日向川	酒田市	H21. 3. 31	県告示第337号
	200	荒瀬川	酒田市	R1. 12. 24	県告示第538号
	201	新井田川	酒田市	H29. 4. 28	県告示第360号
	202	三瀬川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号
	203	五十川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号
	204	温海川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号
	205	庄内小国川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号
	206	鼠ヶ関川	鶴岡市	R2. 1. 31	県告示第58号

第2節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村防災会議等は、次の措置を講じる。

1 市町村防災会議（水防協議会）

（1）市町村地域防災計画において定める事項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。（法第15条第1項）

①洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下において同じ。）

でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要が認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（2）地下街等又は高齢者等の災害時要援護者が利用する施設に係る措置

（1）の②に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（法第15条第2項）

2 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省で定める事項を市町村長に報告するものとする。（法第15条の2）

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所

有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要なその他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市町村長に報告し、公表するものとする。

また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。（法第15条の3）

4 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するように努め、作成した場合は市町村長に報告し、公表するものとする。

また、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。（法第15条の4）

5 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長

浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難を確保するために、市町村地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるために、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。（法第15条第3項）

第9章 協力及び応援

1 地元民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のため止むを得ない必要がある時は該当水防管理団体の区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(法第24条)

2 警察官の応援

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限り、その求めに応じ応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(法第23条)

4 協 定

あらかじめ応援を求める水防管理団体は法第23条の規定により応援が円滑、迅速に遂行できるよう協定しておくものとする。

5 指 導

水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警域、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援、指導を行なうものとする。

6 自衛隊の応援

知事は「災害派遣に関する山形県知事と陸上自衛隊第6師団長との協定書」に基づき自衛隊の出動を要請するものとする。

7 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。(河川法第22条の2関連)

1. 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの画像、ヘリ巡視の画像）の提供
2. 重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施
3. 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
4. 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
5. 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
6. 水防活動の記録（大臣管理区間及び知事管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

第 10 章 指定水防管理団体の水防計画

第 1 節 水防計画の樹立

- 1 指定水防管理団体は、水防計画を作成し、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。また知事に届け出なければならない。
(法第 33 条第 1 項、第 3 項)
- 2 指定水防管理団体は、水防計画を作成又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。
(法第 33 条第 3 項)
- 3 水防計画は、関係警察署長、消防機関の長、その他に通知し、主旨の徹底を期さなければならない。

第 2 節 水防協議会の設置

- 1 指定水防管理団体は、水防計画、その他水防に関し、重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を設置しなければならない。(法第 34 条)
- 2 前項の水防協議会の設置については、水防法第 34 条の定めるところによるが、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めなければならない。

第 3 節 水防計画

指定水防管理団体は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。この場合、「水防計画作成の手引き」を参考にそれぞれの地域の実状を踏まえ作成するものとする。
(平成 29 年 2 月 27 日付け国水環防第 20 号通知 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室長 「水防計画作成の手引き」の改訂について)

(例) 指定水防管理団体〇〇市町村

第 1 総 則

第 1 重要水防箇所一覧

(概ね県水防計画に準じ担当水防団、消防機関、組織及びその現場箇所の所在地等を記載すること。)

第 2 市町村における水防機構

(概ね県水防計画に準じ更に水防本部の所在を具体的に記載する他、必要に応じて、資材係、連絡係、協力係及び関係係員召集方法等を具体的に考慮すること。)

第 3 団体内部連絡

(市町村本部、器材等備蓄場、量水標、監視人等関係者間の具体的連絡方法を記載すること。)

第 4 市町村内一般に対する周知方法

(口頭伝達、貼紙、掲示、学童による伝達等を考慮すること。)

第 5 信号その他の合図

(県規則による信号を重ねて記載するほか、その他出動乃至現場活動においての合図による連絡方法を記載すること。)

第 2 水防巡視

巡視責任者、巡視方法、水防管理者への連絡、水防支部への連絡、臨時措置等につき記載すること。

第 3 水位の通報

第 1 通報水位及び連絡

(県より気象状況の通報があった場合の措置につき概ね下記による。)

水防支部より水防に関する通報連絡を受けたとき、又は気象状況等により必要と認めたときは市町村内各部落及び関係のある水害予防組合に通知するとともに市町村内各河川の氾濫注意水位(法第 12 条第 2 項で規定される警戒水位)を認定し雨量、水位、流量の観測を実施し、その資料を収集し、又は、市町村内各部落及び関係ある水防管理団体の情報を把握し、規定の通信連絡方法をもって、水防支部に報告するものとし、必要に応じ関係ある警察署、隣接水防管理団体に連絡するものとする。更に監視担当者、連絡担当者、連絡方法等を記載すること。なお市町村本部においては一見判明するよう整備記録の方法を定めることなどを考慮する。

第 2 水防通報

(概ね県水防計画第 7 章に準じ関係部分を具体的に記載すること。)

第 3 水位通報の間隔

(概ね県水防計画第 7 章第 4 節に準ずること、及び市町村内連絡を特に考慮すること。)

第 4 ダム、水門等の操作、その他の措置

(水防支部より気象状況の通報があった場合の措置についてできるだけ詳細に記載すること。)

第 1 ダム、水間、溜池、堰等の操作

(概ね県水防計画第 7 章第 6 節に準じ市町村内各河川、海岸の樋門及び排水機等の設置箇所、操作責任者及びそれらとの連絡方法等も記載すること。)

第 2 渡船、舟艇等の措置、その他

(概ね第 1 に準じて記載すること。)

第 5 氾濫注意水位(法第 12 条第 2 項で規定される警戒水位)

(概ね県水防計画第 6 章に準じ、市町村内部の連絡及び氾濫注意水位(警戒水位)信号を発するものを特に考慮すること。)

第 6 出 動

第 1 水防区域分担

区 域	担当水防団消防機関編成	備 考
		出動方法等につき考慮すること。但し水防管理者の別命があったときはこの限りでないものとする。 尚、要すれば水防団及び消防機関内部の事務分担交替方法も考慮する。

第 2 職員標式

(県水防計画第 7 章第 7 節のもののほか、水防団、消防機関につきそれぞれ昼間及び夜間の標識を考慮すること。)

第 7 居住者出動準備

(年令制限、病弱者制限、各戸〇人出動、総出動等の基準を記載すること。)

第 8 資材、器具等準備

(概ね県水防計画第 4 章第 1 節に準ずるほか、資材、器具の各戸供出予定、資材用土砂竹木採取場予定、救助用舟艇準備、伝令等も考慮し、図示等の方法により有機的関連を明確にすること。)

第 9 応 援

(協定の結べた範囲において概ね次表のような計画のほか応援を求める区間の細別、連絡方法等考慮すること。)

応 援 予 定 水 防 管 理 団 体	応 援 の 目 的 人 員 そ の 他	備 考

第 10 公用負担

(概ね県水防計画第 7 章第 10 節に規定する事項のほか、できる限り担当者を明確にしておくこと。)

第 11 他の水防管理団体との協定事項

(協定事項その他連絡方法等を記載する。)

第 12 避難のための立退き

(1) 立退き地区及び経路等

立退き区域名	立 退 き 先	経 路	立退き誘導者	備 考
				警察との連絡者等

(2) 立退き実施上の注意事項

(立退き信号、携行品、防火その他必要な注意事項及び災害救助法との関連における給食計画を考慮すること。)

第 14 水防解除

(周知方法や報告担当者を具体的に記載すること。)

第 15 水防通信連絡

(概ね県水防計画に準じ、更に具体的担当者、電話番号等を明確にすること。)

第 16 水防報告

(概ね県水防計画第 7 章第 14 節に準じ、報告に必要な事項について具体的に記載すること。)

第 1 1 章 水 防 訓 練

第 1 節 総 則

1 要 旨

出水や高潮等の災害を未然に防止するための水防技術を練磨し水防工法を修得するため水防訓練を行なわなければならない。

2 模範水防訓練

県は水防法の目的達成と同法第 3 条責任を遂行するため、水防管理団体の水防訓練に協力することとし、必要に応じて各支部毎の模範訓練を行なう。

この場合は関係警察署並びに水防管理団体の協力を求めるものとする。

3 指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行なわなければならない。
(法第 35 条)

4 水防訓練実施報告

水防訓練の実施については下記事項を水防本部に報告すること。

気象、出水の想定概況

水防訓練開始の日時及び終了の日時

水防訓練実施箇所 (〇〇川水系 〇〇川〇岸〇〇村〇〇字地先〇米)

出動人員横数 (消防団〇〇人 その他〇〇人)

作業概況

その他

第 2 節 水防訓練実施要領

1 訓練の目的

近時水害発生の実況に鑑み、水防活動を総合的に実施して管内水防管理団体及び水防団 (消防団) の有事即応の体制確立に資するとともに水防思想の普及啓蒙を目的とする。

2 日時・場所

自 〇〇時

令和〇年〇月〇日

至 〇〇時

〇〇市町村

左岸

〇〇地区

〇〇地内 〇〇川堤防

右岸

3 主 催

〇〇水防支部

〇〇市町村水防管理団体

4 参加人員

〇〇市〇〇町村水防本部員	名
〇〇市〇〇町村水防団員	名
近隣市町村消防、水防関係者	名
計	名

5 講師

〇〇総合支庁建設部長（次長）
〇〇水防支部員

6 服装

出動水防規員（消防団員）は、乙種法被とする。

7 編成

- (1) 土のうこしらえ作業〇〇市町村消防団〇〇分団〇〇部員〇〇名
(2) 木流し作業 同 上 名
(3) むしろ張作業 " 名
(4) 積土のう作業 " 名
(5) 月の輪 " 名
(6) くい打積土俵作業 " 名
(7) 折り返し作業 " 名

8 要領

- (1) 時 分所定の場所に集合完了
(2) 時 分作業員の編成完了
(3) 時 分全員整列完了

（水防本部を右翼に各分団 部 建制順に二列横隊）

- (4) 時 分開催の挨拶〇〇市町村水防本部員
(5) 時 分挨拶 〇〇市町村水防本部長
(6) 時 分点検

（〇〇分団〇〇部長より水防本部長へ人員報告の後、各部ごとに服装及び資材器具の点検をうける。）

- (7) 時 分訓練上の注意
〇〇総合支庁建設部長（次長）
〇〇水防支部員

- (8) 時 分訓練状況及び任務伝達
〇〇水防隊長（消防団長）

- (9) 時 分訓練開始

（想定に基づき出場団員は〇〇講師の指導により各種作業を開始する。）

◎ 各種作業は、別紙要領により開始すること。

- (10) (イ) 時 分講評
総合支庁建設部長（次長）
水防支部長

(ロ) 祝辞

(ハ) 閉会の挨拶

市町村水防本部員

想 定

◎ 第 1 状況

○月○日午後からの雨は本降りとなり、○日○時○分山形地方気象台から大雨洪水注意報として発表される状況となった。

山形県 注意報（発表）

令和 ○年 ○月 ○日○時○分 山形地方気象台発表

村山 大雨，洪水注意報

置賜 大雨，洪水注意報

庄内 大雨，洪水注意報

最上 大雨，洪水注意報

山形県では××日夕方まで土砂災害や河川の増水に注意して下さい。

村山 【発表】大雨，洪水注意報

特記事項 土砂災害注意

土砂災害 ××日夕方まで

洪水 ××日夕方まで

《 … 中略 … 》

最上 【発表】大雨，洪水注意報

特記事項 土砂災害注意

土砂災害 ××日夕方まで

洪水 ××日夕方まで

◎ 第 2 状況

(1) 明けて○日朝 6 時頃○○河川水位観測人から水防本部に下記の通報があった。「午前○時頃○○河川○○橋附近は水防団待機水位に達する見込、現在の増水速度は 1 時間○○mm から○○mm 程度であるが逐次増水速度は増加しつつある。」

○○時○○分○○川上流の情報によれば刻々増水し 1 時間○○cm から○○cm 程度である。

山形県 警 報（切替）

令和 ○年 ○月 ○日○時○分 山形地方気象台発表

村山 大雨，洪水警報

置賜 大雨，洪水警報

庄内 大雨，洪水警報

最上 大雨，洪水警報

山形県では××日昼過ぎまで土砂災害や河川の増水に警戒して下さい。

村山 【発表】大雨，洪水警報

特記事項 土砂災害警戒

土砂災害 ××日昼過ぎまで
 洪水 ××日昼過ぎまで
 付加事項 氾濫

《 … 中略 … 》

最上 【発表】大雨，洪水警報

特記事項 土砂災害警戒
 土砂災害 ××日昼過ぎまで
 洪水 ××日昼過ぎまで
 付加事項 氾濫

- (2) 町村水防本部長（町村長）は上流の情報並びに降雨状況等を考慮して、〇〇時〇〇分消防団（水防団）員及び水防関係者を招集することに決定した。
- (3) 水防本部長は区域内において、水防上危険と認められる〇〇川堤防（水防訓練場所）を警戒待機するよう水防隊に命じたが、水勢は強く木流し程度の水防工法で防止不可能となり、しかも堤防の斜面に一部流出を生じていることを発見し、堤防斜面の崩壊防止のためむしろ張作業を命じたが、水防団員（消防団）のみでは防止不可能となり水防隊長（消防団長）は水防本部長（市町村長）へ近接〇〇市町村水防団（消防団）の出動応援要請を依頼した。

◎ 第 3 状況

市町村水防本部長は、現地に出動している水防隊長の要請により直ちに所轄総合支庁長（水防支部長）総合支庁建設部長（次長）、警察署長と協議し、〇〇時〇〇分協定に基づき近接〇〇〇市町村の水防団員〇〇名を水防作業について応援を要請した。〇〇時〇〇分頃現地到着の予定。（想定のみ）

◎ 第 4 状況

豪雨はげしく水位は現在なお上昇中である。水防隊長は水防第 3 信号〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇—〇（水防法第 20 条第 1 項、昭和 24.9 県規則第 80 号）の警鐘（水防管理団体区域内に居住するものが出動することを知らせる。）を打鳴させ、非常配置につかせるとともに、堤防から水が溢れた箇所があるので積土俵を命じ堤防の上端に亀裂を生じたので折返し作業を命じた。〇時〇分近接〇〇市町村水防団員が車輛に水防資材を積載して到着し、現地の水防隊の指揮下に入り水防作業に従事した。（想定のみ）

◎ 第 5 状況

〇〇時〇分堤防斜面に漏水あるのを発見、漏水防止のため月の輪作業と、続いて堤防より居住地側の堤防斜面が崩れたため、くい打積土俵作業を命じた。〇〇時〇〇分現地の水防隊長より〇〇川の中州において救助を求めているもの 2～3 名あるのを発見し救助にあたってみたが、水勢は強く救助困難の実情にある、自衛隊航空隊員の救助出動要請を依頼した。〇〇時、地域平均雨量 100mm 以上に達した。現在水位は さらに上昇し、〇〇川は危険となったので、水防隊長は水防第 4 信号、乱打（水防法第 20 条第 1 項 昭和 24-9-5 県規則第 80 号）の警鐘（必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる）を乱打させる。

◎ 第 6 状況

水防団員（消防団員）及び自衛隊員、水防関係者は必要の水防作業を敢行している。〇〇時〇〇分〇〇川上流の報告によれば遂時減水の兆見え、〇〇川堤防固守の確信を得た頃自衛隊の航空機（ヘリコプター）が応援のため飛来し、〇〇川中州における災者の救出及び避難者並びに水防作業員に対しての食料投下と通信連絡等を行ない救助に成功して帰った。

◎ 第 7 状況

〇〇時頃に到り、雨は次第に小降りとなり風も弱まり、幸い西方に青空さえ見えて、作業員は安堵の胸をなでおろし作業を続けている。〇〇時頃天候は全く回復し水位も次第に減水し始め水防団員（消防団員）及び、水防関係者の必死の水防活動により〇〇時水防隊長は堤防の一部流出個所の状況及び水防作業の状況より見て一応危険性が去ったので一同待機の姿勢に戻し、〇〇時全く堤防決壊の危険性がなくなったので、人員、資材等の点検を行ない解散した。

作 業 開 始 要 領

1 集 れ

指揮者は右手をあげて「集れ」と号令し、作業員を集合させる。作業員は指揮者の前方約 5 米前のところに一列、または二列横隊の隊形に集合し、右ならえをし、整頓が終わったら右の方から順次直る。

2 番 号

指揮者は「番号」と号令し（各作業員の点呼及び任務分担を行なう）各作業員は、右の方から順次番号を呼称する。

3 休 め

指揮者は「休め」と号令し、各作業員を休憩させる（各作業員は左足を半歩横に開き、両手を後に組んで、その場において休めの姿勢をとらせる）

4 気をつけ

指揮者は「気をつけ」と号令し、各作業員を不動の姿勢をとらせる。

5 水防長へ部隊の敬礼及び報告

指揮者は「気をつけ」と号令し駆け足で、一番員の右 1.5m のところに至り廻り込みをして「水防部長に敬礼」「頭右」と号令し挙手の敬礼を行なった後（作業員は水防長へ一斉に注目の敬礼）「なおい」と号令し（作業員はなおい）駆け足で、水防長の前方おおむね 5 米のところに至り挙手の敬礼を行なう。

これより	消防団	分団	部土のうこしらえ作業
	水防団		

を行ないます。と報告し挙手の敬礼を行ない、水防長の左側 1.5m のところに位置しその後の「指示命令」を下す。

6 想 定

指揮者は「休め」「あごひもかけ」と号令し（指揮者及び作業員は不動の姿勢をとり、両手をもってあごひもをかけ、元の姿勢にかえる）全員あごひもかけ終わったら「気をつけ」と号令し（右手を以て示す）

土のうこしらえ作業
木流し作業
むしろ張作業
積土俵作業
月の輪作業
杭打積土のう作業
(同上作業の何れか)

「始め」と号令する。

7 想 定

作業員は一番の「ヨシ」の呼称により一番員から順次作業を開始する。
(作業員終わったら元の位置にもどり整列する)

8 点 検

指揮者は作業員の作業状況を監視し（注意する点は指示して作業員を直させる）全員作業終了整列し終わったら、元の位置にもどり「休め」「あごひもあげ」「服装を直せ」と号令する（作業員は不動の姿勢をとり両手をもって、あごひもあげ服装を直して不動の姿勢をとる）

9 報 告

指揮者は「気をつけ」と号令し、駆け足で水防長の前方おおむね 5m のところに至り挙手の敬礼を行ない廻れ右して元の位置にもどり廻れ右して前方を正視する。

10 部長の敬礼

指揮者は「水防長に敬礼」「頭右」と号令し挙手の敬礼を行ない（作業員は一斉に注目の敬礼）、次に「なおれ」と号令する。

11 解 散

指揮者は作業員に面し「わかれ」と号令し、作業員の敬礼に答礼を行なって解散する。

備 考 各作業毎に本要領に基づき実施するようにして載きたい。

第 1 2 章 水防協力団体制度

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、**2**に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
水防に関する情報又は資料の収集、提供
水防に関する調査研究
水防に関する知識の普及、啓発
前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第 32 条の 3）

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料 12-1 を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料 12-5 に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料 12-1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（〇〇市（町）長）（〇〇市（町）△△部□□課）に「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（資料 12-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 12-3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者（〇〇市（町）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（資料 12-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 12-2 水防協力団体指定申請書様式（例）

○○市（町）水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
○○市（町）水防管理者 ○○市（町）長 様	住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名
水防法第 3 6 条第 1 項及び○○市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、○○市（町）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 12-3）を添えて申請します。	

資料 12-3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協力活動業務計画書
下記の○○市（町）の実施する水防活動に協力します。
記
※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください
I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3-（1）関係）
1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3-（2）関係） 具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
[]
III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-（3）関係）
1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡
IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-（4）関係）
1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布
V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3-（5）関係）
1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-（6）関係）
1 水防団が開催する水防演習への参加 2 住民の避難訓練の実施
◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。
[]

資料 12-4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体認定書	
住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代 表 者	年 月 日 〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長
水防法第 3 6 条第 1 項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町）水防協力団体に指定します。	

資料 12-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領
1. 趣旨 〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。 2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係） 水防法第 36 条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係） 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 12-6）を提出させることができる。 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係） 水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。 5. その他 （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。 附 則 この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 12－6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書	
年 月 日	
〇〇市（町）水防管理者	
〇〇市（町）長	様
	住 所
	（事務所所在地）
	団体の名称
	代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。	

第13章 重要水防箇所

1 重要水防箇所評定基準

(1) 河川関係

山形県

種別	水防上最も重要な区間（A）	水防上重要な区間（B）	要注意区間
堤防高 （流下能力）	計画高水流量相当（※1）規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量相当（※1）規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	河道内の堆積土砂、樹木等による流下能力不足の箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満（※2）の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上（※2）確保されている箇所。	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	過去に漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固等が洗掘を受け、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。（※3）。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量相当規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。（※3）	

種別	水防上最も重要な区間（A）	水防上重要な区間（B）	要注意区間
新堤防・ 破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

- （※1）計画高水流量相当とは、既往洪水流量（年 1 ～ 2 回程度）規模の洪水や河川整備計画上の計画高水流量規模の洪水等に相当する流量を指す。
- （※2）計画の改修断面が設定されていない区間については、上下流の堤防断面を比較対象とする。
- （※3）未改修区間における要改築構造物や河川管理施設等構造令に適合していない橋梁等について、上下流の状況から明らかに桁下高等が不足しているものは対象とする。

重要水防箇所評定基準（案）

国土交通省

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 海岸関係

危険度評定基準

山形県

種別 \ 区分	最も重要な区域 A	次に重要な区域 B
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く、特に注意を要する地区。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。
洗掘	堤脚又は覆岸の根囲が洗掘しているもの。 消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場合。
堤体の強度	施工してから年数がたち、全体的に破損又過去に大きな破損の実績のあるもの。	施工してから年数がたち、堤体に破損があるもの。

2 重要水防箇所

重要水防箇所は資料編に示す。